

第 1 4 3 5 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[条 例]

甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例・・・6
 甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例・・・29
 甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
 条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
 甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
 基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
 甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並び
 に指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援
 の方法に関する基準を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・226
 甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関
 する基準等を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・356
 甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準
 等を定める条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・483
 甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定め
 る条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・516
 甲府市特別会計条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・555

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・556
 甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のう
 ち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正
 する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・560
 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関
 する基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・562
 甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条
 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・566
 甲府市職員給与条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・567
 甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条
 例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・568
 甲府市市税条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・569
 甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・570
 甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例・・・571
 甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・572
 甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・574
 甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・575

甲府市市税条例等の一部を改正する条例	576	甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則	909
[規 則]		甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則	933
甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則	582	甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	953
市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	599	甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則	969
甲府市興行場法施行細則	601	甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則	983
甲府市旅館業法施行細則	616	甲府市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則	992
甲府市公衆浴場法施行細則	627	甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則	994
甲府市理容師法施行細則	638	甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則	996
甲府市温泉法施行細則	649	職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	998
甲府市化製場等に関する法律施行細則	659	甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1000
甲府市クリーニング業法施行細則	677	甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1001
甲府市美容師法施行細則	692	甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則	1003
甲府市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則	703	甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1005
甲府市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則	711	甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則	1007
甲府市歯科技工士法施行細則	721	甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則	1008
甲府市柔道整復師法施行細則	725	甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則	1009
甲府市健康増進法施行細則	732	甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則	1049
甲府市と畜場法施行細則	746	甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1079
甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則	765	甲府市屋外広告物条例施行規則	1181
甲府市食品衛生法施行細則	781		
甲府市医療法施行細則	803		
甲府市臨床検査技師等に関する法律施行細則	874		
甲府市死体解剖保存法施行細則	885		
甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	890		
甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則	908		

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則	1234	指定地域密着型サービス事業者の廃止公示（2件）	1334
[規 程]		指定居宅介護支援事業者の指定公示	1336
甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程	1272	指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	1337
[告 示]		指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定更新公示	1338
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	1309	開発行為に関する工事の完了公告	1339
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	1310	介護保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	1340
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	1311	平成16年甲府市告示第214号の一部を改正する告示	1341
入札告示	1312	固定資産税督促状公示送達	1342
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示（3件）	1315	指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	1343
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	1318	指定地域密着型サービス事業者の廃止公示	1344
指定介護予防訪問介護相当サービス事業者の指定公示	1319	介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書・納付書公示送達	1345
入札告示	1320	甲府市民生委員の定数を定める告示	1346
農業振興地域整備計画の変更公告	1323	介護保険料督促状公示送達	1347
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	1324	道路の供用開始告示	1348
国民健康保険料納入通知書公示送達	1325	平成31年度固定資産課税台帳の縦覧告示	1349
差押調書公示送達	1326	後期高齢者医療保険料督促状公示送達	1350
農用地利用集積計画を定めた旨の公告	1327	後期高齢者医療保険料過誤納金還付・充当通知書公示送達	1351
国民健康保険被保険者証無効告示	1328	平成31年度予算の公表	1352
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示（2件）	1329	平成30年度補正予算の公表	1353
開発行為に関する工事の完了公告	1331	開発行為に関する工事の完了公告	1354
配当計算書・充当通知書公示送達	1332	平成30年甲府市告示第593号の一部を改正する告示	1355
平成30年度補正予算の公表	1333	平成30年甲府市告示第459号の内容を変更する告示	1356
		指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示	1357

指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	1358
自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示	1359
都市計画事業認可図書縦覧告示（2件）	1360
地域農業マスタープランの公表	1362
道路区域の変更告示（2件）	1364
道路の供用開始告示	1366
指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定公示（4件）	1367
市たばこ税更正通知書公示送達	1371
指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示（3件）	1372
指定地域密着型サービス事業者の廃止公示（4件）	1375
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示	1379
公印廃止告示	1380
〔 教育委員会 〕	
甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則	1381
甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則	1386
入札告示	1388
〔 選挙管理委員会 〕	
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	1392
甲府市長選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表	1393
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	1394
山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場設置告示	1395

山梨県議会議員一般選挙における投票管理者及び職務代理者選任の告示	1396
山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	1397
山梨県議会議員一般選挙における投票所を定める告示	1398
山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所を定める告示	1399
山梨県議会議員一般選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	1400
山梨県議会議員一般選挙において時間を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示	1401
〔 公平委員会 〕	
甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	1402
〔 農業委員会 〕	
甲府市農業委員会3月定例総会招集公告	1403
〔 上下水道局 〕	
甲府市上下水道局会計規程等付属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程	1404
甲府市上下水道局事案決定規程等の一部を改正する規程	1421
甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程	1424
甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程	1426
下水道工事指定店の指定告示	1432
〔 任免辞令 〕	
市長事務部局	1433
議会事務局	1435
教育委員会	1435
監査委員事務局	1436
農業委員会事務局	1436

上下水道局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1436

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

条例

甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第1号

甲府市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第65条第1項の規定に基づき、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 軽費老人ホームは、無料又は低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なものを入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければな

らない。

(暴力団の排除)

第3条 軽費老人ホームの設置者は、その役員及び当該軽費老人ホームの施設を管理する者が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(構造設備等の一般原則)

第4条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 軽費老人ホームの立地に当たっては、入所者の外出の機会や地域住民との交流の機会が確保されるよう努めなければならない。

(設備の専用)

第5条 軽費老人ホームの設備は、専ら当該軽費老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 軽費老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 軽費老人ホームの職員は、専ら当該軽費老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員

- (4) 入所者に提供するサービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 軽費老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、軽費老人ホームの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 軽費老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、非常災害の際に入所者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 軽費老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者に提供するサービスの状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 入所者に提供するサービスに関する計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第18条第4項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置につい

ての記録

(設備の基準)

第11条 軽費老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての軽費老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 食堂

(4) 浴室

(5) 洗面所

(6) 便所

- (7) 調理室
 - (8) 面談室
 - (9) 洗濯室又は洗濯場
 - (10) 宿直室
 - (11) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備
- 4 前項第1号、第4号及び第7号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、21.6平方メートル（エの設備を除いた有効面積は14.85平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、31.9平方メートル以上とする。
 - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。
 - オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとすのほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。
 - (3) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。
- 5 前項第1号の規定にかかわらず、10程度の数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入所者が談話室、娯楽室又は集会室及び食堂として使用することが可能な部屋をいう。以下この項において同じ。）により構成される区画における設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ウ 一の居室の床面積は、15.63平方メートル（エの設備を除いた有効面積は13.2平方メートル）以上とすること。ただし、アただし書の場合にあっては、23.45平方メートル以上とする。
 - エ 洗面所、便所、収納設備及び簡易な調理設備を設けること。ただし、共同

生活室ごとに便所及び調理設備を適当数設ける場合にあつては、居室ごとの便所及び簡易な調理設備を設けないことができる。

オ 緊急の連絡のためのブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 共同生活室

ア 同一区画内の入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

イ 必要な設備及び備品を備えること。

6 前各項に規定するもののほか、軽費老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 施設内に一斉に放送できる設備を設置すること。

(2) 居室が2階以上の階にある場合にあつては、エレベーターを設けること。

(職員配置の基準)

第12条 軽費老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、入所定員が40人以下又は他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホーム（入所者に提供するサービスに支障がない場合に限る。）にあつては第4号の栄養士を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームにあつては第6号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員 入所者の数が120又はその端数を増すごとに1以上

(3) 介護職員

ア 一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第4号）第207条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定介護予防特定施設入居者生活介護（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号）第171条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備

- 及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。（以下同じ。）の提供を受けていない者をいう。（以下同じ。）の数が30以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上
- イ 一般入所者の数が30を超えて80以下の軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2以上
- ウ 一般入所者の数が80を超える軽費老人ホームにあっては、常勤換算方法で、2に実情に応じた適当数を加えて得た数
- (4) 栄養士 1以上
- (5) 事務員 1以上
- (6) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 4 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
- 5 第1項第2号の生活相談員を置く場合にあっては、当該生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームにあっては、入所者に提供するサービスに支障がないときは、第1項第2号の生活相談員のうち1人を置かないことができる。
- 7 第1項第3号の介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第3号の介護職員は、入所者の身体機能の状況、併設する社会福祉施設等との連携、介護保険サービス等の活用その他の方法により当該軽費老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、あらかじめ、入所者の全員の同意を得て、当該介護職員

のうち1人を置かないことができる。

9 第6項及び前項の規定にかかわらず、生活相談員又は介護職員については、いずれか1人を置かなければならない。

10 第1項第4号の栄養士及び同項第5号の事務員のそれぞれのうち、1人は、常勤でなければならない。

11 第1項第5号の事務員は、入所定員が60人以下の場合又は他の社会福祉施設等を併設する軽費老人ホームにおいては、入所者に提供するサービスに支障がない場合は、当該事務員を置かないことができる。

12 第1項第6号の規定にかかわらず、サテライト型軽費老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この項において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の軽費老人ホームをいう。以下この項において同じ。）の調理員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型軽費老人ホームの入所者に提供するサービスが適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設又は介護医療院 調理員又はその他の従業者

(2) 診療所 その他の従業者

13 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。ただし、当該軽費老人ホームの敷地内に職員宿舎が整備されていること等により、職員が緊急時に迅速に対応できる体制が整備されている場合は、この限りでない。

（入所申込者等に対する説明等）

第13条 軽費老人ホームは、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を記載した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の契約において、入所者の権利を不当に狭めるような

契約解除の条件を定めてはならない。

3 軽費老人ホームは、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該軽費老人ホームは、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて入所申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の電子情報処理組織とは、軽費老人ホームの使用に係る電子計算機と、入所申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 軽費老人ホームは、第3項の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち軽費老人ホームが使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た軽費老人ホームは、当該入所申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該入所申込者又はその家族に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(対象者)

第14条 軽費老人ホームの入所者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族による援助を受けることが困難なもの
- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入所させることが必要と認められる者については、この限りでない。

(入退所)

第15条 軽費老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活の状況、家庭の状況等の把握に努めなければならない。

- 2 軽費老人ホームは、入所者の心身の状況、入所中に提供することができるサービスの内容等に照らし、軽費老人ホームにおいて日常生活を営むことが困難となったと認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望を十分に勘案し、その者の状態に適合するサービスに関する情報の提供を行うとともに、適切な他のサービスを受けることができるよう必要な援助に努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）又は施設サービス計画（同条第26項に規定する施設サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者（同条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。）又は介護保険施設（同条第25項に規定する介護保険施設をいう。）に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第16条 軽費老人ホームは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料の受領)

第17条 軽費老人ホームは、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居住に要する費用（前号及び次号の光熱水費を除く。）
- (4) 居室に係る光熱水費
- (5) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、軽費老人ホームにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームは、前項各号に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(サービス提供の方針)

第18条 軽費老人ホームは、入所者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行うとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供しなければならない。

2 軽費老人ホームの職員は、入所者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身

体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

4 軽費老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(食事の提供)

第19条 軽費老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第20条 軽費老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 軽費老人ホームは、要介護認定（介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合には、その者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

3 軽費老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

5 軽費老人ホームは、2日に1回以上の頻度で入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入所者の清潔の保持に努めなければならない。

6 軽費老人ホームは、入所者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努めなければならない。

(居宅サービス等の利用)

第21条 軽費老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な援助を行わなければならない。

(健康の保持)

第22条 軽費老人ホームは、入所者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供しなければならない。

2 軽費老人ホームは、入所者について、健康の保持に努めなければならない。

(施設長の責務)

第23条 施設長は、軽費老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第24条 軽費老人ホームの生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ。）の作成等に資するため、居宅介護支援事業（同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業をいう。以下同じ。）又は介護予防支援事業（同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

(2) 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録をすること。

(3) 第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をすること。

2 前項の規定にかかわらず、生活相談員が置かれていない軽費老人ホームにあつ

ては、介護職員が同項各号に掲げる業務を行わなければならない。

(勤務体制の確保等)

第25条 軽費老人ホームは、入所者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるよう配慮しなければならない。

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第26条 軽費老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第27条 軽費老人ホームは、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成20年厚生労働省令第107号)第26条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力医療機関等)

第28条 軽費老人ホームは、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該軽費老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

2 軽費老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該軽費老人ホームとの間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第29条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 軽費老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(広告)

第31条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームについて広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(苦情への対応)

第32条 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 軽費老人ホームは、その提供したサービスに関し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 軽費老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 軽費老人ホームは、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第33条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び職員に対する研修を行うこと。

2 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 軽費老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 軽費老人ホームは、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過的軽費老人ホーム)

第2条 平成20年6月1日前から存する軽費老人ホーム(同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)のうち、軽費老人ホームA型(次条から附則第10条までの規定に適合する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)として市長が指定するものについては、第2条から第34条までの規定にかかわらず、次条から附則第10条までに定めるところによる。

(軽費老人ホームA型に係る基本方針)

第3条 軽費老人ホームA型は、無料又は低額な料金で、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者を入所させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、健康管理、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入所者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目指すものでなければならない。

2 軽費老人ホームA型は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ったサービスの提供を行うように努めなければならない。

3 軽費老人ホームA型は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切なサービスの提供に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(軽費老人ホームA型の規模)

第4条 軽費老人ホームA型は、50人以上の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(軽費老人ホームA型の設備の基準)

第5条 軽費老人ホームA型の建物(入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての建物であって、火災時における入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調

理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 軽費老人ホームA型には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該軽費老人ホームA型の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者に提供するサービスに支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 談話室、娯楽室又は集会室

(3) 静養室

(4) 食堂

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

(10) 職員室

(11) 面談室

(12) 洗濯室又は洗濯場

(13) 宿直室

(14) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項第1号、第5号、第8号及び第9号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、原則として1人とする。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、6.6平方メートル（収納設備を除く。）

以上とすること。

(2) 浴室 老人が入浴するのに適したものとするほか、必要に応じて、介護を必要とする者が入浴できるようにするための設備を設けること。

(3) 医務室 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

（軽費老人ホームA型の職員配置の基準）

第6条 軽費老人ホームA型に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

ただし、併設する特別養護老人ホームの栄養士、事務員、医師又は調理員その他の職員との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる軽費老人ホームA型（入所者に提供されるサービスに支障がない場合に限る。）にあっては第5号の栄養士、第6号の事務員、第7号の医師又は第8号の調理員その他の職員を、調理業務の全部を委託する軽費老人ホームA型にあっては第8号の調理員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 生活相談員

ア 生活相談員の数は、次のとおりとすること。

㊦ 入所者の数が170以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、1以上

㊧ 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、2以上

イ 生活相談員のうち1人を主任生活相談員とすること。ただし、他の社会福祉施設等に併設されていない軽費老人ホームA型であって入所者の数が50以下のものにあつては、この限りでない。

(3) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

㊦ 入所者の数が80以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4以上

(イ) 入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、4に入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(ロ) 入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）

ア 入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

イ 入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 事務員 2以上

(7) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(8) 調理員その他の職員 当該軽費老人ホームA型の実情に応じた適当数

2 前項第2号から第4号までの規定にかかわらず、指定特定施設入居者生活介護、指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定地域密着型特定施設入居者生活介護を行う軽費老人ホームA型に置くべき生活相談員、介護職員及び看護職員は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 入所者の数が170を超える軽費老人ホームA型にあつては、1以上

(2) 介護職員

ア 介護職員の数は、次のとおりとすること。

(イ) 一般入所者の数が20以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、1以上

(ロ) 一般入所者の数が20を超えて30以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、2以上

(ハ) 一般入所者の数が30を超えて40以下の軽費老人ホームA型にあつては、常勤換算方法で、3以上

(ニ) 一般入所者の数が40を超えて80以下の軽費老人ホームA型にあつて

は、常勤換算方法で、4以上

(イ) 一般入所者の数が80を超えて200以下の軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、4に一般入所者の数が80を超えて20又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(ロ) 一般入所者の数が200を超える軽費老人ホームA型にあっては、常勤換算方法で、10に実情に応じた適当数を加えて得た数

イ 一般入所者の数が40を超える軽費老人ホームA型は、介護職員のうち1人を主任介護職員とすること。

(3) 看護職員

ア 一般入所者の数が130以下の軽費老人ホームA型にあっては、1以上

イ 一般入所者の数が130を超える軽費老人ホームA型にあっては、2以上

3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、再開の場合は、推定数による。

4 第1項及び第2項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該軽費老人ホームA型において常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該軽費老人ホームA型の管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

6 第1項第2号及び第2項第1号の生活相談員（主任生活相談員が配置されているときは当該主任生活相談員）のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号イ及び第2項第2号イの主任介護職員は、常勤でなければならない。

8 第1項第4号及び第2項第3号イの看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

9 第1項第5号の栄養士は、常勤でなければならない。

10 第1項第6号の事務員のうち、1人（入所定員が110人を超える軽費老人ホームA型にあっては、2人）は、常勤でなければならない。

11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1人以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。

(軽費老人ホームA型の利用料の受領)

第7条 軽費老人ホームA型は、入所者から利用料として、次に掲げる費用の支払を受けることができる。

- (1) サービスの提供に要する費用（入所者の所得の状況その他の事情を勘案して徴収すべき費用として市長が定める額に限る。）
- (2) 生活費（食材料費及び共用部分に係る光熱水費に限る。）
- (3) 居室に係る光熱水費
- (4) 入所者が選定する特別なサービスの提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるもの

2 軽費老人ホームA型は、前項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

3 第1項第2号の生活費は、地域の実情、物価の変動その他の事情を勘案して市長が定める額を上限額とする。

(軽費老人ホームA型における健康管理)

第8条 軽費老人ホームA型は、入所者について、その入所時及び毎年2回以上定期に健康診断を行わなければならない。

(軽費老人ホームA型における生活相談員の責務)

第9条 軽費老人ホームA型の生活相談員は、入所者からの相談に応ずるとともに、適切な助言及び必要な支援を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

- (1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業又は介護予防支援事業を行う者との密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。
- (2) 次条において準用する第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録をすること。
- (3) 次条において準用する第34条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録をすること。

- 2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、軽費老人ホームA型への入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行わなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、主任生活相談員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては生活相談員又は主任介護職員が、生活相談員及び主任介護職員が置かれていない軽費老人ホームA型にあっては介護職員が前2項の業務を行わなければならない。

(準用)

第10条 第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで、第23条及び第25条から第34条までの規定は、軽費老人ホームA型について準用する。この場合において、第23条第2項中「第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条まで」とあるのは、「附則第7条から附則第9条まで並びに附則第10条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第21条まで及び第25条から第34条まで」と読み替えるものとする。

甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第2号

甲府市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものでなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った処遇を行うように努めなければならない。

3 養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第3条 養護老人ホームの設置者は、その役員及び当該養護老人ホームの施設を管理する者が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

(構造設備の一般原則)

第4条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 養護老人ホームの設備は、専ら当該養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 養護老人ホームの長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 養護老人ホームの職員は、専ら当該養護老人ホームの職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他施設の運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第9条 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関へ

の通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、養護老人ホームの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、非常災害の際に、入所者、職員等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 処遇計画
- (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
- (3) 第17条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 養護老人ホームは、20人以上（特別養護老人ホームに併設する場合にあっては、10人以上）の人員を入所させることができる規模を有しなければならない。

(設備の基準)

第12条 養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建

物を除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 食堂

(4) 集会室

(5) 浴室

(6) 洗面所

(7) 便所

(8) 医務室

(9) 調理室

- (10) 宿直室
- (11) 職員室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 霊安室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 地階に設けてはならないこと。

イ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

エ 入所者の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。

(2) 静養室

ア 医務室又は職員室に近接して設けること。

イ 原則として1階に設け、寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ウ ア及びイに定めるもののほか、前号ア、ウ及びエに定めるところによること。

(3) 洗面所 居室のある階ごとに設けること。

(4) 便所 居室のある階ごとに男女別に設けること。

(5) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(6) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(7) 職員室 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

5 前各項に規定するもののほか、養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.35メートル（中廊下にあっては1.8メートル）以上とすること。

- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(職員の配置の基準)

第13条 養護老人ホームに置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあつては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあつては第7号の調理員を置かないことができる。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員
 - ア 常勤換算方法で、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1以上とすること。
 - イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
- (4) 支援員
 - ア 常勤換算方法で、一般入所者（入所者であつて、指定特定施設入居者生活介護（甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第4号）第207条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））、指定地域密着型特定施設入居者生活介護（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号）第130条第1項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号）第171条第1項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。））の提供を受けていないものをいう。以下同じ。）の数が15又はその端数を増すごとに1以上とすること。

- イ 支援員のうち、1人を主任支援員とすること。
 - (5) 看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。） 常勤換算方法で、入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (6) 栄養士 1以上
 - (7) 調理員、事務員その他の職員 当該養護老人ホームの実情に応じた適当数
- 2 前項（第1号、第2号、第6号及び第7号を除く。）の規定にかかわらず、視覚又は聴覚に障害のある入所者の数が入所定員の7割を超える養護老人ホーム（以下この項において「盲養護老人ホーム等」という。）に置くべき生活相談員、支援員及び看護職員については、次のとおりとする。
- (1) 生活相談員
 - ア 常勤換算方法で、1に、入所者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
 - イ 生活相談員のうち入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上を主任生活相談員とすること。
 - (2) 支援員
 - ア 常勤換算方法で、別表の左欄に掲げる一般入所者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる支援員の数以上とすること。
 - イ 支援員のうち1人を主任支援員とすること。
 - (3) 看護職員
 - ア 入所者の数が100を超えない盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2以上とすること。
 - イ 入所者の数が100を超える盲養護老人ホーム等にあつては、常勤換算方法で、2に、入所者の数が100を超えて100又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上とすること。
- 3 前2項の入所者及び一般入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。
- 4 第1項、第2項、第8項及び第10項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務する時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- 5 施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当

該養護老人ホームの管理上支障がない場合には、同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

- 6 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホーム（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下この条において「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される入所定員が29人以下の養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- 7 第1項第3号イ又は第2項第1号イの主任生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、入所者の処遇に支障がない場合には、当該養護老人ホームが行う当該事業に係る他の職務に従事することができる。
- 8 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームに置くべき生活相談員の数については、第1項第3号又は第2項第1号に定める生活相談員の数から、常勤換算方法で、1を減じた数とすることができる。
- 9 第1項第4号イ又は第2項第2号イの主任支援員は、常勤でなければならない。
- 10 第1項第5号又は第2項第3号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、第1項第5号の看護職員については、サテライト型養護老人ホームにあっては、常勤換算方法で、1以上とする。
- 11 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の職員に宿直勤務又は夜間及び深夜の勤務（宿直勤務を除く。）を行わせなければならない。
- 12 第1項第3号、第6号及び第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める

職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

- (1) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (2) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
- (3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
- (4) 診療所 事務員その他の従業者
（居室の定員）

第14条 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者への処遇上必要と認められる場合には、2人とすることができる。

（入退所）

第15条 養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

- 2 養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮しなければならない。
- 3 養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる生活環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助に努めなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 5 養護老人ホームは、入所者の退所後も、必要に応じ、当該入所者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助に努めなければならない。

（処遇計画）

第16条 施設長は、生活相談員に処遇計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 生活相談員は、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成しなければならない。
- 3 生活相談員は、処遇計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見

直しを行わなければならない。

(処遇の方針)

第17条 養護老人ホームは、入所者について、その者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、その心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導、訓練その他の援助を妥当適切に行わなければならない。

2 入所者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、当該入所者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

5 養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

6 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(食事の提供)

第18条 養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

(生活相談等)

第19条 養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 養護老人ホームは、入所者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導、訓練その他の援助を行わなければならない。

3 養護老人ホームは、要介護認定（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定をいう。）の申請等、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、当該入所者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入所者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

6 養護老人ホームは、入所者に対し、退所後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

7 養護老人ホームは、1週間に2回以上、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

8 養護老人ホームは、趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならない。

（居宅サービス等の利用）

第20条 養護老人ホームは、入所者が要介護状態等（介護保険法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。）となった場合には、その心身の状況、その置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けられることができるよう、必要な措置を講じなければならない。

（健康管理）

第21条 養護老人ホームは、入所者について、その入所時及び毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

（施設長の責務）

第22条 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第15条から前条まで及び次条から第30条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第23条 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 入所者の居宅サービス等の利用に際し、介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画の作成等に資するため、同法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業又は同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めること。

(2) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録を行うこと。

(3) 第30条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録を行うこと。

2 主任生活相談員は、前項に規定する業務のほか、養護老人ホームへの入所に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行うものとする。

3 指定特定施設入居者生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う養護老人ホームであって、第13条第1項第3号の生活相談員を置いていない場合にあつては、主任支援員が前2項に掲げる業務を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第24条 養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入所者が安心して日常生活を送るために継続性を重視した処遇を行うことができるよう配慮しなければならない。

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保し

なければならない。

(衛生管理等)

第25条 養護老人ホームは、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和41年厚生省令第19号)第24条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第26条 養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院(当該養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。)を定めなければならない。

2 養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該養護老人ホームとの間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第27条 養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必

要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第28条 養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

5 養護老人ホームは、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第29条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 養護老人ホームは、その運営に当たっては、その措置に関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び支援員その他の職員に対する研修を行うこと。

- 2 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 3 養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 4 養護老人ホームは、入所者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 昭和41年10月1日前から存する養護老人ホームについては、第11条並びに第12条第1項、第4項第1号イ及び第5項第1号の規定は、当分の間、適用しない。
- 3 昭和62年3月9日前から存する養護老人ホームについては、第12条第3項第14号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 山梨県養護老人ホームに関する基準を定める条例（平成24年山梨県条例第56号。次項において「県条例」という。）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされた養護老人ホームに係る居室の定員については、第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 県条例附則第5項の規定によりなお従前の例によることとされた養護老人ホームに係る居室及び居室の定員については、第12条第4項第1号イ及び第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表（第13条関係）

一般入所者の数	支援員の数
20以下	4
21以上30以下	5
31以上40以下	6
41以上50以下	7
51以上60以下	8

61以上70以下	10
71以上80以下	11
81以上90以下	12
91以上100以下	14
101以上110以下	14
111以上120以下	16
121以上130以下	18
131以上	18に、入所者の数が131を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数

甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第3号

甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 人員、設備及び運営に関する基準（第4条～第33条）
- 第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第34条～第44条）
- 第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第45条～第50条）
- 第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第51条～第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居

宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

3 特別養護老人ホームは、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立った処遇を行うように努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、明るく家庭的な雰囲気をも有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第3条 特別養護老人ホームの設置者は、その役員及び当該特別養護老人ホームの施設を管理する者が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 人員、設備及び運営に関する基準

(構造設備の一般原則)

第4条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の専用)

第5条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の資格要件)

第6条 特別養護老人ホームの施設長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

2 生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこ

れと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

- 3 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員の専従)

第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム（第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員（第42条第2項（第54条において準用する場合を含む。）の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。）、特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（第51条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム（第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。）にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入所定員
- (4) 入所者の処遇の内容及び費用の額
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 特別養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、特別養護老人ホームの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、非常災害の際に入所者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第10条 特別養護老人ホームは、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 入所者の処遇に関する計画
 - (2) 行った具体的な処遇の内容等の記録
 - (3) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (5) 第33条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(設備の基準)

第11条 特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 居室その他の入所者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第9条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施するこ

と、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 静養室（居室で静養することが一時的に困難な心身の状況にある入所者を静養させることを目的とする設備をいう。以下同じ。）
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面設備
- (6) 便所
- (7) 医務室
- (8) 調理室
- (9) 介護職員室
- (10) 看護職員室
- (11) 機能訓練室
- (12) 面談室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室
- (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあつては2人以上4人以下とすることができる。
 - イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の1/4以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室

ア 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(7) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室（以下「居室、静養室等」という。）は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条第1項に規定する特定防火設備（以下「特定防火設備」という。）により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては2.7メートル）以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第12条 特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない特別養護老人ホームにあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な

運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 生活相談員 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(4) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）

ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(イ) 入所者の数が30を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、1以上

(ロ) 入所者の数が30を超えて50を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、2以上

(ハ) 入所者の数が50を超えて130を超えない特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3以上

(ニ) 入所者の数が130を超える特別養護老人ホームにあつては、常勤換算方法で、3に、入所者の数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(5) 栄養士 1以上

(6) 機能訓練指導員 1以上

(7) 調理員、事務員その他の職員 当該特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長及び同項第3号の生活相談員は、常勤でなければならない。

5 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。

7 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの（以下「本体施設」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される地域密着型特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下の特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の本体施設である特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第13条 特別養護老人ホームは、入所予定者が入院治療を必要とする場合その他入所予定者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（入退所）

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第24項に規定する居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

3 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員等の職員の間で協議しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及

びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第8条第24項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（入所者の処遇に関する計画）

第15条 特別養護老人ホームは、入所者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、その者の同意を得て、その者の処遇に関する計画を作成しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に関する計画について、入所者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行わなければならない。

（処遇の方針）

第16条 特別養護老人ホームは、入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

- 2 入所者の処遇は、入所者の処遇に関する計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 特別養護老人ホームの職員は、入所者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇に当たっては、入所者に対し身体的拘束等（身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を

講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 7 特別養護老人ホームは、自らその行う処遇の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第17条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 特別養護老人ホームは、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 6 特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。
- 7 特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第18条 特別養護老人ホームは、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好^しを考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ること

を支援しなければならない。

(相談及び援助)

第19条 特別養護老人ホームは、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 特別養護老人ホームは、趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 特別養護老人ホームは、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(機能訓練)

第21条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第22条 特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(入所者の入院期間中の取扱い)

第23条 特別養護老人ホームは、入所者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該特別養護老人ホームに円滑に入所することができるようにしなければならない。

(緊急時等の対応)

第24条 特別養護老人ホームは、現に処遇を行っている際に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第12条第1項第2号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めなければならない。

(施設長の責務)

第25条 特別養護老人ホームの施設長は、特別養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームの施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第33条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 特別養護老人ホームは、入所者に対し、適切な処遇を行うことができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員によって処遇を行わなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第27条 特別養護老人ホームは、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 特別養護老人ホームは、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

- (2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第26条第2項第4号の規定により厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

（協力病院等）

第29条 特別養護老人ホームは、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院をいう。）を定めなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該特別養護老人ホームとの間で入所者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（秘密保持等）

第30条 特別養護老人ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情処理）

第31条 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特別養護老人ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 特別養護老人ホームは、その行った処遇に関し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 特別養護老人ホームは、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第33条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。

(3) 定期的に、事故発生の防止のための委員会を開催し、及び職員に対する研修を行うこと。

2 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特別養護老人ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特別養護老人ホームは、入所者の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 ユニット型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第34条 前章(第12条を除く。)の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホーム(施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共

同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下同じ。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）ごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（基本方針）

第35条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（運営規程）

第36条 ユニット型特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者へのサービスの提供の内容及び費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他施設の運営に関する重要事項

（設備の基準）

第37条 ユニット型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の

各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第44条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第44条において準用する第9条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第1号を除く。）に掲

げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室

- (イ) 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
- (ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ハ) 地階に設けてはならないこと。
- (ニ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。
- (ホ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (ヘ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (ヘ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。
- (ヘ) 床面積の1/4以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (ヘ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備える

こと。

(2) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

(7) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。

(8) 地階に設けてはならないこと。

(9) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。

(10) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(8) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

(7) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。

(8) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 医務室

ア 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすること。

イ 入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。

(4) 調理室 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

- (2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
 - (3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。
- 6 前各項に規定するもののほか、ユニット型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上として差し支えない。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
 - (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

（サービスの取扱方針）

第38条 入居者へのサービスの提供は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 入居者へのサービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 入居者へのサービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 入居者へのサービスの提供は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームの職員は、入居者へのサービスの提供に当たっ

て、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者へのサービスの提供に当たっては、入居者に対し身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

7 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

9 ユニット型特別養護老人ホームは、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

第39条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型特別養護老人ホームは、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 9 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第40条 ユニット型特別養護老人ホームは、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(社会生活上の便宜の提供等)

第41条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族が行うことが困難である場合

は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第42条 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次に掲げる職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。

- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、当該ユニット型特別養護老人ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者へのサービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第43条 ユニット型特別養護老人ホームは、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第44条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで及び第28条から第33条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第38条第7項」と、第

25条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第33条まで」とあるのは「第36条及び第38条から第43条まで並びに第44条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで及び第28条から第33条まで」と読み替えるものとする。

第4章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

(この章の趣旨)

第45条 第2章の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

(設備の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームの建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第50条において準用する第9条第1項に規定する計画に入所者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第50条において準用する第9条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調

理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、次に掲げる設備の一部を設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 静養室
 - (3) 食堂
 - (4) 浴室
 - (5) 洗面設備
 - (6) 便所
 - (7) 医務室
 - (8) 調理室
 - (9) 介護職員室
 - (10) 看護職員室
 - (11) 機能訓練室
 - (12) 面談室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室
 - (15) 介護材料室
 - (16) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあっては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあっては2人以上4人以下とすることができる。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 入所者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 床面積の1/4以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。

キ 入所者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ク ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 静養室

ア 介護職員室又は看護職員室に近接して設けること。

イ アに定めるもののほか、前号イ及びエからクまでに定めるところによること。

(3) 浴室 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 洗面設備

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(5) 便所

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(6) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること

で足りるものとする。

(7) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

(8) 介護職員室

ア 居室のある階ごとに居室に近接して設けること。

イ 必要な備品を備えること。

(9) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

イ 必要な備品を備えること。

5 居室、静養室等は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられる居室、静養室等については、この限りでない。

(1) 居室、静養室等のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にある居室、静養室等及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) 居室、静養室等のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあっては1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の

円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

- (2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。
- (4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。
- (5) 居室、静養室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

(職員の配置の基準)

第47条 地域密着型特別養護老人ホームには、次に掲げる職員を置かなければならない。

- (1) 施設長 1
- (2) 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (3) 生活相談員 1以上
- (4) 介護職員又は看護職員
ア 介護職員及び看護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とすること。
イ 看護職員の数は、1以上とすること。
- (5) 栄養士 1以上
- (6) 機能訓練指導員 1以上
- (7) 調理員、事務員その他の職員 当該地域密着型特別養護老人ホームの実情に応じた適当数

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数による。

3 第1項、第6項及び第8項の常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該地域密着型特別養護老人ホームにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の数に換算する方法をいう。

4 第1項第1号の施設長は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設の医師については、

本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

- 6 第1項第3号の生活相談員は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。
- 7 第1項第4号の介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、サテライト型居住施設にあつては、常勤換算方法で1以上とする。
- 9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。
 - (1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員
 - (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は調理員、事務員その他の従業者
 - (3) 介護医療院 栄養士又は調理員、事務員その他の従業者
 - (4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）
 - (5) 診療所 事務員その他の従業者
- 10 第1項第6号の機能訓練指導員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの他の職務に従事することができる。
- 11 地域密着型特別養護老人ホームに甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第4号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第136条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所又は甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号）第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定短期入所生活介護事業所等の医師については、当該地域密着型特別養護老人ホームの医師により当該指定

短期入所生活介護事業所等の利用者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 2 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準条例第103条に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第6条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

1 3 地域密着型特別養護老人ホームに併設される指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員と同数を上限とする。

1 4 地域密着型特別養護老人ホームに指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該地域密着型特別養護老人ホームが前各項に定める職員の配置の基準を満たす職員を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に定める人員

に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

- 15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、当該地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

(介護)

第48条 介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

- 6 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行わなければならない。

- 7 地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

- 8 地域密着型特別養護老人ホームは、入所者に対し、その負担により、当該地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(地域との連携等)

第49条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域

包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 地域密着型特別養護老人ホームは、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。
- 4 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（準用）

第50条 第2条、第4条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで及び第33条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第25条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第33条まで」とあるのは「第48条及び第49条並びに第50条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第31条まで及び第33条」と読み替えるものとする。

第5章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

（この章の趣旨）

第51条 前3章（第47条を除く。）の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（施設の全部においてユニットごとに入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この章に定めるところによる。

（設備の基準）

第52条 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物（入居者の日常生活の

ために使用しない附属の建物を除く。)は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第54条において準用する第9条第1項に規定する計画に入居者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第54条において準用する第9条第3項に規定する訓練については、同条第1項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型地域密着型特別養護老人ホームの建物であって、火災に係る入居者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

- 3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる設備を設け

なければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入居者へのサービスの提供に支障がないときは、次の各号（第1号を除く。）に掲げる設備の一部を設けないことができる。

- (1) ユニット
- (2) 浴室
- (3) 医務室
- (4) 調理室
- (5) 洗濯室又は洗濯場
- (6) 汚物処理室
- (7) 介護材料室
- (8) 前各号に掲げるもののほか、事務室その他の運営上必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) ユニット

ア 居室

- (イ) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、入居者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とするすることができる。
- (ロ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。
- (ハ) 地階に設けてはならないこと。
- (ニ) 一の居室の床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。
- (ホ) ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
- (ヘ) 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- (ヘ) 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下、共同生活室又は広間に直接面して設けること。

- (カ) 床面積の1/4以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにすること。
- (キ) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- (ク) ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

イ 共同生活室

- (1) いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (2) 地階に設けてはならないこと。
- (3) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (4) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) 介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (1) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (2) ブザー又はこれに代わる設備を設けるとともに、介護を必要とする者が使用するのに適したものとすること。

(2) 浴室

ア ユニットごとに設けること。

イ 介護を必要とする者が入浴するのに適したものとすること。

- (3) 医務室 医療法第1条の5第2項に規定する診療所とすることとし、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入居者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けることで足りるものとする。

(4) 調理室

ア 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

イ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であって、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

5 ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けてはならない。ただし、次の各号のいずれにも該当する建物に設けられるユニット又は浴室については、この限りでない。

(1) ユニット又は浴室のある3階以上の各階に通ずる特別避難階段を2以上（防災上有効な傾斜路を有する場合又は車椅子若しくはストレッチャーで通行するために必要な幅を有するバルコニー及び屋外に設ける避難階段を有する場合は、1以上）有すること。

(2) 3階以上の階にあるユニット又は浴室及びこれらから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

(3) ユニット又は浴室のある3階以上の各階が耐火構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区画されていること。

6 前各項に規定するもののほか、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル（中廊下にあっては1.8メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入居者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるときは、これによらないことができる。

(2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 廊下及び階段には、手すりを設けること。

(4) 階段の傾斜は、緩やかにすること。

(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設ける場合は、この限りでない。

7 本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、両施設が密接な連携を確保できる範囲内としなければならない。

（介護）

第53条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

7 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。

9 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームは、入居者に対し、その負担により、当該ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(準用)

第54条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第28条から第31条まで、第33条、第35条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合

において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第54条において準用する第38条第7項」と、第25条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第33条まで」とあるのは「第53条並びに第54条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第25条まで、第28条から第31条まで、第33条、第36条、第38条、第40条から第43条まで及び第49条」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について、第11条第4項第1号ア及び第46条第4項第1号アの規定を適用する場合においては、第11条第4項第1号ア及び第46条第4項第1号ア中「1人とする事。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあつては2人以上4人以下とすることができる」とあるのは、「4人以下とすること」とする。
- 3 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令（昭和62年厚生省令第12号）附則第4条第1項（同令第4条の規定による改正後の養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。附則第5項において「設備運営基準」という。）第18条第2項第16号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたもの（平成16年4月1日以降に全面的に改築されたものを除く。）については、第11条第3項第14号、第37条第3項第6号、第46条第3項第14号及び第52条第3項第6号の規定は、当分の間、適用しない。
- 4 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。附則第6項において同じ。）について第11条第4項第1号及

び第46条第4項第1号の規定を適用する場合においては、第11条第4項第1号ア及び第46条第4項第1号ア中「1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合にあつては2人、入所者のプライバシーに配慮した措置が講じられ、かつ、地域の実情等を踏まえ市長が必要と認める場合にあつては2人以上4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人以下とすること」と、第11条第4項第1号ウ及び第46条第4項第1号ウ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

- 5 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームであつて、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令附則第4条第2項（設備運営基準第20条の規定に係る部分に限る。）の規定の適用を受けていたものについて、前項の規定を適用する場合においては、同項中「原則として4人」とあるのは、「8人」とする。
- 6 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物については、第11条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）及び第46条第4項第9号ア（食堂及び機能訓練室の合計した面積に係る部分に限る。）の規定は、当分の間、適用しない。
- 7 一般病床（医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第1号に規定する精神病床のうち健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下同じ。）又は療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第46条第4項第9号アの規定に

かかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

8 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第11条第4項第9号ア及び第46条第4項第9号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1) 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上とすること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

(2) 食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有すること。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができる。

9 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、特別養護老人ホームを開設しようとする場合においては、第11条第6項第1号、第37条第6項第1号、第46条第6項第1

号及び第52条第6項第1号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル（中廊下にあつては1.6メートル）以上とする。

10 平成25年4月1日前から存するユニット型地域密着型特別養護老人ホームについては、第52条第4項第2号アの規定は、適用しない。

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第4号

甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条～第43条）

第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第44条・第45条）

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第46条～第50条）

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針（第51条）

第2節 人員に関する基準（第52条・第53条）

第3節 設備に関する基準（第54条）

第4節 運営に関する基準（第55条～第62条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第63条～第66条）

第4章 訪問看護

第1節 基本方針（第67条）

第2節 人員に関する基準（第68条・第69条）

第3節 設備に関する基準（第70条）

第4節 運営に関する基準（第71条～第82条）

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針（第83条）

第2節 人員に関する基準（第84条）

第3節 設備に関する基準（第85条）

第4節 運営に関する基準（第86条～第92条）

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針（第93条）

第2節 人員に関する基準（第94条）

第3節 設備に関する基準（第95条）

第4節 運営に関する基準（第96条～第101条）

第7章 通所介護

第1節 基本方針（第102条）

第2節 人員に関する基準（第103条・第104条）

第3節 設備に関する基準（第105条）

第4節 運営に関する基準（第106条～第117条）

第5節 共生型居宅サービスに関する基準（第118条・第119条）

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準（第120条～第123条）

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針（第124条）

第2節 人員に関する基準（第125条）

第3節 設備に関する基準（第126条）

第4節 運営に関する基準（第127条～第134条）

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針（第135条）

第2節 人員に関する基準（第136条・第137条）

第3節 設備に関する基準（第138条・第139条）

第4節 運営に関する基準（第140条～第156条）

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

- 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第157条・第158条）
- 第2款 設備に関する基準（第159条・第160条）
- 第3款 運営に関する基準（第161条～第169条）
- 第6節 共生型居宅サービスに関する基準（第170条・第171条）
- 第7節 基準該当居宅サービスに関する基準（第172条～第178条）
- 第10章 短期入所療養介護
 - 第1節 基本方針（第179条）
 - 第2節 人員に関する基準（第180条）
 - 第3節 設備に関する基準（第181条）
 - 第4節 運営に関する基準（第182条～第194条）
 - 第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第195条・第196条）
 - 第2款 設備に関する基準（第197条）
 - 第3款 運営に関する基準（第198条～第206条）
- 第11章 特定施設入居者生活介護
 - 第1節 基本方針（第207条）
 - 第2節 人員に関する基準（第208条・第209条）
 - 第3節 設備に関する基準（第210条）
 - 第4節 運営に関する基準（第211条～第226条）
 - 第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第227条・第228条）
 - 第2款 人員に関する基準（第229条・第230条）
 - 第3款 設備に関する基準（第231条）
 - 第4款 運営に関する基準（第232条～第237条）
- 第12章 福祉用具貸与
 - 第1節 基本方針（第238条）
 - 第2節 人員に関する基準（第239条・第240条）
 - 第3節 設備に関する基準（第241条）

第4節 運営に関する基準（第242条～第252条）

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準（第253条・第254条）

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針（第255条）

第2節 人員に関する基準（第256条・第257条）

第3節 設備に関する基準（第258条）

第4節 運営に関する基準（第259条～第265条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第72条の2第1項各号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービス それぞれ法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者又は指定居宅サービスをいう。
- (3) 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定居宅サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合の当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。

- (6) 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第2号に規定する基準該当居宅サービスをいう。
- (7) 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項本文の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定居宅サービスの事業の一般原則)

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の居宅サービス事業者又は地域密着型サービス事業者（地域密着型サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 指定居宅サービス事業者は、その役員等（法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 訪問介護

第1節 基本方針

第5条 指定居宅サービスに該当する訪問介護（以下「指定訪問介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数等)

第6条 指定訪問介護の事業を行う者（以下「指定訪問介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき

訪問介護員等（指定訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等のうち、利用者（当該指定訪問介護事業者が法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「旧法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は当該第1号訪問事業の利用者。以下この条において同じ。）の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「基準省令」という。）第5条第4項の規定により厚生労働大臣が定める者であつて、専ら指定訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第48条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）に従事することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、か

つ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1以上とすることができる。

6 指定訪問介護事業者が第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 指定訪問介護事業者が第6条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第30条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込

者の同意を得なければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定訪問介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定訪問介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定訪問介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承

諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち、指定訪問介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定訪問介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定訪問介護事業者は、正当な理由なく指定訪問介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者（法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業を行う者をいう。以下同じ。）への連絡、適当な他の指定訪問介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定訪問介護事業者は、前項の被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問介護を提供するよう努めなければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第13条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえ

て速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前に行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年3月条例第2号。以下「指定居宅介護支援等基準条例」という。）第15条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（居宅介護支援事業者等との連携）

第15条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「居宅介護支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

第16条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、指定訪問介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画（施行規則第64条第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿った指定訪問介護を提供しなければならない。

(居宅サービス計画の変更の援助)

第18条 指定訪問介護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、当該指定訪問介護の提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第21条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

らない。

- 3 指定訪問介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問介護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定訪問介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定訪問介護の基本取扱方針)

第23条 指定訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問介護の具体的取扱方針)

第24条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行う。
- (2) 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。
- (3) 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。

(訪問介護計画の作成)

第25条 サービス提供責任者（第6条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この条及び第29条において同じ。）は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「訪問介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 訪問介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、当該訪問介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うものとする。
- 6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する訪問介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第26条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第27条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第28条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第29条 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

2 指定訪問介護事業所の管理者は、当該指定訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第25条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整をすること。
- (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
- (3) 居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
- (4) サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
- (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

（運営規程）

第30条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第31条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の事業の運営に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事（以下この条において「介護等」という。）を常に総合的に提供するものとし、介護等のうち特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 指定訪問介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問介護を提供できるよう、指定訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等によって指定訪問介護を提供しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第33条 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第34条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第30条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第35条 指定訪問介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を

用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第36条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第37条 指定訪問介護事業者は、居宅サービス計画の作成又は変更に関し、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。第153条第2項において同じ。）の介護支援専門員又は居宅要介護被保険者（法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者をいう。）に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第38条 指定訪問介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第39条 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定訪問介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定訪問介護事業者は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関し

て国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定訪問介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第40条 指定訪問介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第41条 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第42条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備）

第43条 指定訪問介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 訪問介護計画

(2) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型訪問介護の基準)

第44条 訪問介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型訪問介護」という。）の事業を行う指定居宅介護事業者（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。）及び重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下この条及び第170条において「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。第1号において同じ。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。第1号において同じ。）の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第7条第1項に規定する指定居宅介護事業所をいう。）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定居宅介護をいう。）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という。）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第45条 第5条、第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに前節の規定は、共

生型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第6条第2項中「利用者（）」とあるのは「利用者（共生型訪問介護の利用者及び指定居宅介護又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの利用者をいい、）」と、「指定訪問介護又は」とあるのは「共生型訪問介護及び指定居宅介護若しくは重度訪問介護に係る指定障害福祉サービス又は」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

（訪問介護員等の員数等）

第46条 基準該当居宅サービスに該当する訪問介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問介護事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（基準該当訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに、訪問介護員等のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

3 基準該当訪問介護の事業と法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。以下同じ。）に相当するものとして市が定めるものに限る。）とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号訪問事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第47条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第48条 基準該当訪問介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区

画を設けるほか、基準該当訪問介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 基準該当訪問介護の事業と第46条第3項に規定する第1号訪問事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号訪問事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第49条 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

- (1) 当該訪問介護の利用者が、山間のへき地その他の地域であって、指定訪問介護のみによっては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合
 - (2) 当該訪問介護が、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合
 - (3) 当該訪問介護が、第46条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
 - (4) 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合
 - (5) 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね2分の1を超えない場合
- 2 基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定により、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る次条において準用する第25条第1項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第50条 第1節及び第4節（第16条、第21条第1項、第26条、第31条並びに第39条第5項及び第6項を除く。）の規定は、基準該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第25条第1項中「第6条第2項」とあるのは「第46条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 訪問入浴介護

第1節 基本方針

第51条 指定居宅サービスに該当する訪問入浴介護（以下「指定訪問入浴介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持等を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第52条 指定訪問入浴介護の事業を行う者（以下「指定訪問入浴介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき指定訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節から第4節までにおいて「訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 1以上
- (2) 介護職員 2以上

2 訪問入浴介護従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定介護予防訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を

併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第5条に規定する指定介護予防訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第6条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第53条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第54条 指定訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者が指定介護予防訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問入浴介護の事業と指定介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第8条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第55条 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問入浴介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問入浴介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定訪問入浴介

護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定訪問入浴介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問入浴介護の基本取扱方針)

第56条 指定訪問入浴介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、利用者の状態に応じて、適切に行われなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第57条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、必要なサービスを適切に提供する。

(2) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

(4) 指定訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状態が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状態等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充て

ることができる。

- (5) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用する。

(緊急時等の対応)

第58条 訪問入浴介護従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当該指定訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定訪問入浴介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第59条 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定訪問入浴介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第60条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第61条 指定訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第62条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで及び第38条から第42条までの規定は、指定訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第60条」と、第33条第2項中「設備」とあるのは「指定訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と、第34条中「第30条」とあるのは「第60条」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数等)

第63条 基準該当居宅サービスに該当する訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 2以上

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護（指定介護予防サービス等基準条例第40条第1項に規定する基準該当介護予防訪問入浴介護を

いう。以下同じ。)の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことに加え、介護職員を1人置くことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第64条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第65条 基準該当訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 基準該当訪問入浴介護の事業と基準該当介護予防訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第42条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第66条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第38条、第39条(第5項及び第6項を除く。)、第40条から第42条まで及び第51条並びに前節(第55条第1項及び第62条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第66条において準用する第60条」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第33条第2項中「設備」

とあるのは「基準該当訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」と、第34条中「第30条」とあるのは「第66条において準用する第60条」と、第55条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第61条第2項中「次条」とあるのは「第66条」と読み替えるものとする。

第4章 訪問看護

第1節 基本方針

第67条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（看護師等の員数等）

第68条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）及びその員数は、次に掲げる指定訪問看護事業所の種類の区分に応じて、次に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数

2 前項第1号アの看護職員のうち、1名は、常勤でなければならない。

3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同

じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護(指定介護予防サービス等基準条例第44条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(指定地域密着型サービス基準条例第5条に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第7条第1項第4号アに規定する人員に関する基準を満たすとき(次項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

5 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者(指定地域密着型サービス基準条例第192条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)の事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定地域密着型サービス基準条例第192条第4項に規定する人員に関する基準を満たすとき(前項の規定により第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第1号ア及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に

従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第70条 指定訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第71条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第72条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第73条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問看護の基本取扱方針)

第74条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、自らその提供する指定訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第75条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第77条第1項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
- (2) 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- (3) 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行う。
- (4) 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (5) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。

(主治の医師との関係)

第76条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画書及び同条第5項に規定する訪問看護報告書を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。
- 4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の規定による訪問看護計画書及び訪問看護報告書の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

(訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成)

第77条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示、心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画書（以下「訪問看護計画書」という。）を作成しなければならない。

- 2 看護師等は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画書を作成しなければならない。
- 3 看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 看護師等は、訪問看護計画書を作成した際には、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- 5 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した報告書（以下「訪問看護報告書」という。）を作成しなければならない。
- 6 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 7 前条第4項の規定は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成について準用する。

（同居家族に対する訪問看護の禁止）

第78条 指定訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第79条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っている際に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

（運営規程）

第80条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第81条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第76条第2項に規定する主治の医師による指示の文書
- (2) 訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書
- (4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第82条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第36条まで、第38条から第42条まで及び第59条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第80条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「第30条」とあるのは「第80条」と読み替えるものとする。

第5章 訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第83条 指定居宅サービスに該当する訪問リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第84条 指定訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 指定訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
 - (2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上
- 2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。
- 3 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス等基準条例第59条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第60条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

(設備、備品等の要件)

第85条 指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問リハビリテーションの事業と指定介護予防訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第61条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしてい

るものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第86条 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問リハビリテーション事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問リハビリテーションに係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち、指定訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第87条 指定訪問リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第88条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
- (4) それぞれの利用者について、次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、第1号の医師に報告する。
- (5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第129条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

（訪問リハビリテーション計画の作成）

第89条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「訪問リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 訪問リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説

明し、利用者の同意を得なければならない。

- 4 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第129条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（運営規程）

第90条 指定訪問リハビリテーション事業者は、指定訪問リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

（記録の整備）

第91条 指定訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 訪問リハビリテーション計画

- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第92条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第38条から第42条まで、第59条及び第72条の規定は、指定訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第90条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「第30条」とあるのは「第90条」と読み替えるものとする。

第6章 居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第93条 指定居宅サービスに該当する居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第94条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この章において「居宅療養管理指導

従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定居宅療養管理指導の内容に応じた適當数

(2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所 薬剤師

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者（指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導（指定介護予防サービス等基準条例第68条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第69条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第95条 指定居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者が指定介護予防居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅療養管理指導の事業と指定介護予防居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第70条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第96条 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定居宅療養管理指導事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を

受けるものとする。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定居宅療養管理指導に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち、指定居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第97条 指定居宅療養管理指導は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われなければならない。

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第98条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行う。
- (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよう指導又は助言を行う。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養

上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。

- (4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。
 - (5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
 - (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
 - (7) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記録する。
- 2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
 - (2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
 - (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。
 - (4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療記録を作成するとともに、第1号の医師又は歯科医師に報告する。

(運営規程)

第99条 指定居宅療養管理指導事業者は、指定居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第100条 指定居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第101条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第27条、第32条から第35条まで、第38条から第42条まで、第59条及び第72条の規定は、指定居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第99条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第34条中「第30条」とある

のは「第99条」と読み替えるものとする。

第7章 通所介護

第1節 基本方針

第102条 指定居宅サービスに該当する通所介護（以下「指定通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第103条 指定通所介護の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定通所介護の提供日ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定通所介護の単位ごとに、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 指定通所介護の単位ごとに、当該指定通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該指定通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通

所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 指定通所介護事業者は、指定通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該指定通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の指定通所介護の単位は、指定通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項の生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 指定通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第104条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第105条 指定通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び指定通所介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障ない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定通所介護事業者が第103条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第106条 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定通所介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所介護に係る居宅

介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定通所介護に通常要する時間を超える指定通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、基準省令第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定通所介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第107条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所介護事業者は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第108条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

(2) 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと

を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

- (3) 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

（通所介護計画の作成）

第109条 指定通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定通所介護事業所の管理者は、通所介護計画を作成した際には、当該通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所介護従業者は、それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

（運営規程）

第110条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所介護の利用定員

- (5) 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第111条 指定通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定通所介護を提供できるよう、指定通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに、当該指定通所介護事業所の従業者によって指定通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所介護事業者は、通所介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第112条 指定通所介護事業者は、利用定員を超えて指定通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第113条 指定通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定通所介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

4 指定通所介護事業者は、非常災害の際に、利用者及び従業者が必要とする飲料

水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第114条 指定通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、当該指定通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第115条 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第105条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第116条 指定通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 通所介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第117条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第38条から第40条まで、第42条及び第59条の規定は、指定通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第110条」と、同項及び第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第110条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型通所介護の基準)

第118条 通所介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条において「共生型通所介護」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準条例第151条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第66号。以下この条において「指定通所支援基準条例」という。）第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）が当該事業に関

して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第137条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第151条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）、指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下この号において「指定生活介護事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準条例第83条に規定する指定生活介護をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）（指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第119条 第9条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第38条から第40条まで、第42条、第59条、第102条、第104条及び第105条第4項並びに前節（第117条を除く。）の規定は、共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第119条において準用する第110条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型通所介護従業者」という。）」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは

「第119条において準用する第110条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第105条第4項中「前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第108条第2号、第109条第5項及び第111条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第116条第2項第2号から第4号までの規定中「次条」とあるのは「第119条」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当居宅サービスに関する基準

（従業者の員数等）

第120条 基準該当居宅サービスに該当する通所介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当通所介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節において「通所介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 基準該当通所介護の提供日ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数
- (2) 看護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数
- (3) 介護職員 基準該当通所介護の単位ごとに、当該基準該当通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該基準該当通所介護を提供している時間数で除して得た数が利用者（当該基準該当通所介護事業者が基準該当通所介護の事業と法第115条の4第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市が定めるものに限る。）の事業を同一の事業所

において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この条及び第122条において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

- 2 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護の単位ごとに、前項第3号の介護職員を、常時1人以上当該基準該当通所介護に従事させなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の基準該当通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 4 前3項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。
- 5 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 6 基準該当通所介護の事業と第1項第3号に規定する第1号通所事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第121条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(設備、備品等)

第122条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所及び事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備及び基準該当通所

介護の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食事を行う場所及び機能訓練を行う場所

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 生活相談を行う場所は、遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該基準該当通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する基準該当通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 基準該当通所介護の事業と第120条第1項第3号に規定する第1号通所事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第123条 第9条から第15条まで、第17条、第18条、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条、第42条、第59条、第102条及び第4節（第106条第1項及び第117条を除く。）の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第110条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第28条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介

「訪問介護従業者」と、第34条中「第30条」とあるのは「第110条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第106条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第116条第2項中「次条」とあるのは「第123条」と読み替えるものとする。

第8章 通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第124条 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第125条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「通所リハビリテーション従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 指定通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーション

(指定介護予防サービス等基準条例第77条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が10人以下の場合にあつては、その提供を行う時間帯(以下この条において「提供時間帯」という。)を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

4 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事

業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第126条 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定通所リハビリテーション事業所において同時に指定通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。）を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第79条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（指定通所リハビリテーションの基本取扱方針）

第127条 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針）

第128条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、第125条第1項第1号の医師の指示及び次条第1項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行う。
- (2) 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行う。
- (3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。この場合において、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整える。
- (4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。
(通所リハビリテーション計画の作成)

第129条 第125条第1項第1号の医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者（以下「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 4 医師等の従業者は、通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載する。
- 6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第89条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者等の責務）

第130条 指定通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 指定通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第131条 指定通所リハビリテーション事業者は、指定通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第132条 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第133条 指定通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第134条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第27条、第28条、第34条、第35条、第38条から第42条まで、第72条、第106条及び第111条から第113条までの規定は、指定通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規

定中「訪問介護員等」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第131条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第34条中「第30条」とあるのは「第131条」と、第111条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第9章 短期入所生活介護

第1節 基本方針

第135条 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第136条 指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下この節から第5節までにおいて「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員（当該指定短期入所生活介護事業所において同時に指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第94条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第153条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。）が40人を超えない指定短期入所生

活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上
 - (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上
 - (4) 栄養士 1以上
 - (5) 機能訓練指導員 1以上
 - (6) 調理員その他の従業者 当該指定短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項

各号に掲げる員数の短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

- 5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち、1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。
- 6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第137条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第138条 指定短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第136条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

- 2 併設事業所の場合又は指定短期入所生活介護事業所（ユニット型指定短期入所生活介護事業所（第159条に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、そ

の利用定員を20人未満とすることができる。

- 3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第97条第1項及び第2項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第139条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第156条において準用する第113条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第156条において準用する第113条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。
- (1) 居室
 - (2) 食堂
 - (3) 機能訓練室
 - (4) 浴室
 - (5) 便所
 - (6) 洗面設備
 - (7) 医務室
 - (8) 静養室
 - (9) 面談室
 - (10) 介護職員室
 - (11) 看護職員室
 - (12) 調理室
 - (13) 洗濯室又は洗濯場
 - (14) 汚物処理室

(15) 介護材料室

4 併設事業所の場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の前項各号に掲げる設備（居室を除く。）を指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第136条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要介護者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要介護者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあつては2.7メートル）以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) 居室、機能訓練室、食堂、浴室及び静養室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第98条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第140条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第152条に規定する運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定短期入所生活介護の開始及び終了)

第141条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供するものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者等との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第142条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第127条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第127条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第127条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜

のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第127条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第143条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所生活介護計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所生活介護従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所生活介護計画の作成)

第144条 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続

して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所生活介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「短期入所生活介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業所の管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。

（介護）

第145条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第146条 指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第147条 指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第148条 指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第149条 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第150条 指定短期入所生活介護事業者は、趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第151条 短期入所生活介護従業者は、現に指定短期入所生活介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定短期入所生活介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第152条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第136条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の見送の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
（定員の遵守）

第153条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第136条第2項の適用を受ける特別養護老人ホームである指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
 - (2) 前号に該当しない指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- 2 利用者の状況又は利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準条例第4条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

（地域等との連携）

第154条 指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその

自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第155条 指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所生活介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第143条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第156条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第38条から第42条まで、第59条、第111条、第113条及び第114条の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第152条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第111条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第157条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所生活

介護の事業（指定短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第158条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居室における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

（設備、備品等）

第159条 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第169条において準用する第156条において準用する第113条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第169条において準用する第156条において準用する第113条第1

項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

(4) 調理室

(5) 洗濯室又は洗濯場

- (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定短期入所生活介護事業所であつて、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の前項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第136条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第3号）第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット
 - ア 居室
 - (7) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とするができる。
 - (4) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の

指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第118条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、ユニット型指定短期入所生活介護又はユニット型指定介護予防短期入所生活介護の利用者。第168条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。ただし、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
 - (イ) 要介護者が使用するのに適したものとすること。
- (2) 浴室 要介護者が入浴するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては1.8メートル）以上として差し支えない。
 - (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
 - (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
 - (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
 - (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所生活介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第120条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第160条 第138条の規定は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第161条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける

額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 基準省令第140条の6第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第140条の6第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（基準省令第140条の6第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第140条の6第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

- 第162条 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。
- 2 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
 - 3 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
 - 4 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
 - 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
 - 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
 - 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
 - 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(介護)

- 第163条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。
- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適

切に支援しなければならない。

- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第164条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第165条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(運営規程)

第166条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第136条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第136条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第167条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。

(3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第168条 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第136条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第169条 第140条、第141条、第144条、第147条から第149条まで、第151条及び第154条から第156条（第111条の準用に係る部分を除く。）までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第140条第1項中「第152条」とあるのは「第166条」と、第155条第2項第2号中「次条」とあるのは「第169条において準用する次条」と、同項第3号中「第143条第5項」とあるのは「第162条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第169条において準用する次条」と、第156条中「第152条」とあるのは「第166条」と読み替えるものとする。

第6節 共生型居宅サービスに関する基準

(共生型短期入所生活介護の基準)

第170条 短期入所生活介護に係る共生型居宅サービス（以下この条及び次条に

において「共生型短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第112条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。)が指定短期入所(指定障害福祉サービス等基準条例第108条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。)の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。)において指定短期入所を提供する事業者に限る。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第171条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第38条から第42条まで、第59条、第111条、第113条、第114条、第135条及び第137条並びに第4節(第156条を除く。)の規定は、共生型短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第171条において準用する第152条」と、「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第111条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入

所生活介護従業者」と、第140条第1項、第143条第3項、第144条第1項及び第151条中「短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と、第155条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第171条」と読み替えるものとする。

第7節 基準該当居宅サービスに関する基準

(指定通所介護事業所等との併設)

第172条 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）、指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第62条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(従業者の員数等)

第173条 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 生活相談員 1以上
- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第134条に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所における基準該当短期入所

生活介護又は基準該当介護予防短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第175条において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上

- (3) 栄養士 1以上
 - (4) 機能訓練指導員 1以上
 - (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
 - 4 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる員数の短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
 - 5 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第135条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第174条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(利用定員等)

第175条 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員(当該基準該当短期入所生活介護事業所において同時に基準該当短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を20人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定介護予防サービス等基準条例第137条第1項に規定する利用定員等に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第176条 基準該当短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

- (2) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第138条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定通所介護事業所等との連携)

第177条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第178条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第38条、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第59条、第111条、第113条、第114条、第135条及び第4節（第142条第1項及び第156条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第34条中「第30条」とあるのは「第178条において準用する第152条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第111条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第142条第2項中「法定代理受領サービ

スに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第148条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と、第153条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第155条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第178条」と読み替えるものとする。

第10章 短期入所療養介護

第1節 基本方針

第179条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第180条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第142条第1項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護（指定介護予防サービス等基準条例第141条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用

者。以下この条及び第192条において同じ。)を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法(以下「平成18年旧介護保険法」という。)第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設(以下「指定介護療養型医療施設」という。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 療養病床(医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院又は診療所(前号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員(同法に規定する看護補助者をいう。)、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (4) 診療所(前2号に該当するものを除く。)である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。この場合において、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が

確保されるために必要な数以上とする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第142条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第181条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第49号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第51号）第3条の規定により、その例によるものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号）第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院又は診療所（指定介護療養型医療施設であるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。
- (4) 診療所（療養病床を有するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき

6. 4平方メートル以上とすること。

イ 浴室を有すること。

ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

- (5) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第50号）第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第197条及び第205条において同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- 2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。
- 3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第143条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（対象者）

第182条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

(利用料等の受領)

第183条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第145条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第145条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第145条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第145条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第184条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、当該利用者の療養を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、次条第1項に規定する短期入所療養介護計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 短期入所療養介護従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(短期入所療養介護計画の作成)

第185条 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、利用者の心身の状況、病状、希望及びその置かれている環境並びに次条に規定する医師の診療の方針に基づき、指定短期入所療養介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、他の短期入所療養介護従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「短期入所療養介護計画」という。）を作成しなければならない。

- 2 短期入所療養介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業所の管理者は、短期入所療養介護計画を作成した際には、当該短期入所療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

（診療の方針）

第186条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行う。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行う。
- (5) 特殊な療法又は新しい療法等については、基準省令第148条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 基準省令第148条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じ

なければならない。

(機能訓練)

第187条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第188条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。
- 6 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第189条 指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第190条 指定短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めな

ければならない。

(運営規程)

第191条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の見送の実施地域
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第192条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を担当介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所にあつては、指定短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- (4) 介護医療院である指定短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第193条 指定短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に關す

る諸記録を整備しなければならない。

2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 短期入所療養介護計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第184条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第194条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第27条、第34条、第35条、第38条から第42条まで、第59条、第111条、第113条、第132条、第140条、第141条第2項及び第154条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第191条」と、「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第111条第3項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と、第140条第1項中「第152条」とあるのは「第191条」と、「短期入所生活介護従業者」とあるのは「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第195条 第1節及び前2節の規定にかかわらず、ユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用

者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。)により一体的に構成される場所(以下この章において「ユニット」という。)ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第196条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第197条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。)の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。)を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。)を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備(ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。))に関するものに限る。)を有すること。
- (4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあ

っては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(5) 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第160条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第158条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第160条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第198条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費

の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

- (2) 滞在に要する費用（法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）
- (3) 基準省令第155条の5第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (4) 基準省令第155条の5第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 送迎に要する費用（基準省令第155条の5第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
- (6) 理美容代
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条の5第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

（指定短期入所療養介護の取扱方針）

第199条 指定短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにす

るため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。
- 4 指定短期入所療養介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、指定短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定短期入所療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第200条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の病状、心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状、心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の

機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第201条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第202条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図る

よう努めなければならない。

(運営規程)

第203条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の見送の実施地域
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第204条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、短期入所療養介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第205条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該

ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。) 数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所
にあっては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合
において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護
事業所において、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者
とみなした場合においてユニットごとの入院患者の定員及び病室の定員を超
えることとなる利用者数
- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつ
ては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入
居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第206条 第182条、第185条から第187条まで、第193条及び第194条(第111条の準用に係る部分を除く。)の規定は、ユニット型指定短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第193条第2項第2号中「次条」とあるのは「第206条において準用する次条」と、同項第3号中「第184条第5項」とあるのは「第199条第7項」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第206条において準用する次条」と、第194条中「第191条」とあるのは「第203条」と読み替えるものとする。

第11章 特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第207条 指定居宅サービスに該当する特定施設入居者生活介護(以下「指定特

定施設入居者生活介護」という。)の事業は、特定施設サービス計画(法第8条第11項に規定する計画をいう。以下同じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、当該指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者(以下この章において「利用者」という。)が当該指定特定施設(特定施設であって、当該指定特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。)においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者(以下「指定特定施設入居者生活介護事業者」という。)は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第208条 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者(以下「特定施設従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」という。)又は介護職員
 - ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
 - (ア) 利用者の数が30を超えない指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
 - (イ) 利用者の数が30を超える指定特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
 - ウ 常に1以上の指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。

- (3) 機能訓練指導員 1 以上
 - (4) 計画作成担当者 1 以上（利用者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 を標準とする。）
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第 171 条第 2 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第 171 条第 1 項に規定する指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上
 - (2) 看護職員又は介護職員
 - ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数及び介護予防サービスの利用者の数に 10 分の 3 を乗じて得た数の合計数が 3 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。
 - イ 看護職員の員数は、次のとおりとすること。
 - (ア) 総利用者数が 30 を超えない指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 以上
 - (イ) 総利用者数が 30 を超える指定特定施設にあつては、常勤換算方法で、1 に総利用者数が 30 を超えて 50 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - ウ 常に 1 以上の指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
 - (3) 機能訓練指導員 1 以上

- (4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあっては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに相当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定特定施設入居者生活介護及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうち、いずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者）

第209条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第210条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建

物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあつては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあつては機能訓練室を設けないことができるものとする。

4 指定特定施設の介護居室（指定特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 介護居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

- (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。
 - (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - (6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
 - 6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。
 - 8 指定特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業と指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定介護予防サービス等基準条例第174条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び契約の締結等）

- 第211条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第221条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しな

ればならない。

- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第212条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定特定施設入居者生活介護に代えて当該指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

- 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者（以下「入居者等」という。）が入院治療を要する者であること等入居者等に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第213条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定特定施設の名称を、指定特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第214条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定特定施設入居者生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指

定特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定特定施設入居者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用

(2) おむつ代

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定特定施設入居者生活介護の取扱方針)

第215条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護は、特定施設サービス計画に基づき、漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

3 指定特定施設の特設施設従業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次

に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(特定施設サービス計画の作成)

第216条 指定特定施設の管理者は、計画作成担当者（第208条第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。）に特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

3 計画作成担当者は、利用者又はその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容並びにサービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ特定施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

4 計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

5 計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成した際には、当該特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。

6 計画作成担当者は、特定施設サービス計画作成後においても、他の特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、特定施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

7 第2項から第5項までの規定は、前項に規定する特定施設サービス計画の変更について準用する。

(介護)

第217条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第218条 指定特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第219条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第220条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第221条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数

- (4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第222条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定特定施設の従業者によって指定特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
(協力医療機関等)

第223条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定特定施設との間で入居者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定特定施設との間で入居者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第224条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たって

は、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第225条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画

- (2) 第213条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 第215条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第222条第3項の規定による結果等の記録

- (5) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

- (6) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

- (7) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第226条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第38条から第42条まで、第58条、第59条、第113条、第114条及び第147条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第221条」と、「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第58条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第5節 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第227条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定特定施設入居者生活介護であって、当該指定特定施設の従業者により行われる特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下「基本サービス」という。）及び当該指定特定施設の事業者が委託する指定居宅サービス事業者（以下「受託居宅サービス事業者」という。）により、当該特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話（以下「受託居宅サービス」という。以下同じ。）をいう。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第228条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者による受託居宅サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が要介護状態になった場合でも、当該指定特定施設においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第229条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型特定施設従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1

を標準とする。)

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第194条第2項に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防サービス等基準条例第193条に規定する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「介護予防サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
 - (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1及び介護予防サービスの利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上であること。
 - (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 3 前2項の利用者及び介護予防サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以上の指定特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。
- 5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあっては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する

介護支援専門員であって、特定施設サービス計画（第2項の場合にあつては、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項の場合にあつては、利用者及び介護予防サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第230条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

第231条 指定特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定特定施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことが

できるものとする。

4 指定特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とすること。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。

イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。

ウ 地階に設けてはならないこと。

エ 1以上の出入り口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。

(4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

5 指定特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。

6 指定特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。

7 前各項に定めるもののほか、指定特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業と外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業とが同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定介護予防サービス等基準条例第197条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第232条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ

め、入居申込者又はその家族に対し、第234条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者と受託居宅サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅サービス事業所」という。）の名称、受託居宅サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を提供するため利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあっては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。
- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

（受託居宅サービスの提供）

第233条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、特定施設サービス計画に基づき、受託居宅サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者が受託居宅サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（運営規程）

第234条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針

- (2) 外部サービス利用型特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託居宅サービス事業者及び受託居宅サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(受託居宅サービス事業者への委託)

第235条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者が、受託居宅サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅サービス事業者は、指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）でなければならない。
- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第238条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護及び指定地域密着型サービス基準条例第61条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
 - (1) 指定訪問介護
 - (2) 指定訪問看護
 - (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護
- 5 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する

受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託居宅サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 6 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託居宅サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあつては、市内に所在する指定認知症対応型通所介護の事業を行う受託居宅サービス事業所において受託居宅サービスが提供される契約を締結しなければならない。
- 7 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 8 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、受託居宅サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第236条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託居宅サービス事業者に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 第233条第2項の規定による受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第213条第2項の規定による提供した具体的なサー

ビスの内容等の記録

(8) 次条において準用する第215条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(9) 次条において準用する第222条第3項の規定による結果等の記録
(準用)

第237条 第12条、第13条、第22条、第27条、第34条から第36条まで、第38条から第42条まで、第58条、第59条、第113条、第114条、第212条から第216条まで、第219条、第220条及び第222条から第224条までの規定は、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「第30条」とあるのは「第234条」と、「訪問介護員等」とあるのは「外部サービス利用型特定施設従業者」と、第35条第1項及び第2項中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定特定施設及び受託居宅サービス事業所」と、第58条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第213条第2項中「指定特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第216条第1項中「第208条第1項第4号又は第2項第4号」とあるのは「第229条第1項第3号又は第2項第3号」と、同条第3項及び第6項中「他の特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型特定施設従業者及び受託居宅サービス事業者」と、第222条中「指定特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第12章 福祉用具貸与

第1節 基本方針

第238条 指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与（以下「指定福祉用具貸与」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければなら

ない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第239条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）及びその員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であつて、当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者（指定介護予防サービス等基準条例第206条第1項に規定する指定介護予防福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 同項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定介護予防サービス等基準条例第223条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 同項
- (3) 第256条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者 同項
(管理者)

第240条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第241条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、指定福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

ただし、第249条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を備えないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定福祉用具貸与の事業と指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第205条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第208条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第242条 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定福祉用具貸与事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に

掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費

(2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

4 指定福祉用具貸与事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(指定福祉用具貸与の基本取扱方針)

第243条 指定福祉用具貸与は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第244条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

(2) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

(3) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて福祉

用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用法の指導を行う。

- (4) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用法の指導、修理等を行う。
- (5) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該居宅サービスに係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- (6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

(福祉用具貸与計画の作成)

第245条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、第255条に規定する指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第263条第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

- 2 福祉用具貸与計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

する。

6 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する福祉用具貸与計画の変更について準用する。

(運営規程)

第246条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第247条 指定福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第248条 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第249条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該

指定福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

- 4 指定福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備え付け)

第250条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程(第246条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第251条 指定福祉用具貸与事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 福祉用具貸与計画

(2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第249条第4項の規定による結果等の記録

(4) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第252条 第9条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36

条、第38条から第42条まで、第59条並びに第111条第1項及び第2項の規定は、指定福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第246条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目等」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第111条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第5節 基準該当居宅サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第253条 基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 基準該当福祉用具貸与の事業と基準該当介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス等基準条例第220条第1項に規定する基準該当介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第254条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第27条、第35条、第36条、第38条、第39条（第5項及び第6項を除く。）、第40条から第42条まで、第59条、第111条第1項及び第2項、第238条、第240条、第241条及び前節（第242条第1項及び第252条を除く。）の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業に準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第254条において準用する第246条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う福祉用具の種目

等」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第111条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第242条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第251条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第254条」と読み替えるものとする。

第13章 特定福祉用具販売

第1節 基本方針

第255条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数等）

第256条 指定特定福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定特定福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合で

あって、当該指定に係る事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準条例第206条第1項
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準条例第223条第1項
- (3) 指定福祉用具貸与事業者 第239条第1項
(管理者)

第257条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第258条 指定特定福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定福祉用具販売の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者が指定特定介護予防福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定福祉用具販売の事業と指定特定介護予防福祉用具販売（指定介護予防サービス等基準条例第222条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準条例第225条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第259条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申

出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第260条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額（以下「販売費用の額」という。）の支払を受けるものとする。

2 指定特定福祉用具販売事業者は、販売費用の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費

(2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

3 指定特定福祉用具販売事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の申請に必要なとなる書類等の交付)

第261条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

(1) 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

(2) 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書

(3) 領収書

(4) 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第262条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定

福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。

- (2) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- (3) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- (4) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該居宅サービス計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第263条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「特定福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 特定福祉用具販売計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

(記録の整備)

第264条 指定特定福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 特定福祉用具販売計画
- (2) 第259条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第27条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第39条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第265条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第27条、第33条、第35条、第36条、第38条から第42条まで、第59条、第111条第1項及び第2項、第243条、第246条から第248条まで並びに第250条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第30条」とあるのは「第265条において準用する第246条」と、「訪問介護員等」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）等」とあるのは「以下同じ。）、取り扱う特定福祉用具の種目等」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第33条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第111条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第243条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第246条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第247条、第248条及び第250条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と、同項中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成12年4月1日前から存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条による改正前の老人福祉法第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業をいう。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供す

るものに限る。)又は老人短期入所施設(同法第20条の3に規定する老人短期入所施設をいう。)(基本的な設備が完成されているものを含み、同日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)については、第139条第6項第1号ア及びイ並びに第2号ア並びに第7項の規定は、適用しない。

3 医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。)附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限る。次項から附則第6項までにおいて「病床転換による旧療養型病床群」という。)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、^{のり}内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。

7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内

の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。

10 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームにあつては、第231条第4項第1号アの規定は、適用しない。

11 第208条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

- (1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。
 - (2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とすること。
- 1 2 第 2 2 9 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定特定施設の実情に応じた適当な数とする。
- 1 3 第 2 1 0 条及び第 2 3 1 条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成 3 6 年 3 月 3 1 日までの間に転換を行って指定特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定特定施設に浴室、便所及び食堂を置かないことができる。

甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第5号

甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第4条）

第2章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条～第37条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第38条・第39条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第40条～第43条）

第3章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針（第44条）

第2節 人員に関する基準（第45条・第46条）

第3節 設備に関する基準（第47条）

第4節 運営に関する基準（第48条～第55条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第56条～第58条）

第4章 介護予防訪問リハビリテーション

- 第1節 基本方針（第59条）
- 第2節 人員に関する基準（第60条）
- 第3節 設備に関する基準（第61条）
- 第4節 運営に関する基準（第62条～第65条）
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第66条・第67条）

第5章 介護予防居宅療養管理指導

- 第1節 基本方針（第68条）
- 第2節 人員に関する基準（第69条）
- 第3節 設備に関する基準（第70条）
- 第4節 運営に関する基準（第71条～第74条）
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第75条・第76条）

第6章 介護予防通所リハビリテーション

- 第1節 基本方針（第77条）
- 第2節 人員に関する基準（第78条）
- 第3節 設備に関する基準（第79条）
- 第4節 運営に関する基準（第80条～第89条）
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第90条～第93条）

第7章 介護予防短期入所生活介護

- 第1節 基本方針（第94条）
- 第2節 人員に関する基準（第95条・第96条）
- 第3節 設備に関する基準（第97条・第98条）
- 第4節 運営に関する基準（第99条～第109条）
- 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条～第117条）
- 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

- 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第118条・第119条）
- 第2款 設備に関する基準（第120条・第121条）
- 第3款 運営に関する基準（第122条～第126条）
- 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第127条～第131条）
- 第7節 共生型介護予防サービスに関する基準（第132条・第133条）
- 第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第134条～第140条）
- 第8章 介護予防短期入所療養介護
 - 第1節 基本方針（第141条）
 - 第2節 人員に関する基準（第142条）
 - 第3節 設備に関する基準（第143条）
 - 第4節 運営に関する基準（第144条～第150条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第151条～第157条）
 - 第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
 - 第1款 この節の趣旨及び基本方針（第158条・第159条）
 - 第2款 設備に関する基準（第160条）
 - 第3款 運営に関する基準（第161条～第165条）
 - 第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第166条～第170条）
- 第9章 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 第1節 基本方針（第171条）
 - 第2節 人員に関する基準（第172条・第173条）
 - 第3節 設備に関する基準（第174条）
 - 第4節 運営に関する基準（第175条～第185条）
 - 第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第186条～第192条）
 - 第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第193条・第194条）

第2款 人員に関する基準（第195条・第196条）

第3款 設備に関する基準（第197条）

第4款 運営に関する基準（第198条～第202条）

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第203条・
第204条）

第10章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針（第205条）

第2節 人員に関する基準（第206条・第207条）

第3節 設備に関する基準（第208条）

第4節 運営に関する基準（第209条～第216条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第217条～
第219条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第220条・第221条）

第11章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針（第222条）

第2節 人員に関する基準（第223条・第224条）

第3節 設備に関する基準（第225条）

第4節 運営に関する基準（第226条～第230条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第231条～
第233条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2の2第1項各号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護予防サービス事業者 法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業を行う者をいう。
- (2) 指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービス それぞれ法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者又は指定介護予防サービスをいう。
- (3) 利用料 法第53条第1項に規定する介護予防サービス費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (4) 介護予防サービス費用基準額 法第53条第2項第1号又は第2号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。）をいう。
- (5) 法定代理受領サービス 法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。
- (6) 基準該当介護予防サービス 法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。
- (7) 共生型介護予防サービス 法第115条の2の2第1項の申請に係る法第53条第1項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。
- (8) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(指定介護予防サービス事業者の指定及び事業の一般原則)

第3条 指定介護予防サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市、他の介護予防サービス事業者又は地域密着型サービス事業者（法第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業

を行う者をいう。以下同じ。) その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護予防サービス事業者は、その役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)が甲府市暴力団排除条例(平成24年3月条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 介護予防訪問入浴介護

第1節 基本方針

第5条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護(以下「指定介護予防訪問入浴介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業員の員数等)

第6条 指定介護予防訪問入浴介護の事業を行う者(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防訪問入浴介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防訪問入浴介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 1以上

(2) 介護職員 1以上

2 介護予防訪問入浴介護従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第52条第1項に規定する指定訪問入浴介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護(指定居宅サービス等基準条例第51条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅

サービス等基準条例第52条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第7条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第8条 指定介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者が指定訪問入浴介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問入浴介護の事業と指定訪問入浴介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第54条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第26条に規定する運営規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記載すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提

供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

6 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けな

い旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第10条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、正当な理由なく指定介護予防訪問入浴介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第12条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確認するものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第13条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の

有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議（甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第33号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第32条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第15条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第16条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第83条の9各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画（施行規則

第 8 3 条の 9 第 1 号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。) が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画の変更の援助)

第 1 8 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第 1 9 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第 2 0 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第 5 3 条第 4 項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料等の受領)

第 2 1 条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問入浴介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防訪問入浴介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不

合理的な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問入浴介護を行う場合のそれに要する交通費

(2) 利用者の選定により提供される特別な浴槽水等に係る費用

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第22条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第23条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第24条 介護予防訪問入浴介護従業者は、現に指定介護予防訪問入浴介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は当該指定介護予防訪問入浴介護事業者が定めた協力医療機関（当該指定介護予防訪問入浴介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。）への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者の管理及び指定介護予防訪問入浴介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第26条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第27条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第28条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清

潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第29条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第26条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得なければならない。

(広告)

第31条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(介護予防支援事業者に対する利益供与の禁止)

第32条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第33条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情

を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- 5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

（地域との連携）

第34条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第35条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第36条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第37条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(2) 第23条の規定による市町村への通知に係る記録

(3) 第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(4) 第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問入浴介護の基本取扱方針)

第38条 指定介護予防訪問入浴介護は、利用者の介護予防（法第8条の2第2項に規定する介護予防をいう。以下同じ。）に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問入浴介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの

提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めることとし、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮しなければならない。

(指定介護予防訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第39条 介護予防訪問入浴介護従業者の行う指定介護予防訪問入浴介護の方針は、第5条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- (3) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定介護予防訪問入浴介護の提供は、1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員1人をもって行うものとし、これらの者のうち1人を当該サービスの提供の責任者とする。ただし、利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生じるおそれがないと認められる場合においては、主治の医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることができる。
- (5) 指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、サービス提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用する。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(従業者の員数等)

第40条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防訪問入浴介護事業所」という。）ごとに置くべき基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者（以下この節において「介護予防訪問入浴介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員 1以上

(2) 介護職員 1以上

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護（指定居宅サービス等基準条例第63条第1項に規定する基準該当訪問入浴介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第41条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（設備、備品等）

第42条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当介護予防訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備、備品等を備えなければならない。

2 基準該当介護予防訪問入浴介護の事業と基準該当訪問入浴介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第65条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第43条 第1節、第4節（第16条、第21条第1項並びに第33条第5項及び第6項を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第21条第2項及び第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第21条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第3章 介護予防訪問看護

第1節 基本方針

第44条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問看護（以下「指定介護予防訪問看護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（看護師等の員数等）

第45条 指定介護予防訪問看護の事業を行う者（以下「指定介護予防訪問看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問看護事業所」という。）ごとに置くべき看護師その他の指定介護予防訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所以外の指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護ステーション」という。）

ア 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。） 常勤換算方法で、2.5以上となる員数

イ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 指定介護予防訪問看護ステーションの実情に応じた適当数

(2) 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所（以下「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定介護予防訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数

- 2 前項第1号アの看護職員のうち、1人は、常勤でなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準条例第68条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護（指定居宅サービス等基準条例第67条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第68条第1項及び第2項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第46条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。
- 3 指定介護予防訪問看護ステーションの管理者は、適切な指定介護予防訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第47条 指定介護予防訪問看護ステーションには、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。ただし、当該指定介護予防訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りるものとする。

- 2 指定介護予防訪問看護を担当する医療機関は、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。
- 3 指定介護予防訪問看護事業者が指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、か

つ、指定介護予防訪問看護の事業と指定訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第70条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービス提供困難時の対応)

第48条 指定介護予防訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定介護予防訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら適切な指定介護予防訪問看護を提供することが困難であると認めた場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定介護予防訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第49条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(利用料等の受領)

第50条 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問看護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問看護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問看護に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法

律第80号)第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護のうち指定介護予防訪問看護に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問看護を行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第51条 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等にその同居の家族である利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第52条 看護師等は、現に指定介護予防訪問看護の提供を行っている際に利用者に病状の急変等が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第53条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第54条 指定介護予防訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第58条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(2) 第57条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書

(3) 第57条第11号に規定する介護予防訪問看護報告書

(4) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(5) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第55条 第9条、第10条、第12条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第23条、第25条及び第27条から第36条までの規定は、指定介護予防訪問看護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「看護師等」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第53条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問看護の基本取扱方針)

第56条 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよ

う支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者がその有する能力を最大限活用することができるよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第57条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第44条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した文書（以下この条において「介護予防訪問看護計画書」という。）を作成し、主治の医師に提出しなければならない。
- (3) 介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう

妥当適切に行うものとする。

- (7) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 特殊な看護等については、これを行ってはならない。
- (10) 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問看護計画書の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した看護内容等を記載した文書（以下この条において「介護予防訪問看護報告書」という。）を作成し、当該介護予防訪問看護報告書の内容について、当該指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防訪問看護報告書を主治の医師に定期的に提出しなければならない。
- (12) 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- (13) 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該介護予防訪問看護計画書を主治の医師に提出しなければならない。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看護計画書の変更について準用する。
- (15) 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当する医療機関である場合にあっては、第2号から第6号まで及び第10号から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。

（主治の医師との関係）

第58条 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理をしなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書で受けなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。

4 前条第15号の規定は、主治の医師の文書による指示について準用する。

第4章 介護予防訪問リハビリテーション

第1節 基本方針

第59条 指定介護予防サービスに該当する介護予防訪問リハビリテーション（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第60条 指定介護予防訪問リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防訪問リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき従業員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数

(2) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1以上

2 前項第1号の医師は、常勤でなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第84条第1項に規定する指定訪問リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第83条に規定する指定訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について

は、指定居宅サービス等基準条例第84条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、第1項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第61条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院であつて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業と指定訪問リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第85条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第62条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防訪問リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防訪問リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防訪問リハビリテーションに相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受

ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定介護予防訪問リハビリテーションを行う場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

- 4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第63条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防訪問リハビリテーションの利用料及びその他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第64条 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第67条第2号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第20第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第65条 第9条から第14条まで、第16条から第20条まで、第22条、第

23条、第25条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防訪問リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第63条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防訪問リハビリテーションの基本取扱方針)

第66条 指定介護予防訪問リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第67条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、第59条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若し

くは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第91条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。

- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「介護予防訪問リハビリテーション計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第78条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション

の提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第91条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (7) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (8) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- (9) 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者について、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告するものとする。
- (11) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、介護予防訪問リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防訪問リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (13) 医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画の変更について準用する。

第5章 介護予防居宅療養管理指導

第1節 基本方針

第68条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理指導（以下「指定介護予防居宅療養管理指導」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。以下この章において同じ。）又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、その置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第69条 指定介護予防居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「介護予防居宅療養管理指導従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 病院又は診療所である指定介護予防居宅療養管理指導事業所

ア 医師又は歯科医師 1以上

イ 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士 その提供する指定介護予防居宅療養管理指導の内容に応じた適当数

(2) 薬局である指定介護予防居宅療養管理指導事業所 1以上の薬剤師

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者（指定居宅サービス等基準条例第94条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス等基準条例第93条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第94条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第70条 指定介護予防居宅療養管理指導事業所は、病院、診療所又は薬局であつて、指定介護予防居宅療養管理指導の事業の運営に必要な広さを有しているほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に必要な設備、備品等を備えているものでなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者が指定居宅療養管理指導事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防居宅療養管理指導の事業と指定居宅療養管理指導の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第95条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第71条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防居宅療養管理指導事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防居宅療養管理指導を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び指定介護予防居宅療養管理指導に係る介護予防サービス費用基準額と、健康保険法第63条第1項又は高齢者の医療の確保に関する法律第64条第1項に規定する療養の給付のうち指定介護予防居宅療養管理指導に相当するものに要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(運営規程)

第72条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の種類及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項
(記録の整備)

第73条 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (3) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第74条 第9条から第14条まで、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第27条から第30条まで、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防居宅療養管理指導の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第72条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴、服薬歴」と、第19条中「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第28条第2項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設

備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防居宅療養管理指導の基本取扱方針)

第75条 指定介護予防居宅療養管理指導は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、自らその提供する指定介護予防居宅療養管理指導の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第76条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいよう指導又は助言を行うものとする。
- (3) 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言については、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければならない。
- (4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者

若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

- (5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならない。
- (6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならない。
- (7) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療録に記録するものとする。

2 薬剤師、歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあつては、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- (3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容については、速やかに診療記録を作成するとともに、第1号の医師又は歯科医師に報告するものとする。

第6章 介護予防通所リハビリテーション

第1節 基本方針

第77条 指定介護予防サービスに該当する介護予防通所リハビリテーション（以

下「指定介護予防通所リハビリテーション」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第78条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者（以下「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な1以上の数
- (2) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）若しくは介護職員 次に掲げる基準を満たすために必要と認められる数

ア 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準条例第125条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーション（指定居宅サービス等基準条例第124条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防通所リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が10人以下の場合にあつては、その提供を行う時間帯（以下この条において「提供時間帯」という。）を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員の数が1以上、利用者の数が10人を超える場合にあつては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防

通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

イ アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者が100又はその端数を増すごとに1以上確保されていること。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所が診療所である場合は、前項第2号の規定にかかわらず、次のとおりとすることができる。

(1) 指定介護予防通所リハビリテーションの単位ごとに、利用者の数が10人以下の場合にあっては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が1以上、利用者の数が10人を超える場合にあっては、提供時間帯を通じて専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員が利用者の数を10で除した数以上確保されていること。

(2) 前号に掲げる人員のうち専ら当該指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護予防通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で、0.1以上確保されること。

3 第1項第1号の医師は、常勤でなければならない。

4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第125条第1項から第3項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第79条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、指定介護予防通所リハビリテーションを行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員（当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において同時に指定介

護予防通所リハビリテーションの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節及び次節において同じ。) を乗じた面積以上のものを有しなければならない。ただし、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設又は介護医療院である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂（リハビリテーションに供用されるものに限る。）の面積を加えるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第126条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第80条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

- (2) 食事の提供に要する費用
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用
- 4 前項第2号に掲げる費用については、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「基準省令」という。）第118条の2第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（緊急時等の対応）

第81条 介護予防通所リハビリテーション従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者等の責務）

第82条 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者は、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に、必要な管理の代行をさせることができる。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の管理者又は前項の管理を代行する者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者にこの節及び次節の規定を遵守させるための必要な指揮命令を行うものとする。

（運営規程）

第83条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関す

る規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員
- (5) 指定介護予防通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第84条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第85条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第86条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 第1項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第87条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第88条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第91条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第89条 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第23条、第29条、第30条、第32条から第36条まで及び第49条の規定は、指定介護予防通所リハビリテーションの事業について準用する。この場合において、これらの規定中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防通所リハビリテーション従業者」と、第9条第1項及び第29条中「第26条」とあるのは「第83条」と、第14条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第90条 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身の機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第91条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第77条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるもの

とする。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報の伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者（以下この節において「医師等の従業者」という。）は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「介護予防通所リハビリテーション計画」という。）を作成しなければならない。
- (3) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、第67条第2号から第5号

までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (7) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (8) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。
- (9) 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (10) 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (11) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (12) 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとする。
- (13) 第1号から第11号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の変更について準用する。

（指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっての留意点）

第92条 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防の効果을最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない

ない。

- (1) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準条例第32条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定介護予防通所リハビリテーションの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。
(安全管理体制等の確保)

第93条 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ、定めなければならない。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍、血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- 4 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第7章 介護予防短期入所生活介護

第1節 基本方針

第94条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護（以下「指

定介護予防短期入所生活介護」という。)の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第95条 指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下この節から第5節までにおいて「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、利用定員(当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時に指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者(指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防短期入所生活介護又は指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び次節並びに第105条において同じ。)の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が40人を超えない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士を置かないことができる。

- (1) 医師 1以上
- (2) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 介護職員又は看護師若しくは准看護師(以下この章において「看護職員」と

いう。) 常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上

(4) 栄養士 1以上

(5) 機能訓練指導員 1以上

(6) 調理員その他の従業者 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数

2 特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定介護予防短期入所生活介護の事業を行うものに置くべき前項各号に掲げる介護予防短期入所生活介護従業者の員数は、同項の規定にかかわらず、これらの従業者について利用者を当該特別養護老人ホームの入所者とみなした場合における同法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院又は特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設（以下「特別養護老人ホーム等」という。）に併設される指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下この節及び次節において「併設事業所」という。）については、老人福祉法、医療法（昭和23年法律第205号）又は法に規定する特別養護老人ホーム等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる員数の介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

5 第1項第2号の生活相談員並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち、1人は、常勤でなければならない。ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあっては、この限りでない。

6 第1項第5号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第136条第1項から第6項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第96条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(利用定員等)

第97条 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員を20人以上とし、指定介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。ただし、第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、この限りでない。

2 併設事業所の場合又は指定介護予防短期入所生活介護事業所（ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所（第120条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。以下この項において同じ。）を除く。）とユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所とが併設され一体的に運営されている場合であって、それらの利用定員の総数が20人以上である場合にあっては、前項本文の規定にかかわらず、その利用定員を20人未満とすることができる。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第138条第1項及び第2項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなす

ことができる。

(設備、備品等)

第98条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあつては、準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

- (1) 居室その他の利用者の日常生活に充てられる場所（以下「居室等」という。）を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第109条において準用する第86条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第109条において準用する第86条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されてお

り、円滑な消火活動が可能なものであること。

- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室、便所、洗面設備、静養室、介護職員室及び看護職員室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面設備
- (7) 医務室
- (8) 静養室
- (9) 面談室
- (10) 介護職員室
- (11) 看護職員室
- (12) 調理室
- (13) 洗濯室又は洗濯場
- (14) 汚物処理室
- (15) 介護材料室

4 前項の規定にかかわらず、併設事業所の場合にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本

体施設」という。)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設事業所の利用者及び当該併設本体施設の入所者又は入院患者の処遇に支障がないときは、当該併設本体施設の同項各号に掲げる設備(居室を除く。)を指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。

5 第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあっては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。

6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 要支援者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面設備 要支援者が使用するのに適したものとすること。

7 前各項に規定するもののほか、指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 廊下の幅は、1.8メートル(中廊下にあつては2.7メートル)以上とすること。

(2) 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

(3) 階段の傾斜を緩やかにすること。

(4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

(5) 居室等が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただ

し、エレベーターを設けるときは、この限りでない。

- 8 指定介護予防短期入所生活介護事業者が指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第139条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たしていることをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

- 第99条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第104条に規定する運営規程の概要、介護予防短期入所生活介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、サービスの内容、利用期間等について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防短期入所生活介護の開始及び終了)

- 第100条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定介護予防短期入所生活介護を提供するものとする。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(利用料等の受領)

- 第101条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該

当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第135条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第135条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第135条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第135条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第102条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(緊急時等の対応)

第103条 介護予防短期入所生活介護従業者は、現に指定介護予防短期入所生活介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は指定介護予防短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関(当該指定介護予防短期入所生活介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。)への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営規程)

第104条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員(第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである

場合を除く。)

- (4) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の送迎の実施地域
- (6) サービスの利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第105条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 第95条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームである指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該特別養護老人ホームの入所定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 前号に該当しない指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準条例第4条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

(衛生管理等)

第106条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域等との連携)

第107条 指定介護予防短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第108条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第111条第2号に規定する介護予防短期入所生活介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第102条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第109条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条及び第86条の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所生活介護の基本取扱方針)

第110条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、

その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所生活介護の具体的取扱方針)

第111条 指定介護予防短期入所生活介護の方針は、第94条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「介護予防短期入所生活介護計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防短期入所生活介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない

い。

- (4) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、介護予防短期入所生活介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所生活介護計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、介護予防短期入所生活介護計画が作成されている場合には、当該介護予防短期入所生活介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。

(介護)

第112条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 7 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第113条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。

(機能訓練)

第114条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行わなければならない。

(健康管理)

第115条 指定介護予防短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(相談及び援助)

第116条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の支援を行わなければならない。

(その他のサービスの提供)

第117条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、趣味、教養又は娯楽に係る活動のための設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第118条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期

入所生活介護の事業（指定介護予防短期入所生活介護の事業であって、その全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第119条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

（設備、備品等）

第120条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならない。ただし、次の各号のいずれかの要件を満たす2階建て又は平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。

- (1) 居室等を2階及び地階のいずれにも設けていないこと。
- (2) 居室等を2階又は地階に設けている場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の所在地を管轄する消防長又は消防署長と相談の上、第126条において準用する第109条において準用する第86条第1項に規定する計画に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために必要な事項を定めること。

イ 第126条において準用する第109条において準用する第86条第1項に規定する訓練については、同項に規定する計画に従い、昼間及び夜間において行うこと。

ウ 火災時における避難、消火等の協力を得ることができるよう、地域住民等との連携体制を整備すること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該社会福祉施設等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該社会福祉施設等の入所者等及び当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の利用者へのサービスの提供に支障がない場合は、ユニットを除き、これらの設備を設けないことができる。

(1) ユニット

(2) 浴室

(3) 医務室

- (4) 調理室
 - (5) 洗濯室又は洗濯場
 - (6) 汚物処理室
 - (7) 介護材料室
- 4 特別養護老人ホーム等に併設されるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所であって、当該特別養護老人ホーム等と一体的に運営が行われるもの（以下「併設ユニット型事業所」という。）にあつては、前項の規定にかかわらず、当該併設ユニット型事業所及び当該併設ユニット型事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この節において「ユニット型事業所併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設ユニット型事業所の利用者及び当該ユニット型事業所併設本体施設の入所者又は入院患者に対するサービスの提供上支障がないときは、当該ユニット型事業所併設本体施設の同項各号に掲げる設備（ユニットを除く。）をユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業の用に供することができるものとする。
- 5 第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（甲府市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第3号）第34条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第3項及び第7項第1号の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有することで足りるものとする。
- 6 第3項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) ユニット
 - ア 居室
 - (7) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者への指定介護予防短期入所生活介護の提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
 - (i) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの利用定員（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所において同時にユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用

者（当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第159条第1項に規定するユニット型指定短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第157条に規定するユニット型指定短期入所生活介護の事業をいう。以下同じ。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護又はユニット型指定短期入所生活介護の利用者。以下この節及び第125条において同じ。）の数の上限をいう。以下この節において同じ。）は、おおむね10人以下としなければならない。

- (ウ) 利用者1人当たりの床面積は、10.65平方メートル以上とすること。この場合において、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。
- (エ) 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等について十分考慮すること。

イ 共同生活室

- (ア) 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有すること。
- (イ) 一の共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該共同生活室が属するユニットの利用定員を乗じて得た面積以上を標準とすること。
- (ウ) 必要な設備及び備品を備えること。

ウ 洗面設備

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

エ 便所

- (ア) 居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。
- (イ) 要支援者が使用するのに適したものとすること。

- (2) 浴室 要支援者が入浴するのに適したものとすること。
- 7 前各項に規定するもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の構造設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 廊下の幅は、1.8メートル（中廊下にあっては2.7メートル）以上とすること。ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合には、1.5メートル（中廊下にあっては1.8メートル）以上として差し支えない。
- (2) 廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。
- (3) 階段の傾斜を緩やかにすること。
- (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。
- (5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けること。ただし、エレベーターを設けるときは、この限りでない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業とユニット型指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第159条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（準用）

第121条 第97条の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所について準用する。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第122条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を

受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

(3) 基準省令第155条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 基準省令第155条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(5) 送迎に要する費用（基準省令第155条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）

(6) 理美容代

(7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第155条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、

当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第123条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員（第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの利用定員（第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームである場合を除く。）
- (5) 指定介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の送迎の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第124条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第125条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(1) 第95条第2項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホームであるユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、当該ユニット型特別養護老人ホームのユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(2) 前号に該当しないユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所にあつては、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第126条 第99条、第100条、第102条、第103条及び第106条から第109条(第84条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第99条第1項中「第104条」とあるのは「第123条」と、第108条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第126条において準用する次条」と、第109条中「第104条」とあるのは「第123条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たっての留意事項)

第127条 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じ

て、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。
- 3 指定介護予防短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(介護)

第128条 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。
- 4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 7 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常時1人以上の介護職員を介護に従事させなければならない。
- 8 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、その負担

により、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第129条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第130条 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第131条 第110条、第111条、第114条から第116条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第111条中「第94条」とあるのは「第119条」と読み替えるものとする。

第7節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

第132条 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス（以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。）の事業を行

う指定短期入所事業者（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号。以下「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第112条第1項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。）が指定短期入所（指定障害福祉サービス等基準条例第108条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。）の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この条において「指定短期入所事業所」という。）において指定短期入所を提供する事業者に限る。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が9.9平方メートル以上であること。
- (2) 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第133条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第36条まで、第84条、第86条、第94条及び第96条並びに第4節（第109条を除く。）及び第5節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者

(以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。)」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第99条第1項及び第103条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第108条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第133条」と読み替えるものとする。

第8節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との併設)

第134条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防短期入所生活介護又はこれに相当するサービス(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う者(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当介護予防短期入所生活介護事業所」という。)は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第6条に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び第9条に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は社会福祉施設(以下「指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」という。)に併設しなければならない。

(従業者の員数等)

第135条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者(以下この節において「介護予防短期入所生活介護従業者」という。)及びその員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、第3号の栄養士を置かないことができる。

(1) 生活相談員 1以上

- (2) 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業者が基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護（指定居宅サービス等基準条例第172条に規定する基準該当短期入所生活介護をいう。以下同じ。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所における基準該当介護予防短期入所生活介護又は基準該当短期入所生活介護の利用者。以下この条及び第137条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 栄養士 1以上
- (4) 機能訓練指導員 1以上
- (5) 調理員その他の従業者 当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数
- 2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当介護予防短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 4 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第1項各号に掲げる員数の介護予防短期入所生活介護従業者を確保するものとする。
- 5 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第173条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第136条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同

一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
(利用定員等)

第137条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所は、その利用定員（当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所において同時に基準該当介護予防短期入所生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を20人未満とし、基準該当介護予防短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

2 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合には、指定居宅サービス等基準条例第175条第1項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備、備品等)

第138条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、基準該当介護予防短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等の利用者等及び当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 食堂
- (3) 機能訓練室
- (4) 浴室
- (5) 便所
- (6) 洗面所
- (7) 静養室
- (8) 面接室
- (9) 介護職員室

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 利用者1人当たりの床面積は、7.43平方メートル以上とすること。

ウ 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

(2) 食堂及び機能訓練室

ア それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

(4) 便所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

(5) 洗面所 身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

3 基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の廊下の幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

4 基準該当介護予防短期入所生活介護の事業と基準該当短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第176条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前3項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との連携)

第139条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護の提供に際し、常に指定介護予防認知症対応型通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

(準用)

第140条 第10条から第14条まで、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条から第32条まで、第33条（第5項及び第6項を除く。）、第34条から第36条まで、第84条、第86条及び第94条並びに第4節（第101条第1項及び第109条を除く。）及び第5節の規定は、基準該

当介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第20条第1項中「内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、第29条中「第26条」とあるのは「第140条において準用する第104条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と、第101条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所生活介護」とあるのは「基準該当介護予防短期入所生活介護」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第105条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第108条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第140条」と、第115条中「医師及び看護職員」とあるのは「看護職員」と読み替えるものとする。

第8章 介護予防短期入所療養介護

第1節 基本方針

第141条 指定介護予防サービスに該当する介護予防短期入所療養介護（以下「指定介護予防短期入所療養介護」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

第142条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、

当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員（看護師及び准看護師をいう。以下この章において同じ。）、介護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者（当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第180条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養介護の事業と指定短期入所療養介護（指定居宅サービス等基準条例第179条に規定する指定短期入所療養介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この条及び第148条において同じ。）を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合における法に規定する介護老人保健施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ、利用者を当該指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合における平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- (3) 療養病床（医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護事業所に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士の員数は、それぞれ同法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

- (4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室に置くべき看護職員又は介護職員の員数の合計は、常勤換算方法で、利用者及び入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1以上であること、かつ、夜間における緊急連絡体制を整備することとし、看護師若しくは准看護師又は介護職員を1人以上配置していること。
- (5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第180条第1項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3節 設備に関する基準

第143条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設（甲府市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第49号）第43条に規定するユニット型介護老人保健施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（甲府市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条

例第51号)第3条の規定により、その例によるものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第37条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)に関するものを除く。)を有すること。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所(指定介護療養型医療施設であるものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4) 診療所(療養病床を有するものを除く。)である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、次に掲げる要件に適合すること。

ア 指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室の床面積は、利用者1人につき6.4平方メートル以上とすること。

イ 浴室を有すること。

ウ 機能訓練を行うための場所を有すること。

(5) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院(甲府市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年12月条例第50号)第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。第160条及び第164条において同じ。))に関するものを除く。)を有すること。

2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第181条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(対象者)

第144条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（平成23年政令第375号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。）において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

（利用料等の受領）

第145条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

(2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が

利用者に代わり当該指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

- (3) 基準省令第190条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第190条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用(基準省令第190条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。)
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第190条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(身体的拘束等の禁止)

第146条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第147条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営につ

いての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) 施設の利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第148条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 介護老人保健施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護老人保健施設の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) 療養病床を有する病院若しくは診療所又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) 診療所（前号に掲げるものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、指定介護予防短期入所療養介護を提供する病床数及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- (4) 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(記録の整備)

第149条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保

存しなければならない。

- (1) 第152条第2号に規定する介護予防短期入所療養介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第146条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(準用)

第150条 第10条から第14条まで、第16条、第17条、第20条、第22条、第23条、第25条、第29条、第30条、第32条から第36条まで、第84条、第86条、第87条、第99条、第100条第2項及び第107条の規定は、指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第29条中「第26条」とあるのは「第147条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第84条第3項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第99条第1項中「第104条」とあるのは「第147条」と、「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防短期入所療養介護の基本取扱方針)

- 第151条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、自らその提供する指定介護予防短期入所療養介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営

むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防短期入所療養介護の具体的取扱方針)

第152条 指定介護予防短期入所療養介護の方針は、第141条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、病状、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、相当期間以上にわたり継続して入所することが予定される利用者については、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防短期入所療養介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「介護予防短期入所療養介護計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 介護予防短期入所療養介護計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、介護予防短期入所療養介護計画を作成した際には、当該介護予防短期入所療養介護計画を利用者に交付

しなければならない。

- (6) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、介護予防短期入所療養介護計画が作成されている場合は、当該介護予防短期入所療養介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

(診療の方針)

第153条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 診療は、一般に医師として診療の必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基とし、療養上妥当適切に行うものとする。
- (2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、要支援者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導を行う。
- (3) 常に利用者の病状及び心身の状況並びに日常生活及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。
- (4) 検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして妥当適切に行うものとする。
- (5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第198条第5号の規定により厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。
- (6) 基準省令第198条第6号の規定により厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を利用者に施用し、又は処方してはならない。
- (7) 入院患者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

(機能訓練)

第154条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第155条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

6 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定介護予防短期入所療養介護事業者の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第156条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の自立の支援に配慮し、可能な限り離床して食堂で食事を摂ることができるよう努めなければならない。

(その他のサービスの提供)

第157条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めるものとする。

2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

第6節 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第158条 第1節及び前3節の規定にかかわらず、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防短期入所療養介護の事業であって、その全部において少数の療養室等及び当該療養室等に近接して設けられる共同生活室（当該療養室等の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。以下この章において同じ。）により一体的に構成される場所（以下この章において「ユニット」という。）ごとに利用者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われるものをいう。以下同じ。）の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第159条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の療養生活の質の向上及び心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2款 設備に関する基準

第160条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）を有すること。
- (2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。
- (3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業

所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(5) 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を有すること。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第197条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第195条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第197条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第3款 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第161条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防短期入所療養介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

- 3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。
- (1) 食事の提供に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）
 - (2) 滞在に要する費用（法第61条の3第1項の規定により特定入所者介護予防サービス費が利用者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の基準費用額（同条第4項の規定により当該特定入所者介護予防サービス費が利用者に代わり当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者を支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）
 - (3) 基準省令第206条第3項第3号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な療養室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 基準省令第206条第3項第4号の規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (5) 送迎に要する費用（基準省令第206条第3項第5号の規定により厚生労働大臣が定める場合を除く。）
 - (6) 理美容代
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号から第4号までに掲げる費用については、基準省令第206条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、第3項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記載した文書を交付して説明を行い、利用者の同

意を得なければならない。この場合において、同項第1号から第4号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(運営規程)

第162条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (4) 通常の送迎の実施地域
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 非常災害対策
- (7) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第163条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供できるよう、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次に定める職員配置を行わなければならない。

- (1) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の看護職員又は介護職員を配置すること。
- (2) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の看護職員又は介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置すること。
- (3) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所ごとに、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者によってユニット型指定介護予防短期入所療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、介護予防短期入所療養介

護従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第164条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者（当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。）数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) ユニット型介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護老人保健施設の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数
- (2) ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室の定員を超えることとなる利用者数
- (3) ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

(準用)

第165条 第144条、第146条、第149条及び第150条（第84条の準用に係る部分を除く。）の規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第149条第2項第2号及び第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第165条において準用する次条」と、第150条中「第147条」とあるのは「第162条」と読み替えるものとする。

第4款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たっての留意事項)

第166条 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 指定介護予防短期入所療養介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 指定介護予防短期入所療養介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第167条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その病状、心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、前各項に規定するもののほか、利用者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。

7 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対し、その負担

により、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第168条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。

3 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。

4 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第169条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(準用)

第170条 第151条から第154条までの規定は、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第152条中「第141条」とあるのは「第159条」と読み替えるものとする。

第9章 介護予防特定施設入居者生活介護

第1節 基本方針

第171条 指定介護予防サービスに該当する介護予防特定施設入居者生活介護（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、介護予防特定施設サービス計画（法第8条の2第9項に規定する計画をいう。以下同

じ。)に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定介護予防特定施設（特定施設であって、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が行われるものをいう。以下同じ。）において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第172条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防特定施設従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上

(2) 看護師若しくは准看護師（以下この章において「看護職員」という。）又は介護職員

ア 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上であること。

イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。

(7) 利用者の数が30を超えない指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1以上

(4) 利用者の数が30を超える指定介護予防特定施設にあつては、常勤換算方法で、1に利用者の数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されること。ただし、宿直時間帯にあつては、この限りでない。

(3) 機能訓練指導員 1以上

- (4) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第207条第2項に規定する指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第207条第1項に規定する指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、前項の規定にかかわらず、介護予防特定施設従業者の員数は、それぞれ次のとおりとする。
- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 看護職員又は介護職員
- ア 看護職員又は介護職員の合計数は、常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3又はその端数を増すごとに1以上であること。
- イ 看護職員の数は、次のとおりとすること。
- (7) 総利用者数が30を超えない指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1以上
- (4) 総利用者数が30を超える指定介護予防特定施設にあっては、常勤換算方法で、1に総利用者数が30を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- ウ 常に1以上の指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たる介護職員が確保されていること。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合の宿直時間帯については、この限りでない。
- (3) 機能訓練指導員 1以上
- (4) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1

を標準とする。)

- 3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人を常勤とするものとする。
- 6 第1項第3号又は第2項第3号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第4号又は第2項第4号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとする。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。
- 8 第2項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定介護予防特定施設入居者生活介護及び指定特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうち、それぞれ1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定介護予防特定施設入居者生活介護のみを提供する場合は、介護職員及び看護職員のうちいずれか1人が常勤であれば足りるものとする。

（管理者）

第173条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第174条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない

- 附属の建物を除く。)は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。
- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
 - (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防特定施設は、一時介護室（一時的に利用者をして指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための室をいう。以下この章において同じ。）、浴室、便所、食堂及び機能訓練室を有しなければならない。ただし、他に利用者を一時的に移して介護を行うための室が確保されている場合にあっては一時介護室を、他に機能訓練を行うために適当な広さの場所が確保できる場合にあっては機能訓練室を設けないことができるものとする。
- 4 指定介護予防特定施設の介護居室（指定介護予防特定施設入居者生活介護を行うための専用の居室をいう。以下同じ。）、一時介護室、浴室、便所、食堂及び機能訓練室は、次の基準を満たさなければならない。
- (1) 介護居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとする。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設ける

こと。

- (2) 一時介護室 介護を行うために適当な広さを有すること。
 - (3) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとする。
 - (4) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (5) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
 - (6) 機能訓練室 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
 - 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法（昭和23年法律第186号）の定めるところによる。
 - 8 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定特定施設入居者生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定施設入居者生活介護の事業及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあっては、指定居宅サービス等基準条例第210条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（内容及び手続の説明並びに契約の締結等）

- 第175条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第180条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な指定介護予防特定

施設入居者生活介護を提供するため利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が介護居室又は一時介護室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

- 4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の開始等)

第176条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、正当な理由なく入居者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居者が指定介護予防特定施設入居者生活介護に代えて当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護予防サービスを利用することを妨げてはならない。

- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、入居申込者又は入居者が入院治療を要する者である場合等入居申込者又は入居者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第177条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の開始に際しては当該開始の年月日及び入居している指定介護予防特定施設の名称を、指定介護予防特定施設入居者生活介護の終了に際しては当該終了の年月日を利用者の被保険者証に記載しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

(利用料等の受領)

第178条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際には、その利用

者から利用料の一部として、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者に支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用
 - (2) おむつ代
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第179条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(運営規程)

第180条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第181条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護その他のサービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、当該指定介護予防特定施設の従業者によって指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定介護予防特定施設入居者生活介護に係る業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的

に確認し、その結果等を記録しなければならない。

- 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(協力医療機関等)

第182条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、協力医療機関（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合において円滑な協力を得るための必要な事項をあらかじめ取り決めてある医療機関をいう。）を定めなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力歯科医療機関（当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第183条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防特定施設入居者生活介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(記録の整備)

第184条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 介護予防特定施設サービス計画

(2) 第177条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第179条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用

者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- (4) 第181条第3項の規定による結果等の記録
- (5) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第185条 第12条、第13条、第22条から第25条まで、第29条から第36条まで、第86条及び第106条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条及び第29条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第26条」とあるのは「第180条」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の基本取扱方針)

- 第186条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
 - 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
 - 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
 - 5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(指定介護予防特定施設入居者生活介護の具体的取扱方針)

第187条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の方針は、第171条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び利用者について把握された解決すべき課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、指定介護予防特定施設入居者生活介護の目標及びその達成時期、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを提供する上での留意点、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防特定施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (4) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画を作成した際には、当該介護予防特定施設サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (5) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (6) 指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- (7) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介護予防特定施設サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該介護予防特定施設サービス計画の

実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行うものとする。

(8) 計画作成担当者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行うものとする。

(9) 第1号から第7号までの規定は、前号に規定する介護予防特定施設サービス計画の変更について準用する。

（介護）

第188条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

（健康管理）

第189条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

（相談及び援助）

第190条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行わなければならない。

（利用者の家族との連携等）

第191条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（準用）

第192条 第114条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。

第6節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(趣旨)

第193条 前各節の規定にかかわらず、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設入居者生活介護であって、当該指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（以下この節において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により、当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針、人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第194条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第195条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が指定介護予防特定施設ごとに置くべき基本サービスを提供する従業者（以下「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」という。）及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（利用者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第228条第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス等基準条例第227条に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、前項の規定にかかわらず、外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 常勤換算方法で、利用者及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この条において「居宅サービスの利用者」という。）の合計数（以下この条において「総利用者数」という。）が100又はその端数を増すごとに1以上
- (2) 介護職員 常勤換算方法で、居宅サービスの利用者の数が10又はその端数を増すごとに1以上及び利用者の数が30又はその端数を増すごとに1以上
- (3) 計画作成担当者 1以上（総利用者数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）

3 前2項の利用者及び居宅サービスの利用者の数並びに総利用者数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に1以

上の指定介護予防特定施設の従業者（第1項に規定する外部サービス利用型介護予防特定施設従業者を含む。）を確保しなければならない。ただし、宿直時間帯にあっては、この限りでない。

5 第1項第1号又は第2項第1号の生活相談員のうち、1人以上は、専らその職務に従事し、かつ、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該介護予防特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

6 第1項第3号又は第2項第3号の計画作成担当者は、専らその職務に従事する介護支援専門員であって、介護予防特定施設サービス計画（第2項に規定する場合にあっては、介護予防特定施設サービス計画及び特定施設サービス計画）の作成を担当させるのに適当と認められるものとし、そのうち1人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用者（第2項に規定する場合にあっては、利用者及び居宅サービスの利用者）の処遇に支障がない場合は、当該特定施設における他の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第196条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3款 設備に関する基準

第197条 指定介護予防特定施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物又は準耐火建築物でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定介護予防特定施設の建物であって、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調

理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
 - (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。
- 3 指定介護予防特定施設は、居室、浴室、便所及び食堂を有しなければならない。ただし、居室の面積が25平方メートル以上である場合には、食堂を設けないことができるものとする。
 - 4 指定介護予防特定施設の居室、浴室、便所及び食堂は、次の基準を満たさなければならない。
 - (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、2人とするすることができるものとする。
 - イ プライバシーの保護に配慮し、介護を行える適当な広さであること。
 - ウ 地階に設けてはならないこと。
 - エ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - オ 非常通報装置又はこれに代わる設備を設けること。
 - (2) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。
 - (3) 便所 居室のある階ごとに設置し、非常用設備を備えていること。
 - (4) 食堂 機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。
- 5 指定介護予防特定施設は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能な空間と構造を有するものでなければならない。
 - 6 指定介護予防特定施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるものとする。
 - 7 前各項に定めるもののほか、指定介護予防特定施設の構造設備の基準については、建築基準法及び消防法の定めるところによる。

8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者の指定も併せて受け、かつ、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業及び外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業が同一の施設において一体的に運営されている場合にあつては、指定居宅サービス等基準条例第231条第1項から第7項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明並びに契約の締結等)

第198条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制、当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者の業務の分担の内容、受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称並びに受託介護予防サービスの種類、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居（養護老人ホームに入居する場合は除く。）及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の契約において、入居者の権利を不当に狭めるような契約解除の条件を定めてはならない。

3 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、より適切な外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供するため、利用者を他の居室に移して介護を行うこととしている場合にあつては、利用者が当該居室に移る際の当該利用者の意思の確認等の適切な手続をあらかじめ、第1項の契約に係る文書に明記しなければならない。

4 第9条第2項から第6項までの規定は、第1項の規定による文書の交付について準用する。

(運営規程)

第199条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 外部サービス利用型介護予防特定施設従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員及び居室数
- (4) 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項

(受託介護予防サービス事業者への委託)

第200条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者が、受託介護予防サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

- 2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。
- 3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第102条に規定す

る指定通所介護をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号)第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防訪問リハビリテーション、指定介護予防通所リハビリテーション、第205条に規定する指定介護予防福祉用具貸与及び指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号訪問事業」という。)に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業(指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第1号通所事業」という。)に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次に掲げる事業を提供する事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

(1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス

(2) 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第1号通所事業(機能訓練を行う事業を含むものに限る。)に係るサービス

(3) 指定介護予防訪問看護

5 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項に規定する受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスのうち、前項の規定により事業の開始に当たって契約を締結すべき受託介護予防サービス以外のものについては、利用者の状況に応じて、第1項に規定する方法により、これらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

6 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第3項の指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する業務を受託介護予防サービス事業者に委託する契約を締結する場合にあっては、市内に所在する指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う受託介護予防サービス事業所において当該受託介護予防サービスが提供される契約を締結しなければならない。

7 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者に対し、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものと

する。

- 8 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービスに係る業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第201条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 第203条第2項の規定による受託介護予防サービス事業者から受けた報告に係る記録
- (3) 前条第8項の規定による結果等の記録
- (4) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第177条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (8) 次条において準用する第179条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (9) 次条において準用する第181条第3項の規定による結果等の記録

(準用)

第202条 第12条、第13条、第22条から第25条まで、第29条から第36条まで、第86条、第106条、第176条から第179条まで及び第181条から第183条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第24条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、

第29条中「第26条」とあるのは「第199条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第31条中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第177条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第181条第1項から第3項までの規定中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第5款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(受託介護予防サービスの提供)

第203条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(準用)

第204条 第186条、第187条、第190条及び第191条の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第187条中「他の介護予防特定施設従業者」とあるのは「他の外部サービス利用型介護予防特定施設従業者及び受託介護予防サービス事業者」と読み替えるものとする。

第10章 介護予防福祉用具貸与

第1節 基本方針

第205条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第10項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同

じ。)の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第206条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定介護予防福祉用具貸与の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

- (1) 指定福祉用具貸与事業者（指定居宅サービス等基準条例第239条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業者をいう。以下同じ。） 同項
- (2) 指定特定福祉用具販売事業者（指定居宅サービス等基準条例第256条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。） 同項
- (3) 第223条第1項に規定する指定特定介護予防福祉用具販売事業者 同項
(管理者)

第207条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第208条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。ただし、第213条第3項の規定に基づき福祉用具の保管又は

消毒を他の事業者に行わせる場合にあつては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を備えないことができるものとする。

2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとする。

(1) 福祉用具の保管のために必要な設備

ア 清潔であること。

イ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区別することが可能であること。

(2) 福祉用具の消毒のために必要な器材 当該指定介護予防福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の種類、材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者が指定福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防福祉用具貸与の事業と指定福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第238条に規定する指定福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第241条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第209条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防福祉用具貸与事業者を支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防福祉用具貸与に係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定介護予防福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - (2) 福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料の全部又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該指定介護予防福祉用具貸与の提供を中止することができる。

(運営規程)

第210条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等)

第211条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具専門相談員に対し、その資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

- 2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

(福祉用具の取扱種目)

第212条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。

(衛生管理等)

第213条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示及び目録の備付け)

第214条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程(第210条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(記録の整備)

第215条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第20条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (2) 第213条第4項の規定による結果等の記録
- (3) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 第219条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画
(準用)

第216条 第9条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第30条から第36条まで並びに第84条第1項及び第2項の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第210条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名」と、第22条中「内容」とあるのは「種目、品名」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針)

第217条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当た

り、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第218条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の方針は、第205条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報の伝達、サービス担当者会議における情報の取得等の適切な方法により、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (3) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うものとする。
- (4) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- (5) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- (6) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応

じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うものとする。

- (7) 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。
(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第219条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「介護予防福祉用具貸与計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第233条第1項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 2 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- 7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。
- 8 第1項から第4項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準

(福祉用具専門相談員の員数等)

第220条 基準該当介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与又はこれに相当するサービス（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与」という。）の事業を行う者が、当該事業を行う事業所（以下「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業と基準該当福祉用具貸与（指定居宅サービス等基準条例第253条第1項に規定する基準該当福祉用具貸与をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、同項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(準用)

第221条 第9条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第23条、第25条、第30条から第32条まで、第33条（第5項及び第6項を除く。）、第34条から第36条まで並びに第84条第1項及び第2項並びに第1節、第2節（第206条を除く。）、第3節、第4節（第209条第1項及び第216条を除く。）及び前節の規定は、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第221条において準用する第210条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第20条第1項中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第53条第4項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第22条中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「内容」とあるのは「種目、品名」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第209

条第2項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、第215条第2項第1号及び第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第221条」と読み替えるものとする。

第11章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 基本方針

第222条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第11項の規定により厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（福祉用具専門相談員の員数等）

第223条 指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が次に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって、当該指定に係る事業と指定特定介護予防福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(1) 指定福祉用具貸与事業者 指定居宅サービス等基準条例第239条第1項

(2) 指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準条例第256条第1項

(3) 指定介護予防福祉用具貸与事業者 第206条第1項
(管理者)

第224条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第225条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、事業の運営を行うために必要な広さの区画を有するほか、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に必要なその他の設備、備品等を備えなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者が指定特定福祉用具販売事業者の指定を併せて受け、かつ、指定特定介護予防福祉用具販売の事業と指定特定福祉用具販売の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準条例第258条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(サービスの提供の記録)

第226条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第227条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供した際には、法第56条第3項に規定する現に当該指定介護予防福祉用具の購入に要した費用（以下「販売費用」という。）の額の支払を受けるものとする。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、販売費用の額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定介護予防福祉用具販売を行う場合の交通費
 - (2) 指定介護予防福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。
- (保険給付の申請に必要な書類等の交付)

第228条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- (1) 当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の名称
 - (2) 販売した指定介護予防福祉用具の種目及び品目の名称、販売費用の額その他必要と認められる事項を記載した証明書
 - (3) 領収書
 - (4) 当該指定介護予防福祉用具のパンフレットその他の当該指定介護予防福祉用具の概要
- (記録の整備)

第229条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- (1) 第226条の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (2) 次条において準用する第23条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (3) 次条において準用する第33条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (4) 次条において準用する第35条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
 - (5) 第233条第1項に規定する指定介護予防福祉用具販売計画
- (準用)

第230条 第9条から第15条まで、第17条から第19条まで、第23条、第25条、第28条、第30条から第36条まで、第84条第1項及び第2項、第210条から第212条まで並びに第214条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第26条」とあるのは「第230条において準用する第210条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第11条中「以下同じ。）」とあるのは「以下同じ。）」、取り扱う特定介護予防福祉用具の種目」と、第15条第2項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は助言」と、第19条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第84条第2項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第210条第4号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第211条第1項及び第212条中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、第214条第2項中「福祉用具」とあるのは「特定介護予防福祉用具」と、「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定特定介護予防福祉用具販売の基本取扱方針)

第231条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- 4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第232条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応ずるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- (2) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (3) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うものとする。
- (4) 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状態等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
- (5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

- 第233条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定特定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下この条において「特定介護予防福祉用具販売計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。
- 2 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - 3 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なけれ

ばならない。

- 4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 指定居宅サービス等基準条例附則第2項の適用を受けている指定短期入所生活介護事業所において指定短期入所生活介護を行う指定短期入所生活介護事業者が、指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所生活介護の事業と指定短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、第98条第6項第1号ア及びイ並びに第2号ア並びに第7項の規定は適用しない。

- 3 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号。以下「平成13年医療法施行規則等改正省令」という。）附則第3条に規定する既存病院建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。次項から附則第6項までにおいて「病床転換による旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第22条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。

(1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。

(2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

- 4 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第3条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。

- 5 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第6

- 条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 6 病床転換による旧療養型病床群に係る病床を有する病院である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第21条の規定の適用を受けるものについては、当該規定にかかわらず、機能訓練室は、内法による測定で40平方メートル以上の床面積を有し、必要な器械及び器具を備えなければならない。
- 7 平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群（病床を転換して設けられたものに限る。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という。）に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第24条の規定の適用を受けているものに係る食堂及び浴室については、当該規定にかかわらず、次に掲げる基準に適合する食堂及び浴室を有しなければならない。
- (1) 食堂は、内法による測定で、療養病床における入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有しなければならない。
- (2) 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。
- 8 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第4条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る一の病室の病床数は、4床以下としなければならない。
- 9 病床転換による診療所旧療養型病床群に係る病床を有する診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所であって、平成13年医療法施行規則等改正省令附則第7条の適用を受けている病室を有するものについては、当該規定にかかわらず、療養病床に係る病室の床面積は、内法による測定で、入院患者1人につき6.4平方メートル以上としなければならない。
- 10 平成18年4月1日前から存する養護老人ホームにあつては、第197条第4項第1号アの規定は適用しない。
- 11 第172条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する

診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とすること。

12 第195条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当な数とする。

13 第174条及び第197条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第6号

甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針（第6条）

第2節 人員に関する基準（第7条～第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条）

第4節 運営に関する基準（第11条～第45条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第46条～第48条）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第49条～第53条）

第3章 療養介護

第1節 基本方針（第54条）

第2節 人員に関する基準（第55条・第56条）

第3節 設備に関する基準（第57条）

第4節 運営に関する基準（第58条～第82条）

第4章 生活介護

第1節 基本方針（第83条）

第2節 人員に関する基準（第84条～第86条）

第3節 設備に関する基準（第87条）

第4節 運営に関する基準（第88条～第100条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第101条～第104条）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第105条～第107条）

第5章 短期入所

第1節 基本方針（第108条）

第2節 人員に関する基準（第109条・第110条）

第3節 設備に関する基準（第111条）

第4節 運営に関する基準（第112条～第119条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第120条～第122条）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第123条・第124条）

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針（第125条）

第2節 人員に関する基準（第126条・第127条）

第3節 設備に関する基準（第128条）

第4節 運営に関する基準（第129条～第135条）

第7章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針（第136条）

第2節 人員に関する基準（第137条・第138条）

第3節 設備に関する基準（第139条）

第4節 運営に関する基準（第140条～第143条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第144条～第146条）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第147条～第149条）

第8章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針（第150条）

第2節 人員に関する基準（第151条・第152条）

第3節 設備に関する基準（第153条）

第4節 運営に関する基準（第154条～第158条）

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第159条～第161条）

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第162条～第164条）

第9章 就労移行支援

第1節 基本方針（第165条）

- 第2節 人員に関する基準（第166条～第168条）
- 第3節 設備に関する基準（第169条・第170条）
- 第4節 運営に関する基準（第171条～第176条）
- 第10章 就労継続支援A型
- 第1節 基本方針（第177条）
- 第2節 人員に関する基準（第178条・第179条）
- 第3節 設備に関する基準（第180条）
- 第4節 運営に関する基準（第181条～第190条）
- 第11章 就労継続支援B型
- 第1節 基本方針（第191条）
- 第2節 人員に関する基準（第192条）
- 第3節 設備に関する基準（第193条）
- 第4節 運営に関する基準（第194条・第195条）
- 第5節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第196条～第199条）
- 第12章 就労定着支援
- 第1節 基本方針（第200条）
- 第2節 人員に関する基準（第201条・第202条）
- 第3節 設備に関する基準（第203条）
- 第4節 運営に関する基準（第204条～第210条）
- 第13章 自立生活援助
- 第1節 基本方針（第211条）
- 第2節 人員に関する基準（第212条・第213条）
- 第3節 設備に関する基準（第214条）
- 第4節 運営に関する基準（第215条～第218条）
- 第14章 共同生活援助
- 第1節 基本方針（第219条）
- 第2節 人員に関する基準（第220条・第221条）
- 第3節 設備に関する基準（第222条）
- 第4節 運営に関する基準（第223条～第235条）
- 第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、

設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第236条・第237条）

第2款 人員に関する基準（第238条・第239条）

第3款 設備に関する基準（第240条）

第4款 運営に関する基準（第241条～第245条）

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針（第246条・第247条）

第2款 人員に関する基準（第248条・第249条）

第3款 設備に関する基準（第250条）

第4款 運営に関する基準（第251条～第256条）

第15章 多機能型に関する特例（第257条・第258条）

第16章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準（第259条～第263条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号、第41条の2第1項各号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者及び障害児をいう。
- (2) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (3) 支給決定障害者等 法第5条第23項に規定する支給決定障害者等をいう。
- (4) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (5) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。

- (6) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (7) 指定障害福祉サービス事業者 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者をいう。
- (8) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (9) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (10) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (11) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（同条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (12) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第42条の2によって読み替えられた法第58条第3項第1号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。
- (13) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第70条第2項において準用する法第58条第5項の規定により支給決定障害者（法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。）が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給す

べき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者を支払われることをいう。

(14) 基準該当障害福祉サービス 法第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスをいう。

(15) 共生型障害福祉サービス 法第41条の2第1項の申請に係る法第29条第1項の指定を受けた者による指定障害福祉サービスをいう。

(16) 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(17) 多機能型 第83条に規定する指定生活介護の事業、第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第165条に規定する指定就労移行支援の事業、第177条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第191条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第66号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条に規定する指定児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、指定通所支援基準条例第82条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第83条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第3条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第14章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その

他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第5条 指定障害福祉サービス事業者は、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第1節 基本方針

第6条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものが居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著し

い困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

- 4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第7条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章並びに第246条及び第254条第2項において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準省令」という。）第5条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第4節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2.5以上とする。

- 2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であって専ら指定居宅介護の職務に従事するもののうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応

じて常勤換算方法によることができる。

- 3 前項の事業の規模は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(管理者)

第8条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第9条 前2条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第10条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

- 2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第11条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第33条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第12条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅

介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
（提供拒否の禁止）

第13条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。
（連絡調整に対する協力）

第14条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。
（サービス提供困難時の対応）

第15条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。
（受給資格の確認）

第16条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。
（介護給付費の支給の申請に係る援助）

第17条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の満了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第18条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第19条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第20条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第21条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第22条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当で

あるものに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第23条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定居宅介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受けることができる。
- 4 指定居宅介護事業者は、前3項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、第3項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第24条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者

は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第25条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第23条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第26条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第27条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

(2) 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

(4) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第28条 サービス提供責任者（第7条第2項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。）は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下「居宅介護計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

（同居家族に対するサービス提供の禁止）

第29条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

（緊急時等の対応）

第30条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（支給決定障害者等に関する市町村への通知）

第31条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（管理者及びサービス提供責任者の責務）

第32条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第28条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に対する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等の

サービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第34条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第35条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第36条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備、備品等について、衛生的

な管理に努めなければならない。

(掲示)

第37条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第33条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第38条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第39条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第40条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

- 第41条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下この条において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 6 指定居宅介護事業者は、市町村又は知事等から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を当該市町村又は知事等に報告しなければならない。
- 7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第42条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第43条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第44条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(準用)

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型居宅介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第46条 居宅介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型居宅介護」とい

う。)の事業を行う指定訪問介護事業者(甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第6条第1項に規定する指定訪問介護事業所をいう。以下同じ。)の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護(指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。)の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型居宅介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型居宅介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定居宅介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型重度訪問介護の事業を行う指定訪問介護事業者の基準)

第47条 重度訪問介護に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型重度訪問介護」という。)の事業を行う指定訪問介護事業者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定訪問介護事業所の従業者の員数が、当該指定訪問介護事業所が提供する指定訪問介護の利用者の数を指定訪問介護の利用者の数及び共生型重度訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定訪問介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型重度訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定重度訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第48条 第6条(第3項及び第4項を除く。)、第7条第2項及び第3項、第8条並びに前節(第45条を除く。)の規定は、共生型居宅介護及び共生型重度訪問介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数等)

第49条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当居宅介護」という。）の事業を行う者（以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。）が、当該事業を行う事業所（以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（基準該当居宅介護の提供に当たる者として基準省令第44条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。）の員数は、3以上とする。

2 振興山村その他の地域であって基準省令第44条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、1以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

（管理者）

第50条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（設備、備品等）

第51条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

（同居家族に対するサービス提供の制限）

第52条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該居宅介護に係る利用者が、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認めるものに住所を有する場合

(2) 当該居宅介護が第49条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的

な指示に基づいて提供される場合

(3) 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次条第1項において準用する第28条の居宅介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第53条 第6条第1項及び第4節（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。）の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第53条第1項において準用する次条第2項及び第3項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第49条第3項」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで、第4節（第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。）及び第49条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第53条第2項において準用する次条第2項及び第3項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第49条第3項」と、第52条第2項中「次条第1項」とあるのは「次条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 療養介護

第1節 基本方針

第54条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第2条の2に規定

する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じた、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第55条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(2) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(3) 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

(4) サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第50条第1項第4号の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第1項に規定する指定療養介護事業所の従業者（同項第1号及び第2号に掲げ

る者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 5 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第57条第5項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第57条第5項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第67号。第57条第5項において「山梨県指定入所施設基準条例」という。）第54条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関をいう。）の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項から第6項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第56条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第57条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定す

る病院として必要とされる設備、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。ただし、当該指定療養介護事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定療養介護事業所の相談室として使用することができるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。

- 2 前項に規定する相談室の基準は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けることとする。
- 3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、山梨県指定入所施設基準条例第55条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(契約支給量の報告等)

第58条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。
- 3 前2項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第59条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第60条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 日用品費

(2) 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前3項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第61条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第70条第2項において準用する法第58条第4項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場

合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第62条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第60条第2項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第63条 指定療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第64条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この章において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことが

できるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第65条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第66条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第67条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第68条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 指定療養介護事業者は、前3項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 指定療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第69条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第70条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第71条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第72条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第73条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 利用定員

(4) 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) サービスの利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第74条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第75条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第76条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定療養介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 指定療養介護事業者は、非常災害の際に利用者、従業者等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第77条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第78条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程(第73条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。)の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第79条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 指定療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第80条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第81条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げ

る記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養介護計画
 - (2) 第59条第1項の規定によるサービスの提供の記録
 - (3) 第71条の規定による市町村への通知に係る記録
 - (4) 第79条第2項の規定による身体的拘束等の記録
 - (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (準用)

第82条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第73条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第60条第1項」と読み替えるものとする。

第4章 生活介護

第1節 基本方針

第83条 生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第84条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第7

章、第 8 章及び第 16 章において同じ。) 、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から (イ) までに掲げる平均障害支援区分 (基準省令第 78 条第 1 項第 2 号イの規定による厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。) に応じ、それぞれ (ア) から (イ) までに定める数

(ア) 平均障害支援区分が 4 未満 利用者の数を 6 で除した数以上

(イ) 平均障害支援区分が 4 以上 5 未満 利用者の数を 5 で除した数以上

(イ) 平均障害支援区分が 5 以上 利用者の数を 3 で除した数以上

イ 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、1 以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、1 以上

(3) サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が 60 以下 1 以上

イ 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第 1 項第 2 号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第 1 項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活

介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第85条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所(以下「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第86条 第56条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第87条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第 88 条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前 2 項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 創作的活動に係る材料費

(3) 日用品費

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第 1 号に掲げる費用については、基準省令第 82 条第 4 項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第 1 項から第 3 項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第 3 項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第 89 条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前 3 項に規定するもののほか、利用者に対し、離床、

着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

- 5 指定生活介護事業者は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第90条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第91条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第92条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事の提供)

第93条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第94条 指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第95条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(1) 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第96条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 営業日及び営業時間

(4) 利用定員

(5) 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその

額

- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービスの利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
(衛生管理等)

第97条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
(協力医療機関)

第98条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。
(掲示)

第99条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程（第96条の事業の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(準用)

第100条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで及び第79条から第81条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあ

るのは「第88条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第88条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第100条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第100条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第100条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型生活介護の事業を行う指定児童発達支援事業者等の基準)

第101条 生活介護に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型生活介護」という。）の事業を行う指定児童発達支援事業者（指定通所支援基準条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいう。）又は指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。第257条において同じ。）又は指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第74条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。第257条において同じ。）（以下「指定児童発達支援事業所等」という。）の従業者の員数が、当該指定児童発達支援事業所等が提供する指定児童発達支援（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援をいう。）又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）（以下「指定児童発達支援等」という。）を受ける障害児の数を指定児童発達支援等を受ける障害児の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定児童発達支援事業所等として必要とされる数以上であること。
- (2) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第102条 共生型生活介護の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第41号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第103条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第60条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第105条第2項第1号又は指定地域密着型サービス基準条例第60条の5第2項第1号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。以下同じ。）の面積を、指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第102条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第60条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）の利用者の数と共生型生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第103条 共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅

介護事業者をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第42号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。))第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。))が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第192条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
- 又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。))の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。))の数と共生型生活介護、共生型自立訓練(機能訓練)(第144条に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(第159条に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援(指定通所支援基準条例第56条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。)若しくは共生型放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)(以下「共生型通いサービス」という。))を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第145条及び第160条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準条例第83条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。))、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅

介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第192条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第106条において同じ。）（以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）にあつては、18人）以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第82条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第191条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第44条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第1項若しくは第192条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。）の利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第145条及び第160条において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂（指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第1号若しくは第196条第2項第1号又は指定

地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂をいう。以下同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第104条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第83条、第85条及び前節(第100条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当生活介護の基準)

第105条 基準該当生活介護事業者(生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(第259条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供

する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (4) 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第106条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する通いサービスを除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。）を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第1項に規定する登録者を除く。第148条及び第163条において同じ。）の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該

指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等(サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を除く。以下この条、第123条、第148条及び第163条において同じ。)にあっては、18人)以下とすること。

- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂(指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第1号に規定する居間及び食堂を除く。第148条及び第163条において同じ。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通

いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第107条 第88条第2項から第6項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第5章 短期入所

第1節 基本方針

第108条 短期入所に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定短期入所」という。）の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第109条 法第5条第8項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所（以下この章において「指定短期入所事業所」という。）として当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下この章において「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 指定障害者支援施設（法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）その他の法第5条第8項に規定する施設（入所によるものに限る、次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」とい

う。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者(施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、第220条第1項に規定する指定共同生活援助事業者、第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は第248条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に第150条に規定する指定自立訓練(生活訓練)(施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、第219条に規定する指定共同生活援助、第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助又は第246条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この章において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所(第151条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定共同生活援助事業所(第220条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。)、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所(第238条第1項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(第248条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この章において同じ。))の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯(アに掲げるものを除く。) 次の(7)又は

(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 法第5条第8項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

(2) 指定自立訓練（生活訓練）事業者等（第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業者を除く。）である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等（日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を除く。以下このアにおいて同じ。）の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定短期入所を提供する時間帯（アに掲げるものを除く。） 次の(ア)又は(イ)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める数

(ア) 当該日の指定短期入所の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の指定短期入所の利用者の数が7以上 1に当該日の指定短期入

所の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

(1) 指定生活介護事業所、第137条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第151条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所、第166条第1項に規定する指定就労移行支援事業所、第178条第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第191条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 指定生活介護、第136条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第177条に規定する指定就労継続支援A型、第191条に規定する指定就労継続支援B型、第219条に規定する指定共同生活援助、第236条に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助、第246条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助又は児童福祉法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

イ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって、アに掲げる時間以外の時間 次の(7)又は(8)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(7)又は(8)に定める数

(7) 当該日の利用者の数が6以下 1以上

(イ) 当該日の利用者の数が7以上 1に当該日の利用者の数が6を超えて6
又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(2) 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の
事業を行う場合 前号イの(イ)又は(イ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応
じ、それぞれ同号イの(イ)又は(イ)に定める数

(準用)

第110条 第56条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第111条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第5条第8項に規定する施
設の居室であって、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いる
ものでなければならない。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にあ
る法第5条第8項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」とい
う。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支
障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事
業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有すること
で足りるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を
設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き8平方メートル以上とす
ること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(2) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

- イ 必要な備品を備えること。
- (3) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 洗面所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 便所
 - ア 居室のある階ごとに設けること。
 - イ 利用者の特性に応じたものであること。

第4節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第112条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第113条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、受給者証記載事項（指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項をいう。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第114条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際

は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 日用品費

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号及び第2号に掲げる費用については、基準省令第120条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第1項から第3項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(指定短期入所の取扱方針)

第115条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービスの提供)

第116条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなけれ

ばならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。
- 4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。
- 5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

(運営規程)

第117条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第109条第2項の規定の適用を受ける施設にあっては、第3号に掲げる事項を除く。）に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

(定員の遵守)

第118条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- (1) 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者

の数

(2) 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第220条第1項に規定する指定共同生活援助事業所又は第248条第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活援助を行う住居（以下「共同生活住居」という。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(3) 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第119条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第66条、第72条、第74条、第76条、第79条、第80条、第94条及び第97条から第99条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第117条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第114条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第114条第2項」と、第99条中「第96条」とあるのは「第117条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型短期入所の事業を行う指定短期入所生活介護事業者等の基準）

第120条 短期入所に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型短期入所」という。）の事業を行う指定短期入所生活介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第136条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業者をいう。）又は指定介護予防短期入所生活介護事業者（甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第136条第1

項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護事業所(指定介護予防サービス等基準条例第95条第1項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業所をいう。)(以下「指定短期入所生活介護事業所等」という。)の居室の面積を、指定短期入所生活介護(指定居宅サービス等基準条例第135条に規定する指定短期入所生活介護をいう。)又は指定介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準条例第94条に規定する指定介護予防短期入所生活介護をいう。)(次号において「指定短期入所生活介護等」という。)の利用者の数と共生型短期入所の利用者の数の合計数で除して得た面積が10.65平方メートル以上であること。

(2) 指定短期入所生活介護事業所等の従業者の員数が、当該指定短期入所生活介護事業所等が提供する指定短期入所生活介護等の利用者の数を指定短期入所生活介護等の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第121条 共生型短期入所の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ若しくは第196条第2項第2号ウ又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第49条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、当該個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項若しくは第192条第6項又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条第5項に規定する宿泊サービスをいう。次号において同じ。)の利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積がおおむね7.43平方メートル以上であること。

(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する宿泊サービスの利用者の数を宿泊サービス

の利用者の数及び共生型短期入所の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (3) 共生型短期入所の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第122条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第56条、第66条、第72条、第74条から第76条まで、第79条、第80条、第94条、第97条から第99条まで、第108条及び前節（第118条及び第119条を除く。）の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第123条 基準該当短期入所事業者（短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下この節において「基準該当短期入所」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業者等であって、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準条例第83条第5項又は第192条第6項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準

該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。次号において同じ。)を通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)の3分の1から9人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、6人)までの範囲内とすること。

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室(指定地域密着型サービス基準条例第87条第2項第2号ウ又は第196条第2項第2号ウに規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね7.43平方メートル以上であること。
- (4) 基準該当短期入所の提供を受ける障害者及び障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第124条 第114条第2項から第6項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第6章 重度障害者等包括支援

第1節 基本方針

第125条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障害福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援

助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第126条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。）は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護事業者を除く。第129条において同じ。）又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所（以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。）ごとに、サービス提供責任者を1以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第127条第3項の規定により厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 第2項のサービス提供責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
(準用)

第127条 第8条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第128条 第10条第1項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第129条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第130条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、

2 以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第131条 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第8号）又は甲府市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年12月条例第54号）に規定する基準を満たさなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活援助に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあつては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第132条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第1項に規定する重度障害者等包括支援計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

- 3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援

の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(重度障害者等包括支援計画の作成)

第133条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した計画（以下この章において「重度障害者等包括支援計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該重度障害者等包括支援計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、重度障害者等包括支援計画作成後においても、当該重度障害者等包括支援計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該重度障害者等包括支援計画の変更を行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する重度障害者等包括支援計画の変更について準用する。

(運営規程)

第134条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- (4) 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の実業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 事業の主たる対象とする利用者
- (8) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (9) その他運営に関する重要事項

(準用)

第135条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36

条から第44条まで及び第72条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第134条」と読み替えるものとする。

第7章 自立訓練（機能訓練）

第1節 基本方針

第136条 自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第137条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

エ 生活支援員 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項第1号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 5 第1項、第2項及び前項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第1号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第138条 第56条及び第85条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第139条 第87条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第140条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負

担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) 日用品費
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 前項第1号に掲げる費用については、基準省令第159条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第1項から第3項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）

第141条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指

定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第142条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第166条第1項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第143条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで及び第92条から第99条までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第143条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第143条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第143条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第143条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第143条」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第144条 自立訓練（機能訓練）に係る共生型障害福祉サービス（以下「共生型

自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（機能訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第145条 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。

(5) 共生型自立訓練（機能訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第146条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第85条、第92条から第99条まで、第136条及び前節（第143条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（機能訓練）の基準）

第147条 基準該当自立訓練（機能訓練）事業者（自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第259条に規定する特定基準該当自立訓練（機能訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。

(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立

訓練（機能訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (4) 基準該当自立訓練（機能訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第148条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（機能訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（機能訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（機能訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービ

ス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第163条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第149条 第140条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。

第8章 自立訓練（生活訓練）

第1節 基本方針

第150条 自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第151条 指定自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（生活訓練）事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活支援員 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上

ア イに掲げる利用者以外の利用者

イ 指定宿泊型自立訓練（指定自立訓練（生活訓練）のうち、施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。）の利用者

(2) 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第1項及び第2項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第152条 第56条及び第85条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第153条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

- ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
 - (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
 - (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
 - (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は、次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。
- (1) 居室
 - ア 一の居室の定員は、1人とする。
 - イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
 - (2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- 4 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

- 第154条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。
- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。
 - 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受

なければならない。

(利用者負担額等の受領)

第155条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 日用品費

(3) 前2号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第1項及び第2項の規定により支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用

(2) 光熱水費

(3) 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

- 5 第3項第1号及び前項第1号から第3号までに掲げる費用については、基準省令第170条第5項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
- 6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第1項から第4項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。
- 7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第3項及び第4項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第156条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

- 2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練（生活訓練）事業者が提供する指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練（生活訓練）及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(記録の整備)

第157条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第64条第1項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画
- (2) 第154条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録
- (3) 次条において準用する第95条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第79条第2項の規定による身体的拘束等の記録
- (5) 次条において準用する第41条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第158条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条、第80条、第92条から第99条まで、第141条及び第142条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第158条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第155条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第155条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第158条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第159条 自立訓練(生活訓練)に係る共生型障害福祉サービス(以下「共生型

自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う指定通所介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及び共生型自立訓練（生活訓練）の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。
- (3) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第160条 共生型自立訓練（生活訓練）の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人）以下とすること。
- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスの利用定員を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

- (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びに共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条若しくは第192条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第45条に規定する基準を満たしていること。
- (5) 共生型自立訓練（生活訓練）の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第161条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条、第80条、第85条、第92条から第99条まで、第141条、第142条、第150条及び前節（第158条を除く。）の規定は、共生型自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第162条 基準該当自立訓練（生活訓練）事業者（自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第259条に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- (1) 指定通所介護事業者等であって、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。
- (2) 指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が3平方メートル以上であること。
- (3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者及び基準該当自立

訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

- (4) 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第163条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護等のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練（生活訓練）と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練（生活訓練）事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。次号において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービ

ス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める利用定員の数、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者の数を通いサービスの利用者の数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第106条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第148条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第82条において準用する指定通所支援基準条例第62条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第83条又は第192条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
- (準用)

第164条 第140条第2項から第6項までの規定は、基準該当自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第9章 就労移行支援

第1節 基本方針

第165条 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労移行支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第166条 指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(3) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行

支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第1項第2号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数等)

第167条 前条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所（以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

- ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上
- イ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上
- ウ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の従業者及びその員数については、前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。

(準用)

第168条 第56条及び第85条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。ただし、第85条の規定は、認定指定就労移行支援事業所については、準用しない。

第3節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第169条 次条において準用する第87条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第170条 第87条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(通勤のための訓練の実施)

第171条 指定就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第172条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第176条において準用する第64条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第173条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第174条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第175条 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の

数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(準用)

第176条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第90条、第91条、第93条から第99条まで、第140条、第141条及び第156条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第176条において準用する第96条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第176条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第176条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第176条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第176条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第176条」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

第10章 就労継続支援A型

第1節 基本方針

第177条 施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら同号に規定する

者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第178条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

(2) サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

5 第1項第2号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第179条 第56条及び第85条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第180条 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項に規定する相談室、多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第181条 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第44条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第182条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第191条に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第183条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第184条 指定就労継続支援A型事業者は、第182条第1項の規定による利用者（次項において「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、第182条第2項の規定による利用者（次項及び第5項において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

6 賃金及び第3項に規定する工賃の支払に要する経費は、自立支援給付をもって充ててはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(実習の実施)

第185条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第190条において準用する第64条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第186条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第187条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第188条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(運営規程)

第189条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごと

に、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第184条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

（準用）

第190条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第66条まで、第72条、第74条から第76条まで、第79条から第81条まで、第93条から第95条まで、第97条から第99条まで、第140条及び第141条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第189条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する第140条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第190条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第190条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続

支援A型計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第190条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第190条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第190条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第189条」と読み替えるものとする。

第11章 就労継続支援B型

第1節 基本方針

第191条 施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、同号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（準用）

第192条 第56条、第85条及び第178条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第193条 第180条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（工賃の支払等）

第194条 指定就労継続支援B型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

- 3 指定就労継続支援 B 型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定就労継続支援 B 型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

(準用)

第 195 条 第 11 条から第 19 条まで、第 21 条、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 30 条、第 38 条から第 43 条まで、第 63 条から第 66 条まで、第 72 条、第 74 条から第 76 条まで、第 79 条から第 81 条まで、第 90 条、第 93 条から第 99 条まで、第 140 条、第 141 条及び第 185 条から第 187 条までの規定は、指定就労継続支援 B 型の事業について準用する。この場合において、第 11 条第 1 項中「第 33 条」とあるのは「第 195 条において準用する第 96 条」と、第 22 条第 2 項ただし書中「次条第 1 項」とあるのは「第 195 条において準用する第 140 条第 1 項」と、第 25 条第 2 項中「第 23 条第 2 項」とあるのは「第 195 条において準用する第 140 条第 2 項」と、第 63 条第 1 項中「次条第 1 項」とあるのは「第 195 条において準用する次条第 1 項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 64 条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、第 81 条第 2 項第 1 号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と、同項第 2 号中「第 59 条第 1 項」とあるのは「第 195 条において準用する第 21 条第 1 項」と、同項第 3 号中「第 71 条」とあるのは「第 195 条において準用する第 95 条」と、同項第 5 号及び第 6 号中「次条」とあるのは「第 195 条」と、第 185 条第 1 項中「第 190 条」とあるのは「第 195 条」と、「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

第 5 節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第 196 条 就労継続支援 B 型に係る基準該当障害福祉サービス（第 259 条に規定する特定基準該当就労継続支援 B 型を除く。以下「基準該当就労継続支援 B 型」という。）の事業を行う者（以下「基準該当就労継続支援 B 型事業者」という。）は、社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に掲げる授産施設又は生活保護法（昭

和 25 年法律第 144 号) 第 38 条第 1 項第 4 号に掲げる授産施設を経営する者でなければならない。

2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援 B 型事業所」という。）ごとに、甲府市保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 12 月条例第 47 号。次項において「保護施設基準条例」という。）第 31 条に掲げる職員のうちから 1 人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援 B 型事業所は、保護施設基準条例に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

（運営規程）

第 197 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、基準該当就労継続支援 B 型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 基準該当就労継続支援 B 型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項

（工賃の支払）

第 198 条 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援 B 型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第199条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条(第1項を除く。)、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第63条から第66条まで、第74条、第76条、第79条から第81条まで、第90条、第94条、第95条、第97条から第99条まで、第140条(第1項を除く。)、第141条、第185条から第187条まで及び第191条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第197条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第199条において準用する第140条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第199条において準用する第140条第2項」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第199条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第199条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第199条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第199条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第197条」と、第185条第1項中「第190条」とあるのは「第199条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第12章 就労定着支援

第1節 基本方針

第200条 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労定着支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その

他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第201条 指定就労定着支援の事業を行う者（以下「指定就労定着支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労定着支援事業所」という。）に置くべき就労定着支援員の数は、指定就労定着支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を40で除した数以上とする。

2 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次の各号に掲げる当該指定就労定着支援の事業の利用者の数（当該指定就労定着支援事業者が、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型（以下「生活介護等」という。）に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定就労定着支援の事業と生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定就労定着支援の事業及び生活介護等に係る指定障害福祉サービスの事業の利用者の合計数。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定める員数のサービス管理責任者を置くものとする。

(1) 利用者の数が60以下 1以上

(2) 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前2項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第1項に規定する就労定着支援員及び第2項に規定するサービス管理責任者は、専ら当該指定就労定着支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第2項に規定するサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第202条 第56条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

第203条 指定就労定着支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定就労定着支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

第4節 運営に関する基準

(サービス管理責任者の責務)

第204条 サービス管理責任者は、第210条において準用する第64条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定就労定着支援事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を継続して営むことができるよう必要な支援を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(実施主体)

第205条 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護等に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第206条 指定就労定着支援事業者は、利用者の職場への定着及び就労の継続を図るため、新たに障害者を雇用した通常の事業所の事業主、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整及び連携を行うとともに、利用者及びその家族等に対して、当該雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を提供しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(サービス利用中に離職する者への支援)

第207条 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援の提供期間中に雇用された通常の事業所を離職する利用者であつて、当該離職後も他の通常の事業所への就職等を希望するものに対し、指定特定相談支援事業者その他の関係者と連携し、他の指定障害福祉サービス事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(運営規程)

第208条 指定就労定着支援事業者は、指定就労定着支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定就労定着支援の提供方法及び内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) その他運営に関する重要事項

(記録の整備)

第209条 指定就労定着支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対する指定就労定着支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定就労定着支援を提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 次条において準用する第21条第1項の規定による提供した指定就労定着支援に係る必要な事項の記録
- (2) 次条において準用する第64条第1項に規定する就労定着支援計画
- (3) 次条において準用する第31条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第41条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 次条において準用する第42条第2項の規定による事故の状況及び事故に際

して採った処置についての記録

(準用)

第210条 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第63条、第64条、第66条及び第72条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第208条」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第210条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

第13章 自立生活援助

第1節 基本方針

第211条 自立生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等により、当該利用者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行われるものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第212条 指定自立生活援助の事業を行う者（以下「指定自立生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定自立生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 地域生活支援員 指定自立生活援助事業所ごとに、1以上（利用者の数が25又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (2) サービス管理責任者 指定自立生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端

数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定自立生活援助の従業者は、専ら当該指定自立生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第213条 第56条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第214条 第203条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(実施主体)

第215条 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者（法第51条の22第1項に規定する指定相談支援事業者をいう。）でなければならない。

(定期的な訪問による支援)

第216条 指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整その他の障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行わなければならない。

(通報を受けた場合の措置等)

第217条 指定自立生活援助事業者は、利用者からの通報があった場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行わなければならない。

2 指定自立生活援助事業者は、前項の状況把握を踏まえ、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関等との連絡調整その他の必要な措置を適切に講じなければならない。

3 指定自立生活援助事業者は、利用者の心身の状況及び障害の特性に応じ、適切な方法により、当該利用者との常時の連絡体制を確保しなければならない。

(準用)

第218条 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第63条、第64条、第66条、第72条、第204条、第208条及び第209条の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第218条において準用する第208条」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第218条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第204条中「第210条」とあるのは「第218条」と、第209条第2項第1号中「次条」とあるのは「第218条」と、同項第2号中「次条」とあるのは「第218条」と、「就労定着支援計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同項第3号から第5号までの規定中「次条」とあるのは「第218条」と読み替えるものとする。

第14章 共同生活援助

第1節 基本方針

第219条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第220条 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(2) 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号。以下この章並びに附則第15項及び第16項において「区分省令」という。）第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（管理者）

第221条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活援助事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活援助事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活援助事業所の管理者は、適切な指定共同生活援助を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

第222条 指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設（以下「入所施設」という。）又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

2 指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居（サテライト型住居（当該サテライト型住居を設置しようとする者により設置される当該サテライト型住居以外の共同生活住居であって、当該サテライト型住居に入居する者に対する支援を行うもの（以下この項において「本体住居」という。）と密接な連携を確保しつつ、本体住居とは別の場所で運営される共同生活住居をいう。以下この項及び第9項において同じ。）を除く。以下この項及び第4項から第6項までにおいて同じ。）を有するものとし、当該共同生活住居及びサテライト型住居の入居定員の合計は、4人以上とする。

3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。

4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。

5 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

6 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。

7 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。

8 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。

(1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。

- (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。
- 9 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。
- (1) 入居定員は、1人とすること。
- (2) 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- (3) 居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

第4節 運営に関する基準

(入退居)

第223条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第224条 指定共同生活援助事業者は、利用申込者の入居又は利用者の退居に際しては、当該指定共同生活援助事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第225条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定共同生活援助事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供

した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活援助に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活援助事業者は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 食材料費

(2) 家賃（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第2項において準用する法第29条第4項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

(3) 光熱水費

(4) 日用品費

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活援助事業者は、前3項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活援助事業者は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（指定共同生活援助の取扱方針）

第226条 指定共同生活援助事業者は、第235条において準用する第64条に規定する共同生活援助計画（以下この節において「共同生活援助計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活援助の提供を行う場合には、共同生活援助計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活援助の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業所の従業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第227条 サービス管理責任者は、第235条において準用する第64条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の身体及び精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。
- (4) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第228条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。
- 3 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（指定共同生活援助として

提供される介護又は家事等を除く。)を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第229条 指定共同生活援助事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第230条 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入居定員

(4) 指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

(5) 入居に当たっての留意事項

(6) 緊急時等における対応方法

(7) 非常災害対策

(8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

(10) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第231条 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるよう、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

- 3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活援助事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。
- 4 指定共同生活援助事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活援助に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。
- 5 指定共同生活援助事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(支援体制の確保)

第232条 指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第233条 指定共同生活援助事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第234条 指定共同生活援助事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

- 2 指定共同生活援助事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定共同生活援助事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第235条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第59条、第64条、第66条、第72条、第76条、第79条から第81条まで、第95条、第97

条、第99条及び第156条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第230条」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第225条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第225条第2項」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第235条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第235条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第230条」と、「協力医療機関」とあるのは「第234条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と読み替えるものとする。

第5節 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第236条 前各節までの規定にかかわらず、日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業を行う者（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業者」という。）の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第237条 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確

保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第238条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者が当該事業を行う事業所（以下「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 世話人 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる世話人の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を5で除した数以上

(2) 生活支援員 夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯における日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たる生活支援員の総数は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次のアからエまでに掲げる数の合計数以上

ア 区分省令第1条第4号に規定する区分3に該当する利用者の数を9で除した数

イ 区分省令第1条第5号に規定する区分4に該当する利用者の数を6で除した数

ウ 区分省令第1条第6号に規定する区分5に該当する利用者の数を4で除した数

エ 区分省令第1条第7号に規定する区分6に該当する利用者の数を2.5で除した数

(3) サービス管理責任者 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が30以下 1以上

イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 前項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のほか、共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の夜間支援従事者（夜間及び深夜の時間帯に勤務（宿直勤務を除く。）を行う世話人又は生活支援員をいう。）を置くものとする。
- 3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（準用）

第239条 第221条の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

第240条 日中サービス支援型指定共同生活援助に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族及び地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は、1以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は、4人以上とする。
- 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
- 4 共同生活住居は、その入居定員を2人以上10人以下とする。ただし、構造上、共同生活住居ごとの独立性が確保されており、利用者の支援に支障がない場合は、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができるものとする。この場合において、一つの建物の入居定員の合計は、20人以下とする。
- 5 既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を2人以上20人（市長が特に必要があると認めるときは30人）以下とすることができる。
- 6 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、市長

が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を2人以上30人以下（ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。）とすることができる。

- 7 共同生活住居は、1以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
- 8 ユニットの入居定員は、2人以上10人以下とする。
- 9 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - (1) 一の居室の定員は、1人とする。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とする。ことができる。
 - (2) 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とする。

第4款 運営に関する基準

（実施主体）

第241条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、当該日中サービス支援型指定共同生活援助と同時に第108条に規定する指定短期入所（第109条第1項に規定する併設事業所又は同条第3項に規定する単独型事業所に係るものに限る。）を行うものとする。

（介護及び家事等）

第242条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うように努めなければならない。
- 3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常時1人以上の従業者を介護又は家事等に従事させなければならない。
- 4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、その負担により、当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による介護又は家事等（日中サービス支援型指定共同生活援助として提供される介護又は家事等を除く。）を受けさせてはならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第243条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者の身体及び精神の状況又はその置かれている環境等に応じて、利用者の意向に基づき、社会生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者について、特定相談支援事業を行う者又は他の障害福祉サービスの事業を行う者等との連絡調整に努めなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(協議の場の設置等)

第244条 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を整備しなければならない。

(準用)

第245条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第59条、第64条、第66条、第72条、第76条、第79条から第81条まで、第95条、第97条、第99条、第156条、第223条から第227条まで及び第230条から第234条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第245条において準用する第230条」と、第22条第2項ただし書中「次条第

1項」とあるのは「第245条において準用する第225条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第245条において準用する第225条第2項」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第245条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第245条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第245条において準用する第230条」と、「協力医療機関」とあるのは「第245条において準用する第234条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第227条中「第235条」とあるのは「第245条」と読み替えるものとする。

第6節 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

（この節の趣旨）

第246条 第1節から第4節までの規定にかかわらず、外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（第256条において準用する第64条に規定する外部サービス利用型共同生活援助計画をいう。以下この節において同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（第248条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共

同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業を行うものの基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

（基本方針）

第247条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第2款 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第248条 外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき基本サービスを提供する従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上
- (2) サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
 - ア 利用者の数が30以下 1以上
 - イ 利用者の数が31以上 1に、利用者の数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第249条 第221条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第3款 設備に関する基準

(準用)

第250条 第222条の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。

第4款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第251条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、支給決定障害者等が外部サービス利用型指定共同生活援助の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第253条に規定する運営規程の概要、従業員の勤務体制、外部サービス利用型指定共同生活援助事業者と受託居宅介護サービス事業者の業務の分担の内容、受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスの事業を行う事業所（以下「受託居宅介護サービス事業所」という。）の名称その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該外部サービス利用型指定共同生活援助の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、社会福祉法第77条の規定により書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受託居宅介護サービスの提供)

第252条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者により、適切かつ円滑に受託居宅介護サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者が受託居宅介護サービスを提供した場合にあっては、提供した日時、時間、具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

(運営規程)

第253条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員
- (4) 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- (5) 受託居宅介護サービス事業者及び受託居宅介護サービス事業所の名称及び所在地
- (6) 入居に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(受託居宅介護サービス事業者への委託)

第254条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスの提供に関する業務を委託する契約を締結するときは、受託居宅介護サービス事業所ごとに文書により行わなければならない。

- 2 受託居宅介護サービス事業者は、指定居宅介護事業者でなければならない。
- 3 受託居宅介護サービス事業者が提供する受託居宅介護サービスの種類は、指定居宅介護とする。
- 4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、事業の開始に当たっては、あらかじめ、指定居宅介護事業者と、第1項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。
- 5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービス事業者に、業務について必要な管理及び指揮命令を行うものとする。
- 6 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、受託居宅介護サービスに係る

業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(勤務体制の確保等)

第255条 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助を提供できるよう、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した外部サービス利用型指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は受託居宅介護サービス事業所の従業員によって外部サービス利用型指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第256条 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第59条、第64条、第66条、第72条、第76条、第79条から第81条まで、第95条、第97条、第99条、第156条、第223条から第229条まで及び第232条から第234条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第256条において準用する第225条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第256条において準用する第225条第2項」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第256条において準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第256条」と、第99条中「第96条」とあるのは「第253条」と、「協力医療機関」とあるのは「第256条において準用する第234条第1項の協力医療

機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第156条第1項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第1項の規定により厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。）」と、同条第2項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び基準省令第170条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。）」と、第227条中「第235条」とあるのは「第256条」と、第228条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

第15章 多機能型に関する特例

（従業者の員数等に関する特例）

第257条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第64条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第84条第6項、第137条第6項及び第7項、第151条第6項、第166条第4項及び第5項並びに第178条第4項（第192条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものことができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第84条第1項第3号及び第7項、第137条第1項第2号及び第8項、第151条第1項第3号及び第7項、第166条第1

項第3号及び第6項並びに第178条第1項第2号及び第5項（これらの規定を第192条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第215条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとすることができる。

- (1) 利用者の数の合計が60以下 1以上
- (2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
(設備の特例)

第258条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第16章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第259条 振興山村その他の地域であって基準省令第219条の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものであって、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当生活介護」という。）、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」という。）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス（以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。）（以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業者（以下「特定基準該当障害福祉サービス事

業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第263条までに定めるところによる。

(従業者の員数等)

第260条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)

(2) 看護職員 1以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(3) 理学療法士又は作業療法士 1以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

(4) 生活支援員 常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除して得た数及びイに掲げる利用者の数を10で除して得た数の合計数以上

ア 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

イ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

(5) 職業指導員 1以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)

(6) サービス管理責任者 1以上

2 前項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

4 第1項第6号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(管理者)

第261条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

第262条 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、10人以上とする。

(準用)

第263条 第11条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第22条、第25条第2項、第30条、第38条から第43条まで、第63条から第65条まで、第72条、第74条から第76条まで、第81条、第87条、第96条(第10号を除く。)及び第99条の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第263条第1項において準用する第96条」と、第17条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第22条第2項ただし書中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第263条第2項において準用する第88条第2項及び第3項、第263条第3項及び第5項において準用する第140条第2項及び第3項並びに第263条第4項において準用する第155条第2項及び第3項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第263条第2項において準用する第88条第2項、第263条第3項及び第5項において準用する第140条第2項並びに第263条第4項において準用する第155条第2項」と、第38条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第43条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第63条第1項中「次条第1項」とあるのは「第263条第1項において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第64条中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第8項中「6月」とあるの

は「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第81条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第2号中「第59条第1項」とあるのは「第263条第1項において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第71条」とあるのは「第263条第2項から第5項までにおいて準用する第95条」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第263条第1項」と読み替えるものとする。

2 第66条、第79条、第80条、第83条、第88条（第1項を除く。）、第89条（第5項を除く。）、第90条から第95条まで、第97条及び第98条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第83条中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第88条中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第89条第6項及び第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第136条、第140条（第1項を除く。）、第141条（第3項を除く。）及び第142条第2項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第136条中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第6条の6第1号に規

定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第140条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第141条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第66条、第79条、第80条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第141条（第3項を除く。）、第142条第2項、第150条及び第155条（第1項及び第4項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第141条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第150条中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第155条中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第66条、第79条、第80条、第90条、第93条から第95条まで、第97条、第98条、第140条（第1項を除く。）、第141条（第3項を除く。）、第185条から第187条まで、第191条及び第194条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第79条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第93条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第95条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練

等給付費」と、第97条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第140条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第141条第4項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第185条第1項中「第190条」とあるのは「第263条第1項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第191条中「施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（指定療養介護事業所の設備に関する経過措置）
- 2 平成25年4月1日前から存する指定療養介護事業所の建物（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、第57条第1項に規定する相談室を設けないことができる。
（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数等に関する経過措置）
- 3 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第84条第1項第2号アの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。
 - (1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第4条第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数
 - ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数
 - イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
 - ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

4 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(地域移行支援型ホームの特例)

5 次の各号のいずれにも該当するものとして市長が認めた場合においては、平成37年3月31日までの間、第222条第1項(第250条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業(以下「指定共同生活援助の事業等」という。)を行うことができる。

(1) 市内における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が、事業を開始する時点において法第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画において定める市の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合に事業を行うものであること。

(2) 当該病院の精神病床の減少を伴うものであること。

6 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所(以下「地域移行支援型ホーム」という。)における指定共同生活援助の事業等について第222条第2項から第9項まで(第250条において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合においては、第222条第2項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

7 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者(以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。)が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の提供期間)

8 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助等の取扱方針)

9 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(以下この項において「住宅等」という。)において日常生活を営

むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行できるよう、適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

- 1 0 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第235条又は第256条において準用する第64条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から附則第8項に定める期間内に附則第9項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

- 1 1 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下この項において「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 1 2 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他市長がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(省令施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例)

- 1 3 指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（次項において「指定共同生活援助事業者等」といい、基準省令の施行の日（以下「省令施行日」という。）において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、第222条第1項（第250条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該建物を共同生活住居とする指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(省令施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例)

1 4 指定共同生活援助事業者等は、省令施行日において現に存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第 2 2 2 条第 7 項及び第 8 項（これらの規定を第 2 5 0 条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成 1 8 年厚生労働省令第 5 8 号）第 1 0 9 条第 2 項及び第 3 項に定める基準によることができる。

(指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

1 5 第 2 2 8 条第 3 項及び第 2 4 2 条第 4 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間、当該利用者については、適用しない。

1 6 第 2 2 8 条第 3 項及び第 2 4 2 条第 4 項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第 1 条第 5 号に規定する区分 4、同条第 6 号に規定する区分 5 又は同条第 7 号に規定する区分 6 に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの間、当該利用者については、適用しない。

(1) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

(2) 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

17 前2項の場合において、第220条第1項第2号イからエまで及び第238条第1項第2号イからエまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第15項又は前項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に2分の1を乗じて得た数）」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

18 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この項において「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、省令施行日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業又は指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第57条第1項、第87条第1項（第139条及び第170条において準用する場合を含む。）、第153条第1項又は第180条第1項（第193条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

19 前項の指定知的障害者更生施設とは、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者

福祉法」という。)第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものをいう。

20 附則第18項の指定特定知的障害者授産施設とは、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものをいう。

21 附則第18項の指定知的障害者通勤寮とは、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているものをいう。

(指定共同生活援助に関する経過措置)

22 この条例の施行の際現に存する地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号。以下「改正省令」という。)第3条の規定による改正前の基準省令(以下「旧基準省令」という。)第137条に規定する指定共同生活介護の事業を行う事業所並びに旧基準省令第217条に規定する指定共同生活介護の事業等を行う一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所であって、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例(平成26年山梨県条例第25号。以下「県条例」という。)附則第2条第1項の規定の適用を受けていたものは、第219条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所とみなす。

23 この条例の施行の際現に旧基準省令第207条に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所であって、施行日の前日において県条例附則第2条第2項の規定の適用を受けていたもの(以下「旧指定共同生活援助事業所」という。)は、第246条に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う事業所(附則第25項において「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所」という。)とみなす。

24 施行日において現に存する旧指定共同生活援助事業所について第248条第

1項第1号の規定を適用する場合には、当分の間、同号中「6」とあるのは「10」とする。

25 附則第23項の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなされたものについて、第254条第4項の規定を適用する場合には、平成26年4月2日以後最初の指定の更新までの間は、同項中「事業の」とあるのは、「受託居宅介護サービスの提供の」とする。

甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第7号

甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準（第6条～第8条）

第2節 設備に関する基準（第9条）

第3節 運営に関する基準（第10条～第60条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 施設障害福祉サービス 法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスを

いう。

- (3) 支給決定 法第19条第1項に規定する支給決定をいう。
- (4) 支給決定障害者 法第19条第1項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- (5) 支給量 法第22条第7項に規定する支給量をいう。
- (6) 受給者証 法第22条第8項に規定する受給者証をいう。
- (7) 支給決定の有効期間 法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。
- (8) 指定障害福祉サービス 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。
- (9) 指定障害福祉サービス等 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。
- (10) 指定障害福祉サービス事業者等 法第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。
- (11) 指定障害者支援施設等 法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。
- (12) 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第29条第1項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。
- (13) 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。
- (14) 法定代理受領 法第29条第4項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。
- (15) 常勤換算方法 指定障害者支援施設等の従業員の勤務延べ時間数を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することによ

り、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(16) 昼間実施サービス 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件)

第3条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第4条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第5条 指定障害者支援施設の設置者は、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。）が甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第1節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第6条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすること。

- (7) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (4) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員
- a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上
- (a) i から iiiまでに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「基準省令」という。）第4条第1項第1号イ(2)-(4)の規定による厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ i から iiiまでに定める数
- i 平均障害支援区分が4未満 利用者（基準省令第4条第1項第1号イ(2)-(4)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数
- ii 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数
- iii 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数
- (b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- b 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上
- c 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
- d 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上
- (7) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第4条第1項第1号イ(3)の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
- a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものであること。

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

オ ア(ロ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(2) 自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすること。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 看護職員 1以上

c 理学療法士又は作業療法士 1以上

d 生活支援員 1以上

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 指定障害者支援施設等が指定障害者支援施設等における自立訓練（機能訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以

下「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(7)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(7)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

オ ア(7)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

カ ア(4)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(3) 自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすること。

(7) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(4) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、ア(7)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とすること。

ウ 指定障害者支援施設等が指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提

供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア⑦又はイの生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

オ ア④のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこと。

(4) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすること。

⑦ 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

④ 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

④ サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれa又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（以下「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすること。

⑦ 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

b 職業指導員 1以上

c 生活支援員 1以上

- (4) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
 - a 利用者の数が 60 以下 1 以上
 - b 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
- ウ ア(7) 又はイ(7) の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は、常勤でなければならないこと。
- エ ア(4) の就労支援員のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。
- オ ア(4) 又はイ(4) のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。
- (5) 就労継続支援 B 型（施行規則第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）を行う場合
 - ア 就労継続支援 B 型を行う場合に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとすること。
 - (7) 職業指導員及び生活支援員
 - a 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を 10 で除した数以上
 - b 職業指導員 1 以上
 - c 生活支援員 1 以上
 - (4) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数
 - a 利用者の数が 60 以下 1 以上
 - b 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上
 - イ ア(7) の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか 1 人以上は、常勤でなければならないこと。
 - ウ ア(4) のサービス管理責任者のうち、1 人以上は、常勤でなければならないこと。
- (6) 施設入所支援を行う場合
 - ア 施設入所支援を行うために置くべき従業者及びその員数は、次のとおりと

すること。

㉞ 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型を受ける利用者又は基準省令第 4 条第 1 項第 6 号イ(1)の規定により厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を 1 以上とする。

a 利用者の数が 60 以下 1 以上

b 利用者の数が 61 以上 1 に、利用者の数が 60 を超えて 40 又はその端数を増すごとに 1 を加えて得た数以上

㉟ サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものであること。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第 1 項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援 B 型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数等）

第 7 条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が 20 人未満である場合は、前条第 1 項第 1 号エ、第 2 号エ及びオ、第 3 号エ、第 4 号ウ（イ㉞に係る部分を除く。）及びエ並びに第 5 号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1 人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、前条第 1 項第 1 号ア

(ハ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(イ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第5条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第8条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所（以下「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第2節 設備に関する基準

第9条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとする。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下

ア 幅は、1.5メートル（中廊下にあつては1.8メートル）以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第1項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

第3節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第10条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第45条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設等は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第11条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量（以下「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第12条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第13条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第14条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号）第84条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第137条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第151条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第166条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第194条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院して治療する必要がある場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第15条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助)

第16条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の満了に伴う介護給付費又は訓練

等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第17条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第18条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第19条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第20条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前2項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、施設障害福祉サービスを提供したことについて、支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範

困等)

第21条 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第22条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設等は、前2項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

(1) 生活介護を行う場合 次のアからエまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 創作的活動に係る材料費

ウ 日用品費

エ アからウまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(2) 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のアからウまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用

イ 日用品費

ウ ア及びイに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(3) 施設入所支援を行う場合 次のアからオまでに掲げる費用

ア 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第34条第1項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第21条第1項第1号に規定する食費等の基準費用額（法第34条第2項において準用する法第29条第5項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

イ 基準省令第19条第3項第3号ロの規定による厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ウ 被服費

エ 日用品費

オ アからエまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第1号ア、第2号ア及び第3号アに掲げる費用については、基準省令第19条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設等は、第1項から第3項までに係る費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、第3項に掲げる費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第23条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等につき法第29条第3項（法第31条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第24条 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、第22条第2項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第25条 指定障害者支援施設等は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第26条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者

に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも3月に1回以上)施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第27条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第28条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が当該指定障害者支援施設等以外における生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第29条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 指定障害者支援施設等は、常時1人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第30条 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければな

らない。

- 2 指定障害者支援施設等は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、その負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第 3 1 条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備^{じん}の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第 3 2 条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援 B 型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（以下「工賃

の平均額」という。)を、3,000円を下回るものとしてはならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。
- 4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、市に報告しなければならない。

(実習の実施)

第 3 3 条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、前 2 項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第 3 4 条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

ない。

(職場への定着のための支援の実施)

第35条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第36条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(食事の提供)

第37条 指定障害者支援施設等(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第38条 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を

行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第39条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第40条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第41条 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第42条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る基準省令第38条の2に規定する厚生労働大臣が定める給付金（以下「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者
に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第43条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第44条 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第45条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から

受領する費用の種類及びその額

- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を
定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第46条 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設等は、従業員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第47条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第48条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定障害者支援施設

等の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

- 3 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 指定障害者支援施設等は、非常災害の際に利用者、従業者等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第49条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第50条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定障害者支援施設等との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該指定障害者支援施設等との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。以下同じ。）を定めるよう努めなければならない。

(掲示)

第51条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程（第45条の施設の運営についての重要事項に関する規程をいう。）の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第52条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 指定障害者支援施設等は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第53条 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第54条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第55条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその

家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第56条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、都道府県知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を当該都道府県知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第57条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第58条 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第59条 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第60条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(1) 第20条第1項及び第2項の規定によるサービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

(3) 第43条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第52条第2項の規定による身体的拘束等の記録

(5) 第56条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第58条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(多目的室の経過措置)

2 平成18年10月1日（以下「基準日」という。）前から存する法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「旧身体障害者福祉法」という。）第29条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者更生施設」という。）、旧身体障害者福祉法第30条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（以下「指定身体障害者療護施設」という。）若しくは旧身体障害者福祉法第31条に規定する身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第17条の10第1項の指定を受けているもの（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。以下「整備省令」という。）による廃止前の指定身体障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第79号。以下「旧身体障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第3号イに規定する指定特定身体障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定身体障害者授産施設」という。）、法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設に限る。以下「指定知的障害者更生施設」という。）、旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉

法第15条の11第1項の指定を受けているもの（旧知的障害者更生施設等指定基準第2条第2号イに規定する指定特定知的障害者入所授産施設に限る。以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）若しくは旧知的障害者福祉法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第15条の11第1項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設（整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第87号）第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、基準日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第9条第1項に規定する多目的室を設けないことができる。

（居室の定員の経過措置）

- 3 基準日前から存する指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。

（居室面積の経過措置）

- 4 基準日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設（旧身体障害者更生施設等指定基準附則第3条の適用を受けているものに限る。）、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設又は指定知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

5 基準日前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。

6 基準日前から存する指定身体障害者更生施設若しくは指定特定身体障害者授産施設であって旧身体障害者更生施設等指定基準附則第2条第1項若しくは第4条第1項の規定の適用を受けているもの又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮であって旧知的障害者更生施設等指定基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて、施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

7 基準日前から存する指定身体障害者更生施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設、指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第9条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

8 基準日前から存する指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第9条第2項の規定を適用する場合においては、同条第2項第8号ア中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。

9 基準日前から存する指定知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

10 基準日前から存する指定身体障害者更生施設、指定身体障害者療護施設、指定特定身体障害者授産施設、指定知的障害者更生施設又は指定特定知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第9条第2項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに
公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第8号

甲府市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 療養介護（第5条～第33条）
- 第3章 生活介護（第34条～第52条）
- 第4章 自立訓練（機能訓練）（第53条～第57条）
- 第5章 自立訓練（生活訓練）（第58条～第62条）
- 第6章 就労移行支援（第63条～第72条）
- 第7章 就労継続支援A型（第73条～第88条）
- 第8章 就労継続支援B型（第89条～第91条）
- 第9章 多機能型に関する特例（第92条～第94条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第4条 障害福祉サービス事業者（当該事業者が法人である場合にあっては、その役員等（法第36条第3項第6号に規定する役員等をいう。））及び当該障害福祉サービスを行う事業所を管理する者は、甲府市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等であってはならない。

第2章 療養介護

(基本方針)

第5条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の2に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第6条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第7条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

(運営規程)

第8条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 利用定員
- (4) 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (5) サービスの利用に当たっての留意事項

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 非常災害対策
- (8) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (10) その他運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第9条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、療養介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。
- 3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。
- 4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。
- 5 療養介護事業者は、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。
(記録の整備)

第10条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。
 - (1) 第18条第1項に規定する療養介護計画
 - (2) 第29条第2項の規定による身体的拘束等の記録
 - (3) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録
 - (4) 第33条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第11条 療養介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第12条 療養介護事業所は、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院として必要とされる設備、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、当該療養介護事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該療養介護事業所の相談室として使用することができるときは、利用者の支援に支障がない場合に限って、相談室を設けなければならない。

2 前項に規定する相談室の基準は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けることとする。

3 第1項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第1項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第13条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 医師 健康保険法（大正11年法律第70号）第65条第4項第1号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

(3) 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上

(4) 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を4で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を2で除した数以上置かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を2で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

- (5) サービス管理責任者（障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「基準省令」という。）第12条第1項第5号の規定により厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）療養介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数
- ア 利用者の数が60以下 1以上
- イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 3 第1項の療養介護の単位は、療養介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第1項に規定する療養介護事業所の職員（第1号から第3号までに掲げる者を除く。）は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 6 第1項第4号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項第5号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（心身の状況等の把握）

第14条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

第15条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第16条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第17条 療養介護事業者は、次条第1項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然としたもの又は画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第18条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（以下この章において「アセスメント」とい

う。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更につ

いて準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第19条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。
- (3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第20条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第21条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第22条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 療養介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。
- 5 療養介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第23条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第24条 職員は、現に療養介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第25条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第26条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第27条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第28条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第29条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。以下同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 療養介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第30条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所の職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第31条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村(特別区を含む。以下同じ。)から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第3章 生活介護

(基本方針)

第34条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第2条の4に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(構造設備)

第35条 生活介護の事業を行う者（以下「生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第36条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第37条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営につ

いての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
 - (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
 - (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域
 - (7) サービスの利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他運営に関する重要事項
- (規模)

第38条 生活介護事業所は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域であって基準省令第37条の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、10人以上とすることができる。

(設備の基準)

第39条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
 - ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- 3 第1項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。
- 4 第1項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第40条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第5章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(7)から(9)までに掲げる利用者の平均障害支援区分（基準省令第39条第1項第3号イの規定による厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(7)から(9)までに定める数

- (7) 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数以上
- (8) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数以上
- (9) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数以上

イ 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

エ 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

(4) サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

- イ 利用者の数が61以上1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第1項の生活介護の単位は、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
 - 4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
 - 5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - 7 第1項第3号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
 - 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

- 第41条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。
- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
 - 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常

勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第42条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(介護)

第43条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 3 生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 4 生活介護事業者は、前3項に定めるもののほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 5 生活介護事業者は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。
- 6 生活介護事業者は、利用者に対し、その負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第44条 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

- 2 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設

備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第45条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第46条 生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者について、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）等の関係機関と連携して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(食事の提供)

第47条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であって、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第48条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第49条 職員は、現に生活介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第50条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第51条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

(準用)

第52条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで及び第29条から第33条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第52条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と読み替えるものとする。

第4章 自立訓練（機能訓練）

(基本方針)

第53条 自立訓練（機能訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第1号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第54条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業

所」という。)に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 看護職員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

ウ 理学療法士又は作業療法士 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

エ 生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

3 第1項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）、第2項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第2号の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第2号の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 9 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（訓練）

第55条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。
- 4 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第56条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第65条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

- 2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第57条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第

42条及び第46条から第51条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第57条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第57条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

第5章 自立訓練（生活訓練）

（基本方針）

第58条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の6第2号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（規模）

第59条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、20人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域であって基準省令第57条第1項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行規則第25条第7号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、10人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る10人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る20人以上（前項ただし書の市長が認める地域において事業を行うものにあつては、10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第60条 自立訓練(生活訓練)事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練(生活訓練)事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、第1項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練(生活訓練)事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

(1) 居室

ア 一の居室の定員は、1人とする。

イ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上とすること。

(2) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

4 第1項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項及び第3項に規定する設備は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所(次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。)の建物(利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25

年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。)でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されているものであると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。
- (3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(職員の配置の基準)

第61条 自立訓練(生活訓練)事業者が自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1
- (2) 生活支援員 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、アに掲げる利用者の数を6で除した数とイに掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上
ア イに掲げる利用者以外の利用者
イ 宿泊型自立訓練の利用者
- (3) 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、1以上
- (4) サービス管理責任者 自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

- 2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第2号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ1以上とする。
- 3 自立訓練（生活訓練）事業者が、自立訓練（生活訓練）事業所における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前2項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。
- 4 第1項（第2項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 第1項（第1号に掲げる者を除く。）及び第2項に規定する自立訓練（生活訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 6 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、自立訓練（生活訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（生活訓練）事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練（生活訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項第2号又は第2項の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第62条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第46条から第51条まで、第55条及び第56条の規定は、自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第62条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第62条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

第6章 就労移行支援

（基本方針）

第63条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の9に規定する者に対して、施行規則第6条の8に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（認定就労移行支援事業所の設備）

第64条 第72条において準用する第39条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）（以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。）の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

（職員の配置の基準）

第65条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）

が就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

イ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上

(3) 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(4) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項（第1号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第3号の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

7 第1項第4号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第66条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員及び

その員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

ア 利用者の数が60以下 1以上

イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(通勤のための訓練の実施)

第67条 就労移行支援事業者は、利用者が自ら通常の事業所に通勤することができるよう、通勤のための訓練を実施しなければならない。

(実習の実施)

第68条 就労移行支援事業者は、利用者が第72条において準用する第18条の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第69条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第70条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

第71条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、市に報告しなければならない。

(準用)

第72条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第45条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第72条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第72条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第38条ただし書及び第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第7章 就労継続支援A型

(基本方針)

第73条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第6条の10第1号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(管理者の資格要件)

第74条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第19条各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に

2年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第75条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 利用定員
- (5) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (6) 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、賃金及び第83条第3項に規定する工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- (7) 通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) その他運営に関する重要事項

(規模)

第76条 就労継続支援A型事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第81条第2項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、10を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の100分の50及び9を超えてはならない。

(設備の基準)

第77条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

3 第1項の訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第1項の相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第1項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第78条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 職業指導員及び生活支援員

ア 職業指導員及び生活支援員の総数 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上

イ 職業指導員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

ウ 生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、1以上

(3) サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、ア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数

- ア 利用者の数が60以下 1以上
 - イ 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
 - 3 第1項（第1号に掲げる者を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
 - 4 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
 - 5 第1項第2号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。
 - 6 第1項第3号のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

（従たる事業所を設置する場合における特例）

第79条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうち、それぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（実施主体）

第80条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律第 4 4 条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第 8 1 条 就労継続支援 A 型事業者は、就労継続支援 A 型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援 A 型事業者（多機能型により就労継続支援 B 型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第 6 条の 1 0 第 2 号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援 A 型を提供することができる。

(就労)

第 8 2 条 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

3 就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

(賃金及び工賃)

第 8 3 条 就労継続支援 A 型事業者は、第 8 1 条第 1 項の規定による利用者（次項において「利用者」という。）が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

3 就労継続支援 A 型事業者は、第 8 1 条第 2 項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

4 就労継続支援 A 型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常

生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

5 第3項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第84条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第88条において準用する第18条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第85条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第86条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第87条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

(1) 利用定員が10人以上20人以下 利用定員に100分の50を乗じて得た数

(2) 利用定員が21人以上30人以下 10又は利用定員に100分の40を乗じて得た数のいずれか多い数

(3) 利用定員が31人以上 12又は利用定員に100分の30を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第88条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第42条、第47条から第51条まで及び第55条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第88条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

第8章 就労継続支援B型

(基本方針)

第89条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第6条の10第2号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第90条 就労継続支援B型の事業を行う者（以下「就労継続支援B型事業者」という。）は、利用者に対し、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる1月当たりの工賃の平均額（第4項において「工賃の平均額」という。）は、3,000円を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知す

るとともに、市に報告しなければならない。

(準用)

第91条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第44条、第47条から第51条まで、第55条、第74条、第77条から第79条まで及び第84条から第86条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第91条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第91条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第84条第1項中「第88条」とあるのは「第91条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第9章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第92条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型による指定児童発達支援（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第66号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第6条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準条例第63条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第73条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一

体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に定める人数とすることができる。

- (1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所及び多機能型就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。） 6人以上
 - (2) 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が6人以上とする。
 - (3) 多機能型就労継続支援 A 型事業所及び多機能型就労継続支援 B 型事業所 10人以上
- 2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第38条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第38条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。
- 4 振興山村その他の地域であつて基準省令第89条第4項の規定により厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第1項中「20人」とあるのは「10人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援 B 型事業所に限る。以下この項及び次条第3項において同じ。）につい

ては、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例)

第93条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第54条第7項及び第8項、第61条第7項、第65条第5項及び第6項並びに第78条第5項（第91条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員（指定通所支援基準条例第7条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。）を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号及び第8項、第54条第1項第3号及び第9項、第61条第1項第4号及び第8項、第65条第1項第4号及び第7項並びに第78条第1項第3号及び第6項（これらの規定を第91条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち基準省令第90条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1) 利用者の数の合計が60以下 1以上

(2) 利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

3 前条第4項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を1人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第40条第1項第3号エ及び第7項、第54条第1項第2号エ及び第8項、第61条第1項第2号及び第7項並びに第91条において準用する第78条第1項第2号及び第5項の規定にかかわら

ず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第1号に掲げる利用者の数を6で除した数と第2号に掲げる利用者の数を10で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、1人以上は常勤でなければならない。

(1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者

(2) 就労継続支援B型の利用者

（設備の特例）

第94条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年4月1日前から存する療養介護事業所の建物（同日において建築中のものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、第12条第1項に規定する相談室を設けないことができる。

3 当分の間、第1号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この項において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第40条第1項第3号アの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計以上の数とする。

(1) 次のアからウまでに掲げる利用者（基準省令附則第3条第1項第1号の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア 平均障害支援区分が4未満 利用者の数を6で除した数

イ 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

ウ 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除した数

- (2) 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数
- 4 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。
- 5 法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第29条に規定する身体障害者更正施設、同法第30条に規定する身体障害者療護施設若しくは同法第31条に規定する身体障害者授産施設、法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第50条の2第1項第3号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第21条の6に規定する知的障害者更正施設、同法第21条の7に規定する知的障害者授産施設若しくは同法第21条の8に規定する知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成18年10月1日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第12条第1項、第39条第1項（第57条及び第72条において準用する場合を含む。）、第60条第1項又は第77条第1項（第91条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

甲府市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第9号

甲府市特別会計条例の一部を改正する条例

甲府市特別会計条例（昭和39年4月条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(13) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第10号

甲府市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例

甲府市保健所関係手数料条例（平成30年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表中第97号を第115号とし、第86号から第96号までを18号ずつ繰り下げ、第85号を第86号とし、同号の次に次の17号を加える。

(87) 薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「一部改正法」という。）附則第8条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされる者に係る一部改正法第1条の規定による改正前の薬事法第24条第2項に基づく許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
(88) 一部改正法附則第8条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことができることとされる者に係る薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成21年政令第2号）第1条の規定による改正前の薬事法施行令第45条第1項の規定に基づく許可証の書換え交付	1件につき 2,000円
(89) 一部改正法附則第8条の規定により従前の例により引き続き薬種商販売業を営むことが	1件につき 2,900円

<p>できることとされる者に係る薬事法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令第1条の規定による改正前の薬事法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証の再交付</p>	
<p>(90) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定に基づく建築物清掃業者（同項第1号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(91) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気環境測定業者（同項第2号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(92) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物空気調和用ダクト清掃業者（同項第3号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(93) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水水質検査業者（同項第4号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(94) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物飲料水貯水槽清掃業者（同項第5号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>
<p>(95) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物排水管清掃業者（同項第6号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録</p>	<p>1件につき 35,000円</p>

(96) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物ねずみ昆虫等防除業者（同項第7号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	1件につき 35,000円
(97) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定に基づく建築物環境衛生総合管理業者（同項第8号に掲げる事業を営んでいる者をいう。）の登録	1件につき 45,000円
(98) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の申請に対する審査	1件につき 15,000円
(99) 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき 10,000円
(100) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号）第2条第6項の規定に基づく第一種動物取扱業の登録証の再交付	1件につき 3,000円
(101) 動物の愛護及び管理に関する法律第26条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	1件につき 18,000円
(102) 動物の愛護及び管理に関する法律第28条第1項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 10,000円
(103) 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第15条第6項の規定に基づく特定動物の飼養又は保管の許可証の再交付	1件につき 3,000円

別表中第84号を第85号とし、第47号から第83号までを1号ずつ繰り下げ、第46号の次に次の1号を加える。

(47) 医療法第27条の規定に基づく病院の検査	1件につき	43,000円
--------------------------	-------	---------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第11号

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例の一部を改正する条例

甲府市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準を定める条例（平成24年12月条例第43号）の一部を次のように改正する。

題名中「甲府市指定地域密着型サービス事業者等」を「甲府市指定居宅サービス事業者等」に改める。

第1条中「。）」の次に「第70条第2項第1号、」を、「第79条第2項第1号」の次に「、第115条の2第2項第1号」を、「基づき」の次に「、指定居宅サービス事業者」を、「指定居宅介護支援事業者」の次に「、指定介護予防サービス事業者」を加える。

第5条を第7条とし、第4条を第6条とし、第3条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定介護予防サービス事業者の指定に係る申請者の資格）

第5条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（指定居宅サービス事業者の指定に係る申請者の資格）

第2条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局（以下「病院等」という。）により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請者にあつては、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第12号

甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 甲府市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年12月条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第58号。以下「居宅サービス条例」という。)」第5条第2項」を「甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。)」第6条第2項」に改め、同条第4項中「居宅サービス条例第5条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」に、「居宅サービス条例第64条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項」に改め、同条第5項第1号中「居宅サービス条例第147条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第136条第1項」に改め、同項第2号中「居宅サービス条例第189条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第180条第1項」に改め、同項第3号中「居宅サービス条例第216条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第207条第1項」に改め、同条第12項中「居宅サービス条例第64条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項」に、「居宅サービス条例第63条」を「指定居宅サービス等基準条例第67条」に、「居宅サービス条例第64条第1項第1号イ」を「指定居宅サービス等基準条例第68条

第1項第1号ア」に、「同条第1項第1号イ」を「同条第1項第1号ア」に改める。

第49条中「居宅サービス条例第5条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第6条第1項」に改める。

第52条第6号中「居宅サービス条例第64条第1項第1号」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項第1号」に改める。

第60条の20の2中「山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第68号。以下この条において「指定障害福祉サービス等条例」という。）第81条第1項」を「甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第84条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第144条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準条例第137条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第154条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準条例第151条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第81条第1項」を「指定障害福祉サービス等基準条例第84条第1項」に、「指定障害福祉サービス等条例第80条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第83条」に、「指定障害福祉サービス等条例第143条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第136条」に、「指定障害福祉サービス等条例第153条」を「指定障害福祉サービス等基準条例第150条」に改める。

第60条の31第3項中「居宅サービス条例第73条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第77条第1項」に改める。

第152条第3項中「山梨県指定介護老人福祉施設に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第60号。以下「施設基準条例」という。）第43条」を「甲府市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年12月条例第48号。以下「指定介護老人福祉施設基準条例」という。）第45条」に、「施設基準条例第52条第2項」を「指定介護老人福祉施設基準条例第54条第2項」に改め、同条第13項中「居宅サービス条例第99条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第103条第1項」に改める。

第191条中「居宅サービス条例第63条」を「指定居宅サービス等基準条例第67条」に改める。

第192条第14項中「居宅サービス条例第64条第1項第1号イ」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項第1号ア」に、「同条第1項第1号イ」を「同条第1項第1号ア」に改める。

(甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年12月条例第42号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第58号。以下「居宅サービス条例」という。）第5条第1項」を「甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第4号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項」に、「居宅サービス条例第64条第1項」を「指定居宅サービス等基準条例第68条第1項」に改める。

(甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 甲府市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年12月条例第33号）の一部を次のように改正する。

第32条第12号中「山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成24年山梨県条例第59号。以下この号、次号及び第16号において「県条例」という。）第76条第2号」を「甲府市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成31年3月条例第5号。以下この号、次号及び第16号において「指定介護予防サービス等基準条

例」という。)第57条第2号」に、「県条例に」を「指定介護予防サービス等基準条例に」に改め、同条第13号中「県条例」を「指定介護予防サービス等基準条例」に改め、同条第16号イ中「県条例第117条第1項」を「指定介護予防サービス等基準条例第78条第1項」に改める。

(甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 甲府市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年3月条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第12号中「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例(平成24年山梨県条例第58号)」を「甲府市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成31年3月条例第4号)」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第13号

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成19年12月条例第38号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第4条第2号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第14号

甲府市職員給与条例の一部を改正する条例

甲府市職員給与条例（昭和24年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第5級別基準職務表医療職給料表(1)級別基準職務表4級の項を次のように改める。

4級	1 院長の職務 2 副院長の職務 3 保健所長の職務
----	----------------------------------

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第15号

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

甲府市特別職の職員の退職手当に関する条例（昭和28年5月条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項を次のように改める。

- 2 特別職の職員が退職した場合において、当該職員が退職の日又はその翌日に再び当該特別職の職員となったときは、退職することなく引き続いて在職したものとみなして、前項の規定を適用する。

第1条の2に次の1項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該特別職の職員から当該退職に係る退職手当の支給の申出があったときは、これを支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第16号

甲府市市税条例の一部を改正する条例

甲府市市税条例（昭和25年8月条例第29号）の一部を次のように改正する。

第27条の4中「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の第27条の4の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第17号

甲府市福祉センター条例の一部を改正する条例

甲府市福祉センター条例（昭和49年3月条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表の甲府市玉諸福祉センターの表を次のように改める。

甲府市玉諸福祉センター

施設の区分	利用の種別	
	専用のもの	共用のもの
老人センター	集会室、休養室2、機能回復訓練室	会議室、生活・保健指導室、資料室、栄養指導室、図書・教養娯楽室、技術室、浴室2、ロビー、湯沸室2
障害者センター	休養室、機能回復訓練室、特殊浴室2	
母子・父子センター	休養室2	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第18号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年3月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出しを「（保証人及び利率）」に改め、同条中「災害援護資金は」の次に「、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は」を加え、「3パーセント」を「3パーセント以内で規則で定める率」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第14条に次の1項を加える。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「、令第8条から第12条まで」を「及び令第8条から第11条まで」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第19号

甲府市水道事業給水条例の一部を改正する条例

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）の一部を次のように改正する。

第39条第3号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同条第6号中「学校教育法による」を「学校教育法に基づく」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第40条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）」を加え、同条第4号中「修めて卒業した」の次に「（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の第39条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用

水道を選択したものとみなす。

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第20号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「58万円」を「61万円」に改め、同項第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同項第3号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第4項及び第5項中「58万円」を「61万円」に改める。

第14条の5中「58万円」を「61万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第21号

甲府市議会委員会条例の一部を改正する条例

甲府市議会委員会条例（平成30年6月条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項経済建設委員会第2号中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市条例第22号

甲府市市税条例等の一部を改正する条例

(甲府市市税条例の一部改正)

第1条 甲府市市税条例(昭和25年8月条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の2第5項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第6項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第7項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第8項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第9項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第5条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第

24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第12条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第2項とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第12条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第12条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第

30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第2号ア	3, 900円	3, 000円
	6, 900円	5, 200円
	10, 800円	8, 100円
	3, 800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

附則第12条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第15条中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第19条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

(甲府市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年3月条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、甲府市市税条例附則第11条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第11条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第12条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第3条 甲府市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、甲府市市税条例第32条の10第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他法施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した法施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う第10項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他法施行規則で定める事項を記載した申請書に法施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他法施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は

届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第2条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の甲府市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第5条 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第15条の規定の適用については、同項中

「若しくは第48項から第50項まで」とあるのは「、第48項若しくは第49項」とする。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

規則

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第1号

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（平成30年12月条例第61号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽保守点検業者登録申請書等)

第2条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業者登録申請書（第1号様式）とする。

2 条例第4条第2項第1号の書類は、誓約書（第2号様式）とする。

3 条例第4条第2項第2号の書類は、浄化槽保守点検器具明細書（第3号様式）とする。

4 条例第4条第2項第3号の規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が個人である場合にあつては、その略歴を記載した書類（第4号様式）及び住民票の写し

(2) 申請者が法人である場合にあつては、その役員の略歴を記載した書類（第4号様式）及び登記事項証明書並びに当該役員が条例第6条第7号に該当しない者であることを誓約する書類（第2号様式）

(3) 浄化槽管理士の略歴を記載した書類（第4号様式）、住民票の写し及び浄化槽管理士免状の写し

(4) 浄化槽受託基数一覧表（第5号様式）

(浄化槽保守点検業者登録簿)

第3条 条例第5条第1項の浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）の様式は、第6号様式のとおりとする。

(登録簿の謄本の交付)

第4条 条例第5条第3項の規定による登録簿の謄本の交付の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第5条 条例第5条第3項の規定による登録簿の閲覧（以下「登録簿の閲覧」という。）の場所は、甲府市環境センター内とする。

2 登録簿の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 次に掲げる日においては、登録簿の閲覧をすることができない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、登録簿の閲覧に供しない日を設け、又は登録簿の閲覧の時間を変更することができる。

5 登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

6 登録簿の閲覧の請求をした者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 職員の指示に従って登録簿の閲覧をすること。

(2) 登録簿を汚損し、又は毀損しないこと。

(3) 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

7 市長は、登録簿の閲覧の請求をした者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(変更の届出)

第6条 条例第7条第1項の規定による条例第4条第1項各号に掲げる事項の変更の届出は、浄化槽保守点検業者変更届（第9号様式）によらなければならない。

2 前項の浄化槽保守点検業者変更届には、第2条第3項各号に掲げる書類のう

ち、当該変更があった事項に係る書類を添付しなければならない。

(廃業等の届出)

第7条 条例第8条の規定による届出は、浄化槽保守点検業者廃業等届（第10号様式）によらなければならない。

(器具)

第8条 条例第10条第3項の規則で定める器具は、次のとおりとする。

- (1) 溶存酸素計
- (2) 透視度計
- (3) 水素イオン濃度指数測定器具
- (4) 残留塩素測定器具
- (5) スカム厚測定器具
- (6) 汚泥厚測定器具
- (7) 水準器
- (8) 汚泥沈殿率測定器具
- (9) 塩素イオン濃度測定器具（単独処理浄化槽を扱う場合のみ）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、浄化槽の保守点検に必要な器具で市長が定めるもの

(標識)

第9条 条例第12条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号
- (3) 登録の有効期間

2 条例第12条の標識の様式は、第11号様式のとおりとする。

(帳簿の備付け等)

第10条 条例第13条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 浄化槽の管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の型式、処理能力及び処理方式
- (4) 保守点検の実施年月日
- (5) 保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名

(6) 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第2条各号に掲げる事項についての保守点検の結果

(7) 条例第11条第2項の規定による通知の状況

2 条例第13条の帳簿（以下「帳簿」という。）は、浄化槽保守点検台帳（第12号様式）とする。

3 浄化槽保守点検業者は、帳簿を最終の記載の日から3年間、保存しなければならない。

（身分証明書）

第11条 条例第15条第3項の証明書は、身分証明書（第13号様式）とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

浄化槽保守点検業者登録申請書

次のとおり浄化槽保守点検業者の登録（更新の登録）を受けたいので、甲府市
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第4条第1項の規定により申請します。

- 1 営業所の名称及び所在地
- 2 法人にあつては、その役員の氏名
- 3 浄化槽管理士の氏名、その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
及びその者が置かれる営業所の名称

注 更新の登録にあつては、申請時において受けている登録の番号を記載する
こと。

第2号様式（第2条関係）

誓約書

（あて先）甲府市長

甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

④

第3号様式（第2条関係）

浄化槽保守点検器具明細書

営業所名

器具名	型式	性能	数量	備考
溶存酸素計				
透視度計				
水素イオン濃度指数測定器具				
残留塩素測定器具				
スカム厚測定器具				
汚泥厚測定器具				
水準器				
汚泥沈殿率測定器具				
塩素イオン濃度測定器具 (単独処理浄化槽を扱う場合のみ)				
その他浄化槽の保守点検に必要な器具				

注 営業所ごとに記載すること。

第4号様式（第2条関係）

保守点検業者登録申請者 { 本人
法人の役員
法定代理人
浄化槽管理士 } の略歴書

フリカ、ナ 氏 名		申請時の年齢	
役 職 名			
略 歴	期間 〔自 年 月 日〕 〔至 年 月 日〕	従事した職務内容	
賞 罰	年月日	賞罰の内容	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">氏 名 ㊟</div>			

備考

- 1 「略歴」の欄は、現在の会社の勤務内容について記載すること。
- 2 「賞罰」の欄は、行政処分等についても記載すること。

第5号様式（第2条関係）

浄化槽受託基数一覧表

営業所名

浄化槽の種類又は処理方式の別		人槽別受託基数					計
		20人 以下	21人 以上 50人 以下	51人 以上 100 人以下	101 人以上 300 人以下	301 人以上	
単 独	全ばっ気方式						
	全ばっ気方式以外のばっ気方式						
	ばっ気方式以外のもの						
合 併	活性汚泥方式						
	活性汚泥方式以外のもの	2階タンク又は沈殿分離槽を有する浄化槽					
		スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽					

第 6 号様式（第 3 条関係）

浄化槽保守点検業者登録簿

登録年月日 (有効期間満了年月日)	年 月 日 (年 月 日)	営業所		
		名称	所在地	
登録番号	甲府市長登録 () 第 号			
変更届出受理年月日				
登録業者の氏名又は名称		浄化槽管理士		
法人の代表者の氏名		氏名	免状交付番号	所属する営業所の名称
登録業者の住所				
法人の役員 の氏名				

第7号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書

次のとおり浄化槽保守点検業者登録簿の謄本の交付を受けたいので、甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第3項の規定により請求します。

- 1 浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号
- 2 謄本の枚数
- 3 交付を請求する理由

第 8 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書

次のとおり浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧をしたいので、甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 5 条第 3 項の規定により請求します。

閲覧を請求する理由

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

浄化槽保守点検業者変更届

次のとおり浄化槽保守点検業者登録申請書の記載事項に変更があつたので、甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項の規定により届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 変更年月日
- 3 変更の内容
- 4 変更の理由

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

浄化槽保守点検業者廃業等届

次のとおり浄化槽保守点検業について廃業等の届出事由が生じたので、甲府市
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第8条の規定により届け出ます。

- 1 廃業等の事由が生じた浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び登録番号

- 2 廃業等の事由の発生年月日

- 3 廃業等の事由

- 4 廃業等の事由が生じた浄化槽保守点検業者と届出人との関係

第 1 1 号様式（第 9 条関係）

↑ 35 センチメートル ↓	浄化槽保守点検業者		
	氏名又は名称		
	代表者の氏名		
	登録番号	甲府市長登録（ ）第 号	
	登録の有効期間	年 月 日から	年 月 日まで
← 40 センチメートル →			

第12号様式（第10条関係）

浄化槽保守点検台帳

浄化槽の管理者の氏名 又は名称						
浄化槽の管理者の住所						
浄化槽の設置場所						
浄化槽の型式	名称		認定 番号		処理対 象人員	
浄化槽の処理能力	日平均汚水量	m ³ / 日		放流水中の BOD	mg/l	
浄化槽の処理方式						
保守点検の実施年月日	保守点検を行い、又は監督した浄化槽管理士の氏名		保守点検の結果		通知の状況	

第13号様式（第11条関係）

↑ 6 セ ン チ メ ー ト ル ↓	第 号
	身分証明書
	所 属 職氏名
	甲府市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第15条第2項の 規定による立入検査をする職員であることを証明する。
	年 月 日
	甲府市長 印
	← 9 センチメートル →

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第2号

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

市立甲府病院使用料等徴収条例施行規則（昭和35年11月規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表診察、検診関係の表中

「

アンカースクリュー植立術	1件	2本まで 20,000円 ただし、これに追加する場合は、1本ごとに5,000円を加算した額
--------------	----	--

を

」

「

アンカースクリュー植立術	1件	2本まで 20,000円 ただし、これに追加する場合は、1本ごとに5,000円を加算した額
PRP療法	関節腔内への注入	1回 257,000円
	筋・腱・靭帯への注入	1回 100,000円
体外衝撃波 ^{とう} 疼痛治療術	1回目	10,000円
	2回目以降	5,000円

に

リンパドレナー ジ	上肢	1回	3,000円
	下肢	1回	5,000円
ケミカルピーリング		1回	顔面 5,000円 ただし、局所施術の場合 は、2,500円

」

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

甲府市興行場法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第3号

甲府市興行場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、興行場法（昭和23年法律第137号。以下「法」という。）の施行に関し、興行場法施行規則（昭和23年厚生省令第29号）及び甲府市興行場法施行条例（平成30年12月条例第38号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 法第2条第1項の規定による興行場の経営の許可を受けようとする者は、興行場経営許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(相続による営業者の地位の承継の届出)

第3条 法第2条の2第2項の規定による相続による興行場の営業者の地位の承継の届出は、相続による興行場営業者地位承継届（第2号様式）によらなければならない。

(合併による営業者の地位の承継の届出)

第4条 法第2条の2第2項の規定による合併による興行場の営業者の地位の承継の届出は、合併による興行場営業者地位承継届（第3号様式）によらなければならない。

(分割による営業者の地位の承継の届出)

第5条 法第2条の2第2項の規定による分割による興行場の営業者の地位の承継の届出は、分割による興行場営業者地位承継届（第4号様式）によらなければならない。

(変更等の届出)

第6条 興行場の営業者は、第2条の申請書又は前3条の届書に記載した事項に変更が生じたときは、10日以内に興行場経営許可申請書等記載事項変更届（第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（管理者の届出）

第7条 興行場の営業者は、興行場の管理者を選任したときは興行場管理者選任届（第6号様式）により、管理者に変更があったときは興行場管理者変更届（第7号様式）により、選任又は変更があった日から10日以内に市長に届け出なければならない。

（営業の休止、再開又は廃止の届出）

第8条 興行場の営業者は、営業を休止し、再開し、又は廃止したときは、その日から10日以内に興行場営業（休止・再開・廃止）届（第8号様式）により市長に届け出なければならない。

2 営業者の死亡（法人にあっては解散）により営業を廃止したときは、前項の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあっては清算人）が行わなければならない。

（構造設備に係る要件）

第9条 条例第3条に規定する興行場の構造設備に係る公衆衛生上必要な基準に関する要件は、次のとおりとする。

(1) 興行場全般

ア 興行場の内部は、適当な広さ及び高さを有すること。

イ 清掃及び消毒が容易に行える構造であること。

ウ ねずみ、昆虫等の侵入を防止するため、外部に開口している窓、給気口、排気口等に金網等を設けること。

エ 入場者の利用に供する座布団等を使用する場合には、衛生的に保管できる設備を適当な場所に設けること。

オ 適当な清掃用具を備えるとともに、衛生的にそれらを保管できる専用の設備を適当な場所に設けること。

カ 不浸透性材料で作られ、かつ、汚液、ごみ等が飛散流出しない構造のごみ箱を、入場者の利用しやすい適当な場所に適当数設置すること。

キ 観覧室の床面積が400平方メートル以上の興行場にあつては、ごみの集

積場を適当な場所に設けること。

ク 土足で入場する興行場にあつては、靴等に付着している泥土等を除去するための敷物等を入口に設けること。

(2) 観覧室

ア 観覧席と舞台とを適切に区画すること。

イ 適当な広さの出入口を、適当数設けること。

(3) 喫煙所

ア 喫煙所である旨を適当な箇所に表示すること。

イ 興行場内での喫煙を禁止し、その旨を入場者の見やすい箇所に表示する場合にあつては、喫煙所を設けることを要しない。

(4) 便所

ア 水洗式とすること。

イ 各階に、男性用便所及び女性用便所を1箇所以上設けること。ただし、入場者の利便を損なわないと認められる場合は、この限りでない。

ウ 男性用便所及び女性用便所の出入口を、それぞれ別に設けること。

エ 出入口が、観覧室に直接面しない構造であること。ただし、便所の構造設備により衛生上支障がない場合は、この限りでない。

オ 床面及び内壁の床面から少なくとも1メートルの部分が、不浸透性材料で作られていること。

カ 不浸透性の材料で作られている便器を用いること。

キ 隣接する男性用小便器は、適当な間隔を有すること。

ク 便器の数は、次に掲げるとおりであること。

(7) 男性用便器及び女性用便器の合計は、各階ごとに次の表の左欄に掲げる観覧室の床面積の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める数以上とする。ただし、イただし書で認められる場合の当該便所を設けない階の床面積は、主として当該便所を利用する入場者に対応する階の床面積に合計すること。

観覧室の床面積	便器の数
300平方メートル以下	15平方メートルごとに1個
300平方メートルを超え600	20個に、床面積から300平方メ

平方メートル以下	一トンを減じた面積につき20平方メートルごとに1個を加えた数
600平方メートルを超え900平方メートル以下	35個に、床面積から600平方メートルを減じた面積につき30平方メートルごとに1個を加えた数
900平方メートルを超えるとき	45個に、床面積から900平方メートルを減じた面積につき60平方メートルごとに1個を加えた数

(イ) 男性用便所にあつては、少なくとも小便器5個につき大便器1個を設置すること。

ケ 手洗い設備を設けること。

(5) 換気設備

ア 施設には、衛生的な空気環境を確保するため、適正な機械換気設備（空気を浄化し、その流通を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。以下同じ。）を設けること。

イ 観覧室、食堂、調理室、喫煙所及び便所にあつては、それぞれ専用の機械換気設備又は空気調和設備を設けること。

ウ 調理室にあつては、汚染された空気を直接場外に排出できるよう局所排気装置を設けること。

エ 機械換気設備及び空気調和設備は、次の構造であること。

(ア) 外気取入口は、汚染された空気を取り入れることがないよう適当な位置に設けること。

(イ) 給気口は、良好な気流分布を得ることができる機能のものを適当な位置に設けること。

(ロ) 排気口は、排気を効果的にできる機能のものを適当な位置に設けること。

(ハ) 風道は、気密性の高い構造であること。

(ニ) 風道の材料は、容易に劣化し、又は給気を汚染するおそれのないもので

あること。

(Ⅱ) 保守点検及び整備が容易にできる構造であること。

(6) 照明設備

ア 観覧室、食堂その他の入場者が利用する場所には、床面において150ルクス以上300ルクス以下の照度を満たす機能を有する照明設備及び床面において適当な照度を満たす機能を有し、かつ、電源の異なる補助照明設備を設けること。

イ 映写等のため消灯を行う観覧室にあつては、調光装置等による漸減式照明方法ができる照明設備及び床面において0.2ルクス以上の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

ウ 舞台には、観覧等に必要なる照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

エ 興行場の出入口及び入場券売場には、床面から80センチメートルの高さにおいて200ルクス以上700ルクス以下の照度を満たす機能を有する照明設備を設けること。

(興行場について講ずべき措置に係る要件)

第10条 条例第4条に規定する営業者が興行場について講じなければならない入場者の衛生に必要な措置の基準に関する要件は、次のとおりとする。

(1) 興行場全般

ア 食堂、売店及び食品販売設備は、常に清潔で衛生的な状態に保つこと。

イ 入場者の見やすい場所に温度計及び湿度計を設置し、適正に管理すること。

ウ 入場者の利用に供する座布団等は、常に清潔で衛生的な状態に保つこと。

エ ごみその他の廃棄物は、適切に搬出し、興行場内に放置しないこと。

オ ごみ箱は、汚液、ごみ等が飛散流出しないように管理するとともに、適切に清掃を行うこと。

カ 入場者の見やすい場所に消毒作業及びねずみ、昆虫等の駆除作業の実施状況を掲示すること。

キ 入場者の見やすい場所に空気環境の測定結果を掲示すること。

ク 消毒作業及びねずみ、昆虫等の駆除作業の実施記録は2年以上保存すること。

と。

(2) 空気環境

ア 機械換気設備による空気環境の基準は、次のとおりとすること。

㊦ 炭酸ガスの含有率は、100万分の1500以下であること。

㊧ 浮遊粉じん量は、空気1立方メートルにつき0.2ミリグラム以下であること。

㊨ 5分間開放の平板培養法により座面において測定した空中落下細菌数は、観覧室において30個以内、営業中の観覧室以外の場内において50個以内であること。

イ 空気調和設備による空気環境の基準は、アに規定するもののほか、次のとおりとすること。

㊦ 温度は、摂氏17度以上28度以下とすること。

㊧ 冷房する場合にあっては、健康に配慮して、外気との温度差を著しくしないこと。

㊨ 相対湿度は、40パーセント以上70パーセント以下とすること。

㊩ 気流は、毎秒0.5メートル以下とすること。

ウ 定期的に空気環境の測定を行い、その実施記録は2年以上保存すること。

(3) 定期的に照度の測定を行い、その実施記録は2年以上保存すること。

(4) 興行時間が2時間30分を超えるときは、10分間以上の休憩時間を設けること。

(5) 従業者に係る衛生管理

ア 伝染性の疾病にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させないこと。ただし、医師の診断により支障がないと認められるときは、この限りでない。

イ 従業者のうちから従業者の衛生に関する責任者を選任し、その者に興行場の衛生管理を行わせること。

(条例第5条の規則で定める興行場)

第11条 条例第5条の規則で定める興行場は、次に掲げるものとする。

(1) 既存の建物を使用する興行場でその存続期間が30日を超えないもの（以下「臨時興行場」という。）

(2) 空地等に仮設する興行場でその存続期間が30日を超えないもの（以下「仮設興行場」という。）

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

興行場経営許可申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

興行場経営の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

興行場の名称	
興行場の所在地	
営業の種別	
興行場の構造設備の概要	別紙のとおり
入場者定員	
臨時興行場又は仮設興行場にあつては、 存続期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間

注1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 構造設備を明らかにした図面を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

相続による興行場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

合併による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

興行場の名称		
興行場の所在地		
合併により消滅した法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第3号様式（第4条関係）

合併による興行場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

興行場の名称		
興行場の所在地		
分割前の 法人	主たる事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割の年月日		年 月 日

注 分割により興行場営業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第4号様式（第5条関係）

分割による興行場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生
被相続人との続柄
電話番号

相続による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

興行場の名称		
興行場の所在地		
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日	年	月 日

注1 戸籍謄本を添付すること。

- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により興行場営業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第5号様式（第6条関係）

興行場経営許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

興行場経営許可申請書等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

興行場の名称			
興行場の所在地			
興行場経営の許可の年月日及び番号		年	月 日
		第	号
変更内容	事項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年	月 日
変更の理由			

注 営業施設の構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面を添付すること。

第 6 号様式（第 7 条関係）

興行場管理者選任届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

興行場の管理者を選任したので、次のとおり届け出ます。

興行場の名称		
興行場の所在地		
管理者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
管理者の選任年月日	年 月 日	

第7号様式（第7条関係）

興行場管理者変更届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

興行場の管理者を変更したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
管 理 者	変 更 前	住所	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
	変 更 後	住所	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
変更の年月日		年 月 日	

第8号様式（第8条関係）

興行場営業（休止・再開・廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

興行場営業を（休止・再開・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
興行場経営の許可 の年月日及び番号	年 月 日 第 号
休止事項 （一部・全部）	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開の年月日	年 月 日
廃止の年月日	年 月 日
休止・再開・廃止 の理由	

注 廃止に係る届出のときは、経営許可書を添付すること。

甲府市旅館業法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第4号

甲府市旅館業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、旅館業法（昭和23年法律第138号）の施行に関し、旅館業法施行令（昭和32年政令第152号）、旅館業法施行規則（昭和23年厚生省令第28号。以下「省令」という。）及び甲府市旅館業法施行条例（平成30年12月条例第39号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 省令第1条第1項の申請書は、旅館業営業許可申請書（第1号様式）とする。

(合併又は分割による地位の承継の申請)

第3条 省令第2条第1項の申請書は、合併による旅館業の営業者の地位の承継にあつては合併による旅館業営業者地位承継承認申請書（第2号様式）、分割による旅館業の営業者の地位の承継にあつては分割による旅館業営業者地位承継承認申請書（第3号様式）とする。

(相続による地位の承継の申請)

第4条 省令第3条第1項の申請書は、相続による旅館業営業者地位承継承認申請書（第4号様式）とする。

(変更等の届出)

第5条 省令第4条の規定による届出は、申請書に記載した事項を変更したときにあつては旅館業営業許可申請書等記載事項変更届（第5号様式）に、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときにあつては旅館業（停止・廃止）届

(第6号様式)によらなければならない。

- 2 営業者が停止していた営業を再開したときは、その日から10日以内に旅館業再開届(第7号様式)により市長に届け出なければならない。
- 3 営業者の死亡(法人にあっては解散)により営業を廃止したときは、第1項の届出は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条第1項に規定する届出義務者(法人にあっては清算人)が行わなければならない。

(宿泊者名簿の記載事項)

第6条 省令第4条の2第3項第2号の市長が必要と認める事項は、次のとおりとする。

- (1) 客室名又は客室番号
 - (2) 到着日時
 - (3) 出発日時
 - (4) 年齢
- 2 宿泊者名簿は、所定の事項を記入しなければならない。ただし、団体の宿泊については、その引率者又は代表者が必要な事項及び総人数を記入することで足りる。

(衛生措置の基準の特例)

第7条 条例第5条第2項の規定による規則で定める特例は、次のとおりとする。

- (1) 季節的に利用されるもの(次号に掲げるものを除く。) 条例第5条第1項第3号アについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (2) 季節的に利用される施設において特定の季節に限り営業するもの 条例第5条第1項第3号ア及びイについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (3) 交通が著しく不便な地域にあるものであって、利用度が低いと市長が認めるもの 条例第5条第1項第3号イについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (4) 修学旅行等の団体を宿泊させるもの 条例第5条第1項第3号アについては、客室の有効面積1.6平方メートル以上について1人とする。
- (5) 体育会、博覧会その他これらに類する催しのために一時的に営業するもの

の 条例第 5 条第 1 項第 3 号イについては、客室の有効面積 1. 6 平方メートル以上について 1 人とする。

- (6) 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成 6 年法律第 4 6 号）第 2 条第 5 項に規定する農林漁業体験民宿業に係る旅館業の施設 条例第 5 条第 1 項第 3 号イについては、客室の有効面積 1. 6 平方メートル以上について 1 人とする。

(水質の基準)

第 8 条 条例第 5 条第 1 項第 7 号アの規則で定める原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の 1 の項から 4 の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5 度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2 度以下であること。
3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5. 8 以上 8. 6 以下であること。
4 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	1 リットル中 1 0 ミリグラム以下であること。
5 大腸菌群	乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	5 0 ミリリットル中に検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。

- 2 条例第 5 条第 1 項第 7 号アの規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、こ

の基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準の両方又はどちらかを適用しないことができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットル中1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。

（水質検査）

第9条 条例第5条第1項第7号ウに規定する水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水にあつては1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）行うこと。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業の営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
営業の種別	
営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項各号に該当するときは、その旨	
営業施設の構造設備の概要	別紙のとおり
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容	有 ・ 無 内容（有の場合）

注1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 営業施設の構造設備を明らかにする図面及び営業施設の所在地を中心として半径150メートル以内の図面（特に学校等との距離を明確に示したものであること。）を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

合併による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

合併による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
合併により消滅する法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の予定年月日		年 月 日
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容		有 ・ 無 内容（有の場合）

注 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第3号様式（第3条関係）

分割による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
分割前の法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割により旅館業を承継する法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割の予定年月日		年 月 日
旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及び該当するときは、その内容		有 ・ 無 内容（有の場合）

注 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第 4 号様式（第 4 条関係）

相続による旅館業営業者地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所
 氏 名 ⑩
 生年月日 年 月 日生
 被相続人との続柄
 電話番号

相続による営業者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

営業施設の名称		
営業施設の所在地		
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日		年 月 日
旅館業法第 3 条第 2 項各号（第 7 号を除く。）に該当することの有無及び該当するときは、その内容		有 ・ 無 内容（有の場合）

注 1 戸籍謄本を添付すること。

2 相続人が 2 人以上ある場合において、その全員の同意により旅館業を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

旅館業営業許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業許可申請書等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称			
営業施設の所在地			
旅館業の許可の年月 日及び番号		年	月 日 第 号
変更 内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年	月 日
変更の理由			

注 営業施設の構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面を添付すること。

第6号様式（第5条関係）

旅館業（停止・廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業の営業を（停止・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
旅館業の許可の年月 日及び番号	年 月 日 第 号
停止事項 （一部・全部）	
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止の年月日	年 月 日
停止・廃止理由	

第7号様式（第5条関係）

旅館業再開届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

旅館業の営業を再開したので、次のとおり届け出ます。

営業施設の名称	
営業施設の所在地	
旅館業の許可の年月 日及び番号	年 月 日 第 号
停止していた営業の 一部を再開した場合 は、その内容	
再開の年月日	年 月 日

甲府市公衆浴場法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第5号

甲府市公衆浴場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し、公衆浴場法施行規則（昭和23年厚生省令第27号。以下「省令」という。）及び甲府市公衆浴場法施行条例（平成30年12月条例第40号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 省令第1条の申請書は、公衆浴場経営許可申請書（第1号様式）とする。

(相続による地位の承継の届出)

第3条 省令第2条第1項の届書は、相続による公衆浴場営業者地位承継届（第2号様式）とする。

(合併による地位の承継の届出)

第4条 省令第3条第1項の届書は、合併による公衆浴場営業者地位承継届（第3号様式）とする。

(分割による地位の承継の届出)

第5条 省令第3条の2第1項の届書は、分割による公衆浴場営業者地位承継届（第4号様式）とする。

(変更等の届出)

第6条 省令第4条の規定による届出は、申請書又は届書に記載した事項を変更したときあつては公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届（第5号様式）に、営業の全部若しくは一部を停止し、又は廃止したときあつては公衆浴場営業

(停止・廃止)届(第6号様式)によらなければならない。

2 営業者が停止していた営業を再開したときは、その日から10日以内に公衆浴場営業再開届(第7号様式)により市長に届け出なければならない。

3 営業者の死亡(法人にあっては解散)により営業を廃止したときは、第1項の届出は、戸籍法(昭和22年法律第224号)第87条第1項に規定する届出義務者(法人にあっては清算人)が行わなければならない。

(患者の入浴許可の申請)

第7条 法第4条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、公衆浴場患者入浴許可申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(水質の基準)

第8条 条例第4条第1項第17号の規則で定める原湯、原水、上り用湯及び上り用水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難しく、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項から4の項までに定める基準の全部又は一部を適用しないことができる。

1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
4 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌群	乳糖ブイヨン－ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	50ミリリットル中に検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。

2 条例第4条第1項第17号の規則で定める浴槽水の水質の基準は、次の表の左欄に掲げる事項につき、それぞれ同表の中欄に掲げる方法による検査において同表の右欄に定めるとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生ずるおそれがないと認めるときは、同表の1の項及び2の項の基準の両方又はどちらかを適用しないことができる。

1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 過マンガン酸カリウム消費量	滴定法	1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットル中1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと。

（水質検査）

第9条 条例第4条第1項第19号に規定する規則で定める水質検査は、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1年に1回以上、連日使用している浴槽水は1年に2回以上（ただし、浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には、1年に4回以上）行うこと。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

公衆浴場経営許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場の経営の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場の種類	
温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する公衆浴場にあつては、その物質又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能	
公衆浴場の構造設備の概要	別紙のとおり

注1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

- 2 営業施設の構造設備を明らかにする図面及び営業施設の所在地を中心として半径300メートル以内の図面（特に学校等との距離を明確に示したものであること。）を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

相続による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生
被相続人との続柄
電話番号

相続による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日	年	月 日

注1 戸籍謄本を添付すること。

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により公衆浴場を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

合併による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

合併による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
合併により消滅した法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第4号様式（第5条関係）

分割による公衆浴場営業者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称		
公衆浴場の所在地		
分割前 の法人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
分割の年月日		年 月 日

注 分割により公衆浴場を承継する法人の定款又は寄附行為の写しを添付すること。

第5号様式（第6条関係）

公衆浴場経営許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場経営許可申請書等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称			
公衆浴場の所在地			
公衆浴場経営の許可 の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年 月 日	
変更の理由			

注 営業施設の構造設備の変更の場合は、変更前後の状況を明らかにする図面を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

公衆浴場営業停止（廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場の営業を停止（廃止）したので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場経営の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
停止事項 (一部・全部)	
停止期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止の年月日	年 月 日
停止（廃止）理由	

注 廃止に係る届出のときは、経営許可書を添付すること。

第7号様式（第6条関係）

公衆浴場営業再開届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

公衆浴場の営業を再開したので、次のとおり届け出ます。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場経営の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
停止していた営業の一 部を再開した場合は、 その内容	
再開の年月日	年 月 日

第 8 号様式（第 7 条関係）

公衆浴場患者入浴許可申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

患者の入浴について、公衆浴場法第 4 条ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

公衆浴場の名称	
公衆浴場の所在地	
公衆浴場経営の許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
使用する湯水の種類	
患者用の入浴施設の構 造設備の概要	

注 営業施設の平面図を添付すること。

甲府市理容師法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第6号

甲府市理容師法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、理容師法（昭和22年法律第234号。以下「法」という。）の施行に関し、理容師法施行令（昭和28年政令第232号）、理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号。以下「省令」という。）及び甲府市理容師法施行条例（平成30年12月条例第37号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開設の届出)

第2条 省令第19条第1項の届出書は、理容所開設届（第1号様式）とする。

(検査確認証の交付等)

第3条 市長は、法第11条の2の規定による確認をしたときは、検査確認証（第2号様式）を交付するものとする。

2 理容所の開設者は、前項の規定により交付された検査確認証を理容所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第4条 法第11条第2項の規定による届出は、変更が生じたときにあつては理容所届出事項変更届（第3号様式）により、廃止したときにあつては理容所廃止届（第4号様式）により、変更が生じ、又は廃止した日から10日以内に行わなければならない。

2 開設者の死亡（法人にあつては解散）により理容所を廃止したときは、前項の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあつては清算人）が行わなければならない。

(相続による地位の承継の届出)

第5条 省令第21条の届出書は、相続による理容所開設者地位承継届(第5号様式)とする。

(合併による地位の承継の届出)

第6条 省令第22条の届出書は、合併による理容所開設者地位承継届(第6号様式)とする。

(分割による地位の承継の届出)

第7条 省令第22条の2の届出書は、分割による理容所開設者地位承継届(第7号様式)とする。

(休止等の届出)

第8条 理容所の開設者は、営業を1月以上休止しようとするときはあらかじめ、休止した営業を再開したときはその日から10日以内に、理容所休止(再開)届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

理容所開設届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

理容所を開設したいので、次のとおり届け出ます。

理容所の名称				
理容所の所在地				
理容師法第11条の4第1項に規定する理容所にあつては管理理容師に関する事項	住所			
	氏名			
	免許証	年	月	日 第 号
	修了証			
理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
理容師の結核、皮膚疾患等伝染性疾病の有無				

開設の予定年月日	年 月 日
理容所の構造及び設備の概要	
同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	
同一の場所で美容所を開設する場合は、当該美容所の開設の予定年月日	年 月 日

注 1 理容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性
 疾病の有無に関する医師の診断書を添付すること。

2 理容師法第 11 条の 4 第 1 項に規定する理容所については、当該理容所の
 管理理容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

第 号

検 査 確 認 証

理容所の所在地
理容所の名称
開設者の氏名

上記の理容所について、理容師法第11条の2の規定による検査の結果、その構造設備が同法第12条に規定する措置を講ずるに適合することを確認します。

年 月 日

甲府市長 印

21センチメートル

18センチメートル

第3号様式（第4条関係）

理容所届出事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

理容所開設届等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

理容所の名称			
理容所の所在地			
検査確認証の発行年月日及び番号		年 第	月 日 号
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年	月 日
変更の理由			

注1 届出が理容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は理容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付すること。

2 届出が管理理容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理理容師となる者が理容師法第11条の4第2項の規定に該当することを証する書類を添付すること。

第4号様式（第4条関係）

理容所廃止届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

理容所を廃止したので、次のとおり届け出ます。

理容所の名称	
理容所の所在地	
検査確認証の発行年月日 及び番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 検査確認証を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

相続による理容所開設者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生
被相続人との続柄
電話番号

相続による理容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

理容所の名称	
理容所の所在地	
検査確認証の発行年 月日及び番号	年 月 日 第 号
被相続人	住所
	氏名
相続開始の年月日	年 月 日

注1 戸籍謄本を添付すること。

- 2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により理容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

合併による理容所開設者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

合併による理容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

理容所の名称		
理容所の所在地		
検査確認証の発行年月 日及び番号		年 月 日 第 号
合併により 消滅した法 人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
合併の年月日		年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

分割による理容所開設者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による理容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

理容所の名称		
理容所の所在地		
分割前 の法人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
分割の年月日		年 月 日

注 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

第8号様式（第8条関係）

理容所休止（再開）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

理容所における営業を休止する（再開した）ので、次のとおり届け出ます。

理容所の名称	
理容所の所在地	
検査確認証の発行年 月日及び番号	年 月 日 第 号
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止（再開）の理由	
再開の年月日	年 月 日

甲府市温泉法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第7号

甲府市温泉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、温泉法（昭和23年法律第125号）の施行に関し、温泉法施行令（昭和59年政令第25号）及び温泉法施行規則（昭和23年厚生省令第35号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 省令第7条第1項の申請書は、温泉利用許可申請書（第1号様式）とする。

(合併又は分割による地位の承継の申請)

第3条 省令第8条第1項の申請書は、合併にあつては合併による温泉利用許可地位承継承認申請書（第2号様式）に、分割にあつては分割による温泉利用許可地位承継承認申請書（第3号様式）によらなければならない。

(相続による地位の承継の申請)

第4条 省令第9条第1項の申請書は、相続による温泉利用許可地位承継承認申請書（第4号様式）とする。

(温泉の成分等の掲示の届出)

第5条 省令第11条の届出書は、温泉の成分等の掲示届（第5号様式）とする。

(変更等の届出)

第6条 温泉の利用の許可を受けた者は、次に掲げる事項に変更を生じたときは、10日以内に温泉利用変更届（第6号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 温泉の利用の許可を受けた者の住所又は氏名（法人にあつては、主たる事務所所在地、名称又は代表者の氏名）
 - (2) 温泉利用施設の名称
- 2 温泉の利用の許可を受けた者は、温泉を公共の浴用又は飲用に供することをやめたときは、10日以内に温泉利用廃止届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。
 - 3 温泉の利用の許可を受けた者の死亡（法人にあつては解散）により温泉を公共の浴用又は飲用に供することをやめたときは、第2項の廃止の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあつては清算人）が行わなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

温泉利用許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

温泉を利用したいので、次のとおり申請します。

浴用又は飲用の別			
温泉の湧出地			
温泉利用施設の名称			
温泉利用施設の所在地			
温泉の温度及び成分	温度		成分
登録分析機関の名称			
登録分析機関の登録番号			

第2号様式（第3条関係）

合併による温泉利用許可地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

㊟

電 話 番 号

合併による温泉利用許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

温泉利用施設の名称		
温泉利用施設の所在地		
温泉の利用許可の年月日 及び番号		年 月 日 第 号
合併により消滅する法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併後存続する法人又は合併により設立される法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の予定年月日		年 月 日

第3号様式（第3条関係）

分割による温泉利用許可地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による温泉利用許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

温泉利用施設の名称		
温泉利用施設の所在地		
温泉の利用許可の年月日 及び番号		年 月 日 第 号
分割前の法人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
分割により温泉を公共の浴用又は飲用に供する事業を承継する法人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
分割の予定年月日		年 月 日

第4号様式（第4条関係）

相続による温泉利用許可地位承継承認申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

印

被相続人との続柄

電話番号

相続による温泉利用許可を受けた者の地位の承継について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

温泉利用施設の名称		
温泉利用施設の所在地		
温泉の利用許可の年月日 及び番号		年 月 日 第 号
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日		年 月 日

第5号様式（第5条関係）

温泉の成分等の揭示届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

温泉の成分等の揭示をしたいので、次のとおり届け出ます。

温泉利用施設の名称	
温泉利用施設の所在地	
源泉名	
温泉の泉質	
源泉の温度及び利用場所における温泉の温度	
温泉の成分	
温泉の成分の分析年月日	年 月 日
登録分析機関の名称及び登録番号	
浴用又は飲用の禁忌症	
浴用又は飲用の適応症	
浴用又は飲用の方法及び注意	
温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由	

温泉を加温して公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由	
温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨（ろ過を実施している場合は、その旨を含む。）及びその理由	
温泉に入浴剤を加えて公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称及びその理由	
温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、消毒の方法及びその理由	

第6号様式（第6条関係）

温泉利用変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

温泉利用に係る内容について変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

温泉を公共の 浴用又は飲用 に供する施設	所在地		
	名称		
温泉利用許可	年月日	年	月 日
	番号		
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年	月 日
変更の理由			

注 変更した内容を証明する書類を添付すること。

第7号様式（第6条関係）

温泉利用廃止届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

温泉の利用を廃止したので、次のとおり届け出ます。

許可の内容	浴用又は飲用の別	浴 用 ・ 飲 用
	利用許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
	温泉の湧出地	
	温泉利用施設の場所	
	温泉利用施設の名称	
廃止の年月日		年 月 日
廃止の理由		

甲府市化製場等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第8号

甲府市化製場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行に関し、化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）、化製場等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第30号）及び甲府市化製場等に関する法律施行条例（平成30年12月条例第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(死亡獣畜取扱場外における解体等の許可の申請)

第2条 法第2条第2項ただし書の規定による死亡獣畜取扱場以外の施設又は区域における死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可を受けようとする者は、死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜解体等許可申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(化製場等の設置許可の申請)

第3条 法第3条第1項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定による化製場、死亡獣畜取扱場又は法第8条に規定する施設（以下「化製場等」という。）の設置の許可を受けようとする者は、化製場等設置許可申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(化製場等の構造設備等の変更の届出)

第4条 法第3条第2項（法第8条において準用する場合を含む。）の規定による化製場等の構造設備又は埋却を行う死亡獣畜取扱場の区域の変更の届出は、化製場等変更届（第3号様式）によらなければならない。

(申請書記載事項の変更の届出)

第5条 化製場等の設置者は、第3条の申請書に記載した事項を変更したとき（法第3条第2項に該当する場合を除く。）は、10日以内に化製場等設置許可申請書記載事項変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（場所の指定）

第6条 法第4条第3号（法第8条において準用する場合を含む。）の規定による公衆衛生上害を生ずるおそれのある場所として指定する場所は、次のとおりとする。ただし、市長が化製場等の業態及び構造設備の状況により公衆衛生上害を生ずるおそれがないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 河川に近接する場所

(2) 道路、鉄道、官公署、学校、病院、公園、工場、事業場その他の多数の人が利用し、又は作業する施設に近接する場所

（化製場等の管理者の届出）

第7条 化製場等の設置者は、化製場等の管理者を選任したときは化製場等管理者選任届（第5号様式）により、管理者を変更したときは化製場等管理者変更届（第6号様式）により、選任し、又は変更した日から10日以内に市長に届け出なければならない。

（化製場等の休止、再開又は廃止の届出）

第8条 化製場等の設置者は、化製場等の経営を休止し、再開し、又は廃止したときは、その日から10日以内に化製場等（休止・再開・廃止）届（第7号様式）により市長に届け出なければならない。

（帳簿の備付け）

第9条 化製場等の設置者又は管理者は、次の各号に掲げる施設ごとに当該各号に定める帳簿を備えなければならない。

(1) 化製場又は法第8条で規定する施設 化製簿（第8号様式）

(2) 死亡獣畜取扱場 死亡獣畜取扱簿（第9号様式）

（動物の飼養又は収容の許可を要する区域）

第10条 法第9条第1項の規定により市長が指定する区域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の規定により市街化区域に定められた町又は字とする。

（動物の飼養又は収容の許可の申請）

第 1 1 条 法第 9 条第 1 項の規定による動物の飼養又は収容の許可を受けようとする者は、動物の飼養（収容）施設設置許可申請書（第 1 0 号様式）を市長に提出しなければならない。

（動物の飼養又は収容の該当の届出）

第 1 2 条 法第 9 条第 4 項の規定による届出は、動物の飼養（収容）施設届（第 1 1 号様式）によらなければならない。

（申請書記載事項等の変更の届出）

第 1 3 条 法第 9 条第 1 項又は第 4 項に規定する動物の飼養又は収容のための施設（以下「動物の施設」という。）の設置者は、第 1 1 条の申請書又は前条の届書に記載した事項を変更したときは、1 0 日以内に動物の飼養（収容）施設設置許可申請書等記載事項変更届（第 1 2 号様式）により市長に届け出なければならない。

（動物の施設の管理者の届出）

第 1 4 条 動物の施設の設置者は、動物の施設の管理者を選任したときは動物の飼養（収容）施設管理者選任届（第 1 3 号様式）により、管理者を変更したときは動物の飼養（収容）施設管理者変更届（第 1 4 号様式）により、選任し、又は変更した日から 1 0 日以内に市長に届け出なければならない。

（動物の施設の休止、再開又は廃止の届出）

第 1 5 条 動物の施設の設置者は、動物の施設における動物の飼養又は収容を休止し、再開し、又は廃止したときは、その日から 1 0 日以内に動物の飼養（収容）施設（休止・再開・廃止）届（第 1 5 号様式）により市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

死亡獣畜取扱場外における死亡獣畜解体等許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

死亡獣畜取扱場外で死亡獣畜を解体（埋却・焼却）したいので、化製場等に関する法律第2条第2項ただし書の規定による許可を次のとおり申請します。

畜種及び頭数	
解体（埋却・焼却）の予定 年月日	年 月 日
解体（埋却・焼却）を行う 施設又は場所	
死亡獣畜取扱場外で解体 （埋却・焼却）する理由	
解体（埋却・焼却）の方法	

第 2 号様式（第 3 条関係）

化製場等設置許可申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

化製場、死亡獣畜取扱場又は法第 8 条に規定する施設を設けたいので、化製場等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による許可を次のとおり申請します。

化製場等の名称	
化製場等の所在地	
化製場等の面積	
化製場にあつては、製品及び化製	
死亡獣畜取扱場にあつては、解体、埋却又は焼却の別	
化製場等の構造設備（区域）の概要及び配置図	
人家が密集しているか否かの別	
飲料水が汚染されるおそれの有無	
河川に近接しているか否かの別	
多数人が利用し、又は作業する施設に近接しているか否かの別	

注 1 法人にあつては、定款又は寄附行為の写しを添付すること。

2 構造設備を明らかにした図面を添付すること。

3 周辺の地域の状況を明らかにした図面を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

化製場等変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

化製場等の構造設備（区域）を変更したいので、化製場等に関する法律第3条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

化製場等の名称			
化製場等の所在地			
化製場等の設置許可の年月日 及び番号		年 月 日 第 号	
死亡獣畜取扱場にあつては、 解体、埋却又は焼却の別			
変更内容	事 項	変更前	変更後
変更の理由			

注 変更後の構造設備（区域）の状況を明らかにした図面を添付すること。

第 4 号様式（第 5 条関係）

化製場等設置許可申請書記載事項変更届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

化製場等設置許可申請書に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

化製場等の名称			
化製場等の所在地			
化製場等の設置許可の 年月日及び番号		年 第	月 号
変更内容	事 項	変更前	変更後
変更の理由			

第5号様式（第7条関係）

化製場等管理者選任届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

化製場等の管理者を選任したので、次のとおり届け出ます。

化製場等の名称		
化製場等の所在地		
管理者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
管理者の選任年月日		年 月 日

第6号様式（第7条関係）

化製場等管理者変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

化製場等の管理者を変更したので、次のとおり届け出ます。

化製場等の名称			
化製場等の所在地			
管 理 者	変 更 前	住所	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
者	変 更 後	住所	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
変更年月日		年 月 日	

第7号様式（第8条関係）

化製場等（休止・再開・廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

化製場等を（休止・再開・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

化製場等の名称	
化製場等の所在地	
化製場等の設置許可の年月 日及び番号	年 月 日 第 号
死亡獣畜取扱場にあつては 解体、埋却又は焼却の別	
休止事項（全部・一部）	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開の年月日	年 月 日
廃止の年月日	年 月 日
休止・再開・廃止の理由	

第 8 号様式（第 9 条関係）

化 製 簿

受 入 年 月 日	畜 種	受 入 先	受 入 量						備 考
			肉	骨	毛 皮	臓 器	血 液	その他	
			kg	kg	kg	kg	kg	kg	

第9号様式（第9条関係）

死亡獣畜取扱簿

畜種	性別	年齢	毛色	へい死年月日	へい死の原因	処理年月日	処理の区別	肉、皮等の搬出先	飼育者		備考
									住所	氏名	

第10号様式（第11条関係）

動物の飼養（収容）施設設置許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

動物を飼養（収容）する施設を設けたいので、化製場等に関する法律第9条第1項の規定による許可を次のとおり申請します。

動物の施設の所在地	
動物の種類及び数	
動物の施設の構造設備の概要及び配置図	

注1 構造設備を明らかにした図面を添付すること。

2 周辺の地域の状況を明らかにした図面を添付すること。

第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

動物の飼養（収容）施設届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

次のとおり動物を飼養（収容）しているので、化製場等に関する法律第 9 条第 4 項の規定により届け出ます。

動物の施設の所在地	
動物の種類及び数	
動物の施設の構造設備の概要及び配置図	

注 1 構造設備を明らかにした図面を添付すること。

2 周辺の地域の状況を明らかにした図面を添付すること。

第12号様式（第13条関係）

動物の飼養（収容）施設設置許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

動物の飼養（収容）施設設置許可申請書等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

動物の施設の所在地			
動物の施設の設置許可 の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更 内容	事 項	変更前	変更後
変更の年月日		年 月 日	
変更の理由			

注 構造設備を変更した場合は、変更の状況を明らかにした図面を添付すること。

第13号様式（第14条関係）

動物の飼養（収容）施設管理者選任届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

動物の飼養（収容）施設の管理者を選任したので、次のとおり届け出ます。

動物の施設の所在地		
管理者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日
管理者の選任年月日		年 月 日

第14号様式（第14条関係）

動物の飼養（収容）施設管理者変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

動物の飼養（収容）施設の管理者を変更したので、次のとおり届け出ます。

動物の施設の所在地			
管理者	変更前	住所	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
	変更後	住所	
		氏名	
		生年月日	年 月 日
変更の年月日		年 月 日	

第15号様式（第15条関係）

動物の飼養（収容）施設（休止・再開・廃止）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

動物の飼養（収容）施設を（休止・再開・廃止）したので、次のとおり届け出ます。

動物の施設の所在地	
動物の施設の設置許可の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
休止事項（全部・一部）	
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
再開の年月日	年 月 日
廃止の年月日	年 月 日
休止・再開・廃止の理由	

甲府市クリーニング業法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第9号

甲府市クリーニング業法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）の施行に関し、クリーニング業法施行令（昭和28年政令第233号）、クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び甲府市クリーニング業法施行条例（平成30年12月条例第42号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(洗濯物の消毒等)

第2条 法第3条第3項第5号本文に規定する消毒の方法は、次の各号のいずれかによらなければならない。

- (1) 蒸気消毒（10分間以上摂氏100度を超える湿熱に触れさせるものをいう。）
- (2) 熱湯消毒（10分間以上摂氏80度を超える熱湯に浸すものをいう。）
- (3) ホルムアルデヒドガス消毒（あらかじめ真空にした装置に容積1立方メートルにつきホルムアルデヒド6グラム以上を発生せしめ、同時に水40グラム以上を蒸発させ、密閉したまま摂氏60度以上で1時間以上触れさせるものをいう。）
- (4) 酸化エチレンガス消毒（あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスとこれを不活性化する炭酸ガス等を1対9の割合で混合したものを同時に注入し、常圧に戻すか又は加圧した後、摂氏50度以上で1時間以上触れさせるものをいう。）
- (5) 石炭酸水消毒（石炭酸水（日本薬局方フェノール2分、水98分）中に摂氏

30度以上で10分間以上浸すものをいう。)

- (6) クレゾール水消毒 (クレゾール水 (日本薬局方クレゾール石鹼液1分、水99分) 中に摂氏30度以上で10分間以上浸すものをいう。)
 - (7) ホルマリン水消毒 (ホルマリン水 (日本薬局方ホルマリン1分、水99分) 中に摂氏30度以上で10分間以上浸すものをいう。)
 - (8) 塩素剤消毒 (さらし粉、次亜鉛素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素が1リットルにつき250ミリグラム以上の水溶液中に摂氏30度以上で5分間以上浸すものであって、終末遊離塩素が1リットルにつき100ミリグラムを下らないものをいう。)
- 2 法第3条第3項第5号ただし書に規定する消毒の効果を有する洗濯の方法は、次のとおりとする。
- (1) 摂氏80度以上の熱湯で10分間以上処理する工程を含む洗濯方法
 - (2) さらし粉、次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、その遊離塩素濃度が1リットルにつき250ミリグラム以上の水溶液に摂氏30度以上で5分間以上浸し、終末濃度が1リットルにつき100ミリグラム以上になるような方法で漂白する工程を含む洗濯方法
 - (3) テトラクロロエチレンに5分間以上浸して洗濯した後、テトラクロロエチレンを含む状態で摂氏50度以上に保たせ、10分間以上乾燥させる工程を含む洗濯方法
- (開設の届出)

第3条 省令第1条の3第1項の届出書は、クリーニング所開設届 (第1号様式) とする。

2 省令第1条の3第2項の届出書は、無店舗取次店営業開始届 (第2号様式) とする。

(検査確認証の交付等)

第4条 市長は、法第5条の2の規定による確認をしたときは、検査確認証 (第3号様式) を交付するものとする。

2 クリーニング所の開設者は、前項の規定により交付された検査確認証をクリーニング所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 法第5条第3項の規定による届出は、変更が生じたときにあつてはクリーニング所又は無店舗取次店届出事項変更届（第4号様式）により、廃止をしたときにあつてはクリーニング所又は無店舗取次店営業廃止届（第5号様式）により、変更し、又は廃止した日から10日以内に行わなければならない。

2 営業者の死亡（法人にあつては解散）によりクリーニング所又は無店舗取次店の営業を廃止したときは、前項の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあつては清算人）が行わなければならない。

（相続による地位の承継の届出）

第6条 省令第2条の2の届出書は、相続によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届（第6号様式）とする。

（合併による地位の承継の届出）

第7条 省令第2条の3の届出書は、合併によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届（第7号様式）とする。

（分割による地位の承継の届出）

第8条 省令第2条の4の届出書は、分割によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届（第8号様式）とする。

（休止等の届出）

第9条 クリーニング所又は無店舗取次店の営業者は、営業を1月以上休止しようとするときはあらかじめ、休止した営業を再開したときはその日から10日以内に、クリーニング所又は無店舗取次店営業休止（再開）届（第9号様式）により市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

クリーニング所開設届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

本 籍
住 所
氏 名 ⑩
生年月日
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕
電話番号

クリーニング所を開設したいので、次のとおり届け出ます。

クリーニング所の名称				
クリーニング所の所在地				
開設の予定年月日		年 月 日		
クリーニング所の構造及び設備の概要		別紙のとおり		
管理人	本籍		氏名	
	住所		生年月日	
クリーニング師	本籍		氏名	
	住所		生年月日	
	登録番号			
従業者数				

営業の種別	1 洗濯物の受取及び引渡しのみ 2 その他	他のクリーニング所の開設又は無店舗取次店の営業の有無	有・無
伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物の取扱いの有無		有 ・ 無	

注1 クリーニング所の構造設備の平面図及び付近の見取図を添付すること。

- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取扱店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

無店舗取次店営業開始届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

本 籍

住 所

氏 名

印

生年月日

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

無店舗取次店を営業したいので、次のとおり届け出ます。

無店舗取次店の名称				
業務用車両	保管場所			
	自動車登録番号又は車両番号			
営業区域				
営業開始の予定年月日				
業務用車両の構造の概要		車種	荷台スペース	
			m ²	
クリーニング師	本籍			
	住所		氏名	
	生年月日		登録番号	

従業者数			
伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物の取扱いの有無	有・無	他のクリーニング所の開設又は無店舗取次店の営業の有無	有・無

注1 業務用車両の構造設備の平面図及び車両の保管場所の見取図を添付すること。

- 2 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、名称、クリーニング所の所在地又は無店舗取扱店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号、従事者数並びに従事者中にクリーニング師がいる場合はその氏名を記載した書類を添付すること。

第3号様式（第4条関係）

第 号

検査確認証

クリーニング所の所在地
クリーニング所の名称
営 業 者 の 氏 名

上記のクリーニング所について、クリーニング業法第5条の2の規定による検査の結果、その構造設備が同法第3条第2項及び第3項の規定に適合することを確認します。

年 月 日

甲府市長 印

21センチメートル

18センチメートル

第4号様式（第5条関係）

クリーニング所又は無店舗取次店届出事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

開設届又は営業開始届に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称			
クリーニング所の所在地			
無店舗取次店	業務用車両の保管場所		
	自動車登録番号又は車両番号		
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日	年	月	日
変更の理由			

注1 クリーニング所又は無店舗取次店の業務用車両の構造設備を変更した場合には、その平面図を添付すること。

2 クリーニング所にあつては、検査確認証の記載事項に変更がある場合には、検査確認証を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

クリーニング所又は無店舗取次店営業廃止届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

クリーニング所又は無店舗取次店の営業を廃止したので、届け出ます。

クリーニング所又は無店舗 取次店の名称		
クリーニング所の所在地		
無 店 舗 取 次 店	業務用車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車 両番号	
廃止年月日		年 月 日
廃止の理由		

注 クリーニング所にあつては、検査確認証を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

相続によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

生年月日

被相続人との続柄

電話番号

相続による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地		
無店舗取次店	業務用車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
被相続人	住所	
	氏名	
相続開始の年月日		年 月 日

注1 戸籍謄本を添付すること。

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

合併によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

合併による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地		
無店舗取次店	業務用車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
合併により消滅した法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

第8号様式（第8条関係）

分割によるクリーニング所又は無店舗取次店営業者地位承継届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による営業者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地		
無店舗取次店	業務用車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
分割前の法人	事務所の所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割の年月日		年 月 日

注 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること

第9号様式（第9条関係）

クリーニング所又は無店舗取次店営業休止（再開）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

クリーニング所又は無店舗取次店の営業を休止する（再開した）ので、次のとおり届け出ます。

クリーニング所又は無店舗取次店の名称		
クリーニング所の所在地		
無店舗取次店	業務用車両の保管場所	
	自動車登録番号又は車両番号	
休止期間	年 月 日から 日間	
休止（再開）理由		
再開の年月日	年 月 日	

甲府市美容師法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第10号

甲府市美容師法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、美容師法（昭和32年法律第163号。以下「法」という。）の施行に関し、美容師法施行令（昭和32年政令第277号）、美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号。以下「省令」という。）及び甲府市美容師法施行条例（平成30年12月条例第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(開設の届出)

第2条 省令第19条第1項の届出書は、美容所開設届（第1号様式）とする。

(検査確認証の交付等)

第3条 市長は、法第12条の規定による確認をしたときは、検査確認証（第2号様式）を交付するものとする。

2 美容所の開設者は、前項の規定により交付された検査確認証を美容所の見やすい場所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第4条 法第11条第2項の規定による届出は、変更が生じたときにあつては美容所届出事項変更届（第3号様式）により、廃止したときにあつては美容所廃止届（第4号様式）により、変更が生じ、又は廃止した日から10日以内に行わなければならない。

2 開設者の死亡（法人にあつては解散）により美容所を廃止したときは、前項の届出は、戸籍法（昭和22年法律第224号）第87条第1項に規定する届出義務者（法人にあつては清算人）が行わなければならない。

(相続による地位の承継の届出)

第5条 省令第21条の届出書は、相続による美容所開設者地位承継届(第5号様式)とする。

(合併による地位の承継の届出)

第6条 省令第22条の届出書は、合併による美容所開設者地位承継届(第6号様式)とする。

(分割による地位の承継の届出)

第7条 省令第22条の2の届出書は、分割による美容所開設者地位承継届(第7号様式)とする。

(休止等の届出)

第8条 美容所の開設者は、営業を1月以上休止しようとするときはあらかじめ、休止した営業を再開したときはその日から10日以内に、美容所休止(再開)届(第8号様式)により市長に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

美容所開設届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

美容所を開設したいので、次のとおり届け出ます。

美容所の名称				
美容所の所在地				
美容師法第11条の4第1項に規定する美容所にあつては管理美容師に関する事項	住所			
	氏名			
	免許証	年	月	日 第 号
	修了証			
美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名	氏名		氏名	
	登録番号		登録番号	
美容師の結核、皮膚疾患等伝染性疾病の有無				

開設の予定年月日	年 月 日
美容所の構造及び設備の概要	
同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	
同一の場所で理容所を開設する場合は、当該理容所の開設の予定年月日	年 月 日

注 1 美容師については、結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性
 疾病の有無に関する医師の診断書を添付すること。

2 美容師法第 12 条の 3 第 1 項に規定する美容所については、当該美容所の
 管理美容師が同条第 2 項の規定に該当することを証する書類を添付すること。

第2号様式（第3条関係）

第 号

検 査 確 認 証

美容所の所在地
美容所の名称
開設者の氏名

上記の美容所について、美容師法第12条の規定による検査の結果、その構造設備が同法第13条に規定する措置を講ずるに適することを確認します。

年 月 日

甲府市長 印

21センチメートル

18センチメートル

第3号様式（第4条関係）

美容所届出事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

美容所開設届等に記載した事項を変更したので、次のとおり届け出ます。

美容所の名称			
美容所の所在地			
検査確認証の発行年月日及び番号		年 第	月 日 号
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更の年月日		年	月 日
変更の理由			

- 注1 届出が美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更又は美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者につき、同号に規定する疾病の有無に関する医師の診断書を添付すること。
- 2 届出が管理美容師の設置又は変更に係るものであるときは、新たに管理美容師となる者が美容師法第12条の3第2項の規定に該当することを証する書類を添付すること。

第4号様式（第4条関係）

美容所廃止届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

美容所を廃止したので、次のとおり届け出ます。

美容所の名称	
美容所の所在地	
検査確認証の発行年月日 及び番号	年 月 日 第 号
廃止年月日	年 月 日
廃止の理由	

注 検査確認証を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

相続による美容所開設者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名 ⑩
生年月日 年 月 日生
被相続人との続柄
電話番号

相続による美容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

美容所の名称	
美容所の所在地	
検査確認証の発行年 月日及び番号	年 月 日 第 号
被相続人	住所
	氏名
相続開始の年月日	年 月 日

注1 戸籍謄本を添付すること。

2 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により美容所の開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書を添付すること。

第6号様式（第6条関係）

合併による美容所開設者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

合併による美容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

美容所の名称		
美容所の所在地		
検査確認証の発行年月 日及び番号		年 月 日 第 号
合併により 消滅した法 人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
合併の年月日		年 月 日

注 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書を添付すること。

第7号様式（第7条関係）

分割による美容所開設者地位承継届

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

分割による美容所の開設者の地位の承継について、次のとおり届け出ます。

美容所の名称		
美容所の所在地		
分割前 の法人	事務所の 所在地	
	名称	
	代表者の 氏名	
分割の年月日		年 月 日

注 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書を添付すること。

第8号様式（第8条関係）

美容所休止（再開）届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

美容所における営業を休止する（再開した）ので、次のとおり届け出ます。

美容所の名称	
美容所の所在地	
検査確認証の発行年 月日及び番号	年 月 日 第 号
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで
休止（再開）の理由	
再開の年月日	年 月 日

甲府市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第11号

甲府市建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）の施行に関し、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和45年政令第304号）及び建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特定建築物の使用開始等の届出)

第2条 省令第1条第1項の届書は、特定建築物使用開始届（第1号様式）とする。

(届出事項の変更等の届出)

第3条 省令第1条第4項の届書は、届出事項に変更があったものにあつては特定建築物届出事項変更届（第2号様式）に、特定建築物に該当しないこととなったものにあつては特定建築物非該当届（第3号様式）によらなければならない。

(登録の申請等)

第4条 省令第31条第1項の申請書は、登録申請書（第4号様式）とする。

2 省令第33条第1項の規定による届出は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときにあつては登録事項変更届（第5号様式）に、登録に係る事業を廃止したときにあつては事業廃止届（第6号様式）によらなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

特定建築物使用開始届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第1項（同条第2項において準用する同条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称		
特定建築物の所在地		
特定建築物の用途		
面積	特定用途部分 m ²	その他の用途部分 m ²
構造設備の概要		
特定建築物維持管理権 原者の住所及び氏名		
特定建築物所有者等の 住所及び氏名		
特定建築物として使用 されるに至った年月日	年 月 日	

建 生 管 理 技 術 者	氏名	
	住所	
	免状番号	年 月 日 第 号
	他に管理する特 定建築物が市内 にある場合	建築物の名称
建築物の所在地		

第2号様式（第3条関係）

特定建築物届出事項変更届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定建築物の届出事項を変更したので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称			
特定建築物の所在地			
特定建築物の用途			
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日		年 月 日	
変更理由			
建築物環境衛生管理技術者の変更で、他に管理する特定建築物が市内にある場合	建築物の名称		
	建築物の所在地		

第3号様式（第3条関係）

特定建築物非該当届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定建築物に該当しないこととなったので、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第5条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	
特定建築物の用途	
該当しなくなった年月日	年 月 日
該当しなくなった理由	

注1 構造、設備の変更の場合には図面を添付すること。

2 特定建築物の維持管理権原者等の変更の場合には、新たに権原を有することになったことを証する書類の写しを添付すること（所有者以外に当該権原を有する者がある場合に限る。）。

3 建築物環境衛生管理技術者の変更の場合には、新たに選任された者の免状の写しを添付すること。

第4号様式（第4条関係）

登録申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

登録区分	
営業所の所在地	
営業所の名称	
営業所の責任者の氏名	
申請区分	新規 ・ 再登録 (登録番号： 第 号)

添付書類

- (1) 機械器具の概要を記載した書類（必要に応じて毒物及び劇物の取扱状況に関する書類も添付）
- (2) 監督者等の氏名を記載した書類
- (3) 従事者研修の実施状況を記載した書類
- (4) 作業の実施方法を記載した書類
- (5) 営業所の付近見取図
- (6) 検査室及び保管庫の概要を記した図面
- (7) 有資格者であることを証する書類（原本及び写し）
- (8) 法人の場合は、登記事項証明書又は定款の写し

第 5 号様式（第 4 条関係）

登録事項変更届

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項の規定による登録に関し変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

登録区分			
登録番号			
営業所の所在地			
営業所の名称			
変更内容	事 項	変 更 前	変 更 後
変更年月日		年 月 日	
変更理由			

第6号様式（第4条関係）

事業廃止届

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の規定による登録に係る事業を廃止しましたので、次のとおり届け出ます。

登録区分	
登録番号	
営業所の所在地	
営業所の名称	
事業廃止年月日	年 月 日

甲府市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第12号

甲府市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 この規則は、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号。以下「法」という。)の施行に関し、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令(平成4年政令第301号)及びあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則(平成2年厚生省令第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施術所の開設の届出等)

第2条 法第9条の2第1項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)前段の規定による施術所を開設したときの届出は施術所開設届(第1号様式)に、同項後段の規定による届出事項に変更を生じたときの届出は施術所開設届出事項変更届(第2号様式)によらなければならない。

2 法第9条の2第2項(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定による施術所を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止した施術所を再開したときの届出は、施術所(休止・廃止・再開)届(第3号様式)によらなければならない。

(出張業務の開始の届出等)

第3条 法第9条の3(法第12条の2第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)前段の規定による施術者が専ら出張のみによる業務を開始した

ときの届出は、出張施術業務開始届（第4号様式）によらなければならない。

- 2 法第9条の3後段の規定による届出をした施術者が、その業務を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止した業務を再開したときの届出は、出張施術業務（休止・廃止・再開）届（第5号様式）によらなければならない。

（市内滞在業務の開始の届出）

- 第4条 法第9条の4（法第12条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による本市の区域内に滞在して業務を行う場合の届出は、市内滞在業務届（第6号様式）によらなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

施術所開設届

次のとおり施術所を開設したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 開設年月日 年 月 日

2 名称

3 開設の場所

電話番号 ()

4 業務の種類（該当するものに○を付けてください。）

あん摩マッサージ指圧業 ・ はり業 ・ きゆう業

5 業務に従事する施術者の氏名及び免許証番号等

_____（あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう）

第 号（ 年 月 日登録）（晴・盲）

_____（あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう）

第 号（ 年 月 日登録）（晴・盲）

_____（あん摩マッサージ指圧・はり・きゆう）

第 号（ 年 月 日登録）（晴・盲）

6 構造設備の内容

別紙のとおり

7 使用する医療用具

添付書類

平面図、付近の見取図、免許証及び身分証明書の写し（原本を提示すること。）
法人開設の場合の追加書類 登記事項証明書及び定款（寄附行為）の写し

（別紙）
構造設備の概要

1 施術室

面 積 _____ m^2

外気開放面積 _____ m^2

換気設備 _____ 有 ・ 無 _____

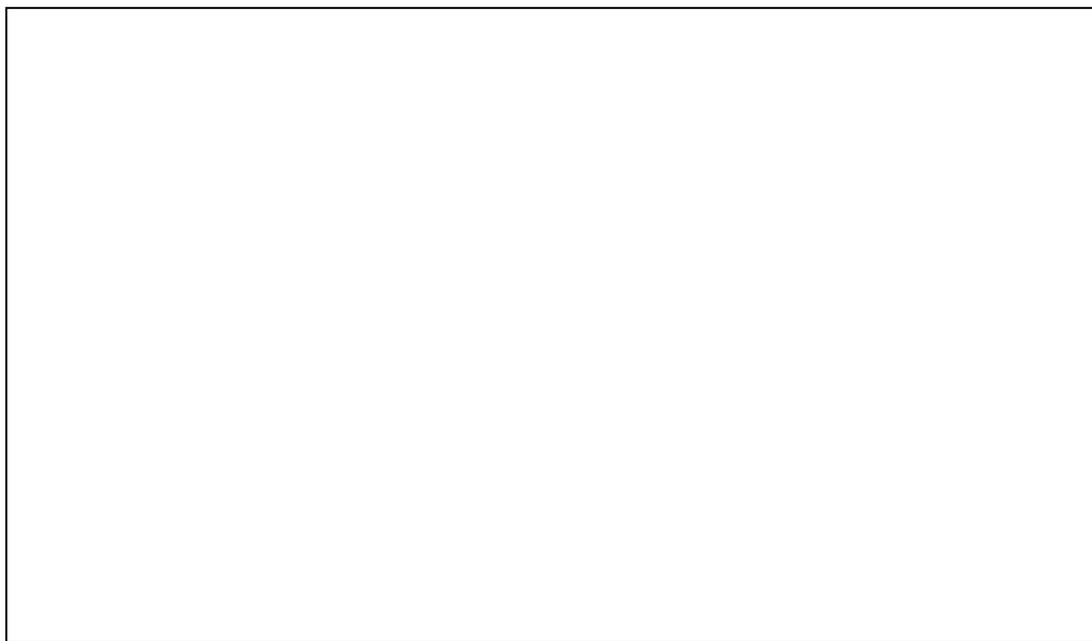
消毒設備 _____

照明設備 _____

2 待合室

面 積 _____ m^2

3 平面図



第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

施術所届出事項変更届

次のとおり施術所の届出事項の一部を変更したので、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 施術所の名称・所在地

電話番号 ()

2 変更した事項（該当するものに○を付けてください。）

- ・開設者の住所及び氏名
- ・施術所の名称
- ・開設の場所（同一敷地内での移転に限る。）
- ・業務に従事する施術者の氏名
- ・構造設備の概要及び平面図

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更年月日 年 月 日

注1 法人開設の住所・名称変更は、登記事項証明書を添付すること。

2 施術者の変更は業務の種別、晴盲の別も記入し、免許証及び身分証明書の写しを添付し、原本を提示すること。

3 同一敷地内移転（住所変更を伴わない）の場合は、施術所開設届の別紙構造設備の概要を添付すること。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所
氏 名

⑩

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号

施術所（休止・廃止・再開）届

次のとおり施術所を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の2第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 施術所の名称

2 施術所の所在地

電話番号 ()

3 休止・廃止・再開の理由

4 休止・廃止・再開の年月日

年 月 日

5 休止の予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

生年月日 年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

出張施術業務開始届

次のとおり業務を開始したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 業務の種類

2 業務開始年月日 年 月 日

3 免許証番号及び登録年月日

第 号 年 月 日

注 免許証及び身分証明書の写しを添付し、原本を提示すること。

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

生年月日 年 月 日生

法人にあつては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

出張施術業務（休止・廃止・再開）届

次のとおり出張施術業務を（休止・廃止・再開）したので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の3の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 業務の種類

2 休止・廃止・再開の理由

3 廃止・再開の年月日

年 月 日

4 休止の予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

第6号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

生年月日 年 月 日生

法人にあっては、主たる事務所の

所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

市内滞在業務届

次のとおり市内に滞在して業務を行いたいので、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第9条の4の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

- 1 業務の種類

- 2 業務を行う場所

- 3 業務を行う期間

- 4 免許証番号及び登録年月日

第 号 年 月 日

注 免許証及び身分証明書の写しを添付し、原本を提示すること。

甲府市歯科技工士法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第13号

甲府市歯科技工士法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）の施行に関し、歯科技工士法施行令（昭和30年政令第228号）及び歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(歯科技工所開設の届出等)

第2条 法第21条第1項前段の規定による歯科技工所を開設したときの届出は歯科技工所開設届（第1号様式）に、同項後段の規定による届出事項に変更を生じたときの届出は歯科技工所開設届出事項変更届（第2号様式）によらなければならない。

2 法第21条第2項の規定による歯科技工所を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止した歯科技工所を再開したときの届出は、歯科技工所（廃止・休止・再開）届（第3号様式）によらなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

歯科技工所開設届

次のとおり歯科技工所を開設したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 開設年月日

年 月 日

2 所在地及び名称

電話番号 ()

3 管理者の住所及び氏名

電話番号 ()

4 業務に従事する者の住所及び氏名

5 構造設備の概要

注1 免許証の写しを添付し、原本を提示すること。

2 施設の平面図を添付すること。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

歯科技工所届出事項変更届

次のとおり歯科技工所の届出事項の一部を変更したので、歯科技工士法第21条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 歯科技工所の名称及び所在地

電話番号 ()

2 変更の理由

3 変更した事項

(1) 変更前

(2) 変更後

4 変更年月日

年 月 日

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

歯科技工所（廃止・休止・再開）届

次のとおり歯科技工所を（廃止・休止・再開）したので、歯科技工士法第21条第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 歯科技工所の名称及び所在地

電話番号 ()

2 休止・廃止・再開の理由

3 廃止・再開の年月日

年 月 日

4 休止の予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

甲府市柔道整復師法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第14号

甲府市柔道整復師法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）の施行に関し、柔道整復師法施行令（平成4年政令第302号）及び柔道整復師法施行規則（平成2年厚生省令第20号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(施術所の開設の届出等)

第2条 法第19条第1項前段の規定による施術所を開設したときの届出は施術所開設届（第1号様式）に、同項後段の規定による届出事項に変更を生じたときの届出は施術所開設届出事項変更届（第2号様式）によらなければならない。

2 法第19条第2項の規定による施術所を休止し、若しくは廃止したとき、又は休止した施術所を再開したときの届出は、施術所（休止・廃止・再開）届（第3号様式）によらなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

施術所開設届

次のとおり施術所を開設したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

1 開設年月日 年 月 日

2 名称 _____

3 開設の場所 _____

電話番号 ()

4 業務の種類 柔道整復業

5 業務に従事する施術者の氏名及び免許証番号等

_____ (柔) 第 号 (年 月 日登録)

_____ (柔) 第 号 (年 月 日登録)

6 構造設備の内容

別紙のとおり

7 使用する医療用具

添付書類

- (1) 平面図、付近の見取図、免許証及び身分証明書の写し（原本を提示すること。）
- (2) 法人開設の場合の追加書類 登記事項証明書及び定款（寄附行為）の写し

(別紙)

構造設備の概要

1 施術室

面 積 _____ m²

外気開放面積 _____ m²

換 気 設 備 _____ 有 ・ 無 _____

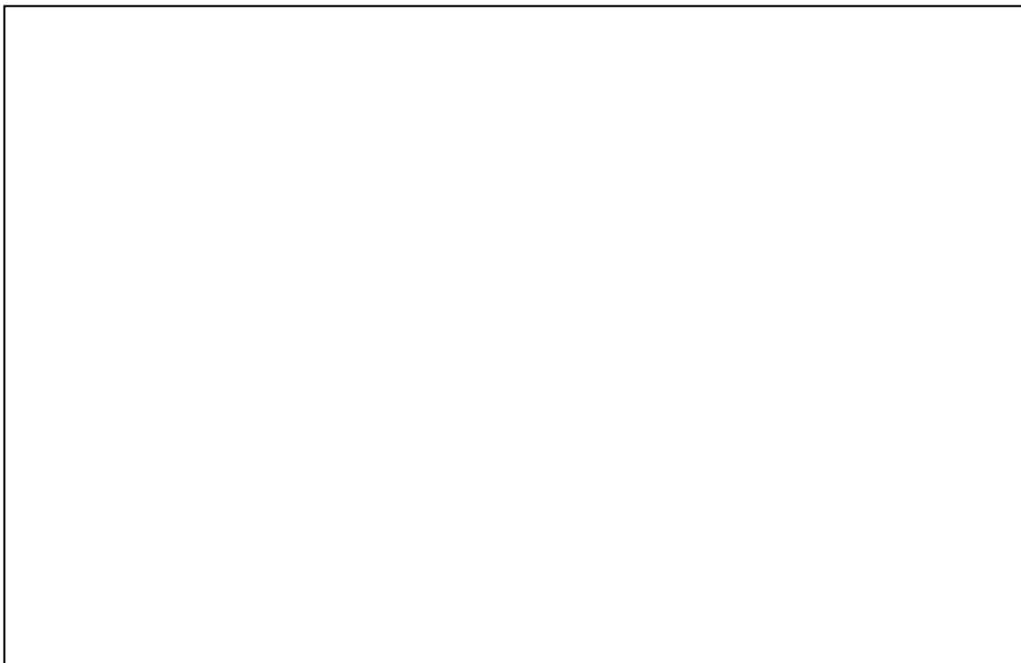
消 毒 設 備 _____

照 明 設 備 _____

2 待合室

面 積 _____ m²

3 平面図



第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

施術所開設届出事項変更届

次のとおり施術所の開設届出事項の一部を変更したので、柔道整復師法第19条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 施術所の名称・所在地

電話番号 ()

2 変更した事項（該当するものに○を付けてください。）

- ・ 開設者の住所及び氏名
- ・ 施術所の名称
- ・ 開設の場所（同一敷地内での移転に限る。）
- ・ 業務に従事する施術者の氏名
- ・ 構造設備の概要及び平面図

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更年月日

年 月 日

- 注1 法人開設の住所・名称変更は、登記事項証明書を添付すること。
- 2 施術者の変更は免許証及び身分証明書の写しを添付し、原本を提示すること。
- 3 同一敷地内移転（住所変更を伴わない）の場合は、施術所開設届の（別紙）構造設備の概要を添付すること。

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

施術所（休止・廃止・再開）届

次のとおり施術所を（休止・廃止・再開）したので、柔道整復師法第19条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 施術所の名称

2 施術所の所在地

電話番号 ()

3 休止・廃止・再開の理由

4 廃止・再開の年月日

年 月 日

5 休止の予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

甲府市健康増進法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第15号

甲府市健康増進法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、健康増進法（平成14年法律第103号。以下「法」という。）の施行に関し、健康増進法施行令（平成14年政令第361号）及び健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(国民健康・栄養調査世帯指定の通知)

第2条 省令第2条第2項の規定による通知は、国民健康・栄養調査世帯指定通知書（第1号様式）によるものとする。

(特定給食施設の届出)

第3条 次の各号に掲げる届出は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- (1) 法第20条第1項の規定による届出 特定給食施設（開始・再開）届（第2号様式）
- (2) 法第20条第2項前段の規定による届出 特定給食施設変更届（第3号様式）
- (3) 法第20条第2項後段の規定による届出 特定給食施設（休止・廃止）届（第4号様式）

(管理栄養士必置施設の指定等)

第4条 法第21条第1項の規定により指定する施設には、管理栄養士必置指定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の施設が省令第7条各号の規定に該当しなくなつたと認めるとき

は、当該施設に係る指定を解除するとともに、その旨を管理栄養士必置指定解除通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（栄養管理状況の報告）

第5条 法第20条第1項に規定する特定給食施設の設置者は、当該施設における栄養管理状況に関し、栄養管理報告書（第7号様式）により市長に報告しなければならない。

（その他）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



国民健康・栄養調査世帯指定通知書

健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく 年国民健康・栄養調査の実施に当たり、同法第11条により、あなたの世帯を調査世帯として指定しましたので、調査の趣旨をご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定給食施設（開始・再開）届

特定給食施設において事業を（開始・再開）したので、健康増進法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 給食施設の名称及び所在地

2 給食施設の種類

3 給食の開始日又は再開日

年 月 日

4 1日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数

区分	朝食	昼食	夕食	その他	合計
給食数	食	食	食	食	食

5 管理栄養士及び栄養士の員数

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定給食施設変更届

特定給食施設の届出事項について変更したので、健康増進法第20条第2項前段の規定により、次のとおり届け出ます。

1 給食施設の名称及び所在地

2 変更日

年 月 日

3 変更事項

変更前	
変更後	

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定給食施設（休止・廃止）届

特定給食施設の事業を（休止・廃止）したので、健康増進法第20条第2項後段の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 給食施設の名称及び所在地

- 2 休止日又は廃止日

- 3 休止又は廃止の理由

- 4 再開予定日（休止の場合）

第 5 号様式（第 4 条関係）

管理栄養士必置指定通知書

施設名

所在地

設置者名

健康増進法第 2 1 条第 1 項の規定により、貴施設を管理栄養士を置かなければ
ならない特定給食施設として指定します。

指定番号

年 月 日

甲 府 市 長

印

第6号様式（第4条関係）

管理栄養士必置指定解除通知書

施設名

所在地

設置者名

健康増進法第21条第1項の規定により、 年 月 日付け指定番号第 号をもって、貴施設を管理栄養士を置かなければならない特定給食施設として指定しましたが、指定の基準に該当しなくなりましたので、その指定を解除します。

年 月 日

甲 府 市 長



第7号様式（その1）（第5条関係）

栄養管理報告書（病院、介護老人保健・老人福祉・社会福祉施設用）

年 月 日

甲府市長

施設の名称	()	
所在地	()	
設置者	(職名)	(氏名)
管理者	(職名)	(氏名)

設置者に同じ

栄養管理状況について次のとおり報告します。

※それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

施設種別	1. 病院 2. 介護老人保健施設 3. 老人福祉施設 4. 社会福祉施設 5. その他 ()				健康増進法第21条第1項による指定 1. 有 2. 無				
組織（栄養管理部門の 位置付け） 組織図 1. 有 2. 無	【部門】 1. 栄養部 2. 診療部 3. 事務部 4. その他 ()								
	責任者				(職名) (氏名)				
					(電話) (FAX)				
栄養管理部門の 理念・目標 (該当に記入)	1. 理念 () 2. 目標 ()								
栄養管理等について 検討する会議 1. 有 () 回/年 2. 無	【構成】 施設側：管理者・医師・管理栄養士・栄養士・調理師(員)・介護担当者・看護師 給食担当者・その他 () 受託側：管理栄養士・栄養士・調理師(員) その他 () 計 人 【目的】 1. 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2. 献立の検討 3. 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 4. 苦情の処理 5. その他 () 【会議録】 1. 有 2. 無								
運営方式 1. 直営 2. 委託 (受託者情報を 右に記入)	名称 ()		所在地 ()		代表者氏名 (職名) (氏名)		施設担当責任者氏名 (職名) (氏名)		電話 () 内線
	【委託内容】 1. 献立作成 2. 材料購入 3. 調理 4. 配膳 5. 下膳 6. 食器洗浄 7. 施設外調理 8. 栄養指導 9. その他 ()								
従事者情報（管理栄養士がいる施設は管理栄養士、栄養士のみがいる施設は栄養士1名の氏名及び登録番号を記入してください。）									
従事者数(人)	管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	給食事務	その他	計	管理栄養士、 または栄養士氏名	免許の種類及び番号
施設側	常勤							勤務形態 1. 専任 2. 兼任	1. 管理栄養士 (第 号) 2. 栄養士 (第 号)
	非常勤								
受託側	常勤								
	非常勤								
従事者の研修会 1. 有 2. 無	【回数】 () 回/年 【研修内容の共有】 1. 有 2. 無 【主な内容】 ()								
定数及び食数 (1日当たり平均食数)	許可病床数 ・定員数	朝食	昼食	夕食	その他 ()	合計	備考		
病院	一般病床								
	療養型病床								
他	入所者								
	デイサービス 配食サービス								
その他 ()									
合計 (食)									
利用者の把握 1. 有 2. 無 (把握頻度：) 把握情報を右に記入 (年 月現在)	年齢区分	男 (人)	女 (人)	年齢区分	男 (人)	女 (人)	身体状況(BMI) の把握		
	0～(月)			15～17歳					
	6～(月)			18～29歳					
	1～2歳			30～49歳			肥満(25以上) %		
	3～5歳			50～69歳					
	6～8歳			70歳以上					
	9～11歳			合計			痩せ(18.5未満) %		
12～14歳						人	人		

栄養補給法	1. 経口栄養法 () 人		約束手事せん	1. 有 2. 無			
	2. 経腸栄養法 () 人			1. 病態別 2. 成分栄養別			
食種	一般食	1. 常食 () 食	3. 流動食 () 食	診療報酬	1. 入院基本料 (栄養管理体制)		
		2. 軟食 () 食	【 () 食】 () 食		2. 栄養サポートチーム加算		
	特別食加算対象食	1. 腎臓食 () 食	8. 心臓食 (6g未満) () 食		3. 入院時食事療養 I II		
		2. 糖尿食 () 食	9. 妊娠高血圧症候群 (6g未満) () 食		4. 特別食加算		
		3. 痛風食 () 食	10. 無菌食 () 食		5. 食堂加算		
		4. 肝臓食 () 食	11. 検査食 () 食		6. 特別メニューの提供		
		5. すい臓食 () 食	12. 治療乳 () 食		7. 栄養食事指導料 (外来・入院・集団・在宅患者訪問・糖尿病透析予防指導管理料)		
6. 貧血食 () 食	【 () 食】 () 食	障害福祉サービス等報酬、介護報酬	1. 栄養マネジメント加算				
7. 胃潰瘍食 () 食	【 () 食】 () 食		2. 療養食加算				
非加算対象食	【 () 食】 () 食	【 () 食】 () 食	3. 経口移行加算				
給食量の調整	・主食の量 1. 有 () 種類 2. 無 () 種類		4. 経口維持加算 I II				
	・主食の量 1. 有 () 種類 2. 無 () 種類		5. 栄養改善加算 (通所)				
	・副菜の量 1. 有 () 種類 2. 無 () 種類						
喫食量調査	【回数】 () 回/日・月・年	【方法】 ()	【残食の調査】 1. 有 () 回/日・月・年 2. 無 ()	【結果の活用】 1. 有 () 2. 無 ()			
平均提供食品量・平均栄養量	1人当たり【 3食・3食以外 (1.朝食 2.昼食 3.夕食 4.おやつ) 】						
平均提供食品量	穀類	ごはん (1食平均量)	g	平均栄養量	栄養素名	目標栄養量	提供栄養量
		パン (1食平均量)	g		エネルギー (kcal)		
		麺 (1食平均量)	g		たんぱく質 (g)		
	いも及びでんぷん類	g	脂質 (g)				
	砂糖及び甘味類	g	カルシウム (mg)				
	豆類	g	鉄 (mg)				
	野菜類	緑黄色野菜	g		ビタミンA (レチノール当量) (μg)		
		その他の野菜	g		ビタミンB ₁ (mg)		
		野菜漬物類	g		ビタミンB ₂ (mg)		
	果実類	g	ビタミンC (mg)				
	藻類	g	食物繊維 (g)				
	魚介類	g	食塩相当量 (g)				
	肉類	g	炭水化物エネルギー比 (%)				
	卵類	g	たんぱく質エネルギー比 (%)				
	乳類	g	脂質エネルギー比 (%)				
油脂類	g	*					
菓子類	g	*					
<調理加工食品名>				*	*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。		
食材料費	1人 (1. 1食 2. 2食 3. 1日) 当たり () 円/ 年平均						
栄養成分表示	1. エネルギー 2. たんぱく質 3. 脂質 4. 食塩相当量 5. その他 ()						
栄養教育	1. 有 2. 無	個別指導	入院/入所者 人	外来/通所者 人	訪問/在宅者 人	給食日誌 1. 有 2. 無	
	集団指導	回 人	回 人	回 人	作業指示書 (記載事項全て、又は作成無に○) 1. 献立名 2. 材料名 3. 純使用量 (1人分) 4. 純使用量 (食数分) 5. 作業指示のポイント 6. その他 () 7. 作成無		
嗜好調査	1. 有 2. 無	【回数】 () 回/月・年	【方法】 1. アンケート 2. 聴き取り 3. その他 ()	【対象】 1. 全員 2. 一部 ()	【結果の活用】 1. 有 2. 無	検食簿 1. 有 2. 無	
災害等の備え	【災害対策マニュアル】 1. 有 2. 無 3. 作成中 【食糧の備蓄】 1. 有 2. 無 【備蓄量】 () 人分 × () 日分						
報告担当者	部門名	職名	氏名				

第7号様式（その2）（第5条関係）

栄養管理報告書（保育所、児童福祉施設、認定こども園、幼稚園等用）

年 月 日

甲府市長

施設の名称	()		
所在地	()		
設置者	(職名)	(氏名)	
管理者	(職名)	(氏名)	<input type="checkbox"/> 設置者に同じ

栄養管理状況について次のとおり報告します。

※それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

施設種別	1. 保育所 2. 児童福祉施設 3. その他 ()		健康増進法第21条第1項による指定 1. 有 2. 無						
組織 (栄養管理部門の位置付け) 組織図 1. 有 2. 無	【部門】 1. 栄養部 2. 事務部 3. その他 ()								
	責任者	(職名)	(氏名)	(電話)					
栄養管理部門の理念・目標 (該当に記入)	1. 理念 () 2. 目標 ()								
栄養管理等について検討する会議 1. 有 () 回/年 2. 無	【構成】 施設側：管理者・管理栄養士・栄養士・調理師 (員)・給食担当者・その他 () 受託側：管理栄養士・栄養士・調理師 (員) その他 () 計 人								
	【目的】 1. 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2. 献立の検討 3. 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 4. 苦情の処理 5. その他 ()								
運営方式 1. 直営 2. 委託 (受託者情報を右に記入)	名称	()							
	所在地	()							
	代表者氏名	(職名)	(氏名)						
	施設担当責任者氏名	(職名)	(氏名)						
	電話	()	内線						
	【委託内容】 1. 献立作成 2. 材料購入 3. 調理 4. 配膳 5. 下膳 6. 食器洗浄 7. 施設外調理 8. 栄養指導 9. その他 ()								
従事者情報 (管理栄養士がいる施設は管理栄養士、栄養士のみがいる施設は栄養士1名の氏名及び登録番号を記入してください。)									
従事者数 (人)	管理栄養士	栄養士	調理師	調理員	給食事務	その他	計	管理栄養士、または栄養士氏名	免許の種類及び番号
施設側	常勤								1. 管理栄養士 (第 号)
	非常勤								
受託側	常勤							勤務形態 1. 専任 2. 兼任	2. 栄養士 (第 号)
	非常勤								
従事者の研修会 1. 有 2. 無	【回数】 () 回/年		【研修内容の共有】 1. 有 2. 無			【主な内容】 ()			
食数 (1日当たり平均)	年齢区分	定員数	朝食	昼食	夕食	その他 ()	合計	備考	
	合計 (食)								
利用者の把握 1. 有 2. 無 (年 月現在)	年齢区分	男	女	肥満 (人)	やせ (人)	身長把握 1. 有 2. 無 体重把握 1. 有 2. 無			
						肥満傾向児の割合 () % やせ傾向児の割合 () %			
						疾病等状況			
	合計 (人)					1. 食物アレルギー () 人 2. 貧血 () 人 3. 他 () () 人			
*肥満等の判定方法 [簡易ソフト ・ 幼児身長体重曲線 (平成12年、平成22年) ・ その他 ()]									

喫食量調査 1.有 2.無		【回数】()回/日・月・年 【方法】1.残菜の調査 2.その他() 【対象】1.全量 2.料理別(皿) 3.個別							
給食形態 (1日あたりの平均食数)		離乳食 1.有()食 2.無		食物アレルギー対応 1.有()食 2.無					
		幼児食 1.有()食 2.無		食堂又はランチルーム 1.有 2.無					
		一般食 1.有()食 2.無		給食量の調整 主食の量 1.有()種類 2.無 主菜の量 1.有()種類 2.無 副菜の量 1.有()種類 2.無					
		補食給食 1.有()食 2.無							
		その他() 1.有()食 2.無							
平均提供食品量・平均栄養量 1人当たり(1.朝食 2.昼食 3.夕食 4.おやつ) (歳児対象) (計上内容に該当する食種番号を全て○で囲んでください。保育所については3歳以上児について記入してください)									
平均提供食品量	食品群		量	栄養素名		目標栄養量	提供栄養量	推定摂取量	
	穀類	ごはん(1食平均量)		g	エネルギー (kcal)				
		パン (1食平均量)		g	たんぱく質 (g)				
		麺 (1食平均量)		g	脂質 (g)				
	いも及びでんぷん類		g	カルシウム (mg)					
	砂糖及び甘味類		g	鉄 (mg)					
	豆 類		g	ビタミンA (レチノール当量) (μg)					
	野菜類	緑黄色野菜		g	ビタミンB ₁ (mg)				
		その他の野菜		g	ビタミンB ₂ (mg)				
		野菜漬物類		g	ビタミンC (mg)				
	果 実 類		g	食物繊維 (g)					
	藻 類		g	食塩相当量 (g)					
	魚 介 類		g	炭水化物エネルギー比 (%)					
	肉 類		g	たんぱく質エネルギー比 (%)					
	卵 類		g	脂質エネルギー比 (%)					
	乳 類		g	*					
	油 脂 類		g	*					
菓 子 類		g	*						
調理加工食品名			*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。						
食材料費		1人(1.1食 2.2食 3.1日)当たり ()円/ 年平均							
栄養成分表示		1.エネルギー 2.たんぱく質 3.脂質 4.食塩相当量 5.その他()							
栄養教育 1.有 2.無		回数・人数		内容		【健康・栄養情報の提供】		給食日誌 1.有 2.無	
		個別指導	人			1. 献立表掲示または配布 2. ポスター掲示 3. リーフレット配布 4. 給食日より 5. その他()		作業指示書(記載事項全て、又は作成無に○) 1. 献立名 2. 材料名 3. 純使用量(1人分) 4. 純使用量(食数分) 5. 作業指示のポイント 6. その他() 7. 作成無	
		集団指導	回人					検食簿 1.有 2.無	
嗜好調査 1.有 2.無		【回数】()回/月・年 【方法】1.アンケート 2.聴き取り 3.その他() 【対象】1.全員 2.一部() 【結果の活用】1.有 2.無				テーマ献立の導入 1.有 2.無		1.行事食 2.その他()	
災害等の備え		【災害対策マニュアル】1.有 2.無 3.作成中 【食糧の備蓄】1.有 2.無 【備蓄量】()人分×()日分							
報告担当者		部門名		職名		氏名			

第7号様式（その3）（第5条関係）

栄養管理報告書（事業所、矯正施設等用）

年 月 日

甲府市長

施設の名称	()		
所在地	()		
設置者	(職名)	(氏名)	
管理者	(職名)	(氏名)	<input type="checkbox"/> 設置者と同じ

栄養管理状況について次のとおり報告します。

※それぞれ該当するところに○印、数字等を記入してください。

施設種別	1. 事業所 2. 矯正施設 3. その他 ()	健康増進法第21条第1項による指定 1. 有 2. 無						
組織 (栄養管理部門の位置付け) 組織図 1. 有 2. 無	【部門】 1. 福利厚生部門 2. 総務部門 3. 庶務部門 4. その他 ()							
	責任者	(職名) (氏名) (電話) (FAX)						
栄養管理部門の理念・目標 (該当に記入)	1. 理念 () 2. 目標 ()							
栄養管理等について検討する会議 1. 有 () 回/年 2. 無	【構成】 施設側：管理者・管理栄養士・栄養士・調理師(員)・給食担当者・その他 () 受託側：管理栄養士・栄養士・調理師(員) その他 () 計 人 【目的】 1. 給食及び栄養管理に関する課題及び問題の検討 2. 献立の検討 3. 管理者、他部門等との情報交換及び連携の場 4. 苦情の処理 5. その他 () 【会議録】 1. 有 2. 無							
運営方式 1. 直営 2. 委託 (受託者情報を右に記入)	名称 () 所在地 () 代表者氏名 (職名) (氏名) 施設担当責任者氏名 (職名) (氏名) 電話 () 内線							
	【委託内容】 1. 献立作成 2. 材料購入 3. 調理 4. 配膳 5. 下膳 6. 食器洗浄 7. 施設外調理 8. 栄養指導 9. その他 ()							
従事者情報 (管理栄養士がいる施設は管理栄養士、栄養士のみがいる施設は栄養士1名の氏名及び登録番号を記入してください。)								
従事者数(人)	管理栄養士 栄養士 調理師 調理員 給食事務 その他 計	管理栄養士、または栄養士氏名 免許の種類及び番号						
施設側	常勤 非常勤	勤務形態 1. 専任 2. 兼任 (第 号)						
受託側	常勤 非常勤							
従事者の研修会 1. 有 2. 無	【回数】 () 回/年 【研修内容の共有】 1. 有 2. 無 【主な内容】 ()							
食数 (1日当たり平均食数)	朝食 昼食 夕食 その他 () 合計	備考						
利用者の把握 1. 有 2. 無 (年 月現在) 利用者数 () 人中 () 人 給食利用率 () %	身体活動レベル	性別	15~17歳(人)	18~29歳(人)	30~49歳(人)	50~69歳(人)	70歳~(人)	合計(人)
	低い	男						
		女						
	ふつう	男						
		女						
高い	男							
	女							
	合計(人)							
	【身長】の把握		1. 有 2. 無		【体重】の把握		1. 有 2. 無	
	【身体状況(BMI)の把握】 肥満(25以上) %・やせ(18.5未満) %・把握無							
	【疾病状況】 1. 高血圧症 () % 2. 糖尿病 () % 3. 脂質異常症 () % 4. その他 () % () % () % 5. 把握無							

喫食量調査 1.有 2.無	【回数】()回/日・月・年 【方法】1.残菜の調査 2.その他() 【対象】1.全量 2.料理別(皿) 3.個別							
	給食形態 (1日あたりの平均食数)	1.単一定食()食 2.複数定食()食 →献立数()種類・内アラカルト(カレー・麺類・丼物・) 3.カフェテリア:主食()種類(食) 主菜()種類(食) 副菜()種類(食) その他()種類(食)						
給食量の調整		・主食の量 1.有()種類() 2.無 ・主菜の量 1.有()種類() 2.無 ・副菜の量 1.有()種類() 2.無						
平均提供食品量・平均栄養量 1人当たり(1.朝食 2.昼食 3.夕食) 計上内容に該当する食種番号に○								
平均提供食品量	食品群		量	平均栄養量	栄養素名	目標栄養量	提供栄養量	推定摂取量
	穀類	ごはん(1食平均量)	g		エネルギー (kcal)			
		パン (1食平均量)	g		たんぱく質 (g)			
		麺 (1食平均量)	g		脂質 (g)			
	いも及びでんぷん類		g		カルシウム (mg)			
	砂糖及び甘味類		g		鉄 (mg)			
	豆 類		g		ビタミンA (レチノール当量) (μg)			
	野菜類	緑黄色野菜	g		ビタミンB ₁ (mg)			
		その他の野菜	g		ビタミンB ₂ (mg)			
		野菜漬物類	g		ビタミンC (mg)			
	果 実 類		g		食物繊維 (g)			
	藻 類		g		食塩相当量 (g)			
	魚 介 類		g		炭水化物エネルギー比 (%)			
	肉 類		g		たんぱく質エネルギー比 (%)			
	卵 類		g		脂質エネルギー比 (%)			
	乳 類		g		*			
	油 脂 類		g		*			
菓 子 類		g	*					
調理加工食品名				*の欄は、記載されている項目以外で算出している栄養素があれば記入してください。				
食材料費	1人(1.1食 2.2食 3.1日)当たり ()円/ 年平均							
栄養成分表示	1.エネルギー 2.たんぱく質 3.脂質 4.食塩相当量 5.その他()							
栄養教育 1.有 2.無		施設側実施	受託側実施	【健康・栄養情報の提供】	給食日誌 1.有 2.無			
	個別指導	人	人	1.献立表掲示 2.ポスター 3.リーフレット 4.食卓メモ 5.その他()	作業指示書(記載事項全て、又は作成無に○) 1.献立名 2.材料名 3.純使用量(1人分) 4.純使用量(食数分) 5.作業指示のポイント 6.その他() 7.作成無			
	集団指導	回 人	回 人		検食簿 1.有 2.無			
嗜好調査 1.有 2.無	【回数】()回/月・年 【方法】1.アンケート 2.聴き取り 3.その他() 【対象】1.全員 2.一部() 【結果の活用】1.有 2.無			テーマ献立の導入 1.有 2.無	1.行事食 2.その他 ()			
災害等の備え	【災害対策マニュアル】1.有 2.無 3.作成中 【食糧の備蓄】1.有 2.無 【備蓄量】()人分×()日分							
報告担当者	部門名 職名 氏名							

甲府市と畜場法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長

甲府市規則第16号

甲府市と畜場法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、と畜場法（昭和28年法律第114号。以下「法」という。）の施行に関し、と畜場法施行令（昭和28年政令第216号。以下「政令」という。）及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号。以下「省令」という。）並びに甲府市一般と畜場の構造設備の基準を定める条例（平成30年12月条例第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(と畜場設置許可の申請等)

第2条 法第4条第2項の申請書は、と畜場設置許可申請書（第1号様式）とする。

2 法第4条第3項の規定によると畜場の構造設備等の変更の届出は、と畜場構造設備等変更届（第2号様式）によらなければならない。

(と畜場の設置場所の基準)

第3条 法第5条第1項第3号の規定による公衆衛生上の危害を生ずるおそれがあると認めると畜場の設置の場所は、次のとおりとする。ただし、衛生上の危害を除去できる措置がとられていると市長が認めたときは、この限りでない。

- (1) 低湿地等で排水が不良な場所
- (2) 学校等多数の者が集合する施設に近接した場所

(取引室の設置の基準)

第4条 政令第1条第1号の規定による市長が必要と認める場合は、一般と畜場においてせり売りを行う場合とする。

(衛生管理責任者の設置又は変更の届出)

第5条 法第7条第6項の規定による衛生管理責任者の設置又は変更の届出は、衛生管理責任者設置(変更)届(第3号様式)によらなければならない。

(作業衛生責任者の設置又は変更の届出)

第6条 法第10条第2項において準用する法第7条第6項の規定による作業衛生責任者の設置又は変更の届出は、作業衛生責任者設置(変更)届(第4号様式)によらなければならない。

(と畜場使用料・とさつ解体料認可の申請等)

第7条 法第12条第1項前段の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の額の認可を受けようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書(第5号様式)を市長に提出しなければならない。

2 法第12条第1項後段の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の額の変更の認可を受けようとする者は、と畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(自家用とさつの届出)

第8条 法第13条第1項第1号の規定による自家用とさつの届出は、自家用とさつ届(第7号様式)により、当該とさつをしようとする日の5日前までに行わなければならない。

(と畜場外とさつ許可の申請)

第9条 政令第4条第2号の規定によると畜場以外の場所における獣畜のとさつの許可を受けようとする者は、と畜場外とさつ許可申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(牛の皮のと畜場外への持出し許可の申請等)

第10条 次の各号に掲げる申請は、当該各号に定める様式によらなければならない。

- (1) 政令第5条第1項第1号の規定による牛の皮の持出しの許可の申請 牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書(第9号様式)
- (2) 政令第5条第1項第2号の規定による牛の卵巣の持出しの許可の申請 牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書(第10号様式)
- (3) 政令第5条第1項第3号の規定による獣畜の肉等の持出しの許可の申請 獣

畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書（第 1 1 号様式）

（と畜検査の申請）

第 1 1 条 政令第 7 条の申請書は、と畜検査申請書（第 1 2 号様式）とする。

（検印のと畜場番号）

第 1 2 条 省令第 1 7 条の規定による検印のと畜場番号は、規則で定める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

と畜場設置許可申請書

と畜場法第4条第1項の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称	
と畜場の所在地	
と畜場の区別	一般 ・ 簡易
処理する獣畜の種類及び1日 当たりの最高処理頭数	
食肉の取引を行おうとする場 合は、その概要	
付近500m以内の見取図	別添のとおり

添付書類

- (1) と畜場の構造設備の仕様書及び縮尺200分の1の平面図を記載した書類
- (2) と畜場の管理及び業務運営の概要を記載した業務規定又はこれに準ずる事項を記載した書類
- (3) 用水の水質検査成績書
- (4) 法人の場合は、定款又は寄附行為の写し

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

と畜場構造設備等変更届

と畜場の構造設備等について、次のとおり変更したいので、と畜場法第4条第3項の規定により届け出ます。

変更前	変更後
申請者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）	
申請者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）	
と畜場の名称	
と畜場の所在地	
処理する獣畜の種類及び1日当たりの最高処理頭数	
食肉の取引の概要	
設置許可申請書に添付した書類の記載事項のうち主な事項	

注1 変更する事項についてのみ記載すること。

2 と畜場の構造設備を変更する場合は、変更前及び変更後のと畜場の構造設備の仕様書及び縮尺200分の1の平面図を記載した書類を添付すること。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

衛生管理責任者設置（変更）届

衛生管理責任者を設置（変更）したので、と畜場法第7条第6項の規定により届け出ます。

と畜場の名称		
と畜場の所在地		
設置した（変更後の）衛生管理責任者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	と畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨	
変更前の衛生管理責任者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
変更の理由		
設置（変更）年月日		年 月 日

注 衛生管理責任者がと畜場法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

作業衛生責任者設置（変更）届

作業衛生責任者を設置（変更）したので、と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第6項の規定により届け出ます。

と畜場の名称		
と畜場の所在地		
設置した（変更後の）作業衛生責任者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
	と畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当する旨	
変更前の作業衛生責任者	氏名	
	住所	
	生年月日	年 月 日
変更の理由		
設置（変更）年月日		年 月 日

注 作業衛生責任者がと畜場法第10条第2項において準用する同法第7条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写しを添付すること。

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

と畜場使用料・とさつ解体料認可申請書

と畜場法第12条第1項の規定によると畜場使用料・とさつ解体料の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称	
と畜場の所在地	

と畜場使用料・とさつ解体料の額（1頭につき）

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
と畜場使用料						
とさつ解体料						

注 料金認可の審査の基準となる資料（必要経費（減価償却費、修繕料、人件費、水道料、光熱費等）、税金及び収支予算に関する資料その他の参考資料）を添付すること。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

と畜場使用料・とさつ解体料変更認可申請書

と畜場法第12条第1項の規定によると畜場使用料・とさつ解体料の額の変更の認可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称	
と畜場の所在地	

変更しようとする と畜場使用料・とさつ解体料の額（1頭につき）及びその理由

\	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
と畜場使用料						
とさつ解体料						

理由

現に受けている と畜場使用料・とさつ解体料の額（1頭につき）及びその認可年月日

	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
と畜場使 用料						
とさつ解 体料						

認可年月日 年 月 日

注 料金認可の審査の基準となる資料（必要経費（減価償却費、修繕料、人件費、水道料、光熱費等）、税金及び収支予算に関する資料その他の参考資料）を添付すること。

第7号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

自家用とさつ届

自家用にとさつしたいので、と畜場法第13条第1項第1号の規定により届け
出ます。

とさつしようとする日時	獣畜の種類	性別	年齢（不明の時は推定年齢）	特徴	重量
食用に供しようとする者の範囲					
とさつしようとする場所及びその付近200メートル以内の見取図			別紙のとおり		
自己及び同居者以外の者の食用に供しようとするときは、その旨及び量					

注 2人以上で共同の場合は、連名による届出とすること。

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

と畜場外とさつ許可申請書

と畜場法施行令第 4 条第 2 号の規定によるとさつの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

とさつし ようとする 日時	とさつし ようとする 場所	獣畜の種 類	性別	年齢（不明 の時は推定 年齢）	特徴	重量

と畜場以外の場所だとさつしなければならない理由

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

牛の皮のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法施行令第5条第1項第1号の規定による牛の皮のと畜場外への持出しの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称				
と畜場の所在地				
牛の皮の持出しをしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
牛の皮の持出しを行う者等の概要				
持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先	持出しを行う数量の上限	個体識別方法	運搬の方法	落下及び紛失防止措置内容
持ち出された牛の皮を保存する者等の概要				
保存する者の氏名、住所及び連絡先	保存を行う施設の名称、所在地及び連絡先	保存可能量	持出しを行う者の氏名	

と畜場の管理者等による牛の皮の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況	
牛の皮の保存を行う施設において牛の皮の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況	
その他	

- 注1 保存を行う施設が、化製場等に関する法律第3条第1項に規定する化製場又は同法第8条において準用する同法第3条第1項の規定による獣畜の皮の貯蔵の施設の設置の許可を受けていることを証する書面の写しを添付すること。
- 2 保存を行う施設の平面図を添付すること。（持ち出した牛の皮の保存場所を明示すること。）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

牛の卵巣のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法施行令第5条第1項第2号の規定による牛の卵巣のと畜場外への持出しの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称				
と畜場の所在地				
牛の卵巣の持出しをしようとする期間	年 月 日から 年 月 日まで			
牛の卵巣の持出しを行う者等の概要				
持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先	持出しを行う数量の上限	個体識別方法	運搬の方法	落下及び紛失防止措置内容
持ち出された牛の卵巣を保存する者等の概要				
保存する者の氏名、住所及び連絡先	保存を行う施設の名称、所在地及び連絡先	保存可能量	持出しを行う者の氏名	

と畜場の管理者等による牛の卵巣の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況	
牛の卵巣の保存を行う施設において牛の卵巣の管理体制の確保のため必要な情報を適切に記録するための措置の状況	
その他	

注1 保存を行う施設が、家畜人工授精所である場合にあつては、家畜改良増殖法第24条の規定による家畜人工授精所の開設の許可を受けていることを証する書面の写しを添付すること。

2 保存を行う施設の平面図を添付すること。（持ち出した牛の卵巣の保存場所を明示すること。）

第11号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

獣畜の肉等のと畜場外への持出し許可申請書

と畜場法施行令第5条第1項第3号の規定による獣畜の肉等のと畜場外への持出しの許可を受けたいので、次のとおり申請します。

と畜場の名称	
と畜場の所在地	
獣畜の肉等の持出しを行う年月日及び焼却を行う年月日	
持ち出す部位及び量	
獣畜の肉等の持出しを行う者の氏名、住所及び連絡先並びに運搬方法	
持ち出された獣畜の肉等を焼却する者の氏名、住所及び連絡先	
持ち出された獣畜の肉等を焼却する施設の名称、所在地及び連絡先	
と畜場の管理者等による獣畜の肉等の管理体制の確保のため必要な情報を適切に	
焼却されたことを証明する方法	
その他	

注 焼却を行う施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき獣畜の肉等の焼却を適切に行うことができる施設であることを証する書面の写しを添付すること。

第12号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

と畜検査申請書

と畜場法施行令第7条の規定により、と畜検査を申請します。

番号	とさつ 解体年 月日	種 類	性 別	品 種	年齢（牛 にあつて は月齢）	出生年月 日（牛に 限る。）	特 徴	産 地	個体識別番 号（牛に限 る。）	病歴に 関する 情報	動物用医 薬品等の 使用の状 況

注1 と畜場法第13条第1項第2号又は第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、当該獣畜をと畜場以外の場所でとさつした理由、日時及び場所を記載した書面を添付すること。

2 と畜場法第13条第1項第3号の規定によりとさつした獣畜を解体しようとする場合にあつては、死亡診断書又は死体検案書を添付すること。

3 この用紙に記載しきれないときは、別の用紙を使用して記載すること。

甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第17号

甲府市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号。以下「法」という。）の施行に関し、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令（平成3年政令第52号）及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(食鳥処理の事業の許可の申請)

第2条 法第4条第1項の申請書は、食鳥処理事業許可申請書（第1号様式）とする。

(食鳥処理場の構造等の変更の許可の申請)

第3条 法第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、食鳥処理場構造等変更許可申請書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(食鳥処理の事業の許可事項の変更の届出)

第4条 法第6条第3項の規定による届出は、食鳥処理事業許可事項変更届（第3号様式）によらなければならない。

(承継の届出)

第5条 法第7条第2項の規定による届出は、食鳥処理業者地位承継届（第4号様式）によらなければならない。

(食鳥処理衛生管理者の配置又は変更の届出)

第6条 法第12条第6項の規定による届出は、食鳥処理衛生管理者配置（変更）

届（第5号様式）によらなければならない。

（食鳥処理場の休廃止等の届出）

第7条 法第14条の規定による届出は、食鳥処理場（廃止・休止・再開）届（第6号様式）によらなければならない。

（食鳥検査の申請）

第8条 省令第27条第2項の申請書は、食鳥検査申請書（第7号様式）とする。

（確認規程の認定の申請等）

第9条 法第16条第1項の規定による認定を受けようとする者は、確認規程認定申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定による変更の認定を受けようとする者は、確認規程変更認定申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

3 法第16条第8項の規定による届出は、確認規程廃止届（第10号様式）によらなければならない。

（届出食肉販売業者の届出）

第10条 省令第32条の届出書は、届出食肉販売業者届（第11号様式）とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食鳥処理事業許可申請書

食鳥処理の事業の許可を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第4条の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称				
食鳥処理場の所在地				
処理する食鳥の種類				
食鳥処理場の構造及び設備の概要	敷地面積	m ²	建物の床面積	m ²
	延べ面積	m ²	食鳥処理場の床面積	m ²
	建物の種類	木造・コンクリートブロック造・鉄筋コンクリート造・その他 ()		
	設備の内容			
法第5条第1項各号の該当の有無				

添付書類

- (1) 食鳥処理場の平面図
- (2) 食鳥処理を行うための機械の配置図
- (3) 食鳥処理を行うための機械の仕様の概要

- (4) 食鳥処理をしようとする食鳥の羽数
- (5) 水道事業等により供給される水以外の水を使用する食鳥処理場にあつては、水質検査の結果を証する書類の写し
- (6) 法人にあつては、登記事項証明書

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食鳥処理場構造等変更許可申請書

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 6 条第 1 項の規定による食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定年月日		年 月 日

添付書類

変更後の食鳥処理場の平面図又は食鳥処理を行うための機械の配置図

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食鳥処理事業許可事項変更届

食鳥処理の事業の許可事項を変更したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第6条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
変更の内容	変更事項	
	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更予定年月日		年 月 日

添付書類

法人の主たる事務所の所在地、名称又は代表者の変更の場合にあつては、法人の登記事項証明書

第4号様式（その1）（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊟

生年月日 年 月 日生

被相続人との続柄

電話番号

食鳥処理業者地位承継届

食鳥処理業者の地位を相続により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
被相続人に関する事項	住所	
	氏名	
相続開始の年月日		年 月 日

添付書類

- (1) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により食鳥処理業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

第4号様式（その2）（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

⑩

電 話 番 号

食鳥処理業者地位承継届

食鳥処理業者の地位を合併により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
合併により消滅した法人に関する事項	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
合併の年月日		年 月 日

添付書類

登記事項証明書

第4号様式（その3）（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事務所の所在地

名 称

代 表 者 の 氏 名

㊞

電 話 番 号

食鳥処理業者地位承継届

食鳥処理業者の地位を分割により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
分割前の法人 に関する事項	所在地	
	名称	
	代表者の氏名	
分割の年月日		年 月 日

添付書類

登記事項証明書

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食鳥処理衛生管理者配置（変更）届

食鳥処理衛生管理者を配置（変更）したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
配置した（変更後の）食鳥処理衛生管理者	氏名	生年月日
	住所	
	法第12条第5項各号のいずれかに該当する旨	
（変更前の）食鳥処理衛生管理者	氏名	生年月日
	住所	
変更の理由		
配置変更年月日		年 月 日

添付書類

食鳥処理衛生管理者が法第12条第5項各号のいずれかに該当することを証する書面の写し

第 6 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食鳥処理場（廃止・休止・再開）届

食鳥処理場を（廃止・休止・再開）したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 4 条の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
廃止（再開）年月日	年 月 日
休止期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間
廃止・休止・再開の理由	

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食鳥検査申請書

食鳥検査を受けたいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則第27条第2項の規定により、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称				
食鳥処理場の所在地				
食鳥をとさつしようとする年月日		年 月 日		
食鳥検査を受けようとする食鳥	種類	品種	羽数	産地

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

確認規程認定申請書

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 16 条第 1 項の規定による
認定を受けたいので、次のとおり確認規程を添えて申請します。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

確認規程変更認定申請書

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第2項の規定による食鳥処理場に係る確認規程の変更の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

食鳥処理場の名称		
食鳥処理場の所在地		
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		

第10号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

確認規程廃止届

食鳥処理場に係る確認規程を廃止したいので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第16条第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥処理場の名称	
食鳥処理場の所在地	
廃止しようとする年月日	年 月 日
廃止の理由	

第 1 1 号様式 (第 1 0 条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

届出食肉販売業者届

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第 1 7 条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり届け出ます。

食鳥とたいの主な入手先 (住所・氏名)	
食鳥とたいの主な販売先 (住所・氏名)	

添付書類

食品衛生法施行令第 3 5 条第 1 2 号に規定する食肉販売業の許可を受けていることを証する書面の写し

甲府市食品衛生法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第18号

甲府市食品衛生法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）の施行に関し、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）並びに甲府市食品衛生法施行条例（平成30年12月条例第36号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(へい死した獣畜の肉等の検査員)

第2条 法第9条第1項ただし書の規定による当該職員は、獣畜にあってはと畜場法（昭和28年法律第114号）第19条の規定によると畜検査員とし、家きんにあっては食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則（平成2年厚生省令第40号）第49条の規定による食鳥検査員とする。

(食品衛生管理者に関する届出)

第3条 省令第49条第1項の届書は、食品衛生管理者設置（変更）届（第1号様式）とする。

(営業許可の申請)

第4条 省令第67条第1項の申請書は、営業許可申請書（第2号様式）とする。

2 省令第67条第2項の申請書は、営業継続許可申請書（第3号様式）とする。

(許可書の交付等)

第5条 市長は、法第52条第1項の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

2 前項の許可書の交付を受けた者は、営業所の見やすい場所に当該許可書又はそ

の写しを掲示しておかなければならない。

(相続による地位の承継の届出)

第6条 省令第68条第1項の届出書は、相続による地位承継届(第4号様式)とする。

(合併による地位の承継の届出)

第7条 省令第69条第1項の届出書は、合併による地位承継届(第5号様式)とする。

(分割による地位の承継の届出)

第8条 省令第70条第1項の届出書は、分割による地位承継届(第6号様式)とする。

(申請事項の変更の届出)

第9条 省令第71条の規定による届出は、営業許可申請事項変更届(第7号様式)を当該変更があった日から10日以内に提出して行うものとする。

(衛生管理に関する届出)

第10条 法第52条第1項の許可を受けた者(以下「許可営業者」という。)は、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を開始したときは、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理開始届(第8号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 許可営業者は、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を廃止したときは、危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理廃止届(第9号様式)により、市長に届け出なければならない。

(営業の休止等の届出)

第11条 許可営業者は、営業を30日以上休止しようとするとき、又は休止した営業を再開しようとするときは、営業休止・再開届(第10号様式)により、市長に届け出なければならない。

2 許可営業者は、営業を廃止したときは、許可書を添えて、営業廃止届(第11号様式)により、10日以内に市長に届け出なければならない。

(食品衛生責任者の選任の届出等)

第12条 許可営業者(法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業者を除く。次項において同じ。)は、営業の施設ごとに食品

及び添加物を取り扱う従事者のうちから食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を選任し、又はこれを変更したときは食品衛生責任者選任（変更）届（第12号様式）により、食品衛生責任者の氏名又は住所に変更のあったときは食品衛生責任者氏名（住所）変更届（第13号様式）により市長に届け出なければならない。

- 2 許可営業者は、食品衛生責任者の氏名を標識（第14号様式）により、営業の施設の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

（水質検査）

第13条 条例別表第1第1号ケ(7) 及び(8) の規定による水質検査は、法第11条第

- 1項の規定に基づき食品及び添加物に関し厚生労働大臣が定める規格基準（第17条第1号及び第2号において「食品等規格基準」という。）に規定する食品の製造に使用する水に係る検査の項目のうち、使用する水が飲用に適するかどうかを確認するために必要な項目として市長が別に定めるものについて行うものとする。

（食品衛生責任者の講習会の受講の時期）

第14条 許可営業者は、食品衛生責任者を選任し、又は変更したときは、当該選任又は変更の日から6月以内に、当該食品衛生責任者に条例別表第1第1号コ(4) の規定により市長が指定する講習会を受けさせるものとする。

（条例別表第1第1号コ(4) dの規則で定める者）

第15条 条例別表第1第1号コ(4) dの規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第48条第1項に規定する食品衛生管理者となることができる者
 - (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第12条第1項に規定する食鳥処理衛生管理者となることができる者
 - (3) と畜場法第7条第1項に規定する衛生管理責任者となることができる者
 - (4) 都道府県、法第2条第1項に規定する保健所を設置する市又は特別区の条例又は規則に基づく食品衛生に関する講習会を受けた者
 - (5) 前各号に掲げる者と同等の知識を有すると市長が認めた者
- （検食の保存等）

第16条 条例別表第1第1号セの規則で定める営業は、弁当屋、仕出し屋及び旅館とする。

2 条例別表第1第1号セの規定による検食の保存は、次の各号に掲げる営業の区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。この場合において、検食は、摂氏10度以下で72時間以上保存するものとする。

(1) 弁当屋及び仕出し屋 調理の都度行うこと。

(2) 旅館 食品を供与する者の数が1回当たり30人以上である場合に行うこと。

(製品の安全性の確保のための検査)

第17条 条例別表第2第1号カ(㊦)の製品の検査は、次に掲げる項目のうち、当該製品の安全性を確認するために必要な項目として市長が別に定めるものについて行うものとする。

(1) 食品等規格基準に規定する食品の成分規格の基準に係る項目

(2) 食品等規格基準に規定する添加物の成分規格の基準及び使用基準に係る項目

(3) 前2号に掲げるもののほか、次に掲げる検査の項目

ア 細菌学的検査

イ 理化学的検査

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

食品衛生管理者設置（変更）届

食品衛生管理者を次のとおり設置（変更）したので、食品衛生法第 48 条第 8 項の規定により届け出ます。

- 1 食品衛生法施行令第 13 条に規定する食品又は添加物の別
- 2 営業施設の名称及び所在地
- 3 食品衛生管理者の氏名、住所及び生年月日
- 4 食品衛生管理者の職名、職種及び職務内容
- 5 食品衛生管理者の設置又は変更新年月日

添付書類

- (1) 食品衛生管理者の履歴書
- (2) 食品衛生管理者となる資格があることを証明する書類
- (3) 営業者に対する関係を証する書面

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

営業許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定による営業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地		
営業所の名称等		
営業設備の概要		
営業の種類		備考
1		
2		
3		
4		
5		
申請者の欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないこと。	有 [内容] 無
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない	有 [内容] 無

備考 法人の役員であってその業務を行うものが欠格事項に該当するときは、申請者に欠格事項があるものとして記載すること。

添付書類

- (1) 水質検査成績書（水道水を使用する場合を除く。）
- (2) 製造業にあつては、製造方法の概要

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

営業継続許可申請書

食品衛生法第52条第1項の規定による営業の継続の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

営業所の所在地			
営業所の名称等			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
申請者の 欠格事項	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を 受けることがなくなった日から起算して2年を 経過しないこと。	有〔 内容 〕 無	
	(2) 食品衛生法第54条から第56条までの規定 により許可を取り消され、その取消しの日から 起算して2年を経過しないこと。	有〔 内容 〕 無	

備考

- 1 許可番号及び許可年月日の欄は、現に受けている許可の番号及び許可年月日を記載すること。
- 2 法人の役員であってその業務を行うものが欠格事項に該当するときは、申請者に欠格事項があるものとして記載すること。

添付書類

水質検査成績書（水道水を使用する場合を除く。）

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

被相続人との続柄

相続による地位承継届

次のとおり相続による許可営業者の地位の承継をしたので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

- 1 被相続人の氏名及び住所
- 2 相続開始の年月日
- 3 営業所の所在地
- 4 営業の種類
- 5 現に受けている営業許可の番号及び許可年月日

添付書類

- (1) 戸籍謄本
- (2) 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により許可営業所の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつてはその全員の同意書

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

⑩

電 話 番 号

合併による地位承継届

次のとおり合併による許可営業者の地位の承継をしたので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 合併の年月日
- 3 営業所の所在地
- 4 営業の種類
- 5 現に受けている営業許可の番号及び許可年月日

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

第6号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

⑩

電 話 番 号

分割による地位承継届

次のとおり分割による許可営業者の地位の承継をしたので、食品衛生法第53条第2項の規定により届け出ます。

- 1 分割前の法人の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- 2 分割の年月日
- 3 営業所の所在地
- 4 営業の種類
- 5 現に受けている営業許可の番号及び許可年月日

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

営業許可申請事項変更届

次のとおり（住所又は氏名
営業所の名称、屋号又は商号
営業設備の概要）を変更したので、食品衛生法施行規則第71条の規定により届け出ます。

営業所の所在地			
営業所の名称等			
許可番号及び許可年月日		営業の種類	備考
1			
2			
3			
4			
5			
変更年月日		年	月 日
変更内容	変更事項		
	変更前		
	変更後		

備考

- 1 許可番号及び許可年月日の欄は、現に受けている許可の番号及び許可年月日を記載すること。
- 2 営業設備の変更の場合は、変更の部分を朱筆した平面図を添付すること。

第 8 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理開始届

次のとおり危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を開始したので、甲府市食品衛生法施行細則第 1 0 条第 1 項の規定により届け出ます。

1 営業施設の所在地及び名称

2 営業の種類

3 許可番号及び許可年月日

4 開始の年月日

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理廃止届

次のとおり危害分析・重要管理点方式を用いた衛生管理を廃止したので、甲府
市食品衛生法施行細則第10条第2項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 許可番号及び許可年月日
- 4 廃止の年月日

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

営業休止・再開届

次のとおり営業を（休止・再開）するので、甲府市食品衛生法施行細則第11条第1項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 許可番号及び許可年月日
- 4 営業の（休止・再開）をしようとする年月日
- 5 営業の再開予定年月日（休止の場合に限る。）
- 6 営業の休止（再開）をしようとする理由

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

営業廃止届

次のとおり営業を廃止したので、甲府市食品衛生法施行細則第 1 1 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 許可番号及び許可年月日
- 4 営業の廃止年月日

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

食品衛生責任者選任（変更）届

次のとおり食品衛生責任者を選任（変更）したので、甲府市食品衛生法施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 食品衛生責任者の氏名、住所及び生年月日
- 4 食品衛生責任者の選任（変更）年月日
- 5 食品衛生責任者の指定講習会の受講状況
 - (1) 指定講習会の受講
(有： 年 月 日 ・ 無)
 - (2) 指定講習会の免除
(栄養士・調理師・製菓衛生師・その他：)

添付書類

指定講習会の受講を免除される者であることを証する書面

(届出に係る食品衛生責任者が指定講習会を受講しない場合に限る。)

第13号様式（第12条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

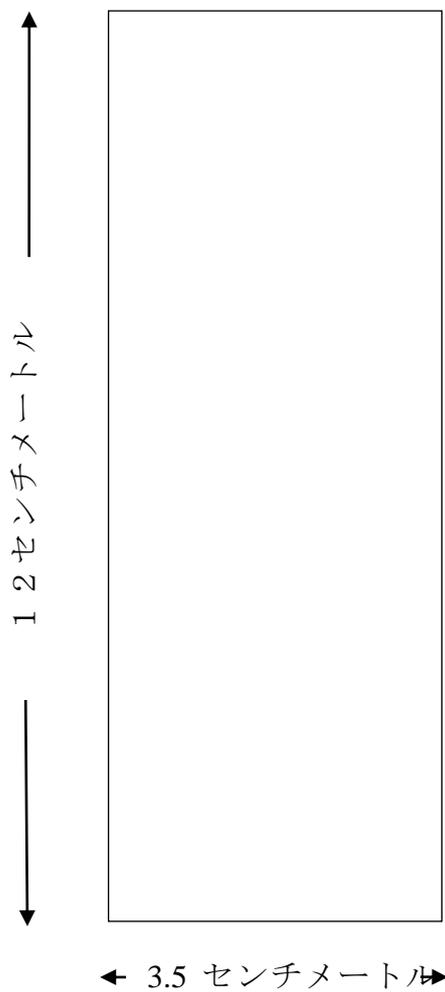
食品衛生責任者氏名（住所）変更届

次のとおり食品衛生責任者の氏名（住所）に変更があつたので、甲府市食品衛生法施行細則第12条第1項の規定により届け出ます。

- 1 営業施設の所在地及び名称
- 2 営業の種類
- 3 変更のあつた事項（氏名・住所）
変更前

変更後
- 4 変更年月日

第14号様式（第12条関係）



食品衛生責任

甲府市医療法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第19号

甲府市医療法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）の施行に関し、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「政令」という。）、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）及び甲府市医療法施行条例（平成30年12月条例第45号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び届書の様式)

第2条 法、政令及び省令の規定による申請又は届出に係る書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 省令第1条の14第1項の申請書 診療所開設許可申請書（第1号様式）
- (2) 法第7条第2項の規定による許可の申請 病院（診療所・助産所）開設許可事項変更許可申請書（第2号様式）
- (3) 政令第4条第1項の規定による届出 病院（診療所・助産所）開設許可事項変更届（第3号様式）
- (4) 省令第2条第1項の申請書 助産所開設許可申請書（第4号様式）
- (5) 政令第4条の2第1項の規定による届出 病院（診療所・助産所）開設届（第5号様式）
- (6) 法第8条の規定による届出 診療所開設届（第6号様式）
- (7) 法第8条の規定による届出 助産所開設届（第7号様式）
- (8) 政令第4条の2第2項の規定による届出 病院（診療所・助産所）届出事項変更届（第8号様式）

- (9) 政令第4条第3項の規定による届出 診療所（助産所）届出事項変更届（第9号様式）
- (10) 法第8条の2第2項又は法第9条第1項の規定による届出 病院（診療所・助産所）廃止（休止・再開）届（第10号様式）
- (11) 法第9条第2項の規定による届出 病院（診療所・助産所）開設者死亡（失踪）届（第11号様式）
- (12) 法第18条ただし書の規定による許可の申請 専属薬剤師設置免除許可申請書（第12号様式）
- (13) 省令第8条の申請書 病院（診療所・助産所）管理免除許可申請書（第13号様式）
- (14) 省令第9条第1項の申請書 病院（診療所・助産所）管理者兼任許可申請書（第14号様式）
- (15) 法第27条の規定による施設使用の許可の申請 病院（診療所・助産所）使用許可申請書（第15号様式）
- (16) 省令第9条の15の2の規定による認定の申請 病院宿直免除認定申請書（第16号様式）
- (17) 省令第24条の2の届出書 診療用エックス線装置備付届（第17号様式）
- (18) 省令第25条の届出書 診療用高エネルギー放射線発生装置備付届（第18号様式）
- (19) 省令第25条の2の規定による届出書 診療用粒子線照射装置備付届（第19号様式）
- (20) 省令第26条の届出書 診療用放射線照射装置備付届（第20号様式）
- (21) 省令第27条の届出書 診療用放射線照射器具備付届（第21号様式）
- (22) 省令第27条の2の届出書 放射性同位元素装備診療機器備付届（第22号様式）
- (23) 省令第28条の届出書 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素備付届（第23号様式）
- (24) 省令第24条第10号に該当する場合における省令第29条第1項の届出書 診療用エックス線装置変更届（第24号様式）
- (25) 省令第29条第2項の届出書 診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用

粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素変更届（第25号様式）

(26) 省令第24条第12号に該当する場合（診療用エックス線装置に関するものに限る。）における省令第29条第1項の届出書 診療用エックス線装置廃止届（第26号様式）

(27) 省令第24条第12号に該当する場合（診療用エックス線装置に関するものを除く。）における省令第29条第1項及び省令第29条第3項（10日以内に提出するものに限る。）の届出書 診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止届（第27号様式）

(28) 省令第29条第3項（30日以内に提出するものに限る。）の届出書 診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素廃止後の措置届（第28号様式）

(29) 省令第27条第3項及び省令第28条第2項の届出書 診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素翌年使用予定届（第29号様式）

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療所開設許可申請書

次のとおり診療所を開設したいので、医療法第7条第1項の規定による許可を関係書類を添えて申請します。

1 診療所の名称

2 開設の場所

電話番号 ()

3 診療科名

4 開設の予定年月日 年 月 日

5 開設の目的

6 維持の方法

7 従業員の定員

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線	理学療法士	作業療法士	臨床検査技	歯科衛生士	歯科技工士	栄養士	調理員	事務員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

8 敷地の面積

m²

9 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m ²	m ²
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 (号室)		m ²

10 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m ²	

11 処置室（診療室兼用の場合を除く）

処置室名	室面積
	m ²

12 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火気設備	防火設備	防塵設備	その他の設備
m ²					

1 3 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の有・無
m ²	m ²	m ²	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積		備付け天秤		
(構造)		感量	1 0 mg	台
(容積)	m ³		5 0 0 mg	台
			mg	台

1 4 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備						
		手術台	内壁	床の排水設備	照明設備	暖房設備	手洗い滅菌装置	防蝇設備
手術室	m ²	台						
準備室	m ²							

1 5 エックス線使用室

エックス線使用室	面積	室内の構造の概要	操作室の面積	暗室の面積	暗室の設備
		m ²		m ²	m ²

1 6 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

1 7 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

18 その他の設備

医局	m ²	看護師事務室	m ²
事務室	m ²	待合室	m ²
	m ²		m ²

添付書類

- (1) 定款、寄付行為又は条例の写し
- (2) 敷地の平面図及び敷地周辺の見取図
- (3) 建物の平面図

注1 添付書類(1)については、開設者が法人である場合に添付すること。

2 添付書類(3)については、各室の名称又は用途を記入すること。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）開設許可事項変更許可申請書

次のとおり開設許可事項の一部を変更したいので、医療法第7条第2項の規定による許可を申請します。

- 1 病院（診療所・助産所）の名称
- 2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

- 3 変更しようとする理由
- 4 変更しようとする内容
 - (1) 変更事項
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 5 変更の予定年月日

6 平面図

別添のとおり

注 建物の構造概要及び平面図に変更がない場合は、平面図は不要

第3号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）開設許可事項変更届

次のとおり許可事項に変更を生じたので、医療法施行令第4条第1項の規定により届け出ます。

- 1 病院（診療所・助産所）の名称
- 2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

- 3 変更の理由
- 4 変更内容
 - (1) 変更事項
 - (2) 変更前
 - (3) 変更後
- 5 変更の年月日

第4号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

助産所開設許可申請書

次のとおり助産所を開設したいので、医療法第7条第1項の規定による許可を
関係書類を添えて申請します。

1 助産所の名称

2 開設の場所

電話番号 ()

3 開設の予定年月日 年 月 日

4 従業員の定員

助産師					その他	合計
人	人	人	人	人	人	人

5 敷地の面積

m²

6 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m ²	m ²
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 (号室)		m ²

7 入所室

階別	部屋番号	入所定員	床面積	一人あたりの床面積
階	号	人	m ²	m ²

8 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	構造・設備	新生児入浴施設	室面積	構造・設備
	m ²			m ²	

9 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

10 汚物処理施設

施設数及び構造概要			
焼却炉	浄化槽	汚物溜	その他

1 1 被服、寝具等の消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m ²		

1 2 洗濯施設

室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備	その他
m ²				

1 3 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

1 4 その他の設備

事務室	m ²	待合室	m ²
宿直室	m ²		m ²
	m ²		m ²

1 5 添付書類

- (1) 定款、寄付行為又は条例の写し
- (2) 敷地の平面図及び敷地周辺の見取図
- (3) 建物の平面図

注 1 添付書類(1)については、開設者が法人である場合に添付すること。

2 添付書類(3)については、次の事項を記入すること。

- ・各室の名称又は用途
- ・各入所室の番号、入所定員数及び内法によって測定した面積

第5号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）開設届

年 月 日付け 指令 第 号で開設許可された病院（診療所・助産所）について、次のとおり開設したので、医療法施行令第4条の2第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 病院（診療所・助産所）の名称

2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

3 開設の年月日 年 月 日

4 管理者

住所

氏名

5 診療に従事する医師又は歯科医師

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

6 勤務薬剤師

氏名	専属・非専属の別	非専属の場合の勤務形態

7 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

8 嘱託医師・病院・診療所（分娩を取り扱う助産所に限る）

氏名・名称	住所

9 添付書類

- (1) 医師免許証、歯科医師免許証及び助産師免許証の写し
- (2) 嘱託医師・病院・診療所の承諾書

注 添付書類(1)については、原本を提示すること。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療所開設届

次のとおり診療所を開設したので、医療法第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 名称

2 開設の場所

電話番号 ()

3 診療科名

4 開設の年月日 年 月 日

5 開設者が現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する場合

名称	
所在地	
開設・管理・勤務の別	

6 同時に2つ以上の病院又は診療所を開設する場合

名称	
所在地	

7 管理者

住所

氏名

8 従業員の定員

医師	歯科医師	薬剤師	看護師	准看護師	助産師	診療放射線	臨床検査技	作業療法士	理学療法士	歯科衛生士	歯科技工士	栄養士	事務員	その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

9 診療に従事する医師又は歯科医師

氏名	担当診療科名	診療日	診療時間

10 勤務薬剤師

氏名	専属・非専属の別	非専属の場合の勤務形態

11 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

1.2 敷地の面積

m²

1.3 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m ²	m ²
	造 階建て	m ²	m ²
	造 階建て	m ²	m ²
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
造 階建てのうち 階 室 (号室)			m ²

1.4 診察室

診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分	診療科名	室面積	処置室兼用の場合その部分
	m ²			m ²	

1.5 処置室（診療室兼用の場合を除く。）

処置室名	室面積	処置室名	室面積
	m ²		m ²

1.6 歯科技工室

室面積	照明設備	給水・火 気設備	防火設備	防塵設備	その他の設 備
m ²					

1.7 調剤所

室面積	採光面積	外気開放面積	給水箇所	麻薬金庫の 有・無
m ²	m ²	m ²	箇所	有・無
冷暗所の構造・容積			備付け天秤	

(構造)		10 mg	台
(容積)	m ³	感量 500 mg	台
		mg	台

18 手術室及び準備室

室名	室面積	構造・設備						
		手術台	内壁	床の排水設備	照明設備	暖房設備	手洗い滅菌装置	防蟻設備
手術室	m ²	台						
準備室	m ²							

19 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

20 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

21 添付書類

- (1) 医師免許証、歯科医師免許証の写し
- (2) 開設者の臨床研修修了登録証の写し
- (3) 敷地の平面図及び敷地周辺の見取図
- (4) 建物の平面図

注1 添付書類(1)及び(2)については、原本照を提示すること。

2 添付書類(4)については、各室の名称又は用途を記入すること。

第7号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

助産所開設届

次のとおり助産所を開設したので、医療法第8条の規定により関係書類を添えて届け出ます。

1 助産所の名称

2 開設の場所

電話番号 ()

3 開設の年月日 年 月 日

4 開設者が現に助産所を開設若しくは管理し、又は病院、診療所若しくは助産所に勤務する場合

名称	
所在地	
開設・管理・勤務の別	

5 同時に2つ以上の助産所を開設する場合

名称	
所在地	

6 管理者

住所

氏名

7 従業員の定員

助産師						その他	合計
人	人	人	人	人	人	人	人

8 業務に従事する助産師

氏名	勤務の日	勤務時間

9 嘱託医師・病院・診療所（分娩を取り扱う助産所に限る。）

氏名・名称	住所

10 敷地の面積

m²

11 建物の構造概要

建物別名称	構造概要	建築面積	延べ面積
	造 階建て	m ²	m ²

	造 階建て	m ²	m ²
	造 階建て	m ²	m ²
住宅と併設又はビルディングの一部を使用の場合			
	造 階建てのうち 階 室 (号室)		m ²

1 2 入所室

階別	部屋番号	入所定員	床面積	一人あたりの床面積
階	号	人	m ²	m ²

1 3 分娩室及び新生児入浴施設

分娩室	室面積	構造・設備	新生児入浴施設	室面積	構造・設備
	m ²			m ²	

1 4 給水施設

水道・井戸の別	給水施設を有する室又は場所の名称

1 5 汚物処理施設

施設数及び構造概要			
焼却炉	浄化槽	汚物溜	その他

1 6 被服、寝具等の消毒施設

室面積	消毒室の構造概要	消毒方法及び設備
m ²		

1 7 洗濯施設

室面積	構造概要	洗濯設備	乾燥設備	その他

m ²			
----------------	--	--	--

1 8 防火設備及び消火設備

防火設備	消火設備	その他

添付書類

- (1) 助産師免許証の写し
- (2) 敷地の平面図及び敷地周辺の見取図
- (3) 建物の平面図
- (4) 嘱託医師・病院・診療所の承諾書

注 1 添付書類(1)については、原本を提示すること。

注 2 添付書類(3)については、次の事項を記入すること。

- ・ 各室の名称又は用途
- ・ 各入所室の番号、入所定員数及び内法によって測定した面積

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）届出事項変更届

次のとおり届出事項に変更を生じたので、医療法施行令第 4 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

1 病院（診療所・助産所）の名称

2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

3 変更の理由

4 変更内容

(1) 変更事項

(2) 変更前

(3) 変更後

5 変更の年月日

年 月 日

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療所（助産所）届出事項変更届

次のとおり届出事項に変更を生じたので、医療法施行令第4条第3項の規定により届け出ます。

1 診療所（助産所）の名称

2 診療所（助産所）の所在地

電話番号 ()

3 変更の理由

4 変更内容

(1) 変更事項

(2) 変更前

(3) 変更後

5 変更の年月日

年 月 日

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）廃止（休止・再開）届

病院（診療所・助産所）を次のとおり廃止（休止・再開）したので、医療法第9条第1項（第8条の2第2項）の規定により届け出ます。

1 病院（診療所・助産所）の名称

2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

3 廃止（休止・再開）の理由

4 廃止（休止・再開）の年月日

年 月 日

5 休止の場合はその予定期間

年 月 日 ～ 年 月 日

第 1 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

届出者 住所
氏名 ⑩
死亡者（失踪者）との続柄

病院（診療所・助産所）開設者死亡（失踪）届

次のとおり病院（診療所・助産所）の開設者が死亡（失踪）しましたので、医療法第 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 病院（診療所・助産所）の名称
- 2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

- 3 死亡（失踪）の年月日
年 月 日

添付書類

死亡したこと又は失踪の宣告を受けたことを証する書類

注 この届出は、戸籍法の規定に基づく死亡又は失踪の届出義務者が行うこと。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

専属薬剤師設置免除許可申請書

医療法第 1 8 条ただし書の規定による専属薬剤師の設置の免除の許可を受けた
いので、次のとおり申請します。

1 病院（診療所）の名称

2 病院（診療所）の所在地

電話番号 ()

3 診療科名

4 病床数（病院のみ）

5 過去 1 年間の 1 日平均外来患者数と入院患者数

外来患者数 名 入院患者数 名

6 過去 1 年間の 1 日平均調剤数（処方箋数で表すこと、）

7 専属薬剤師を置かない理由

注 5 及び 6 については、開設 1 年未満の場合には推定数で表すこと。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）管理免除許可申請書

医療法第12条第1項ただし書の規定による開設者自身による管理の免除の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 病院（診療所・助産所）の名称

2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

3 開設者が当該病院（診療所・助産所）を管理しない理由

4 管理者にしようとする者の住所及び氏名

5 4の者が現に病院若しくは診療所を開設若しくは管理し、又は病院若しくは診療所に勤務する場合

名称	
所在地	
開設・管理・勤務の別	

添付書類

管理者にしようとする者の医師、歯科医師及び助産師の免許証の写し
注 添付書類については、原本を提示すること。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）管理者兼任許可申請書

医療法第 1 2 条第 2 項の規定による病院（診療所・助産所）の管理者の兼任の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 管理者

(1) 住所

(2) 氏名

2 現に管理している病院（診療所・助産所）

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 診療科名及び病床数

(4) 従業者の定員

3 新たに管理させようとする病院（診療所・助産所）

(1) 名称

(2) 所在地

(3) 診療科名及び病床数

(4) 従業者の定員

4 管理者を兼任させる理由

5 現に管理する病院（診療所・助産所）と新たに管理させようとする病院（診療所・助産所）との距離及び連絡に要する時間

距離 km _____ により 分

添付書類

（別紙）管理計画書

(別紙)

管理計画書

病院（診療所・助産所）管理者兼任許可申請について、各医療機関の管理、診療の計画は次のとおりです。

医療機関名				
月	午前			
	午後			
火	午前			
	午後			
水	午前			
	午後			
木	午前			
	午後			
金	午前			
	午後			
土	午前			
	午後			
日	午前			
	午後			

(凡例)

○・・・・・・・・・・管理者が勤務する診療日

－・・・・・・・・・・休診日

△（医師名）・・・・管理者が勤務しない診療日

（（ ）内に勤務する医師の氏名を記入すること。）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

病院（診療所・助産所）使用許可申請書

次のとおり、病院（診療所・助産所）施設を使用したいので、医療法第27条の規定による許可を申請します。

1 病院（診療所・助産所）の名称

2 病院（診療所・助産所）の所在地

電話番号 ()

3 許可を受けようとする施設

年 月 日付け 指令 第 号による許可に係る施設

年 月 日付け変更届に係る施設

4 使用開始予定年月日

年 月 日

5 構造設備の概要

別添図面のとおり

第16号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地

名称

管理者氏名

⑩

電話番号 ()

病院宿直免除認定申請書

次のとおり医師の宿直を免除されたいので、医療法第16条ただし書の規定により申請します。

- 1 病院に隣接した場所に居住する医師の氏名
- 2 病院に隣接した場所の住所及び距離
- 3 宿直医師を置かない理由
- 4 病院と医師との連絡方法

第17号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

診療用エックス線装置備付届

次のとおり診療用エックス線装置を備えたので、医療法第15条第3項及び医療法施行規則第24条の2の規定により届け出ます。

病院・診療所	名称			
	所在地	電話番号 ()	FAX番号 ()	
診療用エックス線装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	台数	台		
	連続 定格出力 短時間	キロボルト (kV) ミリアンペア (mA)		秒
	蓄放式	キロボルト (kV) マイクロファラッド (μF)		
	エックス線管の数			
用途	一般撮影・透視・CT・歯科用 その他 ()			
放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職 種	放射線診療に関する経歴	
備付年月日		年	月 日	

放射線障害の防止に関する構造設備・予防措置の概要

エックス線管及び照射線の利用線以外エックス線量(空気カーマ率)の遮蔽	定格管電圧が50キロボルト以下の治療用エックス線装置	装置の接触可能表面から5センチメートルで1.0ミリグレイ/時以下になる構造	有・無
	定格管電圧が50キロボルトを超える治療用エックス線装置	エックス線管焦点から1メートルで10ミリグレイ/毎時以下かつ装置の接触可能表面から5センチメートルで300ミリグレイ/時以下になる構造	有・無
	定格管電圧が125キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点から1メートルで0.25ミリグレイ/時以下になる構造	有・無
	上記以外のエックス線装置	エックス線管焦点から1メートルで1.0ミリグレイ/時以下になる構造	有・無
	コンデンサ式高電圧エックス線高電圧装置	充電状態で照射時以外するとき装置の接触可能表面から5センチメートルで20マイクログレイ/時以下になる構造	有・無
総 ろ 過	定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置		mmAl 当量 (アルミニウム当量1.5mm以上)
	定格管電圧50キロボルト以下の乳房撮影用エックス線装置		mmAl 当量 又は mmMo 当量 (アルミニウム当量0.5mm以上) 又は (モリブデン当量0.03mm以上)
	上記以外のエックス線装置、輸血用血液照射エックス線装置及び治療用エックス線装置		mmAl 当量 (アルミニウム当量2.5mm以上)
透 視 用 エ ク ス 線 装 置	患者への入射線量率が50ミリグレイ/分以下(高線量率透視制御装置の場合は、125ミリグレイ毎分以下)		以下・超える
	一定時間経過時に警告音等を発することのできる透視時間を積算するタイマー		有・無

	高線量率透視制御		有・無	
	焦点皮膚間距離が30センチメートル以上になるような装置又はインターロック		有・無	
	受像面を超えないように照射野を絞る装置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（医療法施行規則第30条第2項第4号イに該当） <input type="checkbox"/> 無（医療法施行規則第30条第2項第4号ロに該当）	
	受像器を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）		以下・超える	
	最大受像面を3センチメートル超える部分を通過したエックス線が150マイクログレイ/時（接触可能表面から10センチメートル）		以下・超える	
	利用線錐以外のエックス線を有効に遮蔽するための適切な手段		有・無	
設備の概要	撮影用エックス線装置	照射野絞り装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（CTエックス線装置に該当） <input type="checkbox"/> 無（口内法撮影用エックス線装置に該当） <input type="checkbox"/> 無（乳房撮影）	
		定格管電圧70キロボルト以下の口内法撮影用エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15センチメートル以上	以上・未満
		定格管電圧70キボルトを超える口内法撮	エックス線管焦点皮膚間距離が20センチメートル以上	以上・未満
放射線障害の防止に関する構造				

影用エックス線装置		
歯科用パノラマ断層撮影装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15センチメートル以上	以上・未満
移動型及び携帯型エックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が20センチメートル以上	以上・未満
CTエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が15センチメートル以上	以上・未満
乳房撮影用エックス線装置（拡大撮影を行う場合に限る）	エックス線管焦点皮膚間距離が20センチメートル以上	以上・未満
上記及び骨塩定量分析エックス線装置以外のエックス線装置	エックス線管焦点皮膚間距離が45センチメートル以上	以上・未満
移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2メートル以上離れて操作できる構造		有・無
移動型及び携帯型エックス線装置の保管状況	保管場所	<input type="checkbox"/> エックス線診療室（室名： ） <input type="checkbox"/> エックス線診療室外（室名： ）
	保管場所の施錠	有・無
	管理方法	<input type="checkbox"/> 装置のキースイッチの管理（ ）

胸部集検用間接撮影装置	利用線錐が角錐型かつ受像面を超えない照射野絞り装置	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（医療法施行規則第30条第4項ただし書に該当）	
	接触可能表面から10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる受像器の一次遮蔽体	有・無	
	10センチメートルにおいて1マイクログレイ/1ばく射以下となる被照射体周囲の箱状の遮蔽物	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（医療法施行規則第30条第4項第3号ただし書に該当）	
治療用装置	ろ過板が引き抜かれた場合、エックス線の発生を遮断するインターロック（近接照射治療装置を除く）	有・無	
使用の場所			
診療室の防護物の概要	遮蔽物		
	遮蔽物を設ける場所		
	天井		
	床		
	周囲の画壁等の材質及び厚さ等	(東)	
		(西)	
		(南)	
		(北)	
監視用窓			
出入口の扉			
その他の開口部			
エックス線装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	エックス線診療室と隔壁等で区画された操作室	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無（箱状の遮蔽物を有する胸部集検用間接撮影装置） <input type="checkbox"/> 無（規則第30条第4項第3号に規定する箱状の遮蔽物を設けたとき、または近接透視撮影を行うとき、若しくは乳房撮影に必要な防護物を設けたときに該当）	
	エックス線診療室である旨の標識	有・無	
	放射線障害の防止に必要な注意事項	有・無	
	使用中の表示	有・無	

	一室に複数台の装置を備える場合に同時照射防止措置	有・無
	隔壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる防護措置	有・無
管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
	境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	立入制限措置	有・無
	管理区域である旨の標識	有・無
敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
その他	取扱者の被ばく測定器具	
	防護用具（防護前掛等）	

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記したエックス線診療室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療室図は、照射方向、エックス線管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分1の縮図とすること。ただし、歯科用診療室は、50分の1又は25分の1の見やすい縮図とすること。
- 3 管理区域の標識、使用中ランプ等の位置を診療室図中に記入すること。
- 4 エックス線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師又は診療エックス線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏洩放射線測定結果報告書（写）を添付すること。（サイズは、日本工業規格A列4番とすること。）

第18号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用高エネルギー放射線発生装置備付届

次のとおり診療用高エネルギー放射線発生装置を備えるので、医療法第15条第3項、医療法施行規則第25条の規定により届け出ます。

病院・診療所	名称		
	所在地		電話番号 () FAX番号 ()
発生装置に関する事項 診療用高エネルギー放射線	製作者名		
	型式		
	台数		台
	定格出力	電子線	メガ電子ボルト (MeV)
エックス線		メガボルト (MV)	
放射線診療に従事する 医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職 種	放射線診療に関する経歴

使用予定開始時期		年	月	日		
診療用高エネルギー放射線発生装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	発生管容器の漏洩放射線（利用線錐の放射線量の1/1000）	以下・超える				
	照射終了直後の不要放射線からの防護措置	有・無				
	放射線発生時の自動表示装置	有・無				
	インターロック装置	有・無				
	エックス線装置の併設	有・無				
	移動型の場合の保管場所					
診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の放射線障害防止に関する構造設備の概要	使用の場所					
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料			
	使用室の防護物の概要	遮蔽物		構造、材料、厚さ		
		遮蔽物を設ける場所				
		天井				
		床				
		周囲の画壁等	（東）			
			（西）			
			（南）			
			（北）			
	出入口の扉					
	操作室		有・無（ ）			
監視用モニター等		有・無				
出入口の数		通常出入口		箇所		
		非常口		箇所		
使用室の標識		有・無				

診療用粒子線照射装置及び使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無
	出入口の使用中表示		有・無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有・無
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
		立入制限措置	有・無
		標識	有・無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	その他	取扱者の被ばく測定器	

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図は、照射方向、発生管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏洩放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。

第 1 9 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用粒子線照射装置備付届

次のとおり診療用粒子線照射装置を備えるので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 5 条の規定により届け出ます。

病院・診療所	名称			
	所在地		電話番号	()
			F A X 番号	()
診療用粒子線照射装置に関する事項	製作者名			
	型式			
	台数		台	
	定格出力	電子線	メガ電子ボルト (MeV)	
エックス線		メガボルト (MV)		
放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名		職種	放射線診療に関する経歴
使用予定開始時期			年	月 日

診療用粒子線照射装置の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	発生管容器の漏洩放射線 (利用線錐の放射線量の1 /1000)		以下・超える	
	照射終了直後の不要放射線 からの防護措置		有・無	
	放射線発生時の自動表示装 置		有・無	
	インターロック装置		有・無	
診療用粒子線照射装置使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用室の防護物の概要	遮蔽物		構造、材料、厚さ
		遮蔽物を設ける場所		
		天井		
		床		
		周囲の 画壁等	(東)	
			(西)	
			(南)	
			(北)	
	(監視用窓)			
	出入口の扉			
	その他の開口部			
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所	
エックス線装置の併設		有(移動型・固定)・無 有の場合 その用途 ()		
使用室の標識		有・無		

診療用粒子線照射装置及び使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	使用場所の制限		診療用粒子線照射装置使用室 ・それ以外	
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		患者向け	有・無
			従事者向け	有・無
	管理区域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有・無
		管理区域である旨の標識		有・無
		立入制限措置		有・無
	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		有・無	
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有・無	
	従事者等の被ばく防止	被ばく量測定器		フィルムバッチ・ポケット線量計・TLD・アラームメータ・その他（ ）
		遮蔽壁その他の遮蔽物を用いることによる放射線の遮蔽		有・無
		遠隔操作装置又は鉗子を用いることその他の方法による装置と人体との間に適当な距離を設ける措置		有・無
		人体が放射線に被曝する時間を短くすること		有・無

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用高エネルギー放射線発生装置使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図は、照射方向、発生管から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏洩放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。

第 2 0 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

診療用放射線照射装置備付届

次のとおり診療用放射線照射装置を備えるので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 6 条の規定により届け出ます。

病院・診療所	名称		
	所在地	電話番号 ()	F A X 番号 ()
診療用放射線照射装置に関する事項	製作者名		
	型式及び個数		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量	(ベクレル)	
	用途		
放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職 種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年	月 日

診療用放射線装置の放射線障害防止に関する設備の概要	放射線源収納容器の漏洩放射線 70 マイクログレイ/時 (線源から 1 m)		以下・超える		
	二次電子ろ過板		有・無		
	照射口開閉用遠隔操作装置		有・無		
	放射線発生時の自動表示装置		有・無		
	インターロック装置		有・無		
	エックス線装置の併設		有・無		
診療用放射線装置使用室の放射線障害防止に関する設備の概要	使用の場所				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料		
	使用室の防護物の概要	遮蔽物		構造、材料、厚さ	
		遮蔽物を設ける場所			
		天井			
		床			
		周囲の面壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
			(北)		
			出入口の扉		
		操作室		有・無 ()	
監視用モニター等		有・無			
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所		
使用室の標識		有・無			

治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造・不燃材料		
	治療病室の防護物の概要	遮蔽物		構造、材料、厚さ	
		遮蔽物を設ける場所			
		天井			
		床			
		周囲の画壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
	(北)				
	出入口の扉				
その他の開口部					
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所		
治療病室の標識		有・無			
貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱		
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり		
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫・その他 ()		
	貯蔵施設の遮蔽材料				
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸		有・無	
		閉鎖設備		鍵・その他 ()	
	貯蔵箱の閉鎖設備		有・無		
	貯蔵容器の遮蔽材料				
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有・無		
標識		有・無			

運搬容器の放射線障害防止に関する構造の概要	容器の構造		
	貯蔵物の種類及び数量の表示	有・無	
	標識	有・無	
診療用放射線照射装置使用室の放射線障害防止に関する措置の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有・無	
	出入口の使用自動表示	有・無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置	有・無	
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
		立入制限措置	有・無
		標識	有・無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
その他	取扱者の被ばく測定器		

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療用放射線照射装置使用室、治療病室及び貯蔵室の図面は、その各室ごとに照射向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。

- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。
- 5 漏洩放射線測定記録は、届出に添付不要であるが、測定記録を保管しておくこと。

第 2 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

診療用放射線照射器具備付届

次のとおり診療用放射線照射器具を備えるので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 7 条の規定により届け出ます。

病院・診療所	名称		
	所在地	電話番号 F A X 番号	() ()
診療用放射線照射器具に関する事項	放射性同位元素の種類		
	物理的半減期		
	型式及び個数		
	1 個当たりの数量（ベクレル）及び個数		
	物理的半減期 3 0 日以下のもの	年間使用予定数量 (ベクレル)	(ベクレル)
最大貯蔵予定数量 (ベクレル)		(ベクレル)	
一日最大使用予定数量 (ベクレル)		(ベクレル)	
用途			
放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職 種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年 月 日	

診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	使用の場所				
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料		
	使用室の防護物の概要	遮蔽物 遮蔽物を設ける場所		構造、材料、厚さ	
		天井			
		床			
		周囲の画壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
			(北)		
	出入口の扉				
その他の開口部					
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所		
使用室の標識		有・無			
治療病室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造・不燃材料		
	治療病室の防護物の概要	遮蔽物 遮蔽物を設ける場所		構造、材料、厚さ	
		天井			
		床			
		周囲の画壁等	(東)		
			(西)		
			(南)		
			(北)		
	出入口の扉				
	その他の開口部				
出入口の数		通常出入口 非常口	箇所 箇所		
治療病室の標識		有・無			

貯蔵施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫 ・その他（ ）	
	貯蔵施設の遮蔽材料			
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 箇所・非常口 箇所	
		特定防火設備に該当する防火戸	有・無	
		閉鎖設備	鍵・その他（ ）	
	貯蔵箱の閉鎖設備		有・無	
	貯蔵容器の遮蔽材料		竣工	
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有・無	
標識		有・無		
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	容器の構造			
	貯蔵物の種類及び数量の表示		有・無	
	標識		有・無	
診療用放射線照射器具使用室の放射線障害の防止に関する予防措置の概要	放射線障害防止に必要な注意事項の掲示		有・無	
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有・無	
	管理区域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有・無
		立入制限措置		有・無
		標識		有・無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		有・無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有・無
その他	取扱者の被ばく測定器			

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射線照射器具使用室、治療病室及び貯蔵室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 診療用放射線照射器具使用室、治療病室及び貯蔵室の図面は、その各室ごとに線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 管理区域の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師、診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

第 2 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

放射性同位元素装備診療機器備付届

次のとおり放射性同位元素装備診療機器を備えるので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 7 条の 2 の規定により届け出ます。

病院・診療所	名 称		
	所在地	電話番号 ()	F A X 番号 ()
放射性同位元素装備 診療機器に関する事項	製作者名		
	型式		
	台数		
	装備する放射性同位元素の種類		
	装備する放射性同位元素の数量	(ベクレル)	
	用途		
放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏名	職 種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期		年	月 日

放射性同位素治療室の放射線障害防止に関する設備の概要	使用の場所			
	建築物の構造		耐火構造・不燃材料	
	使用室の防護物の概要	遮蔽物 遮蔽物を設ける場所		構造、材料、厚さ
		天井		
		床		
		周囲の面壁等	(東)	
			(西)	
	(南)			
	(北)			
	出入口の鍵・器具等の閉鎖設備		有・無	
使用室の標識		有・無		
放射性同位素治療室の放射線障害防止の概要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無	
	出入口の使用中の表示		有・無	
	管理区域	管理区域を設ける場所		別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有・無
		立入制限措置		有・無
		標識		有・無
	敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置		有・無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置		有・無
	その他	取扱者の被ばく測定器		

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した放射性同位元素装備診療機器使用室の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図は、照射方向、線源の中心から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料及び厚さを記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 使用室図中の標識等の位置を使用室図中に記入すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師、歯科医師又は診療放射線技師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

第 2 3 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用放射性同位元素

備付届

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

次のとおり診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を備えるので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 8 条の規定により届け出ます。

病 院 診療所	名 称		
	所在地	電話番号 ()	F A X 番号 ()
診療用放射性同位元素に関する事項	種類		
	形状		
	年間使用予定数量	(ベクレル)	
	最大貯蔵予定数量	(ベクレル)	
	3 月間最大使用 予定数量	(ベクレル)	
	1 日最大使用 予定数量	(ベクレル)	
放射線診療に従事する医師、歯科医師、診療放射線技師の氏名及び経歴	氏 名	職 種	放射線診療に関する経歴
予定使用開始時期	年 月 日		

診療用放射性同位元素使用室の放射線障害の防止に関する構造設備の概要

使用の場所		使用室・治療室・その他（ ）				
管理室		有・無				
使用室等の区画	専用便所	有・無				
	処置室	有・無				
	準備室	有・無				
	測定室	有・無				
	患者休養室	有・無				
	治療室	有・無				
建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）				
遮蔽物を設ける場所		天井	壁	床	出入口	開口部
遮蔽物	構造					
	材料					
	厚さ					
汚染のおそれのある場所の構造措置	突起物・くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	目地・すき間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	平滑施工をした表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	耐腐食性・耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
フード・グローブボックス等		有（ ）・無				
排気施設への連結		有・無				
準備室に設ける洗浄施設		有・無				
排水施設への連結		有・無				
汚染検査に必要な測定器		有・無				
汚染除去用機材		有・無				
汚染除去洗浄装置		有・無				
更衣施設		有・無				
出入口の数		通常出入口 非常口				箇所 箇所
標識		有・無				

診療用放射性同位元素貯蔵施設の放射線障害防止に関する構造設備の概要	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱	
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり	
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫 その他（ ）	
	貯蔵施設の遮蔽材料			
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 非常口	箇所 箇所
		特定防火設備に該当する防火戸	有・無	
		閉鎖設備	鍵 ・ その他（ ）	
	貯蔵箱の閉鎖施設		鍵 ・ その他（ ）	
	貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮蔽材料	有・無	
		空気汚染防止措置	有・無	
		液体のこぼれ防止措置	有・無	
		浸透防止措置	有・無	
		受皿・吸収材	有・無	
		貯蔵物の種類及び数量の表示	有・無	
	標識	有・無		
気体汚染発生防止措置		有・無		
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	遮蔽材料		有・無	
	空気汚染防止措置		有・無	
	液体のこぼれ防止措置		有・無	
	浸透防止措置		有・無	
	運搬物の種類及び数量の表示		有・無	
	標識		有・無	

廃棄施設 の放射線 障害の防 止に関する構 造設備の概 要	排水 施設	構造、容量及び基数	地上式（六面体等） ・その他（ ） 貯留槽 $m^3 \times$ 基 貯留槽 $m^3 \times$ 基
		排水監視施設	有・無
		漏水、浸透、腐食防止措置	有・無
		排水採取設備	有・無
		標識	有・無
	排気 施設	排風機の能力及び基数	$m^3 / 時 \times$ 基
		排気監視設備	有・無
		漏気、腐食防止措置	有・無
		自動ダンパー装置等	有・無
		標識	有・無
	保管 廃棄 設備	外部と区画された構造	有・無
		閉鎖設備	有・無
		耐火構造の措置	有・無
		空気汚染防止装置	有・無
液体のこぼれ、浸透防止措置		有・無	
	標識	有・無	
診療用放 射性同位 元素使用 室、貯蔵 施設及び 廃棄施設 の放射線 障害の防 止に関する予 防措置の概 要	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示		有・無
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト/週以下となる措置		有・無
	管理 区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
		空气中に放射性同位元素の濃度が規則第30条の26第2項に規定する濃度限度の1/10以下となる措置	有・無
		放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が規則別表第五に定める表面密度の1/10以下となる措置	有・無
		立入制限措置	扉 ・ その他（ ）
		標識	有・無
	敷地 の境界 等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト/3月以下となる措置	有・無
		入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト/3月以下となる措置	有・無
	その他	取扱者被ばく防止用取扱機具	
取扱者被ばく測定器			

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設、廃棄施設）の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図、貯蔵施設図は各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上げ材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師又は歯科医師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用エックス線装置変更届

次のとおり、診療用エックス線装置に関する事項を変更したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名 称	
	所在地	電話番号 () F A X 番号 ()
変更した理由		
変更年月日		年 月 日
変更した事項	変更前	
	変更後	

第 2 5 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 変更届

次のとおり、診療用放射線装置等に関する事項を変更するので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 2 項の規定により届け出ます。

病 院 診 療 所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () F A X 番号 ()
変更する理由		
変更年月日		年 月 日
変 更 する 事 項	変 更 前	
	変 更 後	

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用エックス線装置廃止届

次のとおり、診療用エックス線装置を廃止したので、医療法第 1 5 条第 3 項及び医療法施行規則第 2 9 条第 1 項の規定により届け出ます。

病 院 診 療 所	名 称	
	所在地	電話番号 () F A X 番号 ()
廃 止 し た 装 置	製作者名	
	型式及び台数	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
診療用エックス線装置 廃止後の診療室の用途		

第 27 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

診療用高エネルギー放射線発生装置・診療用粒子線照射装置・診療用放射線照射装置・診療用放射線照射器具・放射性同位元素装備診療機器・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 廃止届

次のとおり、診療用放射線装置等を廃止したので、医療法第 15 条第 3 項及び医療法施行規則第 29 条第 1 項（第 3 項）の規定により届け出ます。

病 院 診 療 所	名 称	
	所在地	電話番号 () F A X 番号 ()
廃 止 し た 装 置	種 類	
	型式及び台数 又は形状	
	廃止時における放射線 源の数値（ベクレル）	
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の用途		

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素

廃止後の措置届

年 月 日付けをもって廃止した診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）については、次のとおり措置したので、医療法第 15 条第 3 項及び同法施行規則第 29 条第 3 項の規定により届け出ます。

病院 診療所	名 称	
	所在地	電話番号 () F A X 番号 ()
診療用放射性同位元素 （陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）による汚染除去の概要		
診療用放射性同位元素 （陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）によって汚染された物の譲渡又は廃棄の概要		

第 29 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・

陽電子断層撮影診療用放射性同位元素 翌年使用予定届

次のとおり、医療法第 15 条第 3 項、同法施行規則第 27 条第 3 項、及び同法施行規則第 28 条第 2 項の規定により、物理的半減期 30 日以下の診療用放射線照射器具・診療用放射性同位元素・陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の翌年における使用予定を届け出ます。

病院・診療所		名称	電話番号 F A X 番号
翌年度使用予定放射性物質	物理的半減期 30 日以下の放射線照射器具	種類	()
		形式	()
		筒数	()
		数量	(ベクレル)
	診療用放射性同位元素	種類	()
		形状	()
数量		(ベクレル)	

甲府市臨床検査技師等に関する法律施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第20号

甲府市臨床検査技師等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の施行に関し、臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和33年政令第226号）及び臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録証明書の様式)

第2条 省令第13条の登録証明書は、衛生検査所登録証明書（第1号様式）とする。

(届書の様式)

第3条 省令の定めるところにより市長に提出する届書の様式は、次のとおりとする。

- (1) 省令第17条の2第1項の届書 検体検査用放射性同位元素備付届（第2号様式）
- (2) 省令第17条の2第2項の届書 検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届（第3号様式）
- (3) 省令第17条の2第3項の届書 検体検査用放射性同位元素に関する変更届（第4号様式）
- (4) 省令第17条の2第4項の届書 検体検査用放射性同位元素廃止届（第5号様式）及び検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届（第6号様式）

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

登録番号 号

衛生検査所登録証明書

所在地

名称

衛生検査所の所在地

衛生検査所の名称

検査業務の内容

臨床検査技師等に関する法律第 20 条の 3 第 1 項の規定により登録を受けた衛生検査所であることを証明する。

年 月 日

甲府市長



第2号様式（第3条関係）

年 月 日

管理者 住所

氏名

㊞

検体検査用放射性同位元素備付届

次のとおり検体検査用放射性同位元素を備えるので、臨床検査技師等に関する法律第20条の4第4項の規定により届け出ます。

衛生検査所	名称			
	所在地		電話番号	()
		FAX 番号		()
検体検査用放射性同位元素に関する事項	種類			
	形状			
	年間使用予定数量		(ベクレル)	
	最大貯蔵予定数量		(ベクレル)	
	3月間最大使用予定数量		(ベクレル)	
	1日最大使用予定数量		(ベクレル)	
管理者及び放射性同位元素を使用する検査に従事する者の氏名及び経歴	氏名		職種	放射性同位元素の取り扱いに関する経歴
	管理者			
	従事する者			
予定使用開始時期			年	月 日

検体検査用放射性同位元素使用室の放射線障害に関する構造設備の概要	建築物の構造		耐火構造・不燃材料・その他（ ）				
	遮蔽物を設ける場所 措置事項		天井	壁	床	出入口	開口部
	遮蔽物	構造					
		材料					
		厚さ					
	汚染のおそれのある場所の構造措置	突起物・くぼみ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		目地・すき間	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		平滑施工をした 表面仕上	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		耐腐食性・耐浸透性	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	フード・グローブボックス等		有（ ）・				無
	準備室に設ける洗浄施設		有				無
	汚染検査に必要な測定器		有				無
	汚染除去用機材		有				無
	汚染除去洗浄装置		有				無
	更衣施設		有				無
	出入口の数		通常出入口 非常口				箇所 箇所
	標識		有				無
	貯蔵の方法		貯蔵室・貯蔵箱				
	貯蔵室又は貯蔵箱の場所		別添図面のとおり				
	貯蔵施設の構造		鉄筋コンクリート・金庫・その他（ ）				
	貯蔵施設の遮へい材料						
	貯蔵室の出入口の構造	出入口の数	通常出入口 非常口				箇所 箇所
		特定防火設備に 該当する防火戸	有				無
閉鎖設備		鍵・その他（ ）					

	貯蔵箱の閉鎖施設	鍵 ・ その他 ()		
貯蔵容器の構造及び汚染防止措置	遮へい材料	有	無	
	空気汚染防止措置	有	無	
	液体のこぼれ防止措置	有	無	
	浸透防止措置	有	無	
	受皿・吸収材	有	無	
	貯蔵物の種類及び数量の表示	有	無	
	標識	有	無	
	気体汚染発生防止措置	有	無	
運搬容器の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	液体のこぼれ・浸透防止措置	有	無	
	受皿・吸収材	有	無	
	運搬物の種類及び数量の表示	有	無	
	標識	有	無	
廃棄施設の放射線障害の防止に関する構造設備の概要	排水施設	構造、容量及び基数	地上式（六面体等） ・ その他 () 貯留槽 $m^3 \times$ 基 貯留槽 $m^3 \times$ 基	
		排水監視施設	有	無
		漏水、浸透、腐食防止措置	有	無
		排水採取設備	有	無
		標識	有	無
	排気施設	排風機の能力及び基数	$m^3 / 時 \times$ 基	
		排気監視設備	有	無
		漏水、浸透、腐食防止措置	有	無
		自動ダンパー装置等	有	無
		標識	有	無
	保管	外部と区画された構造	有	無
		閉鎖設備	有	無

検体検査用放射性同位元素使用室、貯蔵及び廃線の放射線障害の防止に関する措置の概要	廃棄設備	耐火構造の措置	有	・	無	
		空気汚染防止装置	有	・	無	
		漏水、浸透、腐食防止措置	有	・	無	
		標識	有	・	無	
	放射線障害の防止に必要な注意事項の掲示	有	・	無		
	画壁等外側の実効線量が1ミリシーベルト／週以下となる措置	有	・	無		
	管理区域	管理区域を設ける場所	別添図面のとおり			
		境界における実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無	
		空気中に放射性同位元素の濃度が規則第30条の26第2項に規定する濃度限度の1／10以下となる措置	有	・	無	
		放射性同位元素によって汚染される物の表面密度が規則別表第5に定める表面密度の1／10以下となる措置	有	・	無	
		立入制限措置	扉	・	その他（ ）	
		標識	有	・	無	
		敷地の境界等	敷地内居住区域及び境界における実効線量が250マイクロシーベルト／3月以下となる措置	有	・	無
	入院患者（診療により被ばくする放射線を除く）の実効線量が1.3ミリシーベルト／3月以下となる措置		有	・	無	
	その他	取扱者被ばく防止用取扱機具				
		取扱者被ばく測定器				

備考

- 1 隣接室名、上階及び下階の室名並びに周囲の状況を明記した診療用放射性同位元素使用施設（使用室、貯蔵施設、廃棄施設）の平面図及び側面図を添付すること。
- 2 使用室図、貯蔵施設図は各室ごとに線源の位置、線源から天井、床及び周囲の画壁の外側までの距離（メートル）並びに防護物の材料、厚さ及び表面の仕上げ材料を記入した50分の1又は100分の1の縮図とすること。
- 3 排水及び排気の系統を示す廃棄施設図を添付すること。
- 4 放射線診療に関する経歴欄には、医師又は歯科医師の免許登録番号及び年月日を記入すること。

第 3 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

管理者住所

氏 名

Ⓜ

検体検査用放射性同位元素翌年使用予定届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第 17 条の 2 第 2 項の規定による検体検査用放射性同位元素の翌年における使用予定について、次のとおり届け出ます。

衛生検査所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () FAX 番号 ()
翌年度使用 予定の検体 検査用放射 性同位元素	種 類	
	形 状	
	数 量	(ベクレル)

第4号様式（第3条関係）

年 月 日

管理者住所

氏 名

㊞

検体検査用放射性同位元素に関する変更届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第3項の規定による検体検査用放射性同位元素に関する変更について、次のとおり届け出ます。

衛生検査所	名 称	
	所在地	電話番号 () FAX 番号 ()
変更する理由		
変更年月日		年 月 日
変更する事項	変更前	
	変更後	

第 5 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

管理者住所

氏 名

㊞

検体検査用放射性同位元素廃止届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第 17 条の 2 第 4 項の規定による検体検査用放射性同位元素の廃止について、次のとおり届け出ます。

衛生検査所	名称	
	所在地	電話番号 () FAX 番号 ()
廃止した放射性同位元素	種類	
	型式及び台数又は形状	
	廃止時における放射線源の数値	(ベクレル)
	廃止した理由	
	廃止年月日	年 月 日
	廃止後の処分方法	
廃止後の使用室等の用途		

第6号様式（第3条関係）

年 月 日

管理者住所

氏 名

㊞

検体検査用放射性同位元素廃止後の措置届

臨床検査技師等に関する法律施行規則第17条の2第4項の規定による 年
月 日付けをもって廃止した放射性同位元素の措置について、次のとおり
届け出ます。

衛生検査所	名 称	
	所 在 地	電話番号 () FAX 番号 ()
検体検査用放射性同位元素 による汚染除去の概要		
診療用放射性同位元素によ って汚染された物の譲渡又 は廃棄の概要		

備考

- 1 汚染除去の措置を明記した書類を添付すること。
- 2 汚染された物の譲渡又は廃棄を証明する書類を添付すること。

甲府市死体解剖保存法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第21号

甲府市死体解剖保存法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、死体解剖保存法（昭和24年法律第204号。以下「法」という。）の施行に関し、死体解剖保存法施行令（昭和28年政令第381号）及び死体解剖保存法施行規則（昭和24年厚生省令第37号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書の様式)

第2条 省令第1条の申請書は、死体解剖許可申請書（第1号様式）とする。

第3条 法第9条ただし書の規定による許可を受けようとする者は、死体解剖場所許可申請書（第2号様式）を保健所長に提出しなければならない。

第4条 法第19条第1項の規定による許可を受けようとする者は、死体保存許可申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市保健所長

住 所

氏 名

印

死体解剖許可申請書

死体解剖保存法第2条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 医師又は歯科医師であるときは、その旨
- 2 解剖を必要とする理由
- 3 解剖をしようとする場所
- 4 解剖に関する履歴の詳細
 - (1) 解剖に従事した学校又は病院の名称
 - (2) 経験年数
 - (3) 剖検数

添付書類

- (1) 死亡の事実を証明する書類
- (2) 解剖に関する遺族の承諾書又は死体解剖保存法第7条第2号の規定に該当することを証する証明書
- (3) 免許証の写し（医師又は歯科医師の場合。原本を提示すること。）
- (4) 履歴書（医師及び歯科医師でない場合）

第 2 号様式（第 3 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市保健所長

住 所

氏 名

㊟

死体解剖場所許可申請書

死体解剖保存法第 9 条ただし書の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 解剖を行う場所
- 2 解剖室外で死体解剖を行う理由

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊟

死体保存許可申請書

死体解剖保存法第19条第1項の規定による許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 医師又は歯科医師であるときは、その旨
- 2 保存を必要とする理由
- 3 保存をしようとする死体の部位名
- 4 保存の方法
- 5 保存しようとする場所
- 6 保存の期間
- 7 遺族の所在が不明の場合は、その旨

添付書類

- (1) 死亡の事実を証明する書類
- (2) 保存に関する遺族の承諾書

- (3) 免許証の写し（医師又は歯科医師の場合。原本を提示すること。）
- (4) 履歴書（医師及び歯科医師でない場合）

甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第22号

甲府市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市老人福祉法施行細則（平成18年3月規則第32号）の一部を次のように改正する。

本則に次の9条を加える。

（老人居宅生活支援事業の開始の届出）

第11条 法第14条の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届（第21号様式）によらなければならない。

（老人居宅生活支援事業の変更の届出）

第12条 法第14条の2の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届（第22号様式）によらなければならない。

（老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出）

第13条 法第14条の3の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止（休止）届（第23号様式）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等の設置の届出）

第14条 法第15条第2項の規定による届出は、老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）設置届（第24号様式）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等の変更の届出）

第15条 法第15条の2第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）変更届（第25号様式）によらなければならない。

（老人デイサービスセンター等の廃止又は休止の届出）

第16条 法第16条第1項の規定による届出は、老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）廃止（休止）届（第26号様式）によらなければならない。

（養護老人ホーム等の設置の認可申請書）

第17条 施行規則第3条第1項の申請書は、養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）設置認可申請書（第27号様式）とする。

（養護老人ホーム等の変更の届等）

第18条 法第15条の2第2項の規定による届出は、養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）変更届（第28号様式）によらなければならない。

2 施行規則第5条の申請書は、養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）廃止、休止若しくは入所定員減少又は入所定員増加認可申請書（第29号様式）とする。

（有料老人ホームの設置等の届出）

第19条 法第29条第1項の規定による届出は、有料老人ホーム設置届（第30号様式）によらなければならない。

2 法第29条第2項の規定による届出は、有料老人ホーム届出事項変更届（第31号様式）によらなければならない。

3 法第29条第3項の規定による届出は、有料老人ホーム廃止（休止）届（第32号様式）によらなければならない。

第20号様式の次に次の12様式を加える。

第21号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人居宅生活支援事業開始届

次のとおり老人居宅生活支援事業を開始したいので、老人福祉法第14条の規定により届け出ます。

- 1 事業の種類及び内容
- 2 条例、定款その他の基本約款
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 主な職員の氏名
- 5 事業を行おうとする区域
- 6 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類（小規模多機

能型居宅介護事業及び認知症対応型老人共同生活援助事業に係るものを除く。）、所在地及び入所定員、登録定員又は入居定員（老人デイサービス事業に係るものを除く。）

7 事業開始の予定年月日

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 主な職員の履歴書

第 2 2 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人居宅生活支援事業変更届

次のとおり老人居宅生活支援事業について届け出た事項を変更したので、老人福祉法第 1 4 条の 2 の規定により届け出ます。

1 変更する事項

- (1) 変更前
- (2) 変更後

2 変更の年月日

3 変更の理由

第23号様式（第13条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人居宅生活支援事業廃止（休止）届

次のとおり老人居宅生活支援事業を廃止（休止）したいので、老人福祉法第14条の3の規定により届け出ます。

- 1 廃止（休止）しようとする年月日
- 2 廃止（休止）の理由
- 3 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
- 4 休止の場合は、休止の予定期間

第24号様式（第14条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・
老人介護支援センター）設置届

次のとおり老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）を設置したいので、老人福祉法第15条第2項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 職員の定数及び職務の内容
- 4 施設の長その他主な職員の氏名
- 5 事業を行おうとする区域
- 6 老人短期入所施設にあつては、その入所定員

7 事業開始の予定年月日

添付書類

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- (2) 法人が施設を設置しようとする場合にあっては、定款その他の基本約款
- (3) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (4) 収支予算書
- (5) 施設の長その他主な職員の履歴書

第25号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・
老人介護支援センター）変更届

次のとおり老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）について届け出た事項を変更したので、老人福祉法第15条の2第1項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び種類

- 2 変更する事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後

- 3 変更の年月日

- 4 変更の理由

注 建物の規模及び構造を変更する場合にあっては、建物の規模及び構造を明らかにした書類を添付すること。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・
老人介護支援センター）廃止（休止）届

次のとおり老人デイサービスセンター（老人短期入所施設・老人介護支援センター）を廃止（休止）したいので、老人福祉法第16条第1項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び種類
- 2 廃止（休止）しようとする年月日
- 3 廃止（休止）の理由
- 4 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
- 5 休止の場合は、休止の予定期間

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

社会福祉法人名

代 表 者 氏 名

㊟

電 話 番 号

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）設置認可申請書

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法施行規則第 3 条第 1 項の規定により申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 施設の地理的状況
- 3 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 4 施設の運営の方針
- 5 入所定員
- 6 職員の定数及び職務の内容
- 7 施設の長その他主な職員の氏名
- 8 事業開始の予定年月日

添付書類

- (1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにした書類
- (2) 社会福祉法人の定款その他の基本約款
- (3) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (4) 当該年度収入支出予算書（又は抄本）
- (5) 施設の長その他主な職員の履歴書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）変更届

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）に関する次の事項について
変更したいので、老人福祉法第 15 条の 2 第 2 項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び種類
- 2 変更する事項
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 3 変更しようとする年月日
- 4 変更理由

注 建物の規模及び構造を変更する場合にあつては、建物の規模及び構造を明
らかにした書類を添付すること。

年 月 日

（あて先）甲府市長

所 在 地

社会福祉法人名

代 表 者 氏 名

㊟

電 話 番 号

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）廃止、休止若しくは
入所定員減少又は入所定員増加認可申請書

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を廃止（を休止、の入所定員を減少、の入所定員を増加）したいので、老人福祉法第 16 条第 3 項の規定による認可を申請します。

- 1 施設の名称及び種類
- 2 廃止（休止、入所定員減少、入所定員増加）しようとする年月日
- 3 廃止（休止、入所定員減少、入所定員増加）の理由
- 4 入所定員減少（入所定員増加）後の定員
※入所定員減少、入所定員増加の場合
- 5 現に入所している者に対する措置
※入所定員減少の場合

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

有料老人ホーム設置届

次のとおり有料老人ホームを設置したいので、老人福祉法第29条第1項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称及び設置予定地
- 2 事業開始の予定年月日
- 3 施設の管理者の氏名及び住所
- 4 施設において供与される便宜の内容
- 5 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 6 施設の運営の方針
- 7 入居定員及び居室数

8 市場調査等による入居者の見込み

9 職員の配置計画

10 一時金、利用料その他の入居者の負担する費用の額

11 医療施設との連携の内容

12 事業開始に必要な資金の額及びその調達方法

13 長期の収支計画

添付書類

- (1) 法人にあつては定款、その他の基本約款及び直近の事業年度の決算書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の確認を受けたことを証する書類
- (4) 入居契約書の写し

第31号様式（第19条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

有料老人ホーム届出事項変更届

次のとおり有料老人ホームの届出事項を変更したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

1 施設の名称

2 変更する事項

(1) 変更前

(2) 変更後

3 変更した年月日

4 変更の理由

第 3 2 号様式（第 1 9 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

生年月日 年 月 日生

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

有料老人ホーム廃止（休止）届

次のとおり有料老人ホームを廃止（休止）したいので、老人福祉法第 2 9 条第 3 項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称
- 2 廃止（休止）の年月日
- 3 廃止（休止）の理由

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第23号

甲府市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 介護保険市民運営協議会（第8条～第10条）」を「第3章 削除」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第8条から第10条まで 削除

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第24号

甲府市指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成24年4月規則第20号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）、甲府市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第6号）及び甲府市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年3月条例第7号）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者（以下これらを

「指定障害福祉サービス事業者等」という。)の指定、指定の更新、指定の変更その他の手続き(以下「指定等」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第36条第1項、第38条第1項、第51条の19第1項若しくは第51条の20第1項又は児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定の申請は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者指定申請書(第1号様式)によらなければならない。

2 法第41条第1項若しくは第51条の21第1項又は児童福祉法第24条の29第1項の規定による指定の更新の申請は、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者指定更新申請書(第2号様式)によらなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の申請を受けた場合において、指定又は指定の更新を決定したときは、指令書(第3号様式)により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の申請を受けた場合において、指定又は指定の更新を却下したときは、指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)・指定障害児相談支援事業者指定(更新)却下通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

5 第3項の規定により通知を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る事業所又は施設の入口その他公衆の見やすい場所に標示しなければならない。

(指定の変更の申請)

第3条 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害福祉サービス事業者(特定障害福祉サービス事業者)、指定障害者支援施設指定変更申請書(第5号様式)によらなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、指定の変更の決定をしたときは、指令書(第6号様式)により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受けた場合において、指定の変更の却下を決定したときは、指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設)指定変更却下通知書

(第7号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の届出等)

第4条 法第46条第1項若しくは第3項、第51条の25第1項若しくは第3項又は児童福祉法第24条の32第1項の規定による変更の届出は、変更届出書(第8号様式)によらなければならない。

2 法第46条第1項、第51条の25第1項若しくは第3項若しくは児童福祉法第24条の32第1項の規定による事業の再開の届出又は法第46条第2項、第51条の25第2項若しくは第4項若しくは児童福祉法第24条の32第2項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、廃止・休止・再開届出書(第9号様式)によらなければならない。

(指定の辞退)

第5条 法第47条の規定により指定の辞退をしようとする者は、指定辞退申出書(第10号様式)を市長に提出しなければならない。

(指定の取消し等)

第6条 市長は、法第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。次項において同じ。)若しくは第51条の29第1項若しくは第2項又は児童福祉法第24条の36の規定による指定の取消しの決定をしたときは、指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者)指定取消通知書(第11号様式)により当該者に通知するものとする。

2 市長は、法第50条第1項若しくは第51条の29第1項若しくは第2項又は児童福祉法第24条の36の規定による指定の全部若しくは一部の効力の停止の決定をしたときは、指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者)指定停止通知書(第12号様式)により当該者に通知するものとする。

(公示)

第7条 法第51条若しくは第51条の30又は児童福祉法第24条の37の規定に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者又は施設の設置者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所又は施設の名称及び所在地

- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る事業の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(事業の開始等の届出)

第8条 法第79条第2項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等開始届(第13号様式)によらなければならない。

2 法第79条第3項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等変更届(第14号様式)によらなければならない。

3 法第79条第4項の規定による届出は、障害福祉サービス事業等廃止・休止届(第15号様式)によらなければならない。

(業務管理体制の整備に関する事項の届出)

第9条 法第51条の2第2項若しくは第51条の3第2項の規定による届出又は法第51条の2第4項若しくは第51条の3第4項の規定による区分の変更の届出は、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第16号様式)に、児童福祉法第24条の38第2項の規定による届出又は児童福祉法第24条の38第4項の規定による区分の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(第17号様式)によらなければならない。

2 法第51条の2第3項又は第51条の3第3項の規定による届出事項の変更の届出は、障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第18号様式)に、児童福祉法第24条の38第3項の規定による届出事項の変更の届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書(届出事項の変更)(第19号様式)によらなければならない。

(関係機関への情報提供)

第10条 市長は、指定障害福祉サービス事業者等に係る第7条に定める事項のほか、前条の規定による届出その他市長が必要と認める事項について、国、都道府県及び市町村その他関係機関に対して、情報を提供することができる。

(委任)

第 1 1 条 この規則に定めるもののほか、指定障害福祉サービス事業者等の指定等
に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

㊞

- 指定障害福祉サービス事業者
- 指定障害者支援施設
- 指定一般相談支援事業者
- 指定特定相談支援事業者
- 指定障害児相談支援事業者

指定申請書

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)・児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地		(〒 —)				
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号	FAX番号				
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	氏名			
代表者の住所		(〒 —)					
指定を受けようとする事業所・施設	フリガナ						
	事業所の名称						
	事業所の所在地		(〒 —)				
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定申請をする事業等の種類	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	指定障害福祉サービス事業所			様式	付表		
				付表			
				付表			
				付表			
	指定障害者支援施設			付表			
				付表			
		付表					
		付表					
指定一般相談支援事業所	地域移行支援		付表				
	地域定着支援		付表				
指定特定相談支援事業所			付表				
指定障害児相談支援事業所			付表				
事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合						

- 注1 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、今回申請をする事業の「実施事業」欄に「○」を記載してください。
- 4 「事業所番号」欄には、既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所の種類と事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名 ㊞

- 指定障害福祉サービス事業者
 指定障害者支援施設
 指定一般相談支援事業者
 指定特定相談支援事業者
 指定障害児相談支援事業者
- 指定更新申請書

障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者(指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者)・児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地		(〒 —)				
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号	FAX番号				
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ				
			氏名				
代表者の住所		(〒 —)					
指定の更新を受けようとする事業所・施設	フリガナ						
	事業所の名称						
	事業所の所在地		(〒 —)				
	事業等の種類	実施事業	指定更新対象	指定年月日	指定有効期間満了日	指定有効開始年月日	事業所番号
	指定障害福祉サービス事業所						
	指定障害者支援施設						
	指定一般相談支援事業所	地域移行支援					
地域定着支援							
指定特定相談支援事業所							
指定障害児相談支援事業所							

注1 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。

2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

3 「事業等の種類」欄には、同じ事業所番号で指定を受けている事業について、「実施事業」の欄に○を記載し、各項目に記載してください。その際、指定更新の対象となる事業にのみ「指定更新対象」欄に○を記載してください。

第3号様式（第2条関係）

指令第 号

所在地
名称
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者）の指定（更新）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第1項（第38条第1項、第51条の19第1項、第51条の20第1項及び児童福祉法第24条の28第1項）の規定により、次のとおり指定（更新）します。

年 月 日

甲府市長



- 1 事業所（施設）名
- 2 事業所（施設）所在地
- 3 事業の種類
- 4 主たる対象者
- 5 指定（更新）年月日
- 6 事業所番号
- 7 指定（更新）有効期間

第 4 号様式（第 2 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般
相談支援事業者、指定特定相談支援事業者）・指定障害児相談
支援事業者指定（更新）却下通知書

年 月 日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者（指定
障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者）・指定障
害児相談支援事業者の指定（更新）については、次のとおり指定（更新）しな
いことに決定したので通知します。

申請者（設置者）名	
代表者氏名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）の所在地	
理由	

注 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日
から起算して 3 か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算し
て 6 か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府
市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、
審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った
日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することが
できます。

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

申請者 所在地
(設置者) 名称
代表者氏名

㊞

- 指定障害福祉サービス事業者
(特定障害福祉サービス事業者) 指定変更申請書
 指定障害者支援施設

障害者総合支援法に規定する特定障害福祉サービス事業者(指定就労継続支援B型事業者・生活介護事業者)、指定障害者支援施設に係る指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ							
	名称							
	主たる事務所の所在地		(〒 —)					
	法人である場合その種別				法人所轄庁			
	連絡先	電話番号			FAX番号			
	代表者の職・氏名		職名			フリガナ 氏名		
代表者の住所		(〒 —)						
指定の変更を受けようとする事業所・施設	フリガナ							
	事業所(施設)の名称							
	事業所(施設)の所在地		(〒 —)					
	変更する事項		1 特定障害福祉サービスの量 2 施設障害福祉サービスの種類 3 入所定員					
	同一所在地において行う事業等の種類		実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備考
	特定障害福祉サービス事業所					付表		
						付表		
				付表				
				付表				
例) 生活介護		○		付表3	○	別紙のとおり		
事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合							

注1 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。

2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、今回申請をする事業の「実施事業」欄に「○」を記載してください。

4 「事業所番号」欄には、既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所の種類と事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第 6 号様式（第 3 条関係）

指令第 号

所在地
名称
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定の変更については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により、次のとおり指定を変更します。

年 月 日

甲府市長



- 1 事業所（施設）名
- 2 事業所（施設）の所在地
- 3 事業の種類
- 4 利用定員
- 5 指定変更年月日
- 6 事業所番号
- 7 変更となる事項

第7号様式（第3条関係）

第 年 月 日

様

甲府市長



指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）指定変更却下通知書

年 月 日付で申請のありました指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設）の指定変更については、次のとおり指定を変更しないことに決定したので通知します。

申請者（設置者）名	
代表者氏名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）の所在地	
理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

事業者 住所
(施設の設置者) (所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名) ㊤

変更届出書

指定に係る届出事項に変更があったので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業所番号		
指定内容を変更した事業所 (施設)		名称		
		所在地		
		サービスの種類		
番号	変更があった事項	変更の内容		
1	事業所(施設)の名称	(変更前)		
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所)			
3	申請者(設置者)の名称			
4	主たる事務所の所在地			
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名 (役員等の変更を含む。)			
6	定款等※若しくはその登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。) ※定款等は就労継続支援A型事業所のみ			
7	事業所(施設)の平面図又は設備の概要			
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生年月日、住所又は 経歴			
9	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所 又は経歴			
10	事業所(施設)のサービス管理責任者の氏名、生年月 日、住所又は経歴			
11	事業所の相談支援専門員の氏名、生年月日、住所又 は経歴			
12	主たる対象者	(変更後)		
13	運営規程			
14	介護給付費等の請求に関する事項			
15	事業所の種別(併設型・空床型の別)			
16	併設型における利用定員数又は空床型における当該 施設の入所者の定員			
17	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医 療機関との契約内容			
18	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概 要			
19	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称			
20	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要			
21	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要			
22	その他			
変更年月日		年	月	日

- 注 1 該当する番号に○を付けてください。
2 変更の内容が分かる書類を添付してください。
3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第9号様式（第4条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地

名称

代表者氏名

印

廃止・休止・再開届出書

事業の廃止、休止又は再開について、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	事業所番号	
廃止、休止又は再開する事業所	名称	
	所在地	
	連絡先	
	サービスの種類	
届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開	
廃止、休止又は再開の年月日	年 月 日	
廃止又は休止の理由		
現に支援を受けていた者に対する措置 (廃止又は休止の場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。

2 事業を再開したときは、その再開の日から10日以内に届け出てください。

3 事業を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

第10号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

設置者 住所
 （所在地）
 氏名
 （名称及び代表者氏名）

㊟

指定辞退申出書

指定を辞退したいので、次のとおり申し出ます。

	事業所番号	
指定を辞退する施設	名称	
	所在地	
	事業の種類	
	連絡先	
指定を受けた年月日		年 月 日
指定を辞退する年月日		年 月 日
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

注 指定を辞退する日の3月前までに申し出てください。

第 1 1 号様式（第 6 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者）
指定取消通知書

次のとおり指定を取り消すので通知します。

申請者（設置者）名	
代表者氏名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）の所在地	
事業の種類	
事業所番号	
指定の取消年月日	年 月 日
指定の取消理由	

注 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害福祉サービス事業者（指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者）指定停止通知書

次のとおり指定を停止するので通知します。

申請者（設置者）名	
代表者氏名	
事業所（施設）名	
事業所（施設）の所在地	
事業の種類	
事業所番号	
指定の停止期間	
指定の停止理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第13号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

届出者 住所
（法人の場合）（所在地）

氏名 ㊟
（名称及び代表者氏名）

障害福祉サービス事業等開始届

障害福祉サービス事業等を開始するので、障害者総合支援法第79条第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類及び内容	種類	1 障害福祉サービス事業 （サービスの種類 <input type="checkbox"/> ） 2 一般相談支援事業（ <input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援） 3 特定相談支援事業 4 移動支援事業 5 地域活動支援センターを運営する事業 6 福祉ホームを運営する事業	
	内容		
経営者の氏名及び住所 （法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）	フリガナ		
	氏名（名称）		
	住所（主たる事務所 の所在地）	（〒 - ）	
条例、定款その他の基本約款	別紙のとおり		
運営規程	別紙のとおり		
職員の職種	職務の内容	職員の定数	
		人	
		人	
		人	
		人	
主な職員の氏名	職名	氏名	職名
主な職員の経歴	別紙のとおり		
事業を行おうとする区域			
事業の用に供する施設	フリガナ		
	名称		
	種類 （短期入所のみ）	併設型・空床型・単独型（該当するものに○を付けてください。）	
	所在地	（〒 - ）	
	利用定員		
事業の開始予定年月日	年 月 日		
収支予算書及び事業計画書	別紙のとおり		

注 「事業の種類及び内容」の「種類」欄は、該当する番号に○を付けてください。

第14号様式（第8条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

届出者 住所
(法人の場合) (所在地)

氏名 ㊟
(名称及び代表者氏名)

障害福祉サービス事業等変更届

障害福祉サービス事業等を変更するので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類	1 障害福祉サービス事業 (サービスの種類) 2 一般相談支援事業 (<input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援) 3 特定相談支援事業 4 移動支援事業 5 地域活動支援センターを運営する事業 6 福祉ホームを運営する事業	
事業所の名称及び所在地	名称	
	所在地	
変更事項	1 事業の種類・内容 2 経営者の氏名・住所(法人にあつては、名称・主たる事務所の所在地) 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数・職務の内容 5 主な職員の氏名・経歴 6 事業を行おうとする区域 7 事業の用に供する施設の名称・種類・所在地・利用定員 8 事業開始の予定年月日	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

注1 「事業の種類」欄及び「変更事項」欄は、該当する番号に○を付けてください。

2 変更の日から1月以内に届け出てください。

第15号様式（第8条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

届出者 住所
(法人の場合) (所在地)

氏名
(名称及代表者氏名)

㊞

障害福祉サービス事業等廃止・休止届
障害福祉サービス事業等を廃止・休止するので、次のとおり届け出ます。

事業の種類	1 障害福祉サービス事業 (サービスの種類) 2 一般相談支援事業 (<input type="checkbox"/> 地域移行支援 <input type="checkbox"/> 地域定着支援) 3 特定相談支援事業 4 移動支援事業 5 地域活動支援センターを運営する事業 6 福祉ホームを運営する事業
事業所の名称及び所在地	名称
	所在地
届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止
廃止又は休止の年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
現に支援を受けている者に対する措置	
休止の予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日

注 「事業の種類」欄は、該当する番号に○を付けてください。

第16号様式（第9条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

事業者 所在地
 名称
 代表者氏名



障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者(法人)番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容		(1) 法第51条の2第2項、第51条の31第2項関係(整備)																		
		(2) 法第51条の2第4項、第51条の31第4項関係(区分の変更)																		
2 事 業 者	フリガナ																			
	名称又は氏名																			
	住所 (主たる事務所の 所在地)	(郵便番号 -)																		
		(ビルの名称等)																		
	連絡先	電話番号							FAX番号											
	法人の種類別																			
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名				フリガナ 氏名				生年月日	年	月	日							
代表者の住所	(郵便番号 -)																			
	(ビルの名称等)																			
3 事業所名称等及び 所在地	事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地																
	計	カ所																		
4 障害者総合支援法 上の該当する条文(事 業者の区分)	(1) 法第51条の2(指定障害福祉サービス事業者・指定障害者支援施設等設置者)																			
	(2) 法第51条の31(指定相談支援事業者)																			
5 障害者総合支援法 施行規則第34条の 28及び第34条の62 第1項第2号から第4 号に基づく届出事項	第2号	法令遵守責任者の氏名(フリガナ)	生年月日																	
	第3号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																		
	第4号	業務執行の状況の監査の方法の概要																		
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課																			
	事業者(法人)番号																			
	区分変更の理由																			
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課																			
	区分変更日		年 月 日																	

第 17 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

事業者 所在地
名称
代表者氏名

印

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書
このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
-----------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1 届出の内容		(1) 児童福祉法第 24 条の 38 第 2 項関係（整備）																		
		(2) 児童福祉法第 24 条の 38 第 4 項関係（区分の変更）																		
2 事 業 者	フリガナ																			
	名称又は氏名																			
	住所 (主たる事務所の 所在地)	(郵便番号 -) (ビルの名称等)																		
	連絡先	電 話 番 号							F A X 番 号											
	法人の種別																			
	代表者の職名・氏 名・生年月日	職 名			フリガナ 氏 名			生 年 月 日			年	月	日							
	代表者の住所	(郵便番号 -) (ビルの名称等)																		
3 事業所名称等及び 所在地		事業所名称	指定年月日	事業所番号	所在地															
		計	カ所																	
4 児童福祉法上の該 当する条文（事業者 の区分）		法第 24 条の 38（指定障害児相談支援事業者）																		
5 児童福祉法施行規 則第 25 条の 26 の 9 第 1 項第 2 号から 第 4 号に基づく届出 事項		第 2 号	法令遵守責任者の氏名（フリガナ）						生年月日											
		第 3 号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要																	
		第 4 号	業務執行の状況の監査の方法の概要																	
6 区 分 変 更	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課																			
	事業者（法人）番号																			
	区分変更の理由																			
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課																			
	区分変更日	年 月 日																		

第18号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

事業者 所在地
 名称
 代表者氏名

印

障害者総合支援法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の
 届出書（届出事項の変更）

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																				
変更があった事項																				
1 法人の種別、名称（フリガナ） 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号 3 代表者の氏名（フリガナ）、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要																				

変更の内容	
(変更前)	
(変更後)	

注 該当する番号に○を付けてください。

第 1 9 号様式 (第 9 条関係)

年 月 日

(あて先) 甲府市長

事業者 所在地
 名称
 代表者氏名

⑩

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の
 届出書 (届出事項の変更)

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者 (法人) 番号																				
変更があった事項																				
<p>1 法人の種別、名称 (フリガナ)</p> <p>2 主たる事務所の所在地、電話、FAX 番号</p> <p>3 代表者の氏名 (フリガナ)、生年月日</p> <p>4 代表者の住所、職名</p> <p>5 事業所名称等及び所在地</p> <p>6 法令遵守責任者の氏名 (フリガナ) 及び生年月日</p> <p>7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要</p> <p>8 業務執行の状況の監査の方法の概要</p>																				

変更の内容
(変更前)
(変更後)

注 該当する番号に○を付けてください。

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第25号

甲府市指定障害児通所支援事業者の指定等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定、指定の更新、指定の変更その他の手続き（以下「指定等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請等)

第2条 法第21条の5の15第1項の規定による指定の申請は、指定障害児通所支援事業者指定申請書（第1号様式）によらなければならない。

2 法第21条の5の16第1項の規定による指定の更新の申請は、指定障害児通所支援事業者指定更新申請書（第2号様式）によらなければならない。

3 市長は、第1項及び前項の申請を受けた場合において、指定又は指定の更新を決定したときは、指令書（第3号様式）により当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項及び第2項の申請を受けた場合において、指定又は指定の更新を却下したときは、指定障害児通所支援事業者指定（更新）却下通知書（第4号様式）により当該申請者に通知するものとする。

5 第3項の規定により通知を受けた者は、その旨を当該指定又は指定の更新に係る事業所の入口その他公衆の見やすい場所に標示しなければならない。

(指定の変更の申請)

第3条 法第21条の5の20第1項の規定による指定の変更の申請は、指定障害

児通所支援事業者指定変更申請書（第5号様式）によらなければならない。

2 市長は、前項の申請を受けた場合において、指定の変更の決定をしたときは、指令書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の申請を受けた場合において、指定の変更の却下を決定したときは、指定障害児通所支援事業者指定変更却下通知書（第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（変更の届出等）

第4条 法第21条の5の20第3項の規定による変更の届出は、指定障害児通所支援事業者変更届出書（第8号様式）によらなければならない。

2 法第21条の5の20第3項の規定による事業の再開の届出又は同条第4項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出は、指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書（第9号様式）によらなければならない。

（指定の取消し等）

第5条 市長は、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定による指定の取消しの決定をしたときは、指定障害児通所支援事業者指定取消通知書（第10号様式）により当該者に通知するものとする。

2 市長は、法第21条の5の24第1項又は第33条の18第6項の規定による指定の全部又は一部の効力の停止の決定をしたときは、指定障害児通所支援事業者指定停止通知書（第11号様式）により当該者に通知するものとする。

（公示）

第6条 法第21条の5の25の規定に基づき公示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業者の名称、主たる事務所の所在地
- (2) 指定等に係る事業所の名称及び所在地
- (3) 指定等の年月日
- (4) 指定等に係る事業の種類
- (5) 事業の主たる対象者
- (6) 事業所番号
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（事業の開始等の届出）

第7条 法第34条の3第2項の規定による届出は、障害児通所支援事業開始届（第12号様式）によらなければならない。

2 法第34条の3第3項の規定による届出は、障害児通所支援事業変更届（第13号様式）によらなければならない。

3 法第34条の3第4項の規定による届出は、障害児通所支援事業廃止・休止届（第14号様式）によらなければならない。

（業務管理体制の整備に関する事項の届出）

第8条 法第21条の5の26第2項又は同条第4項の規定による届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（第15号様式）によらなければならない。

2 法第21条の5の26第3項の規定による届出は、児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書（届出事項の変更）（第16号様式）によらなければならない。

（関係機関への情報提供）

第9条 市長は、指定障害児通所支援事業者に係る第6条に定める事項のほか、前条の規定による届出その他市長が必要と認める事項について、国、都道府県及び市町村その他関係機関に対して、情報を提供することができる。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、指定障害児通所支援事業者の指定等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

⑩

指定障害児通所支援事業者指定申請書

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者に係る指定を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ			
	名称			
	主たる事務所の所在地	(〒 —)		
	法人である場合その種別		法人所轄庁	
	連絡先	電話番号	FAX番号	
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ	氏名
代表者の住所	(〒 —)			
指定を受けようとする事業所	フリガナ			
	名称			
	事業所の所在地	(〒 —)		
	事業の種類	実施事業	指定申請をする事業の支援開始予定年月日	様式 備考
	児童発達支援 (福祉型児童発達支援センター)			付表
	児童発達支援 (児童発達支援センター以外)			付表
	医療型児童発達支援			付表
	放課後等デイサービス			付表
	居宅訪問型児童発達支援			付表
	保育所等訪問支援			付表
同一施設内において行う事業等の種類	事業所番号			

- 注1 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「実施事業」欄には、今回申請をする事業の種類に「○」を記載してください。
- 4 「同一施設内において行う事業等の種類」欄には、既に指定を受けているものについて事業の種類を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第 2 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊟

指定障害児通所支援事業者指定更新申請書

児童福祉法に規定する指定障害児通所支援事業者に係る指定の更新を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ 名称						
	主たる事務所の所在地		(〒 —)				
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号	F A X 番号				
	代表者の職・氏名	職名	フリガナ 氏名				
	代表者の住所		(〒 —)				
指定の更新を受けようとする事業所	フリガナ 名称						
	事業所の所在地		(〒 —)				
	事業の種類	実施事業	指定更新対象	指定年月日	指定有効期間満了日	指定有効開始年月日	事業所番号
	児童発達支援事業所 (福祉型児童発達支援センター)						
	児童発達支援事業所 (児童発達支援センター以外)						
	医療型児童発達支援事業所						
	放課後等デイサービス事業所						
	居宅訪問型児童発達支援事業所						
保育所等訪問支援事業所							

注 1 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。

2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。

3 「事業の種類」欄には、同じ事業所番号で指定を受けている事業について、「実施事業」の欄に○を記載し、各項目に記載してください。その際、指定更新の対象となる事業にのみ「指定更新対象」欄に○を記載してください。

第3号様式（第2条関係）

指令第 号

所在地
名称
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました指定障害児通所支援事業者の指定（更新）については、児童福祉法の規定により、次のとおり指定（更新）します。

年 月 日

甲府市長



- 1 事業所名
- 2 事業所所在地
- 3 事業の種類
- 4 事業の主たる対象者
- 5 指定（更新）年月日
- 6 事業所番号
- 7 指定（更新）有効期間

第4号様式（第2条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害児通所支援事業者指定（更新）却下通知書

年 月 日付けで申請のありました指定障害児通所支援事業者の指定（更新）については、次のとおり指定（更新）しないことに決定したので通知します。

申請者名	
代表者氏名	
事業所名	
事業所の所在地	
理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式（第3条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

申請者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊟

指定障害児通所支援事業者 指定変更申請書
 (特定障害児通所支援事業者)

児童福祉法に規定する特定障害児通所支援事業者に係る指定の変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

申請者	フリガナ						
	名称						
	主たる事務所の所在地		(〒 —)				
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号	FAX番号				
	代表者の職・氏名		職名		フリガナ		
	代表者の住所		(〒 —)				
指定の変更を受けようとする事業所	フリガナ						
	名称						
	事業所の所在地		(〒 —)				
	同一所在地において行う事業の種類		変更予定年月日	利用定員の増員		様式	備考
	通所 特定 障害 児	児童発達支援		変更前	変更後	付表	
		放課後等デイサービス				付表	
	同一施設内において行う事業等の種類			事業所番号			
						
						
						

- 注1 「法人である場合その種別」欄は、「社会福祉法人」、「医療法人」、「社団法人」、「財団法人」、「株式会社」、「有限会社」等の別を記載してください。
- 2 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「同一所在地において行う事業の種類」欄は、指定の変更をするサービスの変更予定年月日、利用定員の変更内容を記載してください。
- 4 「事業所番号」欄には、既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

第 6 号様式（第 3 条関係）

指令第 号

所在地
名称
代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のありました指定障害児通所支援事業者の指定
の変更については、児童福祉法の規定により、次のとおり指定を変更します。

年 月 日

甲府市長



- 1 事業所名
- 2 事業所の所在地
- 3 事業の種類
- 4 利用定員
- 5 指定変更年月日
- 6 事業所番号
- 7 変更となる事項

第7号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害児通所支援事業者指定変更却下通知書

年 月 日付で申請のありました指定障害児通所支援事業者の指定変更については、次のとおり指定を変更しないことに決定したので通知します。

申請者名	
代表者氏名	
事業所名	
事業所の所在地	
理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 8 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

事業者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊞

指定障害児通所支援事業者変更届出書

指定に係る届出事項を変更したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

		事業所番号	
指定内容を変更した事業所		名称	
		所在地	
		事業の種類	
番号	変更があった事項	変更の内容	
1	事業所の名称	(変更前)	
2	事業所の所在地		
3	申請者の名称		
4	主たる事務所の所在地		
5	代表者の氏名、住所及び職名		
6	定款・寄付行為等及び登記事項証明書又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8	事業所の平面図及び設備の概要	(変更後)	
9	事業所の管理者の氏名及び住所		
10	事業所の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		
11	主たる対象者		
12	運営規程		
13	障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項		
14	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		
15	その他		
変更年月日		年	月 日

- 注 1 該当する番号に○を付けてください。
 2 変更に係る事項を証する書類を添付してください。
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

第9号様式（第4条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

所在地

名称

代表者氏名

印

指定障害児通所支援事業者廃止・休止・再開届出書
事業の廃止、休止又は再開について、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

	事業所番号	
廃止、休止又は再開に係る事業所	名称	
	所在地	
	連絡先	
	事業の種類	
届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 再開	
廃止、休止又は再開の年月日	年 月 日	
廃止又は休止の理由		
現に支援を受けていた者に対する措置 (廃止又は休止の場合のみ)		
休止予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	

- 注 1 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。
- 2 事業を再開した場合は、再開した日から10日以内に届け出てください。
- 3 事業を廃止又は休止しようとする場合は、廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害児通所支援事業者指定取消通知書

次のとおり指定を取り消すので通知します。

申請者（設置者）名	
代表者氏名	
事業所名	
事業所の所在地	
事業の種類	
事業所番号	
指定の取消年月日	年 月 日
指定の取消理由	

注1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 1 1 号様式（第 5 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市長



指定障害児通所支援事業者指定停止通知書

次のとおり指定を停止するので通知します。

申請者（設置者）名	
代表者氏名	
事業所名	
事業所の所在地	
事業の種類	
事業所番号	
指定の停止期間	
指定の停止理由	

注 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第12号様式（第7条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名



障害児通所支援事業開始届

障害児通所支援事業を開始するので、児童福祉法第34条の3第2項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類及び内容	種類	1 児童発達支援 2 医療型児童発達支援 3 放課後等デイサービス 4 居宅訪問型児童発達支援 5 保育所等訪問支援	
	内容		
経営者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地)	フリガナ		
	氏名(名称)		
	住所(主たる事務所の所在地)	(〒 -)	
条例、定款その他の基本約款	別紙のとおり		
運営規程	別紙のとおり		
職員の職種	職務の内容	職員の定数	
		人	
		人	
		人	
		人	
主な職員の氏名	職名	氏名	職名
主な職員の経歴	別紙のとおり		
事業の用に供する施設 (事業所)	フリガナ		
	名称		
	種類		
	所在地	(〒 -)	
事業の開始予定年月日	年 月 日		
収支予算書及び事業計画書	別紙のとおり		

注 「事業の種類及び内容」の「種類」欄は、該当する番号に○を付けてください。

第13号様式（第7条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊟

障害児通所支援事業変更届

障害児通所支援事業を変更するので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業の種類	1 児童発達支援 2 医療型児童発達支援 3 放課後等デイサービス 4 居宅訪問型児童発達支援 5 保育所等訪問支援	
事業所の名称及び所在地	名称	
	所在地	
変更事項	1 事業の種類・内容 2 経営者の氏名・住所(法人にあつては、名称・主たる事務所の所在地) 3 条例、定款その他の基本約款 4 職員の定数・職務の内容 5 主な職員の氏名・経歴 6 事業の用に供する施設の名称・種類・所在地 7 事業開始の予定年月日	
変更内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

注1 「事業の種類」欄及び「変更事項」欄は、該当する番号に○を付けてください。

2 変更の日から1月以内に届け出てください。

第14号様式（第7条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

届出者 所在地
 名称
 代表者氏名

㊞

障害児通所支援事業廃止・休止届

障害児通所支援事業を廃止・休止するので、次のとおり届け出ます。

事業の種類	1 児童発達支援 2 医療型児童発達支援 3 放課後等デイサービス 4 居宅訪問型児童発達支援 5 保育所等訪問支援
事業所の名称及び所在地	名称
	所在地
届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止
廃止又は休止の年月日	年 月 日
廃止又は休止の理由	
現に支援を受けている者に対する措置	
休止の予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日

注 「事業の種類」欄は、該当する番号に○を付けてください。

第15号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

事業者 所在地
名称
代表者氏名

㊤

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の届出書
このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号												
1	届出の内容											
	(1) 法第21条の5の26第2項関係（整備）											
(2) 法第21条の5の26第4項関係（区分の変更）												
2	フリガナ											
	名称又は氏名											
	住所(主たる事務所 の所在地)											
	(郵便番号 -)											
	(ビルの名称等)											
	連絡先											
	電話番号 FAX番号											
業 者	法人の種別											
	代表者の職名・氏名・生年月日											
	職名 フリガナ 生年月日 氏名 年 月 日											
	代表者の住所											
(郵便番号 -)												
(ビルの名称等)												
3	事業所名称等及び所在地											
	事業所名称 指定年月日 事業所番号 所在地											
計 ヵ所												
4	児童福祉法上の該当する条文（事業者の区分）											
法第21条の5の25（指定障害児通所支援事業者等）												
5	児童福祉法施行規則第18条の38に基づく届出事項											
	第2号 法令遵守責任者の氏名（フリガナ） 生年月日											
	年 月 日											
	第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要											
第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要												
6	区分変更前行政機関名称、担当部（局）課											
	事業者（法人）番号											
	区分変更の理由											
	区分変更後行政機関名称、担当部（局）課											
	区分変更日 年 月 日											

第16号様式（第8条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

事業者 所在地
 名称
 代表者氏名 ㊟

児童福祉法に基づく業務管理体制の整備に関する事項の
 届出書（届出事項の変更）

このことについて、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号																			
変更があった事項																			
<ol style="list-style-type: none"> 1 法人の種別、名称（フリガナ） 2 主たる事務所の所在地、電話、FAX番号 3 代表者氏名（フリガナ）、生年月日 4 代表者の住所、職名 5 事業所名称等及び所在地 6 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日 7 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 8 業務執行の状況の監査の方法の概要 																			

変更の内容
(変更前)
(変更後)

注 該当する番号に○を付けてください。

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第26号

甲府市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市児童福祉法施行細則（平成15年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第18条の次に次の3条を加える。

（助産施設への入所の申込等）

第19条 法第22条第2項の申込書は、助産施設入所申込書（第27号様式）とする。

2 福祉事務所長は、法第22条第1項の規定による助産の実施を承諾したときは助産施設入所承諾書（第28号様式）により申込者に通知するとともに、当該申込者が入所を希望する施設の長にその旨を通知するものとし、承諾しないときは助産施設入所不承諾通知書（第29号様式）により申込者に通知するものとする。

3 福祉事務所長は、承諾した助産の実施を解除したときは、助産実施解除通知書（第30号様式）により当該申込者に通知するとともに、当該申込者が入所している施設の長にその旨を通知するものとする。

（母子生活支援施設への入所の申込等）

第20条 法第23条第2項の申込書は、母子生活支援施設入所申込書（第31号様式）とする。

2 福祉事務所長は、法第23条第1項の規定による保護の実施を承諾したときは母子生活支援施設入所承諾書（第32号様式）により申込者に通知するとともに、当該申込者が入所を希望する施設の長にその旨を通知するものとし、承諾しないときは母子生活支援施設入所不承諾通知書（第33号様式）により申込者に

通知するものとする。

- 3 福祉事務所長は、承諾した保護の実施を解除したときは、母子保護実施解除通知書（第34号様式）により当該申込者に通知するとともに、当該申込者が入所している施設の長にその旨を通知するものとする。

（児童福祉施設の設置の認可申請等）

第21条 助産施設、母子生活支援施設又は保育所（以下「児童福祉施設」という。）の省令第37条第2項の規定による設置の認可の申請は、児童福祉施設設置認可申請書（第35号様式）によらなければならない。

- 2 市長は、前項の申請に基づき児童福祉施設の設置を認可したときは、児童福祉施設設置認可通知書（第36号様式）により通知するものとする。

- 3 省令第37条第5項の規定による届出は、児童福祉施設名称等変更届（第37号様式）によらなければならない。

- 4 省令第37条第6項の規定による届出は、児童福祉施設設備等変更届（第38号様式）によらなければならない。

- 5 法第35条第12項の規定による承認の申請は、児童福祉施設廃止（休止）承認申請書（第39号様式）によらなければならない。

第26号様式の次に次の13様式を加える。

第 27 号様式（第 19 条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）甲府市福祉事務所長

妊産婦住所

氏名

印

助産施設入所申込書

助産施設への入所について次のとおり申し込みます。

入所を希望する 助産施設名	第 1 希望：
	第 2 希望：
出産予定日	年 月 日
助産の実施を希望 する理由	

妊産婦の家庭の状況

区分	ふりがな 氏名	妊産婦 との続 柄	生年 月日	性別	職業	課税の有無		個人番号	備考
						本年度 分市区 町村民 税	前年分 所得税		
妊 産 婦 の 世 帯 員		本人				有・無	有・無		
				男・女		有・無	有・無		
				男・女		有・無	有・無		
				男・女		有・無	有・無		
				男・女		有・無	有・無		
生活保護の状 況		適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始）							
社会保 険の加 入状 況	加入の有無	有・無	保険の種類			出産育児一時 金等の額			
	被保険者の記 号		番号			被保険者名			

(裏面)

- 注1 この申込書は、妊産婦が次の点に留意して記入の上、甲府市役所 課に提出してください。
- 2 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
 - 3 「助産の実施を希望する理由」の欄は、保健上入院助産を受けることが必要であることについて、その具体的な状況（例えば、住宅が狭隘である等）を記入してください。
 - 4 「妊産婦の世帯員」の欄は、妊産婦本人及び妊産婦の配偶者、同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 5 「社会保険の加入状況」の「加入の有無」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 6 「個人番号」の欄は、世帯員のマイナンバー（12桁）を記入してください。
 - 7 備考欄については、健康状況等入院助産の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

第 年 月 日 号

様

甲府市福祉事務所長 印

助産施設入所承諾書

申込みのありました助産施設への入所について次のとおり承諾します。

入所する妊産婦の 氏名	
入所する助産施設 の名称及び所在地	
出産予定日	年 月 日
徴収金の金額及び 納入方法	徴収金 円

備考

- 1 徴収金について変更があった場合は、その旨通知します。
- 2 助産施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除します。

第 号
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 

助産施設入所不承諾通知書

申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により承諾できませんので通知します。

（理由）

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 印

助産実施解除通知書

助産の実施を解除することにしたので通知します。

妊産婦の氏名	
助産施設の名 称及び所在地	
助産の実施の 解除の年月日	年 月 日
助産の実施の 解除の理由	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 3 1 号様式（第 2 0 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市福祉事務所長

保護者住所

氏名

㊞

母子生活支援施設入所申込書

母子生活支援施設への入所について次のとおり申し込みます。

入所を希望する母子生活支援施設名	第 1 希望：
	第 2 希望：
母子保護の実施を希望する理由	
母子保護の実施を希望する期間	年 月 日から 年 月 日まで

入所を希望する世帯の状況

区分	ふりがな 氏名	続柄	生年月日	性別	職業又は就学 の状況等	個人番号	備考
世帯員		本人					
				男・女			
				男・女			
				男・女			
				男・女			
生活保護の状況	適用なし 適用あり（ 年 月 日保護開始）						

注 1 この申込書は、保護者が次の点に留意して記入の上、甲府市役所 課に提出してください。

- 2 申込書に徴収額決定のために必要な事項に関する書類（課税証明書等）を添付してください。
- 3 「母子保護の実施を希望する理由」の欄には、その具体的な状況を記入してください。
- 4 「母子保護の実施を希望する期間」の欄には、母子保護の実施を希望する理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。
なお、母子保護の実施期間の希望に添えない場合があることを、あらかじめご承知ください。
- 5 「世帯員」の欄は、入所を希望する保護者及びその監護する児童の全員について記入するとともに、「性別」の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 6 「個人番号」の欄は、世帯員のマイナンバー（12桁）を記入してください。
- 7 備考欄については、健康状況等母子保護の実施につき参考となるべき事項を記入してください。

第 3 2 号様式（第 2 0 条関係）

第 号
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長



母子生活支援施設入所承諾書

申込みのありました母子生活支援施設への入所について次のとおり承諾
します。

入所する保護者及びその監護する児童の氏名	保護者： 児 童：
入所する母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施日	
徴収金の金額及び納入方法	徴収金 円

備考

- 1 徴収金について変更があった場合は、その旨通知します。
- 2 母子生活支援施設入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を届け出てください。
- 3 母子生活支援施設への入所が適当と認められなくなった場合には、母子保護の実施を解除します。

第 号
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 

母子生活支援施設入所不承諾通知書

申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により承諾できませんので通知します。

（理由）

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号
年 月 日

様

甲府市福祉事務所長 印

母子保護実施解除通知書

次の保護者及びその監護する児童について、母子保護の実施を解除することにしたので通知します。

保護者及びその監護する児童の氏名	保護者： 児童：
母子生活支援施設の名称及び所在地	
母子保護の実施の解除の年月日	年 月 日
母子保護の実施の解除の理由	

審査請求及び取消訴訟

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、甲府市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、甲府市を被告として（訴訟において市を代表する者は甲府市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住所
氏名 ㊟
(法人にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名)

児童福祉施設設置認可申請書

次のとおり児童福祉施設を設置したいので、児童福祉法施行規則第 3 7 条第 2 項の規定により申請します。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 位置
- 4 建物その他設備の規模及び構造
- 5 運営の方法
- 6 事業の開始予定年月日

添付書類

- (1) 建物その他設備を明らかにした図面
- (2) 経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員等の氏名及び経歴を記載した書面
- (3) 収支予算書
- (4) 資産状況を明らかにした書面
- (5) 法人にあっては、定款又は寄付行為及び規約
- (6) 法人以外の者にあっては、経歴を記載した書面

第36号様式（第21条関係）

年 月 日

様

甲府市長



児童福祉施設設置認可通知書

年 月 日付で申請のありました児童福祉施設の設置について、次のとおり認可したので通知します。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 所在地
- 4 認可の年月日

第 3 7 号様式（第 2 1 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住所
氏名 ㊟
〔 法人にあつては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名 〕

児童福祉施設名称等変更届

次のとおり児童福祉施設の名称等を変更したので、児童福祉法施行規則
第 3 7 条第 5 項の規定により届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 位置
- 4 変更の年月日
- 5 変更事項
- 6 変更の理由

注 定款、寄付行為又は規約を変更したときは、その写しを添付すること。

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

印

（ 法人にあっては、主たる
事務所の所在地、名称及
び代表者の氏名 ）

児童福祉施設設備等変更届

次のとおり児童福祉施設の設備等を変更したいので、児童福祉法施行規則第37条第6項の規定により届け出ます。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 位置
- 4 変更の予定年月日
- 5 変更事項
- 6 変更の理由

添付書類

- (1) 建物その他設備を変更する場合にあっては、変更後の建物その他設備を明らかにした図面
- (2) 定員を変更する場合にあっては、経営の責任者及び福祉の実務に当たる幹部職員の名簿並びに措置予定児童(世帯)の名簿

年 月 日

（あて先）甲府市長

所在地

名 称

代表者氏名

㊟

児童福祉施設廃止（休止）承認申請書

児童福祉法第 3 5 条第 1 2 項の規定による児童福祉施設の廃止（休止）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 名称
- 2 種類
- 3 位置
- 4 廃止（休止）の予定年月日
- 5 休止にあつては、その期間
- 6 廃止（休止）の理由
- 7 入所させている者の処置
- 8 廃止にあつては、財産の処分方法

添付書類

- (1) 決算見込書
- (2) 廃止(休止)の議決書の謄本

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第27号

甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する
法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進
に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）の施行に関し、
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令
（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的
な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働
省令第2号。以下「省令」という。）、甲府市認定こども園の認定に係る要件を
定める条例（平成30年12月条例第56号。以下「条例」という。）及び甲府
市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30
年12月条例第57号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)

第2条 法第4条第1項の申請書は、認定こども園認定申請書（第1号様式）とす
る。

(幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請)

第3条 省令第15条第1項の認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置認可申
請書（第2号様式）とする。

(変更の届出等)

第4条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による変更の届出は、認
定こども園変更届出書（第3号様式）によらなければならない。

2 省令第28条第1号の市長が定める数は、法第4条第1項第3号又は第4号に規定する利用定員に10分の1を乗じて得た数とする。

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請)

第5条 省令第17条の認可申請書は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（第4号様式）とする。

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請)

第6条 省令第18条の認可申請書は、幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書（第5号様式）とする。

(報告の徴収等)

第7条 省令第29条の市長が定める日は、5月31日とする。

2 省令第29条第2号の市長が定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 職員の配置に関する事
- (2) 職員の資格に関する事
- (3) 施設整備に関する事
- (4) 教育及び保育の内容に関する事
- (5) 保育者の資質向上に関する事
- (6) 子育て支援事業に関する事
- (7) 管理運営等に関する事

3 省令第29条第3号の市長が定める事項は、認定こども園の利用料に関する事とする。

4 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書（第6号様式）によらなければならない。

(食事の外部搬入の要件)

第8条 条例第6条第8項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 子どもに対する食事の提供の責任が認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- (2) 認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

- (3) 調理業務の受託者を、認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- (4) 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる事。
- (5) 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めるとともに、当該計画を公表するよう努める事。

(認定の辞退)

第9条 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の設置者は、認定を辞退しようとするときは、認定こども園認定辞退届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定こども園認定辞退届の提出を受けたときは、その旨を公表するものとする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 4 条第 1 項（第 2 項）の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

認定こども園の名称						
認定こども園の長となるべき者の氏名						
認定を受けようとする施設	名称				施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保育機能施設
	所在地					
	電話番号					
	名称				施設の種別	<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 保育機能施設
	所在地					
	電話番号					
利用定員	区分	満 3 歳未満	満 3 歳以上	小計	合計	人
	保育を必要とする子ども	人	人	人		
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人		

(裏面)

教育又は保育の目標及び主な内容	(教育又は保育の目標及び理念)			
	(教育又は保育の内容の概要)			
	年間開園日数	日		
	開園時間	平日	: ~ :	(時間)
		土曜日	: ~ :	(時間)
		日曜日・祝日	: ~ :	(時間)
その他				
休園日				
子育て支援事業のうち認定こども園が実施するもの				

添付書類

- (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- (3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- (5) 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- (6) 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- (7) 子育て支援事業の実施に関する計画書
- (8) 管理運営体制に関する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 3 条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による認可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

幼保連携型認定こども園の設置の目的						
幼保連携型認定こども園の名称						
幼保連携型認定こども園の長となるべき者の氏名						
認可を受けようとする施設	名称					
	所在地					
	電話番号					
	開設時期					
利用定員	区分	満 3 歳未満	満 3 歳以上	小計	合計	人
	保育を必要とする子ども	人	人	人		
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人		

(裏面)

教育及び保育の目標及び主な内容	(教育及び保育の目標及び理念)			
	(教育及び保育の内容の概要)			
	年間開園日数	日		
	開園時間	平日	: ~ :	(時間)
		土曜日	: ~ :	(時間)
		日曜日・祝日	: ~ :	(時間)
その他				
休園日				
子育て支援事業のうち幼保連携型認定こども園が実施するもの				

添付書類

- (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- (3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類
- (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
- (5) 教育及び保育に関する全体的な計画書及び指導計画書
- (6) 教育及び保育に従事する職員の研修計画書
- (7) 子育て支援事業の実施に関する計画書
- (8) 管理運営体制に関する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

第 3 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 29 条第 1 項（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第 15 条第 2 項）の規定により、次のとおり届け出ます。

認定こども園の名称		
変更事項	変更前	変更後
変更の予定年月日	年 月 日	
変更の理由		

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

㊦

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項の規定による認可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

幼保連携型認定こども園の名称	
廃止（休止）の理由	
園児の処置方法	
廃止の期日（休止の予定期間）	（ 年 月 日から 年 月 日まで）
財産の処分	

備考

- 1 「財産の処分」の欄は、幼保連携型認定こども園を廃止する場合に限り記載すること。
- 2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第 5 号様式（第 6 条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

変更前の設置者 住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

変更後の設置者 住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

幼保連携型認定こども園設置者変更認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定による認可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 名称等

幼保連携型認定こども園の 名称							
幼保連携型認定こども園の 長となるべき者の氏名							
認可に係 る施設	名称						
	所在地						
	電話番号						
利用 定員	区分	満 3 歳未満	満 3 歳以上	小計	合計	人	
	保育を必要とする子ど も	人	人	人			
	保育を必要とする子ど も以外の子ども	人	人	人			
教育及び保育の目標及び主 な内容		(教育及び保育の目標及び理念)					
		(教育及び保育の内容の概要)					
		年間開園日数	日				
		開園時間	平日	: ~ : (時間)			
			土曜日	: ~ : (時間)			
			日曜日・祝日	: ~ : (時間)			
その他							
休園日							
子育て支援事業のうち幼保 連携型認定こども園が実施 するもの							

(裏面)

2 変更事項

(1) 変更前

幼保連携型認定こども園の設置の目的		
幼保連携型認定こども園の名称		
変更の対象となる施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程		
経費の見積り及び維持方法		

(2) 変更後

幼保連携型認定こども園の設置の目的		
幼保連携型認定こども園の名称		
変更の対象となる施設	名称	
	所在地	
	電話番号	
園地、園舎その他設備の規模及び構造並びにその図面		
幼保連携型認定こども園の運営に関する規程		
経費の見積り及び維持方法		

3 変更理由

4 変更時期

備考 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第 6 号様式（第 7 条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住所
氏名 ㊟
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

認定こども園の名称							
利用 定員	区分	満 3 歳未満	満 3 歳以上	小計	合計	人	
	保育を必要とする 子ども	人	人	人			
	保育を必要とする 子ども以外の子ど も	人	人	人			
教育又は保育の目標及 び主な内容（※）		（教育又は保育の目標及び理念）					
		（教育又は保育の内容の概要）					
		年間開園日数	日				
		開園時間	平日	:	～	:	（ 時間）
			土曜日	:	～	:	（ 時間）
			日曜日・祝日	:	～	:	（ 時間）
その他							
休園日							
子育て支援事業のうち 認定こども園が実施す るもの（※）							
利用料							

(裏面)

備考

- 1 ※印欄は、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園である場合に限り記載すること。
- 2 各欄に記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園にあつては、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
 - (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
 - (3) 施設設備の基準を満たすことを証する書類
 - (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積を明らかにした平面図
 - (5) 教育及び保育の実施状況に関する書類
 - (6) 教育及び保育に従事する職員の研修の実施状況に関する書類
 - (7) 子育て支援事業の実施状況に関する書類
 - (8) 管理運営体制に関する書類
 - (9) その他市長が必要と認める書類

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

認定こども園認定辞退届

甲府市就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則第9条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定こども園の名称	
辞退の理由	
辞退の予定年月日	年 月 日

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第28号

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（平成30年12月条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犬を飼養し、又は保管している旨の表示)

第2条 条例第7条第2項の規定による表示は、第1号様式により行わなければならない。

(多頭飼養者の適用除外)

第3条 条例第11条の規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 現に警察活動に使用し、又は使用する目的で訓練を受けている犬で警察の所有するものを飼養する者
- (2) 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第3条第1項に規定する訓練事業者で、同法第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を育成する目的で犬を飼養している者
- (3) 教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供するための犬又は猫を飼養する者

(多頭飼養の届出)

第4条 条例第12条第1項の規定による届出は、犬及び猫の多頭飼養届（第2号様式）によらなければならない。

2 条例第12条第1項第5号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 種類

- (2) 性別
- (3) 年齢
- (4) 犬にあつては体格

(多頭飼養の変更等の届出)

第5条 条例第13条第1項及び第2項の規定による届出は、犬及び猫の多頭飼養変更(廃止)届(第3号様式)によらなければならない。

2 条例第13条第1項の規則で定める軽微な変更は、飼養する犬及び猫の増加した数が増加前の数の30パーセント未満の変更とする。

(犬及び猫の引取り依頼書)

第6条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第35条第1項及び第3項の規定による犬又は猫の引取りの依頼は、犬又は猫の引取り依頼書(第4号様式)によらなければならない。

(引き取った所有者の判明しない犬又は猫の公示)

第7条 条例第15条第4項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 拾得場所
- (2) 犬又は猫の別
- (3) 種類
- (4) 性別
- (5) 毛の色
- (6) その他の特徴

2 前項の公示は、甲府市保健所の掲示場に掲示することにより行うものとする。

(抑留した犬の公示)

第8条 条例第16条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 捕獲場所
- (2) 種類
- (3) 性別
- (4) 毛の色
- (5) その他の特徴

2 前項の公示は、甲府市保健所の掲示場に掲示することにより行うものとする。
(係留されていない犬等の薬物による捕獲及び周知の方法)

第9条 条例第16条第5項の捕獲の方法は、次のとおりとする。

- (1) 使用する薬物は、睡眠薬とすること。
 - (2) 道路、空地、広場、堤防その他の監視のしやすい場所に、必要な時間を限って、薬物を含む餌（以下この条において「餌」という。）を置くこと。
 - (3) 薬物を含む旨を表示した紙片等を餌に添え置き、かつ、捕獲に従事している職員が、餌を置いた場所を監視すること。
 - (4) 第2号に規定する時間が経過した後は、直ちに餌を回収すること。
- 2 条例第16条第5項の周知の方法は、捕獲をする対象、場所、期間及び時間、餌の種類及び特徴その他必要な事項を、捕獲を実施する区域内及びその近傍の公衆の見やすい場所に捕獲を開始する日の3日前から掲示するほか、これらの事項について放送し、回覧し、又はちらしを配布することにより行うものとする。

(負傷動物の公示)

第10条 条例第17条において準用する条例第16条第2項の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 収容場所
 - (2) 種
 - (3) 種類
 - (4) 性別
 - (5) 毛の色
 - (6) その他の特徴
- 2 前項の公示は、甲府市保健所の掲示場に掲示することにより行うものとする。
(事故届)

第11条 条例第19条第1項の規定による届出は、犬による事故届（第5号様式）によらなければならない。

(緊急時等の通報を受ける職員)

第12条 条例第19条第2項の規則で定める職員は、甲府市保健所において動物の愛護及び管理に関する事務に従事する職員とする。

(身分証明書)

第13条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第6号様式）とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

第1号様式（第2条関係）



注 外枠の直径は、5センチメートル以上とする。

第2号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

届出者 住所

氏名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

犬及び猫の多頭飼養届

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

犬及び猫の数		犬（ ）頭					猫（ ）匹					
種類等	犬及び猫の別											
	種類											
	性別											
	年齢											
	体格（犬のみ）											
飼養施設の所在地												
飼養の方法	管理をする者の氏名											
	糞尿の処理方法											
	動物の死体の処理方法											
	周辺的生活環境を保全する方法											

注1 申請書に添付する飼養施設の配置図は、寸法等を詳細に記載すること。

2 この用紙に記入しきれない場合は、別の用紙を使用して記載すること。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

届出者 住所

氏名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

犬及び猫の多頭飼養変更（廃止）届

犬及び猫の多頭飼養について変更（廃止）したので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第13条第1項（第13条第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 多頭飼養の届出年月日
- 2 飼養施設の所在地
- 3 変更（廃止）年月日
- 4 変更事項

変更事項		変更後
住所		
氏名（法人にあつては、 名称及び代表者の氏名）		
犬及び猫の数 等	数	犬（ ）頭 猫（ ）匹
	種類	
	性別	
	年齢	
	体格	
飼養の方法		

注1 廃止の届出にあつては、変更事項は記入しないこと。

2 この用紙に記入しきれない場合は、別の用紙を使用して記載すること。

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

依頼者 住所

氏名 ④

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

電話番号

犬又は猫の引取り依頼書

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項（第35条第3項）の規定により、次のとおり犬又は猫の引取りを依頼します。

1 継続して飼養することができない理由（引取りを求める理由）

2 引取りを依頼する犬又は猫に関する事項

犬又は猫の別	種類	性別

3 犬又は猫を拾得した場合にあつては、その状況

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

届出者 住所
 氏名 ㊟
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）
 電話番号

犬による事故届

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出事項	内容					
事故の発生日時	年 月 日 時					
事故の発生場所						
事故の原因						
事故を加えた犬	犬名		種類		年齢	
	性別		毛の色		体格	
	登録番号	年度登録				号
	注射済票番号	年度				号
飼養又は保管の作業に従事していた者	住所					
	氏名					
被害者	住所					
	氏名		性別		年齢	
被害の概要						
応急措置及び新たな事故の発生防止措置の概要						

第 6 号様式（第 1 3 条関係）

（表）

身 分 証 明 書		写 真
所 属 職氏名		
上記の者は、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第 2 1 条第 1 項の規定により立入調査をする職員であることを証明する。		
年 月 日		
甲府市長		印

（裏）

甲府市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）
（立入調査等）
第 2 1 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、犬の飼い主その他の関係者から必要な事項の報告を求め、又はその職員に、犬が飼養され、若しくは保管されている土地その他関係のある場所に立ち入り、飼養の状況等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 この用紙は、日本工業規格 A 7 とする。

甲府市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第29号

甲府市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

甲府市狂犬病予防法施行細則（平成12年3月規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「施行規則」という。）の施行に関し」を「の施行に関し、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか」に改める。

本則に次の2条を加える。

（犬の引取り申請）

第6条 法第6条第8項（法第18条第2項の規定により準用される場合を含む。）の規定により公示された抑留されている犬を引取ろうとする者は、犬の引取り申請書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（捕獲人遵守事項）

第7条 捕獲人は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 捕獲に従事中は、施行規則第14条の証票を左腕に着けていること。
- (2) 前号の証票を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
- (3) 捕獲は予防員の指示によって行うこと。

第7号様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住所

氏名 ⑩

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

犬の引取り申請書

抑留された犬の引取りを申請します。

- 1 犬の所在地
- 2 登録年月日及び番号
- 3 予防注射年月日及び注射済票番号
- 4 犬の種類、性、年齢、毛色、体型、特徴

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第30号

甲府市外部監査契約を締結しようとする相手方の資格を証する書面等の閲覧に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第174条の49の25第2項及び第174条の49の33第2項（政令第174条の49の38第1項、第174条の49の39第1項、第174条の49の40第1項及び第174条の49の42第1項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による外部監査契約（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第1項に規定する外部監査契約をいう。次条において同じ。）を締結しようとする相手方の資格を証する書面又はその写し（以下「資格書面等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧期間等)

第2条 政令第174条の49の25第2項又は第174条の49の33第2項の規則で定める期間は、当該外部監査契約の期間とする。

2 資格書面等の閲覧は、前項に規定する期間のうち、甲府市の休日を定める条例（平成元年3月条例第13号）第1条第1項各号に掲げる日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、資格書面等を閲覧に供しない日を設け、又は閲覧の時間を変更することができる。

(閲覧場所)

第3条 資格書面等の閲覧場所（以下「閲覧場所」という。）は、企画部企画経営

室行政経営課とする。

(閲覧手続)

第4条 資格書面等の閲覧をしようとする者は、外部監査人資格書面等閲覧簿（別記様式）に必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧の制限等)

第5条 資格書面等を閲覧する者（以下「閲覧者」という。）は、資格書面等を閲覧場所以外に持ち出してはならない。

- 2 閲覧者は、資格書面等を汚損し、若しくは毀損し、又は資格書面等への加筆等の行為をしてはならない。
- 3 市長は、閲覧者が前2項の規定に違反したとき、又は違反するおそれがあるときは、資格書面等の閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

外部監査人資格書面等閲覧簿

閲覧年月日	年 月 日	整理番号	
氏名			
住所			
電話番号			
閲覧対象	<input type="checkbox"/> 包括外部監査人の資格書面等 <input type="checkbox"/> 個別外部監査人の資格書面等		

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第31号

甲府市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第24条の3第1項第1号中「100分の115以上100分の190以下」を「100分の112.5以上100分の185以下」に、「100分の139以上100分の230以下」を「100分の136.5以上100分の225以下」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115未満」を「100分の101以上100分の112.5未満」に、「100分の124.5以上100分の139未満」を「100分の122以上100分の136.5未満」に改め、同項第3号中「100分の92」を「100分の89.5」に、「100分の112」を「100分の109.5」に改め、同項第4号中「100分の92」を「100分の89.5」に、「100分の112」を「100分の109.5」に改める。

第24条の4第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の47」に、「100分の59.5」を「100分の57」に改め、同項第2号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の56」を「100分の53.5」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の56」を「100分の53.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（勤勉手当の成績率の経過措置）

- 2 当分の間、この規則による改正後の甲府市職員給与条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条の3及び第24条の4の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。
- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の185（新規則第17条の2に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の225）
- (2) 再任用職員 100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第32号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成7年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「条例第7条の2第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務すること」を「職員に時間外勤務（条例第7条の2第2項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第7条の2第2項の規定により正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第7条の2を第7条の2の2とし、第7条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第7条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間及び月数（第1号にあつては、時間）（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1に掲げる事業に従事する職員にあつては、同法第36条第1項の規定により延長した労働時間）の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する場合以外の場合 次のア及びイに定める時間

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）又は通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に前号に規定する時間を超えて時間外勤務を命

ずる必要がある場合 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6月

2 任命権者が、特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要があると認める場合（労働基準法別表第1に掲げる事業に従事する職員にあつては、同法第33条第1項の規定による行政官庁の許可を受け、又は届出をした場合に限る。）には、前項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

第9条第1項中「（昭和22年法律第49号）」を削る。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の第7条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは、「5月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第33号

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則（平成20年3月規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（以下この項において「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第97条に規定する大学院の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第34号

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和42年12月規則第44号)の一部を次のように改正する。

目次中「第26条」を「第27条」に改める。

第3条に後段として次のように加える。

負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。

第4条中「前条の」の次に「規定による」を加え、同条に次の1項を加える。

2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないと認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。

- (1) 実施機関の長の職氏名
- (2) 被災職員の氏名
- (3) 傷病名
- (4) 災害発生年月日
- (5) 公務上の災害又は通勤による災害でないと認定した理由

第26条を第27条とし、第25条を第26条とし、第24条の2の次に次の1条を加える。

(審査の申立ての教示)

第25条 実施機関は、条例又はこの規則に基づく補償に関する通知をするときは、第22条に定めるところにより審査の申立てをすることができる旨を教示するものとする。

第1号様式の2中「権利は、」の次に「これを行使することができる時から」を加え、「行わない」を「行行使しない」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1号様式の2の改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第35号

甲府市福祉事務所長事務委任規則の一部を改正する規則

甲府市福祉事務所長事務委任規則（昭和41年11月規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第55条の4第2項」の次に「（第55条の5第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条中第18号を第19号とし、第12号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号中「第55条の6第1項」を「第55条の7第1項」に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「第55条の5」を「第55条の6」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 法第55条の5第1項の規定による進学準備給付金の支給に関すること。

第2条に次の1号を加える。

(20) 法第81条の3の規定による情報の提供、助言その他適切な措置に関すること。

第2条の3第1号中「第4条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条第2号中「第5条第1項」を「第6条第1項」に改め、同条第4号中「第6条第1項第4号」を「第7条第2項第2号」に、「子どもに対し学習の援助を行う事業」を「子どもの学習・生活支援事業」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「第6条第1項第2号」を「第7条第2項第1号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条第1項の規定による生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業に関すること。

第2条の3に次の7号を加える。

- (6) 法第 8 条の規定による利用勸奨等に関する事。
- (7) 法第 9 条第 1 項の規定による支援会議に関する事。
- (8) 法第 1 6 条の規定による生活困窮者就労訓練事業の認定に関する事。
- (9) 法第 1 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による生活困窮者の雇用の機会の確保に関する事。
- (10) 法第 1 8 条第 1 項の規定による不正利得の徴収に関する事。
- (11) 法第 2 1 条第 1 項の規定による報告並びに文書その他の物件の提出及び掲示の命令並びに質問に関する事。
- (12) 法第 2 2 条の規定による文書の閲覧及び資料の提供並びに報告の求め（生活困窮者住居確保給付金の支給又は生活困窮者就労準備支援事業若しくは生活困窮者一時生活支援事業に係るものに限る。）に関する事。

第 7 条の 3 を削る。

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第36号

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年3月規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4章中第6条の前に次の1条を加える。

（利率）

第5条の2 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1.5パーセントとする。

第6条第1項第4号中「保証人」を「保証人を立てる場合は、保証人」に改める。

第9条中「保証人が連署した甲府市災害援護資金借用書」を「甲府市災害援護資金借用書（保証人を立てる場合は、保証人が連署したもの）」に、「及び保証人の印鑑証明書」を「の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）」に改める。

第11条に見出しとして「（借用書等の返還）」を付する。

第2号様式中「年賦」を「年賦 半年賦 月賦」に改める。

第3号様式中「年賦」を「年賦 半年賦 月賦」に、「年3パーセント」を「無利子 年1.5パーセント」に改める。

第5号様式中「年3パーセント」を「無利子 年1.5パーセント」に改める。

第7号様式及び第13号様式中「年賦」を「年賦 半年賦 月賦」に改める。

第14号様式及び第15号様式中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第5条の2、第6条第1項第4号及び第9条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第37号

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市地方卸売市場業務条例施行規則（平成23年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表中「2,000円」を「2,500円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用する。

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第38号

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の一部を改正する規則

甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則（平成18年12月規則第84号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「10万5,290円」を「16万5,150円」に、「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「5万2,650円」を「8万2,580円」に、「2万8,600円」を「3万5,400円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の甲府市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項の規則で定める金額を定める規則の規定は、平成31年4月1日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、同日前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第39号

甲府市身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

甲府市身体障害者福祉法施行細則（平成6年3月規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「厚生省令第15号」の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第4条中「第9条第6項及び第7項」を「第9条第8項」に改め、同条の次に次の4条を加える。

（医師の指定）

第4条の2 法第15条第1項の指定を受けようとする医師は、指定申請書（第4号様式の2）を市長に提出するものとする。

（医師の診断書及び意見書）

第4条の3 施行規則第2条第1項第1号の医師の診断書及び同項第2号の意見書は、身体障害者診断書・意見書（第4号様式の3）とする。

（居住地又は氏名の変更の届出）

第4条の4 施行令第9条第2項又は第4項の規定による届出は、身体障害者居住地（氏名）変更届（第4号様式の4）によるものとする。

（身体障害者手帳の再交付の申請）

第4条の5 施行令第10条第1項に規定する申請は、身体障害者手帳再交付申請書（第4号様式の5）によるものとする。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第7条を次のように改める。

第7条 削除

第14条の次に次の1条を加える。

(身体障害者生活訓練等事業等の開始等の届出)

第15条 法第26条1項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等開始届(第18号様式)によらなければならない。

2 法第26条第2項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等変更届(第19号様式)によらなければならない。

3 法第26条第3項の規定による届出は、身体障害者生活訓練等事業等廃止(休止)届(第20号様式)によらなければならない。

第4号様式の次に次の4様式を加える。

第4号様式の2（第4条の2関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名



指定申請書

身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師として指定を受けたいので、申請します。

診療に従事する医療機関名	
診療に従事する医療機関の所在地	
担当する診療科名	
診察する障害の種類	肢体・視覚・聴覚又は平衡・音声言語又は咀嚼 ^{そしゃく} ・ 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・ 免疫・肝臓

添付書類

第4号様式の3（第4条の3関係）

身体障害者診断書・意見書（ 障害用）

総括表

氏名	年 月 日生 (歳)	男・女
住所		
① 障害名（部位を明記）		
② 原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、その他の事故、戦傷、戦災、 自然災害、疾病、先天性、その他（ ）	
③ 疾病・外傷発生日	年 月 日	場 所
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤ 総合所見		
〔将来再認定 要・不要〕 〔再認定の時期 年 月〕		
⑥ その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所在地 診療担当科名 科 医師氏名 印		
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する (級相当) ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、甲府市社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

視覚障害の状況及び所見

1 視力

	裸眼視力	矯正視力				
右眼		×	D	⊖ cyl	D Ax	°
左眼		×	D	⊖ cyl	D Ax	°

2 視野

ゴールドマン型視野計

(1) 周辺視野の評価 (I / 4)

① 両眼の視野が中心 10 度以内

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右										度 (≤80)
左										度 (≤80)
② 両眼による視野が 2 分の 1 以上欠損 (はい ・ いいえ)										

(2) 中心視野の評価 (I / 2)

	上	内上	内	内下	下	外下	外	外上	合計	
右									①	度
左									②	度

両眼中心視野角度 (I / 2) ((× 3 +) / 4 = 度)

(①と②のうち大きい方) (①と②のうち小さい方)

または

自動視野計

(1) 周辺視野の評価

両眼開放エスターマンテスト 両眼開放視認点数 点

(2) 中心視野の評価 (10-2 プログラム)

右③ 点 (≥26dB)

左④ 点 (≥26dB)

両眼中心視野視認点数 ((× 3 +) / 4 = 点)

(③と④のうち大きい方) (③と④のうち小さい方)

3 現症

	右	左
前眼部		
中間透光体		
眼底		

視野
コピー
貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I / 4 の視標によるものか、I / 2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

【はじめに】 〈認定要領を参照のこと〉

この診断書においては、以下の4つの障害区分のうち、認定を受けようとする障害について、にを入れて選択し、その障害に関する「状態及び所見」について記載すること。

なお、音声機能障害、言語機能障害及び咀嚼機能障害が重複する場合については、各々について障害認定することは可能であるが、等級はその中の最重度の等級をもって決定する旨、留意すること（各々の障害の合計指数をもって等級決定することはない）。

- 聴 覚 障 害 → 『1「聴覚障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 平 衡 機 能 障 害 → 『2「平衡機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 音 声 ・ 言 語 機 能 障 害 → 『3「音声・言語機能障害」の状態及び所見』に記載すること。
- 咀 嚼 機 能 障 害 → 『4「咀嚼機能障害」の状態及び所見』に記載すること。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力（会話音域の平均聴力レベル）

右	d B
左	d B

(4) 聴力検査の結果（ア又はイのいずれかを記載する）

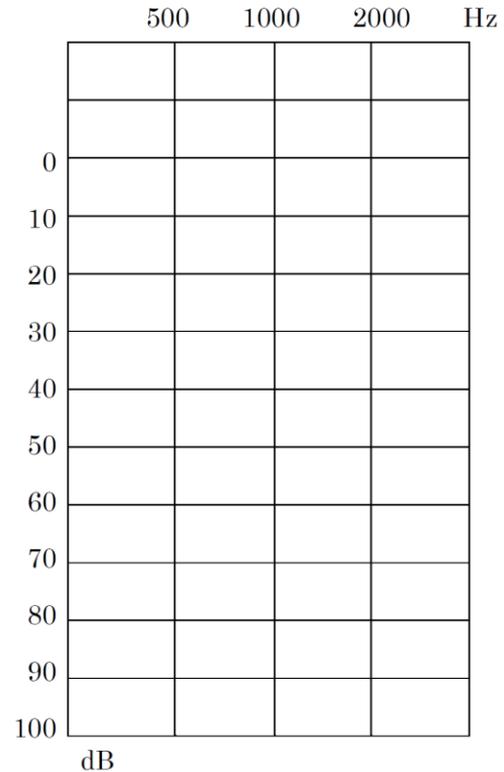
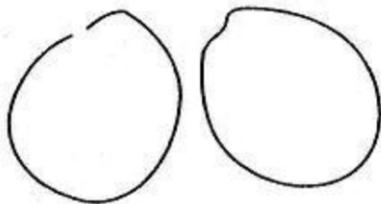
ア 純音による検査
オーディオメータの型式_____

(2) 障害の種類

伝 音 性 難 聴
感 音 性 難 聴
混 合 性 難 聴

(3) 鼓膜の状態

(右) (左)



イ 語音による検査

語音明瞭度	右	%
	左	%

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無

注 2級と診断する場合に該当するものを○で囲むこと。

2 「平衡機能障害」の状態及び所見

3 「音声・言語機能障害」の状態及び所見

4 「咀嚼機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に✓又は（ ）内に必要事項を記述すること。

- 「該当する障害」
- 咀嚼・嚥下機能の障害
→ 「①咀嚼・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常による咀嚼機能の障害
→ 「②咬合異常による咀嚼機能の障害」に記載すること。

① 咀嚼・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは十分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア 各器官の一般的検査

〈参考〉各器官の観察点

- ・ 口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・ 舌：形状、運動能力、反射異常
- ・ 軟口蓋：挙上運動、反射異常
- ・ 声帯：内外転運動、梨状窩の唾液貯溜

- 所見（上記の枠内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。）

[]

イ 嚥下状態の観察と検査

〈参考1〉各器官の観察点

- ・ 口腔内保持の状態
- ・ 口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・ 喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・ 食道入口部の開大と流動物（bolus）の送り込み

〈参考2〉摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・ 摂取できる食物の内容（固形物、半固形物、流動食）
- ・ 誤嚥の程度（毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し）

○ 観察・検査の方法

- エックス線検査（)
- 内視鏡検査（)
- その他（)

- 所見（上記の枠内の〈参考1〉と〈参考2〉の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。）

[]

② 咬合異常による咀嚼機能の障害

a 障害の程度

- 著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。
- その他

[]

b 参考となる検査所見（咬合異常の程度及び咀嚼機能の観察結果）

ア 咬合異常の程度（咀嚼運動時又は安静位咬合の状態を観察する。）

[]

イ 咀嚼機能（口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。）

[]

(2) その他（今後の見込み等）

[]

(3) 障害程度の等級

（下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を記入すること。）

① 「咀嚼機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のない咀嚼・嚥下機能の障害をいう。
具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、咀嚼筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの

② 「咀嚼機能の著しい障害」(4級)とは、著しい咀嚼・嚥下機能または、咬合異常による咀嚼機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害（仮性球麻痺、血管障害を含む。）及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む。)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、咀嚼筋等)、咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの

【記入上の注意】

(1) 聴力障害の認定に当たっては、JIS規格によるオーディオメータで測定すること。

dB値は、周波数500,1000,2000Hzにおいて測定した値をそれぞれa,b,cとした場合、 $\frac{a+2b+c}{4}$ の算式により算定し、a,b,cのうちいずれか1又は2において100dBの音が聴取できない場合は、当該dB値を105dBとして当該算式に計上し、聴力レベルを算定すること。

(2) 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」(別様式)の提出を求めるものとする。

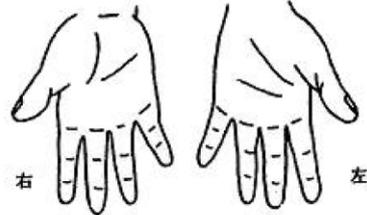
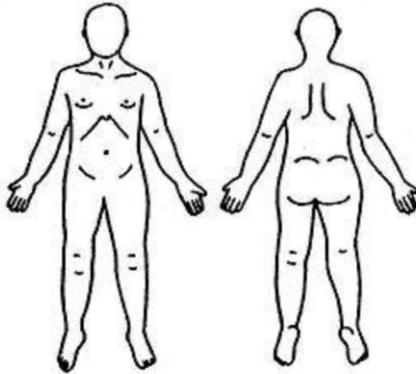
(3) 小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○でかこみ、下記空欄に追加所見記入。）

1. 感覚障害（下記図示）： なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
 2. 運動障害（下記図示）： なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
 3. 起因部位： 脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
 4. 排尿・排便機能障害： なし・あり
 5. 形態異常： なし・あり

参考図示



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	上腕周径cm	
	前腕周径cm	
	大腿周径cm	
	下腿周径cm	
	握力kg	

×切断 ■ 切離断 ▨ 感覚障害 ▨ 運動障害

(注) 関係ない部分は記入不要

3. 動作・活動 自立-○ 半介助-△ 全介助又は不能-×、()の中のものを使う時はそれぞれに○

寝がえりする		シャツを着て脱ぐ	
足をなげ出して座る		ズボンをはいて脱ぐ(自助具)	
椅子に腰かける		ブラッシで歯をみがく(自助具)	
立つ(手すり、壁、杖、松葉杖、義肢、装具)		顔を洗いタオルで拭く	
家の中の移動(壁、杖、松葉杖、義肢、装具、車椅子)		タオルを絞る	
洋式便器にすわる		背中を洗う	
排泄のあと始末をする		二階まで階段を上って下りる(手すり、杖、松葉杖)	
(箸で)食事をする(スプーン、自助具)		屋外を移動する(家の周辺程度)(杖、松葉杖、車椅子)	
コップで水を飲む		公共の乗物を利用する	

注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

計測法：上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

前腕周径：最大周径

下肢長：上前腸骨棘→(脛骨)内果

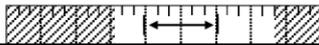
大腿周径：膝蓋骨上縁上 10 cm の周径

(小児等の場合は別記)

上腕周径：最大周径

下腿周径：最大周径

関節可動域 (ROM) と筋力テスト (MMT) (この表は必要な部分を記入すること。)

筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()	関節可動域	筋力テスト ()
() 前屈	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	後屈 () 頸 () 左屈	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	右屈 ()
() 前屈		後屈 () 体幹 () 左屈		右屈 ()
右 () 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	左 () 屈曲 ()
() 外転		内転 () 肩 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 () 肘 () 伸展		屈曲 ()
() 回外		回内 () 前腕 () 回内		回外 ()
() 掌屈		背屈 () 手 () 背屈		掌屈 ()
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 中指 () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 (PIP) () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 (PIP) () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 (PIP) () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 (PIP) () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲		伸展 () 近位指節 (PIP) () 伸展		屈曲 ()
() 屈曲	180 150 120 90 60 30 0 30 60 90	伸展 () () 伸展	90 60 30 0 30 60 90 120 150 180	屈曲 ()
() 外転		内転 () 股 () 内転		外転 ()
() 外旋		内旋 () () 内旋		外旋 ()
() 屈曲		伸展 () 膝 () 伸展		屈曲 ()
() 底屈		背屈 () 足 () 背屈		底屈 ()
備考				
注:				
1. 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。		△印は、筋力半減 (筋力3該当)		
2. 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会、日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。		○印は、筋力正常またはやや減 (筋力4、5該当)		
3. 関節可動域の図示は、  のように両端に太線をひき、その間を矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線 (〰) を引く。		5. (PIP)の項母指は (IP) 関節を指す。		
4. 筋力については、表 () 内に×△○印を記入する。 ×印は、筋力が消失または著減 (筋力0、1、2該当)		6. DIP その他手指の対立内外転等の表示は必要に応じ備考欄を用いる。		
		7. 図中ぬりつぶした部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動はこの部分にはみ出し記入となる。		
		例示		
		 屈曲 (△)		

(該当するものを○でかこむこと)

1 上肢機能障害

ア 両上肢機能障害

<紐むすびテスト結果>

1 度目の 1 分間 _____ 本

2 度目の 1 分間 _____ 本

3 度目の 1 分間 _____ 本

4 度目の 1 分間 _____ 本

5 度目の 1 分間 _____ 本

計 _____ 本

イ 一上肢機能障害

<5 動作の能力テスト結果>

a 封筒を鋏で切る時に固定する (・可能 ・不可能)

b さいふからコインを出す (・可能 ・不可能)

c 傘をさす (・可能 ・不可能)

d 健側のつめを切る (・可能 ・不可能)

e 健側のそで口のボタンをとめる (・可能 ・不可能)

2 移動機能障害

<下肢・体幹機能評価結果>

a つたい歩きをする (・可能 ・不可能)

b 支持なしで立位を保持しその後
10m 歩行する (・可能 ・不可能)

c 椅子から立ち上り 10m 歩行し再
び椅子に坐る _____ 秒 (・可能 ・不可能)

d 50cm 幅の範囲内を直線歩行する (・可能 ・不可能)

e 足を開き、しゃがみこんで再び
立ち上る (・可能 ・不可能)

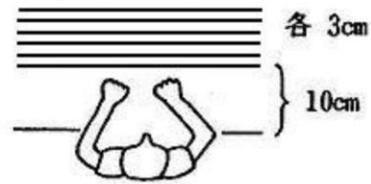
(注) この様式は、脳性麻痺及び乳幼児期に発現した障害によって脳性麻痺と類似の症状を呈する者で肢体不自由一般の測定方法を用いることが著しく不利な場合に適用する。

(備考) 上肢機能テストの具体的方法

ア 紐むすびテスト

事務用とじ紐（概ね 43cm 規格のもの）を使用する。

- ① とじ紐を机の上，被験者前方に図の
ように置き並べる。
- ② 被験者は手前の紐から順に紐の両端
をつまんで，軽くひとむすびする。



(注) ・上肢を体や机に押し付けて固定
してはいけない。

・手を机の上に浮かしてむすぶこと。

- ③ むすび目の位置は問わない。
- ④ 紐が落ちたり，位置から外れたときには検査担当者が戻す。
- ⑤ 紐は検査担当者が随時補充する。
- ⑥ 連続して 5 分間行っても，休み時間を置いて 5 回行ってもよい。

イ 5 動作の能力テスト

- a 封筒を鋏で切る時に固定する。

患手で封筒をテーブル上に固定し，健手で鋏を用い封筒を切る。

患手を健手で持って封筒の上に乗せてもよい。封筒の切る部分をテーブルの端から出してもよい。鋏はどのようなものを用いてもよい。

- b さいふからコインを出す。

さいふを患手で持ち，空中に支え（テーブル面上ではなく），健手でコインを出す。ジッパーをあけてしめることを含む。

- c 傘をさす。

開いている傘を空中で支え，10 秒間以上まっすぐ支えている。立位でなく坐位のままでよい。肩にかついではいけない。

- d 健側のつめを切る。

大きめのつめ切り（約 10cm）で特別の細工のないものを患手で持って行う。

- e 健側のそで口のボタンをとめる。

のりのきいていないワイシャツを健肢にそでだけ通し，患手でそで口のボタンをかける。女性の被験者の場合も男性用ワイシャツを用いる。

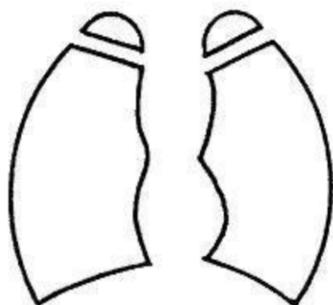
心臓の機能障害の状況及び所見（18歳以上用）

（該当するものを○でかこむこと）

1 臨床所見

- | | |
|--------------|---|
| ア 動悸（有・無） | キ 浮腫（有・無） |
| イ 息切れ（有・無） | ク 心拍数 |
| ウ 呼吸困難（有・無） | ケ 脈拍数 |
| エ 胸痛（有・無） | コ 血圧（最大 ， 最小 ） |
| オ 血痰（有・無） | サ 心音 |
| カ チアノーゼ（有・無） | シ その他の臨床所見 |
| | ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、
頻度、持続時間等 |

2 胸部エックス線所見（ 年 月 日）



心 胸 比 （ ）

3 心電図所見（ 年 月 日）

- | | |
|--------------------------------------|-------------------|
| ア 陳旧性心筋梗塞 | （有・無） |
| イ 心室負荷像 | （有<右室, 左室, 両室>・無） |
| ウ 心房負荷像 | （有<右房, 左房, 両房>・無） |
| エ 脚ブロック | （有・無） |
| オ 完全房室ブロック | （有・無） |
| カ 不完全房室ブロック | （有 第 度・無） |
| キ 心房細動（粗動） | （有・無） |
| ク 期外収縮 | （有・無） |
| ケ S Tの低下 | （有 mV・無） |
| コ 第Ⅰ誘導,第Ⅱ誘導及び胸部誘導（但しV1を除く）のいずれかのTの逆転 | （有・無） |
| サ 運動負荷心電図におけるS Tの0.1mV以上の低下 | （有・無） |
| シ その他の心電図所見 | |
| ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見（発作年月日記載） | |

4 活動能力の程度

ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることがないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこらないもの。

イ 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げとなるもの。

ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの。

エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は頻回に頻脈発作を起し、救急医療を繰り返し必要としているもの。

オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状がおこるもの又は繰り返してアダムスストークス発作がおこるもの。

5 ペースメーカー (有 ・ 無)

人工弁移植, 弁置換 (有 ・ 無)

6 ペースメーカーの適応度 (クラスⅠ ・ クラスⅡ ・ クラスⅢ)

7 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

心臓の機能障害の状況及び所見（18歳未満用）

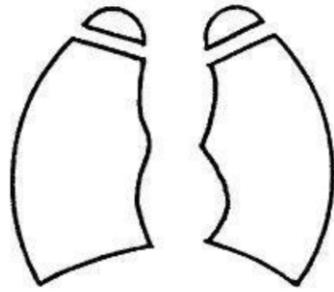
（該当するものを○でかこむこと）

1 臨床所見

- | | | | |
|-------------|-------|---------|-------|
| ア 著しい発育障害 | (有・無) | オ チアノーゼ | (有・無) |
| イ 心音・心雑音の異常 | (有・無) | カ 肝 腫 大 | (有・無) |
| ウ 多呼吸又は呼吸困難 | (有・無) | キ 浮 腫 | (有・無) |
| エ 運 動 制 限 | (有・無) | | |

2 検査所見

(1) 胸部エックス線所見（ 年 月 日）



心 胸 比 （ ）

- | | |
|---------------|-------|
| ア 心胸比 0.56 以上 | (有・無) |
| イ 肺血流量増又は減 | (有・無) |
| ウ 肺静脈うっ血像 | (有・無) |

(2) 心電図所見

- | | |
|---------|----------------------------------|
| ア 心室負荷像 | [有 (右室, 左室, 両室)・無] |
| イ 心房負荷像 | [有 (右房, 左房, 両房)・無] |
| ウ 病的不整脈 | [種類] (有・無) |
| エ 心筋障害像 | [所見] (有・無) |

(3) 心エコー図, 冠動脈造影所見（ 年 月 日）

- | | |
|--------------|-------|
| ア 冠動脈の狭窄又は閉塞 | (有・無) |
| イ 冠動脈瘤又は拡張 | (有・無) |
| ウ その他 | |

3 養護の区分

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 6か月～1年毎の観察 | (4) 継続的要医療 |
| (2) 1か月～3か月毎の観察 | (5) 重い心不全、低酸素血症、アダムス |
| (3) 症状に応じて要医療 | ストークス発作又は狭心症発作で継続的医療を要するもの |

呼吸器の機能障害の状況及び所見

(該当するものを○でかこむこと)

1 身体計測

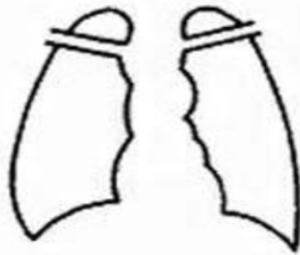
身長 cm 体重 kg

2 活動能力の程度

- ア 激しい運動をした時だけ息切れがある。
- イ 平坦な道を早足で歩く、あるいは緩やかな上り坂を歩く時に息切れがある。
- ウ 息切れがあるので、同年代の人より平坦な道を歩くのが遅い、あるいは平坦な道を自分のペースで歩いている時、息切れのために立ち止まることもある。
- エ 平坦な道を約 100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。
- オ 息切れがひどく家から出られない、あるいは衣服の着替えをする時にも息切れがある。

3 胸部エックス線写真所見 (年 月 日)

- ア 胸膜癒着 (無・軽度・中等度・高度)
- イ 気腫化 (無・軽度・中等度・高度)
- ウ 線維化 (無・軽度・中等度・高度)
- エ 不透明肺 (無・軽度・中等度・高度)
- オ 胸郭変形 (無・軽度・中等度・高度)
- カ 心・縦隔の変形 (無・軽度・中等度・高度)



4 換気機能 (年 月 日)

ア 予測肺活量 □ □ ・ □ □ □ L (実測肺活量 □ □ ・ □ □ □ L)

イ 1秒量 □ □ ・ □ □ □ L (実測努力肺活量 □ □ ・ □ □ □ L)

ウ 予測肺活量1秒率 □ □ □ ・ □ □ % $\left[= \frac{\text{イ}}{\text{ア}} \times 100 \right]$

(アについては、下記の予測式を使用して算出すること。)

肺活量予測式 (L)

男性 $0.045 \times \text{身長 (cm)} - 0.023 \times \text{年齢 (歳)} - 2.258$

女性 $0.032 \times \text{身長 (cm)} - 0.018 \times \text{年齢 (歳)} - 1.178$

(予測式の適応年齢は男性 18-91 歳、女性 18-95 歳であり、適応年齢範囲外の症例には使用しないこと。)

5 動脈血ガス (年 月 日)

ア O₂ 分圧 : . Torr

イ CO₂ 分圧 : . Torr

ウ pH : .

エ 採血より分析までに時間を要した場合 時間 分

オ 耳朶血を用いた場合 : []

6 その他の臨床所見

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

[記入上の注意]

- ・「ぼうこう機能障害」、「直腸機能障害」については、該当する障害についてのみ記載し、両方の障害を併せもつ場合には、それぞれについて記載すること。
- ・1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては、該当する項目の□に✓を入れ、必要事項を記述すること。
- ・障害認定の対象となるストマについては、排尿・排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る。

1. ぼうこう機能障害

尿路変向(更)のストマ

(1) 種類・術式

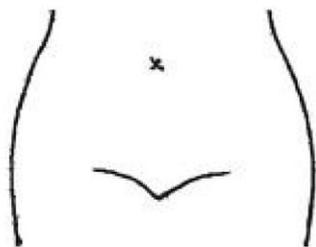
- ① 種類
- | | |
|--|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 腎瘻 | <input type="checkbox"/> 腎盂瘻 |
| <input type="checkbox"/> 尿管瘻 | <input type="checkbox"/> ぼうこう瘻 |
| <input type="checkbox"/> 回腸(結腸)導管 | |
| <input type="checkbox"/> その他 [_____] | |
- ② 術式: [_____]
- ③ 手術日: [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) ストマにおける排尿処理の状態

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

- 有 (理由)
- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)
 - ストマの変形
 - 不適切な造設箇所

無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害

(1) 原因

- 神経障害
- 先天性: [_____]
(例: 二分脊椎 等)
 - 直腸の手術
 - ・術式: [_____]
 - ・手術日: [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

- 自然排尿型代用ぼうこう
- ・術式: [_____]
 - ・手術日: [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) 排尿機能障害の状態・対応

カテーテルの常時留置

自己導尿の常時施行

完全尿失禁

その他

[_____]

2. 直腸機能障害

□ 腸管のストマ

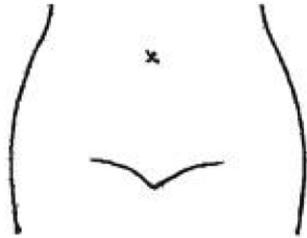
(1) 種類・術式

- ① 種類 空腸・回腸ストマ
 上行・横行結腸ストマ
 下行・S状結腸ストマ
 その他 [_____]
- ② 術式 : [_____]
- ③ 手術日 : [_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) ストマにおける排便処理の状態

- 長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について
- 有 (理由)
- 軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位、大きさについて図示)
- ストマの変形
- 不適切な造設箇所

無



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

□ 治癒困難な腸瘻

(1) 原因

- ① 放射線障害
 疾患名 : [_____]
- ② その他
 疾患名 : [_____]

(2) 瘻孔の数 : [_____] 個

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

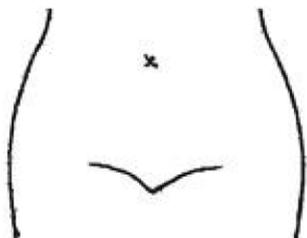
- 大部分
- 一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

- 軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位、大きさについて図示)

その他

[_____]



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害

(1) 原因

- 先天性疾患に起因する神経障害

[_____]
(例：二分脊椎 等)

その他

- 先天性鎖肛に対する肛門形成術

手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

- 小腸肛門吻合術

手術日：[_____ 年 _____ 月 _____ 日]

(2) 排便機能障害の状態・対応

- 完全便失禁

- 軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある

- 週に2回以上の定期的な用手摘便が必要

- その他

[_____]

3. 障害程度の等級

(1 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

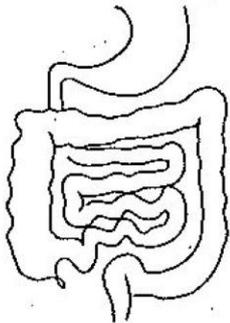
(3 級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向(更)のストマを併せもつもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向(更)のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
- 尿路変向(更)のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

(4 級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向(更)のストマをもつもの
- 治癒困難な腸瘻があるもの
- 高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害があるもの

小腸の機能障害の状況及び所見

身長	cm	体重	kg	体重減少率 (観察期間)	%
1 小腸の切除の場合					
(1) 手術所見：		○ 切除小腸の部位	・長さ	cm	
		○ 残存小腸の部位	・長さ	cm	
＜手術施行医療機関名			（できれば手術記録の写しを添付する。）＞		
(2) 小腸造影所見 ((1) が不明のとき) — (小腸造影の写しを添付する。) 推定残存小腸の長さその他の所見					
2 小腸疾患の場合 病変部位、範囲、その他の参考となる所見					
注 1 及び2 が併存する場合はその旨を併記すること。 [参考図示]					
			切除部位  病変部位 		
3 栄養維持の方法 (該当項目に○をする。)					
(1) 中心静脈栄養法：					
・開始日			年	月	日
・カテーテル留意部位	_____				
・器具の種類	_____				
・最近6か月間の実施状況	(最近6か月間に _____ 日間)				
・療法の連続性	(持続的 ・ 間歇的)				
・熱量	(1日当たり _____ Kcal				

(2) 経腸栄養法：

・開 始 日 年 月 日

・カテーテル留意部位 _____

・最近6か月間の実施状況 (最近6か月間に 日間)

・療 法 の 連 続 性 (持 続 的 ・ 間 歇 的)

・熱 量 (1日当たり Kcal)

(3) 経口摂取：

・摂取の状況 (普通食、軟食、流動食、低残渣食)

・摂 取 量 (普通量、中等量、少量)

4 便の性状： (下痢、 軟便、 正常)、 排便回数 (1日 回)

5 検査所見 (測定日 年 月 日)

赤 血 球 数	/mm ³ ,	血 色 素 量	g/dl
血 清 総 蛋 白 濃 度	g/dl,	血 清 アル ブ ミ ン 濃 度	g/dl
血 清 総 コ レ ス テ ロ ー ル 濃 度	mg/dl,	中 性 脂 肪	mg/dl
血 清 ナ ト リ ウ ム 濃 度	mEq/l,	血 清 カ リ ウ ム 濃 度	mEq/l
血 清 ク ロ ー ル 濃 度	mEq/l,	血 清 マ グ ネ シ ウ ム 濃 度	mEq/l
血 清 カ ル シ ウ ム 濃 度	mEq/l,		

- 注意
- 1 手術時の残存腸管の長さは、腸間膜付着部の距離をいう。
 - 2 中心静脈栄養法及び経腸栄養法による1日当たり熱量は、1週間の平均値によるものとする。
 - 3 「経腸栄養法」とは、経管により成分栄養を与える方法をいう。
 - 4 小腸切除（等級表1級又は3級に該当する大量切除の場合を除く。）又は小腸疾患による小腸機能障害の障害程度については再認定を要する。
 - 5 障害認定の時期は、小腸大量切除の場合は手術時をもって行うものとし、それ以外の小腸機能障害の場合は6か月の観察期間を経て行うものとする。

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳以上用）

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

	検査法	検査日	検査結果
判定結果		年 月 日	陽性、陰性

注1 酵素抗体法 (ELISA)、粒子凝集法 (PA)、免疫クロマトグラフィー法 (IC) 等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

	検査法	検査日	検査結果
抗体検査確認の結果		年 月 日	陽性、陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性、陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot 法、蛍光抗体法 (IFA) 等の検査をいう。

3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

2 エイズ発症の状況

HIVに感染していて、エイズを発症している者の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠	
-------------	--

注4 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」(厚生省エイズ動向委員会、1999)に規定するものをいう。

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不能・可能
--------------------------	-------

3 CD4陽性Tリンパ球数 ($/\mu\ell$)

検査日	検査値	平均値
年 月 日	$/\mu\ell$	
年 月 日	$/\mu\ell$	$/\mu\ell$

注5 「検査値」欄には、4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回の検査値を記載し、右欄にはその平均値を記載すること。

4 検査所見及び日常生活活動制限の状況

(1) 検査所見

検査日	年 月 日	年 月 日
白血球数	$/\mu\ell$	$/\mu\ell$

検査日	年 月 日	年 月 日
Hb量	g/dℓ	g/dℓ

検査日	年 月 日	年 月 日
血小板数	/ $\mu\ell$	/ $\mu\ell$

検査日	年 月 日	年 月 日
HIV-RNA 量	copy/m ℓ	copy/m ℓ

注6 4週間以上間隔をおいて実施した連続する2回以上の検査結果を記載すること。

検査所見の該当数〔 個〕……………①

(2) 日常生活活動制限の状況

次の日常生活活動制限の有無について該当する方を○で囲むこと。

日常生活活動制限の内容	左欄の状況の有無
1日に1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労が月に7日以上ある。	有 ・ 無
健常時に比し10%以上の体重減少がある。	有 ・ 無
月に7日以上不定の発熱(38℃以上)が2か月以上続く。	有 ・ 無
1日に3回以上の泥状ないし水様下痢が月に7日以上ある。	有 ・ 無
1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上のはき気が月に7日以上ある。	有 ・ 無
「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(1)のアの(ア)のjに示す日和見感染症の既往がある。	有 ・ 無
生鮮食料品の摂取禁止等の日常生活活動上の制限が必要である。	有 ・ 無
軽作業を超える作業の回避が必要である。	有 ・ 無
日常生活活動制限の数 [個] …… ②	

注7 「日常生活活動制限の数」の欄には「有」を○で囲んだ合計数を記載する。

注8 「生鮮食料品の摂取禁止」の他に、「生水の摂取禁止」、「脂質の摂取制限」、「長期に渡る密な治療」、「厳密な服薬管理」、「人混みの回避」が同等の制限に該当するものであること。

(3) 検査所見及び日常生活活動制限等の該当数

回復不能なエイズ合併症のため介助なしでの日常生活	不能 ・ 可能
CD4 陽性 T リンパ球数の平均値(/ $\mu\ell$)	/ $\mu\ell$
検査所見の該当数(①)	個
日常生活活動制限の該当数(②)	個

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害の状態及び所見（13歳未満用）

1 HIV感染確認日及びその確認方法

HIV感染を確認した日 年 月 日

小児のHIV感染は、原則として以下の(1)及び(2)の検査により確認される。(2)については、いずれか1つの検査による確認が必要である。ただし、周産期に母親がHIVに感染していたと考えられる検査時に生後18月未満の小児については、以下の(1)の検査に加えて、(2)のうち「HIV病原検査の結果」又は(3)の検査による確認が必要である。

(1) HIVの抗体スクリーニング検査法の結果

区 分	検 査 法	検 査 日	検査結果
判 定 結 果		年 月 日	陽性・陰性

注1 酵素抗体法(ELISA)、粒子凝集法(PA)、免疫クロマトグラフィー法(IC)等のうち1つを行うこと。

(2) 抗体確認検査又はHIV病原検査の結果

区 分	検 査 法	検 査 日	検査結果
抗体確認検査の結果		年 月 日	陽性・陰性
HIV病原検査の結果		年 月 日	陽性・陰性

注2 「抗体確認検査」とは、Western Blot法、蛍光抗体法(IFA)等の検査をいう。

注3 「HIV病原検査」とは、HIV抗原検査、ウイルス分離、PCR法等の検査をいう。

(3) 免疫学的検査所見

検 査 日	年 月 日
IgG	mg/dℓ

検 査 日	年 月 日
全リンパ球数(①)	/μℓ
CD4陽性Tリンパ球数(②)	/μℓ
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合(〔②〕/〔①〕)	%
CD8陽性Tリンパ球数(③)	/μℓ
CD4/CD8比(〔②〕/〔③〕)	

2 障害の状況

(1) 免疫学的分類

区 分	検 査 値	免 疫 学 的 分 類
CD4陽性Tリンパ球数	/μℓ	重度低下・中等度低下・正常
全リンパ球数に対するCD4陽性Tリンパ球数の割合	%	重度低下・中等度低下・正常

注4 「免疫学的分類」欄では、「身体障害認定基準」6ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害(2)のイの(イ)による程度に該当するものを○で囲むこと。

(2) 臨床症状

以下の臨床症状の有無（既往を含む。）について該当するものを○で囲むこと。

ア 重度の症状

指標疾患がみられ、エイズと診断される小児の場合は、次に記載すること。

指標疾患とその診断根拠

注5 「指標疾患」とは、「サーベイランスのためのHIV感染症/AIDS診断基準」（厚生省エイズ動向委員会、1999）に規定するものをいう。

次の臨床症状の有無（既往を含む。）について該当する方を○で囲むこと。

イ 中等度の症状

臨床症状	症状の有無
30日以上続く好中球減少症 (<1,000/ μ l)	有・無
30日以上続く貧血 (<Hb 8 g/dl)	有・無
30日以上続く血小板減少症 (<100,000/ μ l)	有・無
1月以上続く発熱	有・無
反復性又は慢性の下痢	有・無
生後1月以前に発症したサイトメガロウイルス感染	有・無
生後1月以前に発症した単純ヘルペスウイルス気管支炎、肺炎又は食道炎	有・無
生後1月以前に発症したトキソプラズマ症	有・無
6月以上の小児に2月以上続く口腔咽頭カンジダ症	有・無
反復性単純ヘルペスウイルス口内炎（1年以内に2回以上）	有・無
2回以上又は2つの皮膚節以上の帯状疱疹	有・無
細菌性の髄膜炎、肺炎又は敗血症	有・無
ノカルジア症	有・無
播種性水痘	有・無
肝炎	有・無
心筋症	有・無
平滑筋肉腫	有・無
HIV腎症	有・無
臨床症状の該当数 [個]①	

注6 「臨床症状の該当数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

ウ 軽度の症状

臨 床 症 状	症状の有無
リンパ節腫脹（2か所以上で 0.5cm 以上。対称性は1か所とみなす。）	有 ・ 無
肝腫大	有 ・ 無
脾腫大	有 ・ 無
皮膚炎	有 ・ 無
耳下腺炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の上気道感染	有 ・ 無
反復性又は持続性の副鼻腔炎	有 ・ 無
反復性又は持続性の中耳炎	有 ・ 無
臨床症状の該当数〔 個〕……………②	

注7 「臨床症状の該当数」の欄には、「有」を○で囲んだ合計数を記載すること。

肝臓の機能障害の状態及び所見

1 肝臓機能障害の重症度

	検査日 (第1回)		検査日 (第2回)	
	年	月 日	年	月 日
	状況	点数	状況	点数
肝性脳症	なし・I・II・ III・IV・V		なし・I・II・ III・IV・V	
腹水	なし・軽度・ 中程度以上 おおむね 0		なし・軽度・ 中程度以上 おおむね 0	
血清アルブミン値	g/dℓ		g/dℓ	
プロトロンビン時間	%		%	
血清総ビリルビン値	mg/dℓ		mg/dℓ	

合計点数	点	点
(○で囲む。)	5～6点 ・ 7～9点 ・ 10点以上	5～6点 ・ 7～9点 ・ 10点以上
肝性脳症又は腹水の項目を 含む3項目以上における 2点以上の有無	有 ・ 無	有 ・ 無

注1 90日以上180日以内の間隔をおいて実施した連続する2回の診断・検査結果を記入すること。

注2 「点数」の欄には、Child-Pugh分類による点数を記入すること。

〈Child-Pugh分類〉

	1点	2点	3点
肝性脳症	なし	軽度 (I・II)	昏睡 (III以上)
腹水	なし	軽度	中程度以上
血清アルブミン値	3.5g/dℓ超	2.8～3.5g/dℓ	2.8g/dℓ未満
プロトロンビン時間	70%超	40～70%	40%未満
血清総ビリルビン値	2.0mg/dℓ未満	2.0～3.0mg/dℓ	3.0mg/dℓ超

注3 肝性脳症の昏睡度分類は、犬山シンポジウム (1981年) による。

注4 腹水は、原則として超音波検査、体重の増減、穿刺による排出量を勘案して見込まれる量がおおむね1ℓ以上を軽度、3ℓ以上を中程度以上とするが、小児等の体重がおおむね40kg以下の者については、薬剤によるコントロールが可能なものを軽度、薬剤によつてコントロールできないものを中程度以上とする。

2 障害の変動に関する因子

	第1回検査	第2回検査
180日以上アルコールを 摂取していない。	○ ・ ×	○ ・ ×
改善の可能性のある積極 的治療を実施している。	○ ・ ×	○ ・ ×

3 肝臓移植

肝臓移植の実施	有 ・ 無	実施年月日	年 月 日
抗免疫療法の実施	有 ・ 無		

注5 肝臓移植を行った者で、抗免疫療法を実施しているものについては、1、2、4の記載は省略可能である。

4 補完的な肝機能診断、症状に影響する病歴、日常生活活動の制限

補完的な肝機能診断	血清総ビリルビン値5.0mg/dℓ以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血中アンモニア濃度150μg/dℓ以上		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
	血小板数50,000/mm ³ 以下		有 ・ 無
	検査日	年 月 日	
症状に影響する病歴	原発性肝がん治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	突発性細菌性腹膜炎治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
	胃食道静脈瘤 ^{りゅう} 治療の既往		有 ・ 無
	確定診断日	年 月 日	
現在のB型肝炎又はC型肝炎のウイルスの持続的感染		有 ・ 無	
最終確認日	年 月 日		
日常生活活動の制限	1日1時間以上の安静臥床を必要とするほどの強い倦怠感及び易疲労感が月7日以上ある。		有 ・ 無
	1日に2回以上の嘔吐あるいは30分以上のはき気が月に7日以上ある。		有 ・ 無
	有痛性筋けいれんが1日1回以上ある。		有 ・ 無

該当個数	個
補完的な肝機能診断又は症状に影響する病歴の有無	有 ・ 無

(別紙)

歯科医師による診断書・意見書

氏名	年 月 日生	男・女
住所		
現症		
原因疾患名		
治療経過		
今後必要とする治療内容 (1) 歯科矯正治療の要否 (2) 口腔外科的手術の要否 (3) 治療完了までの見込み 向後 年 月		
現症をもとに上記のとおり申し述べる。併せて以下の意見を付す。 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない 年 月 日 病院又は診療所 の名称、所在地 標榜診療科名 歯科医師名		

㊦

第4号様式の4（第4条の4関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

氏 名 ㊟
個人番号

身体障害者居住地（氏名）変更届

年 月 日次のとおり居住地（氏名）を変更したので、身体障害者福祉法施行令第9条第2項（第4項）の規定により届け出ます。

居住地	新	
	旧	
氏名	新	()
	旧	()
既交付の身体障害者手帳	手帳番号	第 号
	交付年月日	年 月 日

注 15歳未満の児童の場合は、氏名の欄の（ ）内に児童の氏名及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

第4号様式の5（第4条の5関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

本籍地（都道府県名）

居住地

氏名

㊦

年 月 日生

個人番号

15歳未満の児童の氏名

年 月 日生

続柄（ ）

個人番号

身体障害者手帳再交付申請書

次のとおり身体障害者手帳の再交付を受けたいので、身体障害者福祉法施行令第10条第1項の規定により申請します。

再交付申請理由	(1) 障害程度が変更した。 (2) 紛失した。 (3) 破損のため使用できない。
既交付の身体障害者手帳	手帳番号 交付年月日 等級 障害名

注1 15歳未満の児童については、保護者が代わって申請すること。この場合には、児童の氏名、生年月日、続柄及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

2 写真を添付すること。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式 削除

第17号様式の次に次の3様式を加える。

第18号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事業所の所在地
 名称
 代表者氏名

印

身体障害者生活訓練等事業等開始届

身体障害者生活訓練等事業等を開始したいので、身体障害者福祉法第26条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

開始しようとする事業	種類	
	内容	
経営者（又は法人）	氏名（又は名称）	
	住所（又は主たる事業所の所在地）	
条例、定款その他の基本約款		
事業を行おうとする区域		
職員の職種	職務の内容	職員の定数
		人
		人
		人
		人
	合計	人
介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の用に供する施設	名称	
	種類	
	所在地	
事業開始予定年月日	年 月 日	

添付書類

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 主な職員の履歴書

第19号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事業所の所在地

名称

代表者氏名

㊟

身体障害者生活訓練等事業等変更届

身体障害者福祉法第26条第1項の規定により届け出た事項を変更したので、同条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

事業の種類		
変更事項		
変更の内容	変更前	変更後
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

注 変更の日から1月以内に届け出てください。

第20号様式（第15条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

主たる事業所の所在地

名称

代表者氏名

㊟

身体障害者生活訓練等事業等廃止（休止）届

身体障害者生活訓練等事業等を廃止（休止）したいので、身体障害者福祉法第26条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止（休止） に係る事業 所	名称	
	所在地	
	連絡先	
届出区分	<input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止	
廃止（休止）の年月日	年 月 日	
廃止（休止）の理由		
現に便宜を受けている 者に対する措置		
休止予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日	

注1 事業を廃止し、又は休止しようとする場合は、廃止又は休止する日の1月前までに届け出てください。

2 事業を再開した場合は、その再開の日から10日以内に届け出てください。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第40号

甲府市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）の施行に関し、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下「政令」という。）及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業開始資金 母子事業開始資金、父子事業開始資金及び寡婦事業開始資金をいう。
- (2) 事業継続資金 母子事業継続資金、父子事業継続資金及び寡婦事業継続資金をいう。
- (3) 修学資金 母子修学資金、父子修学資金及び寡婦修学資金をいう。
- (4) 技能習得資金 母子技能習得資金、父子技能習得資金及び寡婦技能習得資金をいう。
- (5) 修業資金 母子修業資金、父子修業資金及び寡婦修業資金をいう。
- (6) 就職支度資金 母子就職支度資金、父子就職支度資金及び寡婦就職支度資金をいう。
- (7) 医療介護資金 母子医療介護資金、父子医療介護資金及び寡婦医療介護資金をいう。

- (8) 生活資金 母子生活資金、父子生活資金及び寡婦生活資金をいう。
- (9) 住宅資金 母子住宅資金、父子住宅資金及び寡婦住宅資金をいう。
- (10) 転宅資金 母子転宅資金、父子転宅資金及び寡婦転宅資金をいう。
- (11) 就学支度資金 母子就学支度資金、父子就学支度資金及び寡婦就学支度資金をいう。
- (12) 結婚資金 母子結婚資金、父子結婚資金及び寡婦結婚資金をいう。

(貸付けの申請)

第3条 法第13条第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者（第1号及び第3号において「申請者」という。）は、母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本
- (2) 収入状況明細書（第2号様式）
- (3) 申請者が現に20歳以上である子その他これに準ずる者（以下この条において「子等」という。）を扶養している場合にあつては、当該子等の戸籍謄本

2 法第31条の6第1項の規定による資金の貸付けを受けようとする者（第1号及び第3号において「申請者」という。）は、母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者及びその扶養する児童の戸籍謄本
- (2) 収入状況明細書（第2号様式）
- (3) 申請者が現に子等を扶養している場合にあつては、当該子等の戸籍謄本

3 法第32条第1項又は法附則第6条の規定による資金の貸付けを受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の戸籍謄本
- (2) 申請者が現に子等を扶養している場合にあつては、収入状況明細書（第2号様式）及び当該子等の戸籍謄本
- (3) 申請者が現に子等を扶養していない場合にあつては、所得証明書

- 4 前3項の規定により市長に提出する申請書には、これらの規定に規定するもののほか、次の表の左欄に掲げる資金の種別に応じ同表の右欄に定める書類を添付しなければならない。

資金の種別	書類
事業開始資金	事業計画書並びに事業を開始するのに必要な設備費、器具及び材料の購入費等を明らかにした見積書
事業継続資金	継続事業計画書並びに事業を継続するのに必要な商品及び材料の新たな購入費等の見積書
修学資金	在学証明書又は合格証明書
技能習得資金及び修業資金	知識技能を習得する施設の長の在所（入所見込み）証明書
就職支度資金	採用決定（見込み）証明書
医療介護資金	<p>医療を受けるのに必要な資金にあつては医療に要する期間及び患者負担となる医療費の概算額を記載した医師又は歯科医師の診断書、介護を受けるのに必要な資金にあつては次に掲げる区分に応じ定める書類</p> <p>ア 介護給付に係るもの（イに掲げるものを除く。） 介護利用者に交付される書類で介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたものの写し</p> <p>イ 償還払いとなる居宅介護サービス費等の立替えに係るもの 支給申請書等の償還払いとなる居宅介護サービス費等の額が記載された書類及び当該居宅介護サービス費等の額が確認できる書類の写し</p>
住宅資金	住宅の補修、保全、改築又は増築の計画書及び施工者による工事費見積書
転宅資金	賃貸借契約書の写し又は使用承諾書の写し
就学支度資金	学校の長の合格証明書又は在学証明書
結婚資金	挙式披露のための経費又は家具什器等の購入費を明らかにした見積書

第4条 法第14条（法第31条の6第4項又は第32条第4項において準用する

場合を含む。)の規定による資金の貸付けを受けようとする母子・父子福祉団体(第7条において「母子・父子福祉団体」という。)は、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)(第3号様式)に、当該母子・父子福祉団体の定款その他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(貸付け決定及び通知)

第5条 市長は、前2条の規定により貸付申請書の提出があった場合は、その適否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第6条 前条の規定により貸付決定の通知を受けた者(以下「借受者」という。)は、母子(父子)(寡婦)福祉資金借用証書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(氏名又は住所の変更の届出)

第7条 借受者又は政令第9条第1項(政令第31条の7又は第38条において準用する場合も含む。)に規程する当該借受者の保証人は、氏名(母子・父子福祉団体にあつては、名称及び代表者の氏名)又は住所(母子・父子福祉団体にあつては、主たる事務所の所在地)を変更したときは、速やかに母子(父子)(寡婦)福祉資金借受者氏名・住所変更届(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(貸付金の増額の申請)

第8条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、当該資金の貸付額が政令第7条、第31条の5又は第36条に定める貸付金額の限度に満たない場合において、増額を必要とする理由が生じたときは、その貸付金額の限度において当該貸付金の増額を申請することができる。

2 前項の規定により貸付金の増額を申請しようとする借受者は、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

(貸付金の減額及び辞退の申出)

第9条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、当該貸付金の減額又は辞退の申出をしようとするときは、母子(父子)(寡婦)福祉資金貸

付金減額申出書（第7号様式）又は母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付辞退申出書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（貸付金の継続の申請）

第10条 法第13条第3項、第31条の6第3項又は第32条第2項の規定により修学資金又は修業資金の貸付けの継続を受けようとする者は、母子（父子）（寡婦）福祉資金継続貸付申請書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、貸付けを継続するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

（据置期間の延長の申請）

第11条 政令第8条第5項の規定による据置期間の延長の適用を受けようとする借受者は、母子（父子）（寡婦）福祉資金据置期間延長申請書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、政令第31条の6第5項又は第37条第5項の規定による据置期間の延長の適用を受けようとする場合について準用する。

（休学又は復学の届出）

第12条 修学資金、技能習得資金又は修業資金の借受者は、当該資金により就学している者が休学し、又は復学したときは、速やかに休学届（第11号様式）又は復学届（第12号様式）により市長に届け出なければならない。

（修学資金の交付の停止及び減額の通知）

第13条 市長は、政令第11条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定により修学資金の貸付金の交付を停止し、又はその額を減額するときは、その旨を当該貸付金の借受者に通知するものとする。

（資格喪失の届出及び通知）

第14条 修学資金、技能習得資金、修業資金又は生活資金の借受者は、政令第12条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。第3項において同じ。）に規定する理由が生じたときは、母子（父子）（寡婦）福祉資金借受資格喪失届（第13号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項の場合において、借受者がいないときは、当該借受者の同居の親族又は当該借受者の保証人が当該届出をしなければならない。

3 市長は、政令第12条又は第13条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の貸付けを停止する場合は、当該貸付金の借受者、同居の親族又は当該借受者の保証人にその旨を通知するものとする。

（一時償還の通知）

第15条 市長は、政令第16条（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の全部又は一部につき一時償還を請求する場合は、当該貸付金の借受者にその旨を通知するものとする。

（償還期間又は償還方法の変更の申請等）

第16条 借受者は、貸付金の償還期間又は償還方法を変更しようとするときは、母子（父子）（寡婦）福祉資金償還期間（償還方法）変更申請書（第14号様式）を市長に提出しなければならない。

（支払猶予の申請）

第17条 政令第19条第1項（政令第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。）の規定により償還金の支払猶予を受けようとする借受者は、母子（父子）（寡婦）福祉資金償還金支払猶予申請書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

（償還免除の申請）

第18条 法第15条第1項（法第31条の6第5項又は第32条第5項において準用する場合を含む。）の規定により貸付金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする借受者は、母子（父子）（寡婦）福祉資金償還免除申請書（第16号様式）を市長に提出しなければならない。

（保証人の変更の届出）

第19条 借受者が当該借受者の保証人を変更しようとするときは、母子（父子）（寡婦）福祉資金借受保証人変更届（第17号様式）により市長に届け出なければならない。

（準用規定）

第20条 第5条の規定は、第8条、第11条、第16条、第17条又は第18条の申請書の提出があった場合について準用する。

（母子家庭日常生活支援事業等の開始の届出）

第21条 法第20条（法第31条の7第4項において準用する場合を含む。）又は法第33条第4項の規定による届出は、母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業開始届（第18号様式）によらなければならない。

（母子家庭日常生活支援事業等の変更の届出）

第22条 省令第4条（省令第6条の17の4又は第7条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業変更届（第19号様式）によらなければならない。

（母子家庭日常生活支援事業等の廃止又は休止の届出）

第23条 法第21条（法第31条の7第4項又は第33条第5項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業廃止（休止）届（第20号様式）によらなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に山梨県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和57年山梨県規則第19号。以下「県規則」という。）の規定により行われた貸付けの申請、貸付けの決定その他の行為でこの規則の施行の際現に効力を有するものは、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

3 この規則の施行の際現に県規則に規定する様式を使用している書類で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに対する施行日以後におけるこの規則の適用については、この規則に規定する様式によるものとみなす。

第1号様式（第3条関係）

（表）

年 月 日

（あて先）甲府市長

借受申請者氏名（自署） ㊟

個人番号

連帯借受申請者氏名（自署） ㊟

母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付申請書

母子（父子）（寡婦）福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請者	母親・父親・後見人		児童・子			
ふりがな氏名						
生年月日	年 月 日生		年 月 日生			
住所連絡先	電話番号		電話番号			
本籍			修学・修業の名称	全日 定時 制高校		
職業				2 4 年制大学		
申請資金				第 学年在学		
貸付金種類	資金		貸付金額	円		
貸付期間	月額 円		年 月から		年 月まで	
償還方法・据置期間	月賦・半年賦（ 年償還） 年 月から 年 月まで（ 年 月）					
貸付けを受けようとする理由及び借受後の事業計画	事業の種類			経験年数	年	
返済の財源						
配偶者の状況	氏名			法律婚・事実婚		
	職業			死亡、離婚、遺棄、 海外在留、法令拘禁 精神身体障害	理由発生	年 月 日
家族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業	平均月収	備考
			・	・		
			・	・		
			・	・		
			・	・		

(裏)

資産等の利用状況				他の借受金の状況	借受金の種類	
区分	自己使用	貸してあるもの	借入使用		借受金額	円
家屋(㎡)	㎡	㎡	㎡		借受年月日	年 月 日
田(㎡)	㎡	㎡	㎡		未返済金額	円
畑(㎡)	㎡	㎡	㎡		返済完了予定年月日	年 月 日
山林(㎡)	㎡	㎡	㎡		実施機関	
宅地(㎡)	㎡	㎡	㎡			
その他						
1箇月の収入実績 (最近数箇月平均)	収入・支出状況			収入明細		
	収入	円	勤労収入	円		
	支出	円	年金等	円		
	差引	円	その他	円		
連帯保証人の状況	氏名		生年月日	年 月 日	申請者との関係	
	住所		電話		主な資産	円
	職業		年収入	円	主な負債	円
住居経略図	(借受者)			(連帯保証人)		
	N 4 十			N 4 十		
備考	上記の借受けについては連帯して債務を負担します。					
	連帯保証人 氏名(自署)				印	
※受付年月日及び番号	年 月 日	第 号	取扱者氏名	印		
※所見						

- 注1 ※印欄及び保証人が自署する部分を除く各欄については次の点に留意のうえ、申請者がもれなく記入すること。
- 申請者欄については、該当しないものを抹消すること。児童・子欄については修学資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、就学支度資金を借り受ける場合に記入すること。
 - 貸付けを受けようとする理由及び借受後の事業計画欄は、できる限り具体的に記入するとともに、必要に応じ別紙とすること。
 - 家族の状況欄は、申請者が現に扶養している児童、子その他の家族について記入すること。
 - 他の借受金の状況欄は、他の機関からの借受金及び母子及び父子並びに寡婦福祉法による他の貸付金の借受状況について記入すること。
 - 年金等とは、母子年金、障害年金、障害福祉年金、厚生年金、老齢年金及び児童扶養手当をいう。
 - 母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第2項の規定により継続して修学資金の貸付けを受けようとするときは、備考欄にその旨を明記すること。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

氏名 ⑩

収入状況明細書

私に係る 年度の収入の状況は、次のとおりです。

収入を得ている者の氏名	収入の種別	収入実績及び必要経費		備考
		総収入の明細	必要経費の明細	
金額計		円	円	差引収入額 (月平均 円)

注 1 収入の種別欄には、記載例を参考に具体的に記入してください。

- (記載例) 給料
賞与
児童扶養手当
養育費

- 2 収入実績及び必要経費欄には、申請時の前年度分を記入してください。
3 家族が協力している事業であるときは、収入を得ている者の氏名欄には、当該事業の中心者を書き、その他の者を備考欄に記入してください。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

主たる事務所の所在地

法人の名称

代表者氏名

㊟

母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付申請書(団体貸付用)

母子(父子)(寡婦)福祉資金の貸付けを受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申請		※決定						
資金の種類	資金	資金						
金額	円	円						
償還方法及び期間	半年賦(年償還)	半年賦(年償還)						
据置期間	年 月 から 年 月 まで (年 月)							
法人の名称及び主たる事務所の所在地	(ふりがな) 法人の名称 主たる事務所の所在地							
法人の設立許可(認可)及び登記年月日	設立許可(認可)年月日 設立登記年月日							
貸付けを受けようとする事業場の所在地等	事業場の所在地							
	事業の種類							
	事業場の使用人員	配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者	配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者	寡婦	その他の者	計		
		人	人	人	人	人		
上欄の事業にその他の者を使用するときはその理由								
理事の氏名及び住所等	氏名	男女の別	生年月日	配偶者の有無	生別、死別その他の別	住所	職業及び収入年額	主な資産及び負債

貸付けを受けようとする事業に使用される者

氏名	生年月日	配偶者の有無	生別、死別 その他の別	住所	家庭の状況				
					氏名	生年月日	年齢	続柄	扶養の有無

区分	物件別		土地		建物		附帯設備	什器備品	有価証券	預金現金	その他	計
	数量	評価額	㎡	構造	㎡	構造	品名数量	種類	円	円	円	円
基本財産	数量		円		円		円		円	円		円
	評価額		円		円		円		円	円		円
運用財産	数量		円		円		円		円	円		円
	評価額		円		円		円		円	円		円
負債	内訳	母子(父子)(寡婦)福祉資金借入金					その他の借入金			未払金その他		計
	金額						円			円		円
資産総額							正味資産額 (資産総額-負債)			円		

貸付けを受けようとする事業の概要及び資金の用途についての計画		
償還計画	償還年次	償還金充当財源の調達方法
	1(年)	
	2(年)	
	3(年)	
	4(年)	

注 1 ※印欄には記入しないこと。

- 2 資金の種類欄には、貸付けを受けようとする資金の名称を記入すること。
- 3 貸付けを受けようとする事業に使用される者の欄は、次により記入すること。
 - (1) 母子福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第14条各号に掲げる者について記入する。
 - (2) 父子福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の6第4項各号に掲げる者について記入する。
 - (3) 寡婦福祉資金の貸付けを受けようとする場合は、寡婦について記入する。
- 4 資産の状況欄は、次により記入すること。
 - (1) 基本財産及び運用財産における評価額は、時価を記入する。
 - (2) 資産総額欄には、基本財産及び運用財産の評価額の合計額を記入する。
 - (3) 正味資産額欄には、資産総額から負債合計額を差し引いた額を記入する。
- 5 貸付けを受けようとする事業の概要及び資金の用途についての計画欄には、事業場の構造、面積、事業内容、事業費総額、貸付金の使用目的等について具体的に記入すること。
- 6 償還計画については、その調達方法をできるだけ具体的に記入し、償還が可能であることを明らかにすること。
- 7 この申請書には次の書類を添付すること。
 - (1) 負債欄の「その他の借入金」に関する借入先、償還方法等を明らかにした書面
 - (2) 法人の登記事項証明書
 - (3) 定款
 - (4) 理事のうち配偶者のない女子及び配偶者のない男子並びに貸付けを受けようとする事業に使用される者のうち配偶者のない女子であつて現に児童を扶養している者及び配偶者のない男子であつて現に児童を扶養している者並びに寡婦については、その事実を証明するに必要な書類
 - (5) 当該法人の行う全事業の前会計年度における収支計算書
 - (6) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

借受者 住所
 氏名 ⑩
 [母子・父子福祉団体にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名]
 連帯借受者 住所
 氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金借用証書

次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金を借用しました。については、関係法令に従い遅滞なく償還します。

貸付決定番号	第 号	通知区分
貸付決定年月日	年 月 日	
貸付資金	資金	
貸付金額	円 月額 (円) 年 月～ 年 月	
据置期間	年 月から 年 月まで	
償還期間	年 月から 年 月まで	
利率	% (据置期間経過後)	
償還方法	償還 償還回数 回 (毎回 円)	

上記の借受けについて連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
 (自署) 氏名 ⑩

注 印鑑証明書を添付すること

第 5 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名 ㊟

〔 母子・父子福祉団体にあつては主たる事務
所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

母子(父子)(寡婦)福祉資金借受者氏名・住所変更届

次のとおり変更しましたのでお届けします。

区分	氏名	住所
新		
旧		

注 1 氏名の変更の場合は、新氏名による印鑑証明書を裏面に添付すること。

2 住所の変更の場合は、住所への経路図を添付すること。

資金の 種類	資金	貸付決定 年月日	年 月 日	貸付決定 番号	第 号
-----------	----	-------------	-------	------------	-----

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

借受者 住所
氏名 ⑩

連帯借受者 住所
氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付金増額申請書

次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金の貸付金の増額を申請します。

資金の種類	資金
貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定金額	円 (月額 円)
貸付金受領済額	円(年 月分から 年 月分まで)
増額金額	円 (月額 円)
増額月分	年 月分から 年 月分まで
増額の理由	

上記の借受けについては、連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
(自署) 氏名 ⑩

第7号様式（第9条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

借受者 住所
氏名

⑩

母子（父子）（寡婦）福祉資金貸付金減額申出書

次のとおり母子（父子）（寡婦）福祉資金の貸付金の減額を申し出ます。

資金の種類	資金
貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定金額	円（月額 円）
貸付金受領済額	円（ 年 月分から 年 月分まで）
減額金額	円（月額 円）
減額月分	年 月分から
減額理由	

第 8 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

借受者 住所
氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金貸付辞退申出書

次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金の貸付けを辞退したいので申し出ます。

資金の種類	資金
貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定金額	円
貸付金受領済額	円 [年 月分から 年 月分まで]
貸付辞退	年 月分から 円辞退
辞退の理由	

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

申請者 住所
氏名 ⑩

未成年後見人 住所
氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金継続貸付申請書

次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金の貸付を継続して受けたいので申請します。

資金の種類	資 金
貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付金の総額	円
既支給額及び期間	金 円 年 月から 年 月まで
継続申請額及び期間	金 円 年 月から 年 月まで
借受者の死亡年月日	年 月 日
申請者の父(母)の状況	

上記の借受けについては、連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
(自署) 氏名 ⑩

注意

- 1 未成年後見人であることを証する書面を添付すること。(未選任の場合は、選任後提出)
- 2 連帯保証人は、現に貸付を受けている貸付金の連帯保証人と同一人物であること。

第10号様式（第11条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

借受者 住所
氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金据置期間延長申請書

次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金の据置期間の延長について関係書類を添えて申請します。

資金の種類	資 金
貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付金の総額	円
据置期間満了年月日	年 月 日
延長期間	据置期間満了年月日の翌日から 年 月 日まで
延長の理由	

注 延長の理由を証する書類を添付すること。

第 1 1 号様式 (第 1 2 条関係)

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
借受者
氏名

㊟

休学届

次のとおり休学しましたので届け出ます。

貸付決定番号	第 号	貸付決定年月日	年 月 日
休学者	氏名		
	大学名	部	科 第 学年
	高等学校名	全日・定時 制 課程	第 学年
	各種学校名	科	第 学年
	各種施設名	科	第 学年
休学期間	年 月 日 から 年 月 日まで		
理由			
貸付金受領 済額	円(年 月 日から 年 月 日まで 月分)		

上記のとおり休学を許可したことを証明します。

年 月 日

学校長

㊟

第 1 2 号様式（第 1 2 条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所
借受者 氏名 (印)

復学届

次のとおり復学しましたので届け出ます。

貸付決定番号	第 号	貸付決定年月日	年 月 日
復学者	氏名		
	大学名	部	科 第 学年
	高等学校名	全日・定時 制	課程 第 学年
	各種学校名	科	第 学年
	各種施設名	科	第 学年
復学年月日	年 月 日		
休学届出年月日	年 月 日 届出		
休学期間	年 月 日 から 年 月 日まで		

上記のとおり復学したことを証明します。

年 月 日

学校長 (印)

第13号様式（第14条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住所
借受者 氏名

印

母子(父子)(寡婦)福祉資金借受資格喪失届

次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金の借受資格の喪失理由が生じたので届け出ます。

資金の種類	資金
貸付決定番号	第 号
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定金額	円 (月額 円)
貸付金受領済額	円 (年 月分から 年 月分まで)
理由	事実 () 発生年月日 年 月 日

第14号様式（第16条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
借受者 氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金償還期間(償還方法)変更申請書
次のとおり母子(父子)(寡婦)福祉資金の 償還期間 償還方法 を変更したい
ので申請します。

資金の種類		資金
貸付決定番号		第 号
貸付金額		円
変更後	償還期間	年 月 日 から 年 月 日まで
	償還方法	(月賦・半年賦・年賦)償還(毎回 円 最終回 円)
変更前	償還期間	年 月 日 から 年 月 日まで
	償還方法	(月賦・半年賦・年賦)償還(毎回 円 最終回 円)
繰上償還	金額	円
	時期	年 月 日から 年 月 日まで
	償還未済元金	円
	償還未済元金の償還方法	(月賦・半年賦・年賦)償還(毎回 円 最終回 円)

第15号様式（第17条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

借受者	住所	
	氏名	⑩
連帯借受者	住所	
	氏名	⑩
連帯保証人	住所	
	氏名	⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金償還金支払猶予申請書

年 月 日から母子(父子)(寡婦)福祉資金を借受中のところ、次により償還金の支払猶予を受けたく関係書類を添えて申請します。

資金の種類	資金
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	第 号
貸付決定金額	円 (内 円償還済)
支払猶予金額	円 (年 月から 年 月までの償還金)
支払猶予期間	年 月から 年 月まで
支払猶予を受けようとする理由	① 支払が著しく困難 ② 連帯借受者において償還金を支払うことができない。

注 上記の理由を証する書類を添付すること。

第16号様式（第18条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

借受者	住所	
	氏名	㊟
連帯借受者	住所	
	氏名	㊟
連帯保証人	住所	
	氏名	㊟

母子(父子)(寡婦)福祉資金償還免除申請書

年 月 日から母子(父子)(寡婦)福祉資金を借受中のところ、次により償還免除を受けたく関係書類を添えて申請します。

資金の種類	資 金
貸付決定年月日	年 月 日
貸付決定番号	第 号
貸付決定金額	円 (内 円償還済)
償還免除金額	円 (年 月から 年 月までの償還金)
償還できない理由	

- 注 1 上記の理由を証する書類を添付すること。
2 財産状況についても明細書を添付すること。

第17号様式（第19条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

借受者 住所
氏名 ⑩

連帯借受者 住所
氏名 ⑩

母子(父子)(寡婦)福祉資金借受保証人変更届

次のとおり連帯保証人を変更したいので、届け出ます。

- 1 変更理由
- 2 旧連帯保証人の氏名
- 3 新連帯保証人の状況

資金の種類	資金		貸付決定番号	第 号	
ふりがな 氏名	歳	住所	借受者との 関係		
職業	自営者	所在地	営業年数	家族	
		業種		年	人
	勤務者	勤務地	勤務年数	家族	
		所在地		年	人
職名					
年収入	円	資産	円	負債	円

上記に係る借受金については、連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
(自署)
氏名 ⑩

- 注 1 連帯保証人の住居への経路図を添えること。
2 裏面に、連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

第18号様式（第21条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業開始届

次のとおり母子家庭（父子家庭）（寡婦）日常生活支援事業を開始したいので届け出ます。

- 1 定款その他の基本約款
- 2 職員の定数及び職務の内容
- 3 主な職員の氏名及び経歴
- 4 事業開始の予定年月日

注 次の書類を添付すること。

- 1 収支予算書
- 2 事業計画書

第19号様式（第22条関係）

年 月 日

(あて先)甲府市長

住所

氏名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業変更届

次のとおり母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業について届け出た事項を変更したので届け出ます。

1 変更した事項

(1) 変更前

(2) 変更後

2 変更した年月日

3 変更の理由

第20号様式（第23条関係）

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住所

氏名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業廃止(休止)届

次のとおり母子家庭(父子家庭)(寡婦)日常生活支援事業を廃止(休止)したいので届け出ます。

- 1 廃止(休止)しようとする年月日
- 2 廃止(休止)の理由
- 3 休止の場合は、休止の予定期間

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第41号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則（平成5年12月規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中「浄化槽法」の次に「、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）」を加える。

第8条の2を削り、第8条の3を第8条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（指定排出物）

第8条の3 条例第20条の2第1項に規定する指定排出物は、別表のとおりとする。

第17条第1項中「第4項」を「第6項」に、「第5項」を「第7項」に改める。

第18条第1項中「第4項」を「第6項」に改める。

第30条を第50条とし、第29条の次に次の19条を加える。

（申請書等）

第30条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書（第30号様式）

- (2) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書（第31号様式）
- (3) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書（第32号様式）
- (4) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（第33号様式）
- (5) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書（第34号様式）
- (6) 省令第5条の4の2第1項又は第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書（第35号様式）
- (7) 省令第5条の5第1項又は第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物最終処分場の埋立処分終了届出書（第36号様式）
- (8) 省令第5条の5の2第1項又は第5条の5の2の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書（第37号様式）
- (9) 省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書（第38号様式）
- (10) 省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書（第39号様式）
- (11) 省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書（第40号様式）
- (12) 法第9条の3第1項の規定による届出書 一般廃棄物処理施設設置届出書（第41号様式）
- (13) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書（第42号様式）
- (14) 省令第5条の10の3の協議書 非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書（第43号様式）
- (15) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書（第44号様式）
- (16) 省令第5条の12第1項の申請書 合併・分割認可申請書（第45号様式）

- (17) 省令第6条第1項の届出書 相続届出書（第46号様式）
- (18) 省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書（第47号様式）
- (19) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設届出事項変更（廃止）届出書（第48号様式）
（廃棄物処理施設の設置許可証の交付）

第31条 市長は、法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定による当該施設の変更の許可をしたときは、一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証（第49号様式。以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項に規定する許可を受けた者は、許可証を亡失し、又は損傷したときは、速やかに廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書（第50号様式）を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。

3 前項の場合において、再交付の申請の理由が許可証の破損又は汚損であるときは、当該破損又は汚損した許可証を添付しなければならない。

（一般廃棄物処理施設の使用前の検査の結果通知）

第32条 市長は、法第8条の2第5項（法第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書（第51号様式）により通知するものとする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の結果通知）

第33条 市長は、法第8条の2の2第1項の規定による検査をしたときは、当該検査の結果を一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書（第52号様式）により通知するものとする。

（一般廃棄物の最終処分場の廃止の確認の結果通知）

第34条 市長は、法第9条第5項（法第9条の3第11項において準用する場合を含む。）又は法第9条の2の3第2項の規定による確認をしたときは、一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書（第53号様式）により通知するものとする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定証の交付）

第35条 市長は、法第9条の2の4第1項の規定による熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定をしたときは、熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証

(第54号様式)を交付するものとする。

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設設置等に係る確認の通知)

第36条 法第9条の3第4項ただし書(同条第9項において準用する場合を含む。)の規定による通知は、一般廃棄物処理施設確認通知書(第55号様式)によるものとする。

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の同意)

第37条 市長は、法第9条の3の2第1項の規定による同意をしたときは、非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書(第56号様式)を交付するものとする。

(廃棄物処理施設の譲受け等許可証の交付)

第38条 市長は、法第9条の5第1項の規定による許可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の5第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物(産業廃棄物)処理施設譲受け(借受け)許可証(第57号様式)を交付するものとする。

(廃棄物許可施設設置者の合併等認可証の交付)

第39条 市長は、法第9条の6第1項の規定による認可をしたとき、又は法第15条の4において読み替えて準用する法第9条の6第1項の規定による認可をしたときは、一般廃棄物(産業廃棄物)許可施設設置者合併(分割)許可証(第58号様式)を交付するものとする。

(廃棄物許可施設設置者相続届出の受理書の交付)

第40条 市長は、法第9条の7第2項の規定による届出を受理したとき、又は法第15条の4において準用する法第9条の7第2項の規定による届出を受理したときは、一般廃棄物(産業廃棄物)許可施設設置者相続届出受理書(第59号様式)を交付するものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例の届出の受理)

第41条 省令第12条の7の17第4項の受理書は、産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出受理書(第60号様式)とする。

2 市長は、省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、前項の受理書に当該変更に係る事項を追記し、交付するものとする。

(再生利用業の指定の申請等)

第42条 省令第9条第2号又は第10条の3第2号の指定(以下「再生利用業指定」という。)を受けようとする者(市長が別に定める者を除く。)は、再生利用業指定申請書(第61号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、再生利用業指定をしたときは、再生利用業指定証(第62号様式。以下「指定証」という。)を交付するものとする。

3 再生利用業指定を受けた者(以下「再生利用業指定業者」という。)は、その再生利用業指定の事業の範囲の変更をしようとするときは、再生利用業変更指定申請書(第63号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りでない。

4 再生利用業指定業者は、その再生利用業指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止するときは、再生利用業廃止届出書(第64号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

5 再生利用業指定業者は、再生利用業指定に係る次に掲げる事項に変更が生じたときは、再生利用業変更届出書(第65号様式)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 住所

(2) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名

(3) 事業場の所在地

(4) 再生利用の目的

(5) 取引関係

6 第2項の規定は、第3項の事業の範囲の変更、第4項の規定による事業の範囲の一部の廃止及び前項の変更について準用する。

7 再生利用業指定業者は、指定証を破損し、汚損し、又は亡失したときは、再生利用業指定証再交付申請書(第66号様式)に、破損し、又は汚損した指定証を添えて市長に提出するものとする。

8 指定証の再交付を受けた者は、亡失した指定証を発見したときは、直ちに当該指定証を市長に返還しなければならない。

(欠格要件に係る届出)

第43条 次の各号に掲げる届出書の様式は、当該各号に定めるところによる。

(1) 省令第10条の10の3又は第10条の24の届出書 欠格要件に係る届出書 (第67号様式)

(2) 省令第5条の5の3又は第12条の11の3の届出書 欠格要件に係る届出書 (第68号様式)

(産業廃棄物処理業者等に係る実績報告書の徴収)

第44条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める様式により、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集、運搬又は処分の実績を記載した報告書を市長に提出しなければならない。

(1) (特別管理) 産業廃棄物収集運搬業者 (甲府市内のみにおいて収集運搬の許可を受けたものに限る。) 産業廃棄物収集運搬業実績報告書 (第69号様式)

(2) (特別管理) 産業廃棄物処分業者 産業廃棄物処分業実績報告書 (第70号様式)

(3) 産業廃棄物処理施設設置事業者 産業廃棄物処理実績報告書 (第71号様式)

(最終処分場埋立終了届出台帳)

第45条 法第19条の12第1項の台帳は、最終処分場埋立終了届出台帳 (第72号様式) とする。

(最終処分場埋立終了届台帳の閲覧)

第46条 法第19条の12第3項の規定による台帳又はその写しの閲覧 (以下「台帳の閲覧」という。) の場所は、甲府市環境部とする。

2 台帳の閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

3 次に掲げる日においては、台帳の閲覧をすることができない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号) に規定する休日

(3) 12月29日から同月31日までの日、1月2日及び同月3日

4 前2項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、台帳の閲覧に供しない日を設け、又は台帳の閲覧の時間を変更することができる。

5 台帳の閲覧をしようとする者は、廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧

請求書（第 7 3 号様式）を市長に提出しなければならない。

6 台帳の閲覧を請求した者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職員の指示に従って台帳の閲覧をすること。
- (2) 台帳又はその写しを汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 他人に迷惑をかけるような行為をしないこと。

7 市長は、台帳の閲覧の請求をした者が前項の規定に違反したときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。

（事故状況等の届出）

第 4 7 条 法第 2 1 条の 2 第 1 項の規定による届出は、特定処理施設に係る事故状況等届出書（第 7 4 号様式）によらなければならない。

（申請書等の提出部数）

第 4 8 条 法、政令、省令及びこの規則により市長に提出する申請書等の提出部数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

- (1) 第 3 0 条第 1 号に規定する一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び同条第 5 号に規定する一般廃棄物処理施設変更許可申請書 正副各 1 部
- (2) その他の申請書等 1 部

別表中「第 8 条の 2 関係」を「第 8 条の 3 関係」に改める。

第 2 9 号様式の次に次の 4 5 様式を加える。

第30号様式（第30条関係）

一般廃棄物処理施設設置許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）	$m^3 / 日 () 時間$ $t / 日 () 時間$ $m^3 / 時間$ $t / 時間$ 面積 m^2 埋立容量 m^3

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法（排出の方法（排出口の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項			
※事務処理欄			

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		
法定代理人（申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
	(ふりがな) 氏 名	住所

(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住所	
役員 (法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住所
役員 (申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	役職名・呼称	住所

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の総数	株	出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	保有する株式の数又は出資の金額	住所又は所在地
	割合	

政令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書きすること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 市長が定める部数を提出すること。

添付書類 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- (1) 当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類
- (2) 当該一般廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
- (3) 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (4) 最終処分場以外の一般廃棄物処理施設にあつては、処理工程図

- (5) 当該一般廃棄物処理施設の付近の見取図
- (6) 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を説明する書類
- (7) 当該一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (9) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書並びに直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (10) 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (11) 申請者が個人である場合には、住民票の写し（本籍（外国人にあっては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等）の記載のあるものに限る。以下同じ。）
- (12) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- (13) 申請者が法第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合には、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (14) 申請者が法人である場合には、役員の住民票の写し
- (15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票の写し又は登記事項証明書
- (16) 申請者に政令第4条の7に規定する使用人がある場合には、その者の住民票の写し

第 3 1 号様式 (第 3 0 条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項 (同法第 9 条第 2 項において準用する第 8 条の 2 第 5 項) の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査を受けたいので、関係図面等を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
竣工の年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

第 3 2 号様式（第 3 0 条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。

一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

備考 ※欄は記入しないこと。

第 3 3 号様式（第 3 0 条関係）

特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書（ 年度）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条の 1 7 の規定による特定一般廃棄物最終処分場の状況等について、次のとおり報告します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置の場所	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了予定年月日	
放流水の水質及び当該測定に係る放流水を採取した年月日	
埋立処分を開始してから前年度の 3 月 3 1 日までに埋立処分された一般廃棄物の数量	

当該年度の4月から9月までに埋立処分された一般廃棄物の数量	
埋立処分の終了後に行う維持管理の内容	
上記の維持管理に必要な費用の額及びその算定の基礎の概要	

備考 放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第14号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令（平成12年総理府・厚生省令第2号）第1条第3号ロの規定により測定したものを記載すること。

第34号様式（第30条関係）

（第1面）

一般廃棄物処理施設変更許可申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

一般廃棄物処理施設の設置の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
許可の年月日		年 月 日	
許可番号			
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあつて	変更後	変更前

は、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)	$m^3 / \text{日} () \text{時間}$	$m^3 / \text{日} () \text{時間}$
	$t / \text{日} () \text{時間}$	$t / \text{日} () \text{時間}$
	$m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$	$m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$
	埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2
	埋立容量 m^3	埋立容量 m^3
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画		
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画		
変更の理由		
着工予定年月日	年 月 日	
使用開始予定年月日	年 月 日	
※許可の年月日	年 月 日	
※許可番号		
※事務処理欄		

(第2面)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		所在地
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号 チに規定する未成年者である場合）		
（個人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
		住所
（法人である場合）		
(ふりがな) 名称		所在地
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員（申請者が法人である場合）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき）

発行済株式の 総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する 株式の数 又は出資 の金額	本籍
		割合	住所又は所在地

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 3 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 4 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。
- 6 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 8 市長が定める部数を提出すること。

第 3 5 号様式 (第 3 0 条関係)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

年 月 日

(あて先) 甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項 (同法第 9 条の 3 第 1 1 項において準用する第 9 条第 3 項) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

一般廃棄物処理施設の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可 (届出) 年 月 日 第 号
変更の内容	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
	△廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 4 (同規則第 5 条の 9 において準用する場合を含む。) に掲げる事項の変更 (同規則第 5 条の 4 第 6 号関係を除く。)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項

(変更内容が法人に係るものである場合) ※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更

(ふりがな) 名 称	住所
---------------	----

--	--

(変更内容が個人に係るものである場合) ※法定代理人、役員(法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。)、株主、出資をしている者及び使用人の変更

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

--	--	--

--	--	--

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
-----------------	--------------

廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
------------------	-------

備考

- △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

第36号様式（第30条関係）

一般廃棄物最終処分場埋立処分終了届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

一般廃棄物の最終処分場の埋立処分が終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項（同法第9条の3第11項において準用する第9条第4項）の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 (電話番号)
設置場所	
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m ² m m
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日

埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）、数量及び性状	種類	数量（m ³ ）	性状

第 37 号様式（第 30 条関係）

（表面）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項（同法第 9 条の 3 第 1 1 項において準用する第 9 条第 5 項）又は同法第 9 条の 2 の 3 第 2 項の規定による一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置場所		
許可の年月日及び許可番号又は届出の年月日	許可（届出） 年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量（ m^3 ）
埋立地の面積及び埋立の深さ	面積 m^2	埋立ての深さ m

埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	年 月 日
埋立処分終了年月日	年 月 日

(裏面)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	

備考

- 1 地下水等とは、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「基準省令」という。）第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。
- 2 保有水等とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。
- 3 覆いとは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。

第38号様式（第30条関係）

（表面）

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定申請書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所		
※認定の年月日		年 月 日
※認定番号		
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力	
	△設備の位置、構造等の設置に関する計画	

	△設備の維持管理 に関する計画	
熱回収の内 容に関する 計画	熱回収施設におい て処分する一般廃 棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
※事務処理欄		

(裏面)

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の実出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- 4 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 市長が定める部数を提出すること。

第 3 9 号様式（第 3 0 条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設休廃止等届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 5 条の 5 の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号		年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなつたとき	理由	
	年月日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	（廃止・休止・再開の別）
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年月日	年 月 日
※事務処理欄		

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

第40号様式（第30条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設熱回収報告書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定 番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年3月31日ま での年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

第 4 1 号様式（第 3 0 条関係）

（表面）

一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設を設置するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※届出年月日	年 月 日

一般廃棄物処理施設の処理能力（一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量）		$m^3 / \text{日}$ () 時間 $t / \text{日}$ () 時間 $m^3 / \text{時間}$ $t / \text{時間}$	
		埋立地の面積 m^2 埋立容量 m^3	
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
		量	
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	処理方法（排出の方法（排出の位置、排出先等を含む。）を含む。）	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
※事務処理欄			

(裏面)

△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	
	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	
△災害防止のための計画（一般廃棄物の最終処分場である場合）		
処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法（ごみ処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
汚泥等の処分方法（し尿処理施設の場合）	区分	自家処分・委託処分
	処分方法	
△埋立処分の計画（最終処分場の場合）		
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		

備考

- 1 ※欄は、記入しないこと。
- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
- 4 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面を含むこと。

- (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
- 5 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第42号様式（第30条関係）

一般廃棄物処理施設変更届出書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

一般廃棄物処理施設に関する事項を変更するので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第8項の規定により、次のとおり届け出ます。

一般廃棄物処理施設の設置 の場所			
一般廃棄物処理施設の種類			
届出年月日		年 月 日	
変 更 の 内 容	一般廃棄物処理施設 において処理する一 般廃棄物の種類		
	一般廃棄物処理施設 の処理能力（一般廃 棄物の最終処分場 である場合にあって は、一般廃棄物の埋 立処分の用に供され る場所の面積及び埋 立容量）	変更後	変更前
		$m^3 / 日$ () 時間	$m^3 / 日$ () 時間
		$t / 日$ () 時間	$t / 日$ () 時間
		$m^3 / 時間$	$m^3 / 時間$
		$t / 時間$	$t / 時間$
		埋立地の面積 m^2	埋立地の面積 m^2
		埋立容量 m^3	埋立容量 m^3

△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画	
△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画	
変更の理由	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日

備考

- 1 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。また、ごみ処理施設の場合は、焼却施設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 2 △欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図
 - (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値
 - (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値
 - (5) 放流水の水質に変更がある場合は、し尿処理施設にあつては生物化学的酸素要求量、浮遊物質、大腸菌群数等の項目、最終処分場にあつては排水基準を定める省令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値
- 3 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

様式第43号（第30条関係）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設設置協議書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の2第1項の規定により協議します。

一般廃棄物処理施設を設置をすることが見込まれる場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3 / \text{日} () \text{時間}$
	$t / \text{日} () \text{時間}$
	$m^3 / \text{時間}$
	$t / \text{時間}$
	埋立地の面積 m^2
	埋立容量 m^3

△一般廃棄物 処理施設の 位置、構造 等の設置に 関する計画 に係る事項	一般廃棄物処理施設の 位置		
	一般廃棄物処理施設の 処理方式		
	一般廃棄物処理施設の 構造及び設備		
	処理に 伴い生 ずる排 ガス及 び排水	量	
		処理方法（排 出の方法（排 出口の位置、 排出先等を含 む。）を含 む。）	
	設計計算上達成するこ とができる排ガスの性 状、放流水の水質その 他の生活環境への負荷 に関する数値		
	その他一般廃棄物処理 施設の構造等に関する 事項		
※事務処理欄			
△一般廃棄物 処理施設の 維持管理に 関する計画 に係る事項	排ガスの性状、放流水 の水質等について周辺 地域の生活環境の保全 のため達成することと した数値		
	排ガスの性状及び放流 水の水質の測定頻度 に関する事項		
	その他一般廃棄物処理 施設の維持管理に関す る事項		
※事務処理欄			

注1 ※印の欄は、記入しないこと。

- 2 一般廃棄物処理施設の種類については、ごみ処理施設、し尿処理施設又は最終処分場の別を記入すること。さらに、ごみ処理施設の場合は、焼却施

- 設、破碎施設等の別を括弧書すること。
- 3 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類については、混合ごみ、不燃ごみ等の種類を記入すること。
 - 4 △欄の記入については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次に掲げる図面等を含むこと。
 - (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図
 - 5 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

第 4 4 号様式（第 3 0 条関係）

（第 1 面）

一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 5 第 1 項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け・借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

譲受け又は借受けの相手方の氏名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

申請者（個人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		所在地
法定代理人（申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		所在地
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数又は 出資の金額	本籍
		割合	住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・ 呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「法定代理人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 4 市長が定める部数を提出すること。

第45号様式（第30条関係）

（第1面）

合併・分割認可申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

㊟

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定による合併又は分割について認可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

① 一般廃棄物処理施設の設置の場所	
② 一般廃棄物処理施設の種類	
③ 許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
④ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人の名称及び住所並びに代表者の氏名	
⑤ 合併又は分割の方法及び条件	
⑥ 合併又は分割の理由	
⑦ 合併又は分割の時期	
※認可の年月日	年 月 日
※認可番号	
※事務処理欄	

(第2面)

⑧ 申請者			
(ふりがな) 名 称		住所	

⑨ 役員			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍	
	役職名・呼称	住所	

⑩ 発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（当該株主又は出資をしている者がある場合）

発行済株式の 総数	株	出資の 額	

(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株 式の数又は 出資の額	本籍
		割合	住所

(第3面)

⑪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人
(申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・ 呼称	住所

⑫ 合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により
当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・ 呼称	住所

(第4面)

⑬ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主となる者又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者となる者

発行済株式の総数	株		出資の額
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の 数又は出資の金 額	本籍
		割合	住所

⑭ 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人となる者（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・ 呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 申請者欄は、合併又は分割の当事者の連名とすること。
- 3 ⑨～⑭の欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 4 ⑨及び⑫の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 5 市長が定める部数を提出すること。

第46号様式（第30条関係）

（表面）

相続届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

電話番号

一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

被相続人との続柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相続の開始の日	年 月 日
※事務処理欄	

(裏面)

相続人		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
		住所
法定代理人（相続人が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号 チに規定する未成年者である場合）		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
		住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称		住所
役員（法定代理人が法人である場合）		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本籍
	役職名・呼 称	住所

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人（相続人に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍
	役職名・呼称	住所

備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 「相続人」の欄から「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 3 市長が定める部数を提出すること。
- 4 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。

第 4 7 号様式（第 3 0 条関係）

（表面）

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 2 の 5 第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類等について、次のとおり届け出ます。

産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 1 2 条の 7 の 1 6 第 1 項第 4 号の 2 に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号

処理開始予定年月日	年 月 日
産業廃棄物処理施設の処理能力 (当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所(既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。)の面積及び残余の埋立容量)	t / 日 () 時間 t / 時間 埋立地の面積 m ² (既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。) 埋立地の残余容量 m ³
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る同法第15条第1項の許可に付された条件	
△産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量(当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあっては石綿含有一般廃棄物の処理量を含み、当該施設が同項第5号の2又は第6号に掲げる施設(水銀処理物に係るものに限る。)である場合にあっては水銀処理物の処理量を含む。)の見込み	

備考

- 1 産業廃棄物処理施設の種類については、破碎施設、焼却施設、熔融施設又は最終処分場の別を記入すること。

- 2 △欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

(裏面)

添付書類

- 1 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）第12条の5に規定する許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあつては、次に掲げるいずれかの書類
 - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
 - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
 - (3) 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
 - (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の9に規定する認定証の写し
 - (5) 他の法令の規定により他人の一般廃棄物の処理を業として行う者であることを示す書類

第48号様式（第30条関係）

産業廃棄物処理施設設置者に係る一般廃棄物処理施設変更（廃止）届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

産業廃棄物処理施設の種類の変更（処理する産業廃棄物の種類の変更、一般廃棄物の処理の事業の廃止）をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容 （変更 があった 場合）	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類（当該施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16第1項第4号の2に掲げる施設である場合にあつては、石綿含有産業廃棄物を処理する旨）	
	変更年月日	年 月 日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日
届出年月日		年 月 日

備考

- 1 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 2 この届出書は、変更又は廃止の日から10日以内に提出すること。
- 3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項の規定による届出書に基づき交付された受理書を添付すること。

第 4 9 号様式（第 3 1 条関係）

一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証 年 月 日 住 所 氏 名 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項（第 9 条第 1 項）の規定により、設置（変更）の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。 甲府市長 印			
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類			
設置場所			
処理能力			
許可の条件			
留意事項	1 施設の設置（変更）に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

第50号様式（第31条関係）

廃棄物処理施設設置（変更）許可証再交付申請書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第31条第2項の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

種別	一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証 産業廃棄物処理施設設置（変更）許可証
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

備考 破損し、又は汚損した場合にあつては、当該破損し、又は汚損した許可証を添付すること。

第 5 1 号様式 (第 3 2 条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

甲府市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項 (同法第 9 条第 2 項において準用する第 8 条の 2 第 5 項) の規定による一般廃棄物処理施設の検査の結果を通知します。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設置場所	
種類・能力	
検査申請年月日	年 月 日
竣功年月日	年 月 日
検査年月日	年 月 日
検査結果	<p>当該一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 第 5 項 (同法第 9 条第 2 項において準用する第 8 条の 2 第 5 項) に規定する申請書に記載した設置に関する計画に</p> <p style="text-align: right;">適合している。 適合していない。</p>
備考	

第 5 2 号様式（第 3 3 条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による定期検査の結果について、次のとおり通知します。

甲府市長



一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
備考	

第 5 3 号様式（第 3 4 条関係）

一般廃棄物最終処分場廃止確認通知書

第 号
年 月 日

様

甲府市長



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項（同法第 9 条の 3 第 1 1 項において準用する第 9 条第 5 項）又は第 9 条の 2 の 3 第 2 項の規定による確認をしたので、通知します。

許可年月日及び許可番号又は届出年月日	年 月 日 第 号
設置場所	
確認申請年月日	年 月 日
確認年月日	年 月 日
確認結果	当該一般廃棄物最終処分場は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項（同法第 9 条の 3 第 1 1 項において準用する場合を含む。）又は第 9 条の 2 の 3 第 2 項に規定する技術上の基準に適合している。
備考	

第 5 4 号様式（第 3 5 条関係）

熱回収一般廃棄物処理施設設置者認定証

年 月 日

住 所

氏 名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 2 の 4 第 1 項の規定による一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。

甲府市長



認 定 の 年 月 日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	<p>1 毎年 6 月 3 0 日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。</p> <p>2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し、若しくは休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。</p>

第 5 5 号様式（第 3 6 条関係）

一般廃棄物処理施設確認通知書

第 号
年 月 日

様

甲府市長



年 月 日付けで届出があった次の施設については、その届出の内容が相当であると認められるので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 4 項ただし書（同条第 9 項において準用する第 9 条の 3 第 4 項ただし書）の規定により通知します。

施設の種類	
設置場所	
届出の内容	一般廃棄物処理施設（設置・変更）

甲府市指令第 号

非常災害に係る一般廃棄物処理施設同意書

所在地

名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 の 2 第 1 項の規定により協議のあった次の施設については、同意します。

年 月 日

甲府市長



施設の種類	
施設を設置 することが 見込まれる 場所	

第 5 7 号様式（第 3 8 条関係）

一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設譲受け（借受け）許可証 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 年 月 日 </div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 住 所 氏 名 ⑩ 〔 法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称及び代表者の氏名 〕 電話番号 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 において読み替えて準用する第 9 条の 5 第 1 項の規定により、譲受け（借受け）の許可を受けた一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設であることを証する。 </p> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;"> 甲府市長 ⑩ </div>			
譲受け（借受け）許可年月日	年 月 日	譲受け（借受け） 許可番号	第 号
譲受け又は借受けの相手方の 氏名及び住所（法人にあつて は、名称及び代表者の氏名）			
施設の種類及び処理する一般 廃棄物（産業廃棄物）の種類			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
設置場所			

処理能力	
許可の条件	
留意事項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。

第 5 8 号様式 (第 3 9 条関係)

一般廃棄物 (産業廃棄物) 許可施設設置者合併 (分割) 許可証

年 月 日

住 所

氏 名 Ⓔ

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 において準用する第 9 条の 6 第 1 項の規定により、一般廃棄物 (産業廃棄物) 処理施設の許可施設設置者である法人の合併 (分割) 認可を受けたことを証する。

甲府市長

印

認可の年月日	年 月 日	認可番号	第 号
合併又は分割の相手方の名称、代表者の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
施設の種類及び処理する一般廃棄物 (産業廃棄物) の種類			
設置場所			
処理能力			

認可の条件	
留意事項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。

第 5 9 号様式（第 4 0 条関係）

一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者相続届出受理書			
年 月 日			
住 所 氏 名			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条の 4 において準用する第 9 条の 7 第 2 項の規定により、 年 月 日付けで届出のあった一般廃棄物（産業廃棄物）許可施設設置者相続届出については、受理した。			
甲府市長			
受理の年月日	年 月 日	受理番号	第 号
被相続人の氏名及び住所			
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第	号
施設の種類及び処理する一般廃棄物（産業廃棄物）の種類			
設置場所			
処理能力			
留意事項	施設の稼働に当たっては、各種関連法規を遵守すること。		

第60号様式（第41条関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての 特例届出受理書

年 月 日

住 所

氏 名 印

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5第1項（第2項）の規定による産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例届出を受理したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の17第4項の規定により、交付する。

甲府市長

印

受理の年月日	年 月 日	受理番号	第 号
産業廃棄物処理施設の設置の場所			
産業廃棄物処理施設の種類			

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設に係る許可の条件	
省令第12条の7の17第5項の規定による変更についての届出状況	

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

再生利用業指定申請書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 項（第 1 0 条の 3 第 2 項）の規定による産業廃棄物の再生利用業の指定を受けたいので、次のとおり申請します。

事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別		
	取り扱う産業廃棄物の種類		
の 範 囲	再生利用の 方法	再生利用の用に供する施設の 種類、数量、設置場所及び能力	
		再生利用の用に供する施設の 方式、構造及び設備の概要	
事業場の所在地			
再生利用の目的			
取 引 関 係	排出者の氏名又は名称及び所 在地		
	再生活用業者の氏名又は名称 及び所在地		

再生輸送業者の氏名又は名称 及び所在地	
再生活用により得られる有用 物の利用方法	
事業開始予定年月日	

添付書類

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
- (5) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (6) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
- (8) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

第 6 2 号様式（第 4 2 条関係）

再生利用業指定証

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 9 条第 2 号又は第 1 0 条の 3 第 2 号の規定により、次のとおり再生利用業を行う者として指定を受けた者であることを証明する。

年 月 日

甲府市長

㊟

1 指定年月日

2 指定番号

3 事業の範囲

(1) 再生活用及び再生輸送の別

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

(3) 再生利用の方法

4 事業場の所在地

5 再生利用の目的

6 取引関係

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

再生利用業変更指定申請書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第 4 2 条第 3 項の規定により、再生利用業の事業の範囲の変更の指定を次のとおり申請します。

指定年月日			
指定番号			
変更の内容	再生活用及び再生輸送の別	変更前	
		変更後	
	取り扱う産業廃棄物の種類	変更前	
		変更後	
	再生利用の方法	変更前	
		変更後	
変更の理由			
変更に係る取引関係			
変更予定年月日			

添付書類

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び

構造図

- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
- (5) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (6) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
- (8) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

再生利用業廃止届出書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第 4 2 条第 4 項の規定により、再生利用業指定の事業の範囲の全部（一部）の廃止について、次のとおり届け出ます。

指定年月日	
指定番号	
全部（一部）の廃止年月日	
廃止した事業の範囲	

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

再生利用業変更届出書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第 4 2 条第 5 項の規定により、再生利用業の変更について、次のとおり届け出ます。

指定年月日		
指定番号		
変更年月日		
変更事項	変更前	変更後
住所		
氏名又は名称及び法人 にあつては、その代表 者の氏名		
事業場の所在地		
再生利用の目的		
取引関係		

添付書類（変更の内容に該当しない書類は、省略することができる。）

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

- (3) 生活環境保全上の対策を記載した書類
- (4) 排出者との契約書及び再生活用業者又は再生輸送業者との契約書等取引関係を記載した書類
- (5) 再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
- (6) 申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為及び登記簿の謄本
- (7) 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又はそれに代わる書類
- (8) 申請者が法第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を記載した書類
- (10) 申請者が個人である場合には、資産に関する調書、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (11) 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足りる能力を有することを証する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

再生利用業指定証再交付申請書

甲府市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則第 4 2 条第 7 項の規定により、再生利用業指定証の再交付について、次のとおり申請します。

指定年月日		
指定番号		
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別	
	取り扱う産業廃棄物の種類	
	再生利用の方法	
再交付申請の理由		

第 6 7 号様式（第 4 3 条関係）

欠格要件に係る届出書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた産業廃棄物処理業（特別管理産業廃棄物処理業）について、下記事由により届出事項に該当したので廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 2 第 3 項（第 1 4 条の 5 第 3 項）において準用する同法第 7 条の 2 第 4 項の規定により届け出ます。

該当するに至った欠格要件（該当するものに○を付けてください。）	法第 1 4 条第 5 項第 2 号（イ・ハ・ニ・ホ）
欠格要件に該当するに至った具体的事由	
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日

備考

- 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から 2 週間以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に

「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

第68号（第43条関係）

欠格要件に係る届出書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ⑩

法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）について、下記事由により届出事項に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第6項（第15条の2の6第3項において準用する同法第9条第6項）の規定により届け出ます。

該当するに至った欠格要件 （該当するものに○を付けてください。）	法第7条第5項第4号（イ・ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ・チ・リ・ヌ）・第14条第5項第2号（イ・ハ・ニ・ホ）	
欠格要件に該当するに至った具体的事由		
欠格要件に該当するに至った年月日	年 月 日	
施設	区分（該当するものに○を付けてください。）	一般廃棄物処理施設 ・ 産業廃棄物処理施設
	種類	
	設置場所	

備考

- 1 この届出書は、欠格要件に該当するに至った日から2週間以内に提出すること。
- 2 各欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

第 6 9 号様式（第 4 4 条関係）

（特別管理）産業廃棄物収集運搬実績報告書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

（法人の場合は）担 当 者

電話番号

年度の産業廃棄物の収集運搬実績について、次のとおり報告します。

許可の種類				許可年 月日	年 月 日	許可 番号		
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者				運搬先			
	排出者 又は収 運業者 の別	許可 番号	氏名又 は名称	受託量 (t)	許可 番号	氏名又 は名称	運搬量 (t)	運搬 目的
		廃棄物を積み 込んだ場所			廃棄物を積み 降ろした場所			

産業廃棄物処分実績報告書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

（法人の場合は） 担 当 者

電話番号

年度の産業廃棄物の処分実績について、次のとおり報告します。

許可の種類				許可年月	年 月 日		許可				
				日			番号				
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者（排出事業者又は処分業者）			処分			中間処理後の廃棄物の処分・再生利用先				
	許可	氏名	再	処分	処	処	許可	氏名	委託	委託	
	番号	又は									方法
種類	排出場所		処分場所			住所				等	等

産業廃棄物処分実績報告集計表

許可の種類		許可番号		氏名又は法人名		
産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の種類	委託者	処分		中間処理後の廃棄物の処分・再生利用先		
	排出場所の都道府県名	処分量 (t)	処分後量 (t)	中間処理後の廃棄物の処分・再生利用先の都道府県名	委託内容等	委託量等 (t)

第 7 1 号様式（第 4 4 条関係）

産業廃棄物処理実績報告書

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

（法人の場合は）担 当 者

電話番号

年度の産業廃棄物の処理実績について、次のとおり報告します。

産業廃棄物処理施設等の 所在地							
産業廃棄物処理施設等の 種類						施設許 可番号	
処分した産業廃 棄物の年間処理 量（単位：t）		処理後の産業廃棄物の処分方法（単位：t）					
種類	年間処 理量	種類	排出量	処分先	処分先所在 地	処分方 法	処分量
合計							

第 7 2 号様式（第 4 5 条関係）

（表面）

最終処分場埋立終了届出台帳

設置者	住所	管理予定者	氏名
	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）		電話番号 ()
設置場所		最終処分場の種類（産業廃棄物の場合に限る。）	
許可（届出）年月日及び番号 年 月 日 号	埋立地	面積 m ²	埋め立てた廃棄物の種類及び量 m ³
第 埋立処分開始年月日 年 月 日		埋立ての 深さ 最大 m	
埋立処分終了年月日 年 月 日		平均 m	埋め立てた廃棄物の性状に関し特に注意すべき事項
廃止確認年月日 年 月 日		覆土の厚さ m	
埋立処分の方法			

(裏面)

備考

- 1 省令第5条の5の2第1項若しくは第5条の10の2第1項の申請書に添付された同令第5条の5の2第2項第3号若しくは第4号（同令第5条の10の2第2項において準用する場合を含む。）に掲げる書類又は同令第12条の11の2第1項の申請書に添付された同条第2項第1号から第3号までに掲げる書類に記載された水質検査の結果のうち、廃止の確認が行われた時点に最も近い時点に行われた水質検査の結果を添付すること。
- 2 次に掲げる図面を添付すること。
 - (1) 埋立終了時の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (2) 当該施設の周辺の地図
 - (3) 石綿含有一般廃棄物、水銀処理物、廃水銀等処理物、廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物が埋め立てられている場合は、当該廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- 3 届出台帳は、永久に保管すること。

第 7 3 号様式（第 4 6 条関係）

年 月 日

（あて先） 甲府市長

住 所

氏 名 ㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳閲覧請求書

次のとおり廃棄物最終処分場埋立処分終了届出台帳の閲覧をしたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 9 条の 1 2 第 3 項の規定により請求します。

最終処分場の設置場所	
閲覧請求の理由	

第74号様式（第47条関係）

特定処理施設に係る事故状況等届出書

年 月 日

（あて先）甲府市長

住 所

氏 名 ㊞

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

電話番号

特定処理施設において破損その他の事故が発生し、応急の措置を講じたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2第1項の規定により、関係図面を添えて届け出ます。

許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
特定処理施設の種類	
特定処理施設の設置場所	
事故の発生日	午前 年 月 日 時 分頃 午後
事故の状況	
講じた措置の概要	

備考

- 「特定処理施設の種類」の欄には、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理

施設又はその他の処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第18条に規定する処理施設をいう。）の別を記入すること。更に、具体的な施設の種類、形式等を括弧書きにすること。

2 「事故の状況」の欄については、発生箇所及び発生原因並びに汚水又は気体の飛散、流出の状況等、生活環境の保全上の支障の状況を記入すること。

3 「講じた措置の概要」の欄については、生活環境の保全上の支障の除去又は発生防止のための応急措置の概要を記入すること。

4 「事故の状況」及び「講じた措置の状況の概要」の欄に、その記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、必要に応じ図面、フロー図等を添付すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第42号

甲府市屋外広告物条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市屋外広告物条例（平成30年12月条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止広告物等)

第2条 条例第4条第1号の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料の剥離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの

第3条 条例第4条第2号の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

- (1) 構造又は表示若しくは設置の方法に危険のあるもの
- (2) 風雨、振動等により容易に破損し、落下し、又は倒壊するおそれのあるもの
- (3) 人又は車両等の通行を著しく害するおそれのあるもの

(禁止地域の区分)

第4条 条例第6条第2項の規則で定める禁止地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地域又は場所とする。

- (1) 第一種禁止地域 次に掲げる地域又は場所
 - ア 条例第6条第1項第1号に掲げる景観地区（同号の規定により指定された区域を除く。）、風致地区及び伝統的建造物群保存地区（同号の規定により指定された区域を除く。）
 - イ 条例第6条第1項第2号に掲げる地域
 - ウ 条例第6条第1項第3号に掲げる地域
 - エ 条例第6条第1項第5号に掲げる国立公園又は国定公園の特別地域の区域

のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第1項の規定により指定された都市計画区域を除く区域

オ 条例第6条第1項第6号に掲げる地域

カ 条例第6条第1項第7号に掲げる地域

キ 墓地

(2) 第二種禁止地域 次に掲げる地域又は場所（前号に掲げる地域又は場所を除く。）

ア 条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域

イ 条例第6条第1項第4号に掲げる区域

ウ 条例第6条第1項第5号に掲げる国立公園及び国定公園の特別地域

エ 条例第6条第1項第8号に掲げる地域

オ 条例第6条第1項第10号に掲げる地域

カ 条例第6条第1項第11号に掲げる区域

（許可地域の区分）

第5条 条例第7条第2項の規則で定める許可地域の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる地域又は場所とする。

(1) 第一種許可地域 次に掲げる地域又は場所

ア 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域（同法第29条第1項の規定による開発行為の許可を受けた区域を除く。）

イ 自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園又は同条第2項の規定により指定された国定公園の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた用途地域を除く区域

ウ 都市計画法第2章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域並びに景観地区及び伝統的建造物群保存地区のうち条例第6条第1項第1号の規定により指定された区域

(2) 第二種許可地域 前号に掲げる地域又は場所及び次号に掲げる地域を除く地域

(3) 第三種許可地域 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域（第1号に掲げる地域又は場所を除く。）

(許可の申請)

第6条 条例第7条第3項(条例第12条第6項において準用する場合を含む。)の申請書は、広告物等表示(設置)許可申請書(第1号様式)とする。

2 条例第7条第3項第5号(条例第12条第6項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、設計者、施工者並びに工事の着手予定日及び完了予定日とする。

(許可基準)

第7条 条例第7条第4項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)の規則で定める基準は、別表第1のとおりとする。

(広告物活用地区等の指定等の公告)

第8条 条例第8条第2項(同条第6項において準用する場合を含む。)の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 広告物活用地区の名称
- (2) 広告物活用地区の区域(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)
- (3) 広告物活用地区に適用される条例第7条第4項の基準の決定又は変更の案の概要(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)
- (4) 広告物活用地区に適用される条例第7条第4項の基準の決定又は変更の案の縦覧場所(広告物活用地区の指定の廃止の場合を除く。)

2 前項の規定は、条例第9条第1項又は第2項の景観保全型広告規制地区の指定又は指定の変更若しくは廃止に係る公告について準用する。

(特例の許可の申請)

第9条 条例第10条第2項において準用する条例第7条第3項の申請書は、広告物等表示(設置)特例許可申請書(第2号様式)とする。

(堅牢な広告物等)

第10条 条例第7条第5項(条例第12条第6項において準用する場合を含む。)の規則で定める堅牢な広告物等並びに条例第13条第1項及び第2項の規則で定める堅牢な既存広告物等は、鉄骨造、石造その他の耐久性を有する構造により築造されたもので、建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項において準用する同法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずると市長が認めたものとする。

(適用除外の広告物等の基準)

第11条 条例第12条第6項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)において準用する条例第7条第4項の規則で定める基準は、別表第2のとおりとする。

2 条例第12条第7項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 次号に掲げる区域以外の区域 別表第3に定める基準

(2) 条例第9条第1項の規定により景観保全型広告規制地区に指定された区域
当該指定された区域ごとに別に市長が定める基準

3 条例第12条第8項の規則で定める基準は、別表第4のとおりとする。

(堅牢な既存広告物等に係る経過措置の期間)

第12条 条例第13条第1項の規則で定める期間は、6年間とする。

2 条例第13条第2項の規則で定める期間は、6年間とする。

(許可標識)

第13条 条例第14条第1項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。)の屋外広告物許可済証は、第3号様式のとおりとする。

2 条例第14条第1項ただし書(条例第15条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規則で定める広告物等は、次のとおりとする。

(1) 立看板

(2) 横断幕及び懸垂幕

(3) のぼり、旗その他これらに類するもの

(4) その他許可済印をもって代えることが適当と認められるもの

3 条例第14条第1項ただし書の許可済印は、第4号様式のとおりとする。

(軽微な変更)

第14条 条例第15条第1項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 広告物等の管理のために通常必要と認められる補強又は修繕で当該広告物等の主たる構造及び条例第7条第6項(条例第12条第6項(条例第15条第2項において準用する場合を含む。))及び条例第15条第2項において準用する場合を含む。)の規定により付された条件の変更を伴わないもの

(2) 広告物の塗装替えで表示の内容、面積、色彩又は意匠の変更を伴わないもの

- (3) 興行場に設置した広告物を掲出する物件に掲出される当該興行場の興行の内容を表示する広告物の短期的かつ定期的な変更で当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (4) 自己の管理する事業場に設置した懸垂幕を掲出する物件に掲出される自己の営業の内容を表示する懸垂幕の短期的かつ定期的な変更で当該物件の位置及び形状の変更を伴わないもの
- (5) 掲示板に掲出される貼紙の短期的かつ定期的な変更で当該掲示板の位置及び形状の変更を伴わないもの
(変更の許可の申請)

第15条 条例第7条第3項（条例第15条第2項及び同項において準用する条例第12条第6項において準用する場合に限る。）の申請書は、広告物等表示（設置）変更許可申請書（第5号様式）とする。

2 第6条第2項の規定は、条例第7条第3項第5号（条例第15条第2項及び同項において準用する条例第12条第6項において準用する場合に限る。）の規則で定める事項について準用する。

（広告物等を表示し、又は設置する者等の変更の届出）

第16条 条例第15条第3項の規定による届出は、広告物等表示者（設置者）変更等届（第6号様式）によらなければならない。

（除却の届出）

第17条 条例第18条第3項の規定による届出は、広告物等除却届（第7号様式）によらなければならない。

（意見陳述の機会の付与の手続）

第18条 条例第19条第3項の規定による意見の陳述は、市長が口頭であることを認めたときを除き、陳述書の提出によるものとする。

2 市長は、条例第19条第3項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、同条第1項の規定による勧告を受けた者（次項及び第4項において「当事者」という。）に対し、書面により次に掲げる事項を通知しなければならない。

- (1) 公表しようとする内容及びその理由
- (2) 陳述書の提出先及び提出期限（口頭により意見を述べる機会を与えるときには、その旨並びに出頭すべき日時及び場所）

3 前項の規定により通知を受けた当事者が口頭により意見を述べるときは、市長が指定する職員が聴取し、及びその陳述の要旨を記載した調書を作成するものとする。

4 第2項の規定により通知を受けた当事者が陳述書の提出期限までに陳述書を提出せず、又は出頭すべき日時及び場所に出頭しないときは、意見を述べる機会を放棄したものとみなす。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第19条 条例第22条第1項第1号の規則で定める場所は、甲府市公告式条例(昭和35年4月条例第9号)に定める甲府市掲示場とする。

2 条例第22条第2項の規則で定める様式は、保管広告物等一覧簿(第8号様式)のとおりとする。

3 条例第22条第2項の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧に供する場所は、都市計画課の事務所内とする。

(2) 閲覧に供する日は、甲府市の休日を定める条例(平成元年3月条例第13号)第1条第1項に規定する市の休日(以下「市の休日」という。)を除く日とする。

(3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第20条 条例第25条第1項及び第2項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 当該競争入札の執行を担当する職員の職及び氏名

(2) 当該競争入札の執行の日時及び場所

(3) 契約条項の概要

(4) その他当該競争入札の執行に関し必要な事項

2 条例第25条第1項の規則で定める場所は、前条第1項に規定する甲府市掲示場とする。

(広告物等の存する土地等への立入検査に係る身分証明書)

第21条 条例第28条第2項の証明書は、身分証明書(第9号様式)とする。

(管理者の設置等)

第22条 条例第30条第1項ただし書の規則で定める広告物等は、次のとおりと

する。

- (1) 貼紙
- (2) 貼札
- (3) 広告の用に供する旗
- (4) 立看板
- (5) 車両、船舶等に表示し、又は設置するもの
- (6) その他前各号に定める広告物等に類するもの

2 条例第30条第2項の規則で定める基準は、広告物等の上端の高さが地上から4メートルであることとする。

3 条例第30条第2項の規則で定める資格を有する者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者（以下「建築士」という。）及び条例第40条第1項各号に掲げる者とする。

（管理者の届出）

第23条 条例第31条の規定による届出は、広告物等を管理する者（以下「管理者」という。）を置いたときにあつては管理者設置届（第10号様式）により、管理者を変更したとき、又は管理者の氏名若しくは住所に変更があつたときにあつては管理者変更等届（第11号様式）によらなければならない。

（屋外広告業の登録）

第24条 条例第33条第1項の申請書は、屋外広告業登録申請書（第12号様式）とする。

2 条例第33条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 登録申請者が、法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人、それ以外の場合にあつては登録申請者の略歴を記載した書面
- (2) 登録申請者が選任した業務主任者が条例第40条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- (3) 次に掲げる者の住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - ア 登録申請者が個人である場合にあつては、当該登録申請者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、当該登録申請者及びその法定代理人）

イ 登録申請者が選任した業務主任者

(4) 登録申請者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書

3 条例第33条第2項の書面は、誓約書（第13号様式）のとおりとする。

4 第2項第1号の書面は、略歴書（第14号様式）のとおりとする。

（登録事項の変更の届出）

第25条 条例第36条第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届（第15号様式）によらなければならない。

2 条例第36条第3項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

(1) 条例第33条第1項第1号に掲げる事項の変更 住民票の抄本若しくはこれに代わる書面又は法人の登記事項証明書

(2) 条例第33条第1項第2号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。） 法人の登記事項証明書

(3) 条例第33条第1項第3号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書、条例第33条第2項の書面及び前条第2項1号の書面

(4) 条例第33条第1項第4号に掲げる事項の変更 条例第33条第2項の書面、前条第2項第1号の書面及び同項第3号の書類（同号アに係るものに限る。）

(5) 条例第33条第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第2項第2号の書面及び同項第3号の書類（同号イに係るものに限る。）

（屋外広告業者登録簿の閲覧）

第26条 条例第37条の規定による閲覧に供する方法は、次のとおりとする。

(1) 閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、都市計画課の事務所内とする。

(2) 閲覧に供する日は、市の休日を除く日とする。

(3) 閲覧に供する時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(4) 市長は、屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）の整理その他必要があると認めるときは、臨時に閲覧に供しない日を設け、又は閲覧に供する時間を短縮することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

- (5) 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある屋外広告業者登録簿閲覧名簿に所定の事項を記入しなければならない。
- (6) 登録簿の閲覧は、閲覧所以外の場所ではできない。
- (7) 市長は、登録簿を閲覧する者が次のア、イ又はウのいずれかに該当するときは、その閲覧を停止し、又は禁止することができる。
- ア 前号の規定に違反したとき又は閲覧所の職員の指示に従わないとき。
- イ 登録簿を損傷したとき、汚損したとき若しくは加筆したとき又はそのおそれがあるとき。
- ウ 他人に迷惑を及ぼしたとき又はそのおそれがあるとき。

(廃業等の届出)

第27条 条例第38条第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届（第16号様式）によらなければならない。

(講習会についての公告及び申込み)

第28条 市長は、条例第39条の規定による講習会（以下「市長が行う講習会」という。）を開催しようとするときは、あらかじめ開催の日時、場所その他必要な事項を公告しなければならない。

2 市長が行う講習会の講習を受けようとする者は、講習会受講申込書（第17号様式）を市長に提出しなければならない。

(講習時間)

第29条 市長が行う講習会の講習時間は、次の各号に掲げる科目の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 屋外広告物に関する法令 3時間
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項 2時間
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項 2時間

(講習科目の一部免除)

第30条 次の各号のいずれかに該当する者については、その申請により、屋外広告物の施工に関する事項の講習を免除する。

- (1) 建築士
- (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者

- (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第27条の準則訓練（帆布製品製造科に係るものに限る。）を修了した者、同法第28条第1項の免許（帆布製品製造科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第62条第1項の技能検定（帆布製品製造に係るものに限る。）に合格した者
- 2 前項の申請は、第28条第2項の講習会受講申込書に前項各号のいずれかに該当することを証する書面を添付して行うものとする。

（講習会修了証書の交付）

第31条 市長は、市長が行う講習会の課程を修了した者に対し、修了証書（第18号様式）を交付するものとする。

（試験合格者等と同等以上の知識を有する者）

第32条 条例第40条第1項第5号の規定により市長が認定する者は、屋外広告業を営む者の営業所において5年以上広告物等の表示又は設置の業務の責任者としての経験を有する者で認定を申請した日前2年間に於いて条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定に違反して罰金の刑に処せられたことのないものとする。

（標識の掲示）

第33条 条例第41条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 法人の場合に於ては、その代表者の氏名
- (2) 登録年月日
- (3) 営業所の名称
- (4) 業務主任者の氏名

2 条例第41条の規定による標識の掲示は、屋外広告業者登録票（第19号様式）によらなければならない。

（帳簿の備付け等）

第34条 条例第42条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 広告物等の注文者の氏名又は名称及び住所
- (2) 表示又は設置の場所

- (3) 広告物等の名称又は種類及び数量
 - (4) 表示又は設置の年月日
 - (5) 請負金額
- 2 条例第42条の規定による帳簿の備付けは、第20号様式によらなければならない。
- 3 前項の帳簿は、広告物等の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖し、当該帳簿の閉鎖後5年間これを保存しなければならない。

(屋外広告業者の営業所等への立入検査に係る身分証明書)

第35条 条例第44条第2項の証明書は、身分証明書(第9号様式)とする。

(減額等の申請)

第36条 条例第46条第6項の規定による許可の申請に係る手数料の減額又は免除を受けようとする者は、第9条の広告物等表示(設置)特例許可申請書と併せて広告物等表示(設置)許可申請等手数料減免申請書(第21号様式)を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1(第7条関係)

(1) 共通基準

ア 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであること。

イ 360度にわたる弧を照らす灯火(以下「回転灯」という。)を使用していないこと。

ウ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。

エ 第一種許可地域内にあつては、表示の内容が変化するものでないこと。

オ 第二種許可地域内にあつては、表示の内容が変化するものでないこと。ただし、都市計画法で規定する用途地域が指定された地域(以下「用途地域」という。)内において、自家用広告物(自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するための広告物等で自己の管

理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものをいう。以下同じ。) であって、表示面積の合計が0.5平方メートル(両面に表示する場合には、1.0平方メートル)以内のものを、信号機の視認の妨げにならないと市長が認める方法により表示し、又は設置する場合は、この限りでない。

(2) 個別基準

ア 建築物(その構造又は形態からみて広告物等の表示又は設置の用に供することを主たる目的としていると認められるものを除く。以下同じ。)を利用する広告物等に係る基準

(7) 建築物を利用する広告物等に係る共通基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 建築物の外壁の面積の合計に対する、当該建築物を利用する広告物の表示面積の合計の割合	4分の1以下	3分の1以下	2分の1以下
2 同一方向から見た場合における鉛直投影面積の割合	建築物の鉛直投影面積に対する、当該建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の割合が10分の3以下であること。	建築物の鉛直投影面積に対する、当該建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の割合が2分の1以下であること。	建築物の鉛直投影面積に対する、当該建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の割合が10分の7以下であること。

(4) 自家用広告物に係る基準

区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	屋上から広告物等の上端までの高さが8メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが10メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。
	その他	広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。		
2 外壁から突出する広告物等	高さ	ア 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 イ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上であること。		
	表示面積	1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。		
	その他	広告物等が外壁から突出する幅が1.5メートル以下であること。		
3 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。		
	表示面積	1枚につき表示面積が30平方メートル以下であること。		
4 外壁を利用する広告物等（懸垂	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。		
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。		

幕を除く。)		
--------	--	--

(7) 自家用広告物以外の広告物等に係る基準

区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	許可しないものとする。	屋上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。
	表示面積		1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。	
	その他		ア 道標及び案内図は許可しないものとする。 イ 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。	広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。
2 外壁から突出する広告物等	高さ	許可しないものとする。		ア 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 イ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては

			2.5メートル以上であること。
	表示面積		1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。
	その他		広告物等が外壁から突出する幅が1.5メートル以下であること。
3 外壁を利用する広告物等（懸垂幕に限る。）	高さ	許可しないものとする。	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	表示面積		1枚につき表示面積が30平方メートル以下であること。
4 外壁を利用する広告物等（懸垂幕を除く。）	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。	
	表示面積	1個につき表示面積が3平方メートル以下であること。	
	個数	一の壁面につき2個以下であること。	
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。	

イ 建植する広告物等に係る基準

(7) 自家用広告物に係る基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高	地上から広告物等の上端までの高	地上から広告物等の上端までの高

	さが12メートル（1方向の表示面積が20平方メートルを超える場合にあっては、5メートル）以下であること。	さが15メートル（1方向の表示面積が25平方メートルを超える場合にあっては、5メートル）以下であること。	さが15メートル（1方向の表示面積が30平方メートルを超える場合にあっては、5メートル）以下であること。
2 表示面積	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が40平方メートル以下であること。	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が50平方メートル以下であること。	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が60平方メートル以下であること。

(i) 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図に限る。）に係る基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。		
2 表示面積	<p>ア 1方向の表示面積が2平方メートル以下であること。</p> <p>イ 2以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、1方向の表示面積が2平方メートルに当該広告物等を共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（16平方メートルを超える場合にあっては、16平方メートル）以下であること。</p> <p>ウ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が10平方メートル以下であること。</p> <p>エ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下で</p>		

	あること。		
3 色彩	<p>ア 広告物の表示面に使用される色彩のうち、表示面積に対して占める割合が最大である色彩（以下「最大面積色」という。）の明度が2以上であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、YR又はYの場合にあっては、8）以下であること。</p>		
4 表示し、又は設置する場所	<p>ア 誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p> <p>イ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、同一路線かつ同一方向に設置する場合、相互間距離を500メートル空けること。</p> <p>ウ 目的地までの誘導距離は、最短の道のりで10キロメートル以内とすること。ただし、目的地が市街地から10キロメートル以上離れている場合は、この限りではない。</p>		
5 その他	<p>ア ネオン管を使用していないこと。</p> <p>イ 照明が点滅しないこと。</p>		

備考

- この表において、色相、明度及び彩度とは、日本工業規格（以下「規格」という。）Z8721に定める方法により表示されるものをいう。
- 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地

域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\text{【数： } A_p / 5.0 + A_s / 10.0 \text{】}$$

この式において、 A_p 及び A_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）

A_s 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

(7) 自家用広告物以外の広告物等（道標及び案内図を除く。）に係る基準

区分	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが12メートル（1方向の表示面積が25平方メートルを超える広告物等にあつては、5メートル）以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが15メートル（1方向の表示面積が30平方メートルを超える広告物等及び用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）からの距離が5メートル以上30メートル未満のものにあつては、5メートル）以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが15メートル（1方向の表示面積が35平方メートルを超える広告物等及び道路からの距離が5メートル以上30メートル未満の広告物等にあつては、5メートル）以下であること。

2 表示面積	表示面積が50平方メートル以下であること。	表示面積が50平方メートル（用途地域内に表示し、又は設置する広告物等で道路からの距離が5メートル以上15メートル未満の広告物等にあつては5平方メートル、道路からの距離が15メートル以上30メートル未満の広告物等にあつては15平方メートル）以下であること。	表示面積が50平方メートル（道路からの距離が5メートル以上15メートル未満の広告物等にあつては5平方メートル、道路からの距離が15メートル以上30メートル未満の広告物等にあつては15平方メートル）以下であること。
3 色彩	<p>ア 最大面積色の明度が2以上であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、YR又はYの場合にあつては、8）以下であること。</p>		
4 表示し、又は設置する場	ア 道路から展望できる広告物等については、当該道路からの距	ア 道路から展望できる広告物等については、次に掲げる全ての	ア 道路から展望できる広告物等については、次に掲げる全ての

<p>所</p>	<p>離が30メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が30メートル以上であること。</p> <p>イ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が70メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が50メートル以上であること。</p>	<p>要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該道路からの距離が30メートル（用途地域内にあつては、5メートル）以上で、かつ建植する広告物等の相互間の距離が30メートル（用途地域内にあつては、5メートル）以上であること。</p> <p>(2) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第14号に規定する信号機（以下「信号機」という。）からの距離が30メートル以上であること。</p> <p>イ 鉄道、軌道及</p>	<p>要件を満たすこと。</p> <p>(1) 当該道路からの距離が5メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が5メートル以上であること。</p> <p>(2) 信号機からの距離が30メートル以上であること。</p> <p>イ 鉄道、軌道及び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が70メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が50メートル以上であること。</p>
----------	--	---	--

		び索道の用地から展望できる広告物等については、これらの用地からの距離が70メートル以上で、かつ、建植する広告物等の相互間の距離が50メートル以上であること。
--	--	--

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z8721に定める方法により表示されるものをいう。

ウ 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分		第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 塀又は垣を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが第2.5メートル以下であること。		
	表示面積	ア 1方向の表示面積の合計が20平方メートル以下であること。 イ 自家用広告物以外の広告物等にあつては、1個につき表示面積が2平方メートル以下であること。		
	個数	自家用広告物以外の広告物等にあつては、1方向につき2個以下であること。		
	その他	広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。		
2 電柱、街灯柱その他	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては		

これらに類するもの (以下「電柱等」という。)に添加する広告物等		2. 5メートル以上であること。		
	大きさ	ア 縦が1. 2メートル以下であること。 イ 横が0. 45メートル以下であること。		
	個数	電柱等1本につき1個であること。		
3 電柱等に巻き付ける広告物等	高さ	ア 地上から広告物等の下端までの高さが1. 2メートル以上であること。 イ 地上から広告物等の上端までの高さが3. 5メートル以下であること。		
	大きさ	縦が1. 5メートル以下であること。		
	個数	電柱等1本につき2個以下であること。		
4 その他の工作物を利用する広告物等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが2. 3メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが3. 0メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが4. 7メートル以下であること。
	表示面積	一の工作物につき表示面積の合計が30平方メートル以下であること。		

エ 車両、船舶等を利用する広告物等に係る基準

区分	第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
表示面積	ア 1方向の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 イ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が10平方メートル以下であること。 ウ ア及びイにかかわらず、バス及び電車にあっては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の10分の3以下であること。

オ 簡易な広告物等に係る基準

区分		第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
1 広告幕（建築物の外壁を利用する懸垂幕を除く。）	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあっては4.5メートル以上、歩道にあっては2.5メートル以上であること。
	表示面積	1枚につき表示面積が30平方メートル以下であること。
2 アドバルーン	高さ	地上からアドバルーンの上端までの高さが50メートル以下であること。
	表示面積	1個につき表示面積が30平方メートル以下であること。
3 貼紙又は貼札	表示面積	1枚につき表示面積が1平方メートル以下であること。
4 立看板、のぼり、旗その他これらに類するもの	表示面積	1個につき表示面積が2平方メートル以下であること。

別表第2（第11条関係）

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが3メートル（塀又は垣を利用する広告物等にあっては、2.5メートル）以下であること。	
2 表示面積	<p>ア 1方向の表示面積が1平方メートル以下であること。</p> <p>イ 2以上の者が共同で表示し、又は設置する場合にあっては、1方向の表示面積が1平方メートルに共同で表示し、又は設置する者の数を乗じて得た面積（10平方メートルを超える場合にあっては、10平方メートル）以下であること。</p>	

	<p>ウ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計が5平方メートル以下であること。</p> <p>エ 一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合にあっては、それぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計が1以下であること。</p>		
3 色彩	<table border="1"> <tr> <td> <p>ア 最大面積色の色相がR、Y R、Y、G Y又はGであること。</p> <p>イ 最大面積色の明度が3以上7以下であること。</p> <p>ウ 最大面積色の彩度が4（色相がR、Y R、Y又はG Yの場合にあっては、6）以下であること。</p> </td> <td> <p>ア 最大面積色の明度が2以上8以下（条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては、2以上）であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、Y R又はYの場合にあっては、8）以下であること。</p> </td> </tr> </table>	<p>ア 最大面積色の色相がR、Y R、Y、G Y又はGであること。</p> <p>イ 最大面積色の明度が3以上7以下であること。</p> <p>ウ 最大面積色の彩度が4（色相がR、Y R、Y又はG Yの場合にあっては、6）以下であること。</p>	<p>ア 最大面積色の明度が2以上8以下（条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては、2以上）であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、Y R又はYの場合にあっては、8）以下であること。</p>
<p>ア 最大面積色の色相がR、Y R、Y、G Y又はGであること。</p> <p>イ 最大面積色の明度が3以上7以下であること。</p> <p>ウ 最大面積色の彩度が4（色相がR、Y R、Y又はG Yの場合にあっては、6）以下であること。</p>	<p>ア 最大面積色の明度が2以上8以下（条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては、2以上）であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、Y R又はYの場合にあっては、8）以下であること。</p>		
4 表示し、又は設置する場所	<p>ア 誘導のためやむを得ないと認められる場所であること。</p> <p>イ 一の目的地に誘導するために複数の箇所に表示し、又は設置する場合にあっては、同一路線かつ同一方向に設置する場合、相互間距離を500メートル以上とすること。</p> <p>ウ 目的地までの誘導距離は、最短の道のりで10キロメートル以内とすること。ただし、目的地が市街地から10キロメートル以上離れている場合はこの限りではない。</p>		
5 その他	<p>ア 裏面、側面、脚部等の広告物を表示しない部分についても、美観風致の維持のために配慮されたものであ</p>		

	<p>ること。</p> <p>イ ネオン管を使用していないこと。</p> <p>ウ 回転灯を使用していないこと。</p> <p>エ 照明が点滅しないこと。</p> <p>オ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p> <p>カ 表示の内容が変化するものでないこと。</p> <p>キ 建築物を利用する広告物等については、次に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 外壁を利用する広告物等であること。</p> <p>(2) 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。</p> <p>(3) 広告物等が外壁の側端から突出しないこと。</p> <p>(4) 一の壁面につき2個以下であること。</p> <p>ク 塀又は垣を利用する広告物等にあつては、広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。</p>
--	--

備考

- この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z 8 7 2 1に定める方法により表示されるものをいう。
- 道標又は案内図を一の目的地に誘導するために区分の異なる禁止地域又は許可地域に表示し、又は設置する場合におけるそれぞれの地域の表示面積の上限に対する割合の合計の計算は、次の式によること。

$$\text{【数： } A_p / 5.0 + A_s / 10.0 \text{】}$$

この式において、 A_p 及び A_s は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A_p 禁止地域における表示面積（単位 平方メートル）

A_s 許可地域における表示面積（単位 平方メートル）

別表第3（第11条関係）

- 条例第12条第1項第3号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地	第二種禁止地	第一種許可地	第二種	第三種
----	--------	--------	--------	-----	-----

	域	域	域	許可地 域	許可地 域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが3メートル以下であること。				
2 表示面積	1団の土地又は1物件につき表示面積の合計が1平方メートル以下であること。	1団の土地又は1物件につき表示面積の合計が3平方メートル以下であること。			
3 色彩	<p>ア 最大面積色の色相がR、Y R、Y、G Y又はGであること。</p> <p>イ 最大面積色の明度が3以上7以下であること。</p> <p>ウ 最大面積色の彩度が4（色相がR、Y R、Y又はG Yの場合にあっては、6）以下で</p>	<p>ア 最大面積色の明度が2以上8以下（条例第6条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域にあっては2以上）であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が</p>	<p>ア 最大面積色の明度が2以上であること。</p> <p>イ 最大面積色の彩度が6（色相がR、Y R又はYの場合にあっては、8）以下であること。</p>		

	あること。	はYの場合 にあって は、8)以 下であるこ と。			
4 その他	ア 屋上へ掲出されるものでないこと。 イ ネオン管を使用していないこと。 ウ 回転灯を使用していないこと。 エ 照明が点滅しないこと。 オ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用してい ないこと。 カ 表示の内容が変化するものでないこと。				

備考 この表において、色相、明度及び彩度とは、規格Z 8 7 2 1に定める方法により表示されるものをいう。

(2) 条例第12条第1項第5号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
1 表示面積	ア 同一方向から見た場合における広告物の鉛直投影面積の当該広告物が表示される物件の鉛直投影面積に対する割合が20分の1以下であること。 イ 表示面積が0.5平方メートル以下であること。
2 個数	1物件につき1個であること。

(3) 条例第12条第2項第2号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
表示の内容	表示し、又は設置しようとする者の氏名又は名称、住所及び表示し、又は設置しようとする期間が見やすい箇所に記載されたものであること。

(4) 条例第12条第3項第1号に掲げる広告物等

ア 共通基準

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が5平方メートル以下であること。	自己の管理する一の住宅又は事業場の敷地内における表示面積の合計が10平方メートル以下であること。			
2	<p>ア ネオン管を使用していないこと。</p> <p>イ 回転灯を使用していないこと。</p> <p>ウ 照明が点滅しないこと。</p> <p>エ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p> <p>オ 表示の内容が変化す</p>	<p>ア 回転灯を使用していないこと。</p> <p>イ 照明が点滅しないこと。</p> <p>ウ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p> <p>エ 表示の内容が変化す</p>	<p>ア 回転灯を使用していないこと。</p> <p>イ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p> <p>ウ 表示の内容が変化す</p>	<p>ア 回転灯を使用していないこと。</p> <p>イ 蛍光、夜光等の発光又は反射を伴う塗料又は材料を使用していないこと。</p>	

	るものでないこと。		
--	-----------	--	--

イ 共通基準

(7) 建築物を利用する広告物等に係る基準

区分		第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 屋上に表示され、又は設置される広告物等	高さ	屋上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが8メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが10メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。	屋上から広告物等の上端までの高さが16メートル以下であること。
	その他	ア 広告物等が外壁の延長面から突出しないこと。 イ 禁止地域においては、1面の最大面積は4平方メートル以下であること。				
2 外壁から突出する広告物等	高さ	ア 広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。 イ 地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上であること。				
	表示面積	1個につき1方向の表示面積が5平方メートル以下であること。ただし、禁止地域においては、1面の最大面積は4平方メートル以下であること。				
	その他	広告物等が外壁から突出する幅が1.5メートル以下であること。				
3 外壁を利用	高さ	懸垂幕の上端が外壁の上端から突出しないこと。ただし、禁止地域においては、1面の最大面積は4平方				

する広告物等 (懸垂幕に限る。)		メートル以下であること。
4 外壁を利用する広告物等 (懸垂幕を除く。)	高さ	広告物等の上端が外壁の上端から突出しないこと。
	その他	広告物等が外壁の側端から突出しないこと。ただし、禁止地域においては、1面の最大面積は4平方メートル以下であること。

(i) 建植する広告物等に係る基準

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 高さ	地上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。		地上から広告物等の上端までの高さが12メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが15メートル以下であること。	
2 その他	1面の最大面積は4平方メートル以下であること。				

(ii) 工作物を利用する広告物等に係る基準

区分	第一種禁止地域	第二種禁止地域	第一種許可地域	第二種許可地域	第三種許可地域
1 堀	高さ				
					地上から広告物等の上端までの高さが2.5メートル

又は 垣を 利用 する 広告 物等		以下であること。			
	その 他	広告物等の側端が塀又は垣の壁面の側端及びその延長線から突出しないこと。			
		1面の最大面積は4平方メートル以下であること。			
2 そ の他 の工 作物 を利 用す る広 告物 等	高さ	地上から広告物等の上端までの高さが5メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが2.3メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが3.0メートル以下であること。	地上から広告物等の上端までの高さが4.7メートル以下であること。
	その 他	1面の最大面積は4平方メートル以下であること。			

(4) 簡易な広告物等に係る基準

区分	第一種 禁止地 域	第二種 禁止地 域	第一種許 可地域	第二種許 可地域	第三種許 可地域
広告幕 (建築物の外 壁を利用する 懸垂幕を除く。)	高さ	地上から広告物等の下端までの高さが車道にあつては4.5メートル以上、歩道にあつては2.5メートル以上であること。			
	その 他	1面の最大面積は4平方メートル以下であること。			

(5) 条例第12条第3項第2号に掲げる広告物等

区分	第一種禁止地域、第二種禁止地域、第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
表示面積	<p>ア 1方向の表示面積の合計が5平方メートル以下であること。</p> <p>イ 一の車両、船舶等につき表示面積の合計が10平方メートル以下であること。</p> <p>ウ ア及びイにかかわらず、バス及び電車にあつては、一の車両につき表示面積の合計が底部を除く表面積の10分の3以下であること。</p>

別表第4（第11条関係）

区分	第一種許可地域、第二種許可地域及び第三種許可地域
1 貼紙又は貼札等	表示面積 1枚につき表示面積が1平方メートル以下であること。
2 広告旗又は立看板等	表示面積 1個につき表示面積が2平方メートル以下であること。

第1号様式（第6条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

㊞

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

広告物等表示（設置）許可申請書

次のとおり広告物等の表示（設置）の許可を受けたいので、甲府市屋外広告物条例第7条第3項（第12条第6項において準用する第7条第3項）の規定により申請します。

広告物等の種類								
表示又は設置の場所								
	地域の区分	第 種許可（禁止）地域						
表示又は設置の方法	表示の内容							
	高さ	広告物等の高さ					m	
		地上からの高さ					m	
	表示面積					m ²		
	外壁の面積の合計に対する割合							
	鉛直投影面積の割合							
	数量						照明装置	有・無
	色彩	色相	明度			彩度		
	表示又は設置の期間							
設計者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
施工者	住所又は所在地							
	氏名又は名称							
	屋外広告業の登録年月日等		年 月 日 第 号					
工事の着手予定日	年 月 日							
工事の完了予定日	年 月 日							

(裏面)

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図
 - (2) 広告物等の形状、面積、意匠その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書
 - (3) 建築物を利用する広告物等に係る申請にあつては、建築物の外壁の面積を明らかにした図面
 - (4) 他人が所有する土地、建築物等を利用する場合にあつては土地、建築物等の使用承諾書
- 2 外壁の面積の合計に対する割合の欄は、建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合を記入すること。
- 3 鉛直投影面積の割合の欄は、申請に係る広告物の表示の方向から見た場合における建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の同一方向から見た場合における当該建築物の鉛直投影面積に対する割合を記入すること。
- 4 色彩の欄は、建植する広告物等（自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するためのもので、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものを除く。）の最大面積色について記入すること。

第2号様式（第9条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
 氏名 ㊟
 （法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名）

広告物等表示（設置）特例許可申請書

次のとおり広告物等の表示（設置）の特例許可を受けたいので、甲府市屋外広告物条例第10条第2項において準用する第7条第3項の規定により申請します。

広告物等の種類							
表示又は設置の場所	地域の区分		第 種許可（禁止）地域				
	表示の内容						
表示又は設置の方法	高さ	広告物等の高さ				m	
		地上からの高さ				m	
	表示面積					㎡	
	外壁の面積の合計に対する割合						
	鉛直投影面積の割合						
	数量					照明装置	有・無
	色彩	色相	明度	彩度			
	表示又は設置の期間						
設計者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
施工者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
	屋外広告業の登録年月日等		年	月	日	第	号
工事の着手予定日			年	月	日		
工事の完了予定日			年	月	日		

(裏面)

注1 次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図
 - (2) 広告物等の形状、面積、意匠その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書
 - (3) 建築物を利用する広告物等に係る申請にあつては、建築物の外壁の面積を明らかにした図面
 - (4) 他人が所有する土地、建築物等を利用する場合にあつては土地、建築物等の使用承諾書
- 2 外壁の面積の合計に対する割合の欄は、建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合を記入すること。
- 3 鉛直投影面積の割合の欄は、申請に係る広告物の表示の方向から見た場合における建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の同一方向から見た場合における当該建築物の鉛直投影面積に対する割合を記入すること。
- 4 色彩の欄は、建植する広告物等（自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するためのもので、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものを除く。）の最大面積色について記入すること。

第3号様式（第13条関係）

A rectangular form with a double border. The text is arranged in four horizontal sections. On the left side, a vertical double-headed arrow indicates a height of 4 centimeters. At the bottom, a horizontal double-headed arrow indicates a width of 6 centimeters.

屋外広告物許可済証		
許可第		号
年	月	日まで
甲 府 市		

第4号様式（第13条関係）

A circular stamp with a double border. The text is arranged in four horizontal sections. At the bottom, a horizontal double-headed arrow indicates a diameter of 5 centimeters.

屋外広告物 許可済印		
年	月	日まで
第		号
甲府市		

第 5 号様式（第 1 5 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
 氏名 ㊟
 （ 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 ）

広告物等表示（設置）変更許可申請書

次のとおり広告物等の表示（設置）の方法の変更の許可を受けたいので、甲府市屋外広告物条例第 1 5 条第 2 項において準用する第 7 条第 3 項（第 1 5 条第 2 項において準用する第 1 2 条第 6 項において準用する第 7 条第 3 項）の規定により申請します。

広告物等の種類							
許可の年月日		年	月	日	許可番号	第	号
変更の内容	変更前						
	変更後						
設計者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
施工者	住所又は所在地						
	氏名又は名称						
	屋外広告業の登録年月日等	年	月	日	第	号	
工事の着手予定日		年	月	日			
工事の完了予定日		年	月	日			

注 変更後の広告物等の形状、面積、意匠その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書を添付すること。

第 6 号様式（第 1 6 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
氏名 ㊟
〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

広告物等表示者（設置者）変更等届

次のとおり広告物等を表示する（設置する）者（表示する（設置する）者の氏名等）に変更があつたので、甲府市屋外広告物条例第 1 5 条第 3 項の規定により届け出ます。

許可の年月日	年 月 日	許可番号	許可 第 号
変更の内容	変更前		
	変更後		
変更の年月日	年 月 日		

第7号様式（第17条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕[㊟]

広告物等除却届

次のとおり広告物等を除却したので、甲府市屋外広告物条例第18条第3項の規定により届け出ます。

許可の年月日	年 月 日	許可番号	許可 第 号
除却の年月日	年 月 日		
除却の理由			

第8号様式（第19条関係）

保管広告物等一覧簿

広告物の名称又は種類	数量	設置されていた場所	除却した年月日	保管を始めた年月日	保管の場所	備考

第 9 号様式（第 2 1 条関係、第 3 5 条関係）

（表面）

6センチメートル	第 号
	身分証明書
所 属	
職氏名	
甲府市屋外広告物条例第28条第1項及び第44条第1項の規定による立入検査等をする職員であることを証明する。	
年 月 日	
甲府市長	
印	
9センチメートル	

（裏面）

甲府市屋外広告物条例(抜粋)
(報告等の徴収及び立入検査)
第28条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、若しくはこれを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(報告及び検査)
第44条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、屋外広告業者に報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
第50条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。
(4) 第28条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
(7) 第44条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第10号様式（第23条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

管理者設置届

次のとおり広告物等を管理する者を置いたので、甲府市屋外広告物条例第31条の規定により届け出ます。

管理する広告物等の許可の年月日		年 月 日
管理する広告物等の許可番号		許可 第 号
管理者	氏名	
	住所	
	資格の種類	

第 1 1 号様式（第 2 3 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
 氏名
 〔 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕[㊟]

管理者変更等届

次のとおり広告物等を管理する者を変更した（管理する者の氏名等に変更があつた）ので、甲府市屋外広告物条例第 3 1 条の規定により届け出ます。

管理する広告物等の許可の年月日		年 月 日
管理する広告物等の許可番号		許可 第 号
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の年月日		年 月 日
変更の理由		

第 1 2 号様式（第 2 4 条関係）

（表面）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所
 氏名 ㊟
 （ 法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 ）

屋外広告業登録申請書

次のとおり屋外広告業の登録を受けたいので、甲府市屋外広告物条例第 3 3 条の規定により申請します。

登録の種類	新規 更新	登録番号及び 登録年月日	第 年	号 月	日
商号、名称又は氏名及び 法人にあつてはその代表 者の氏名					
住所					
市の区域内にお いて営業を行う 営業所の名称及 び所在地	営業所の名称		営業所の所在地（電話番号）		

(裏面)

業務主任者の氏名及び 業務を行う営業所の名 称	氏名		営業所の名称
法人である場合におい ては役員（業務を執行 する社員、取締役、こ れらに準ずる者。以下 同じ）の氏名			
未成年者である場合 においては法定代理人の 氏名及び住所	法定代理人が法人 以外である場合	氏名	
		住所	
	法定代理人が法人 である場合	名称	
		所在地	
		代表者の氏名	
		役員の氏名	

第 1 3 号様式（第 2 4 条関係）

（あて先） 甲府市長

誓約書

登録申請者は、甲府市屋外広告物条例第 3 5 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

登録申請者



第14号様式（第24条関係）

略歴書

住 所			
ふりがな		生 年 月 日	年 月 日 生
氏 名		登録申請者との関係	
略 歴	期間 自 年 月 日 至 年 月 日	屋外広告業に係る業務内容	
賞 罰	年 月 日	屋外広告に係る賞罰の内容	
<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 ㊟</p>			

第 15 号様式（第 25 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業登録事項変更届

次のとおり登録された事項に変更があつたので、甲府市屋外広告物条例第 36 条第 1 項の規定により届け出ます。

登録番号	第 号		
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日

第16号様式（第27条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

氏名

㊟

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

屋外広告業廃業等届

甲府市屋外広告物条例第38条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

登録番号	第 号
登録年月日	年 月 日
届出の理由	
届出の理由の生じた日	年 月 日
屋外広告業者と届出人との関係	

第17号様式（第28条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

住所

ふりがな
氏名

印

生年月日 年 月 日生

電話番号

講習会受講申込書

次のとおり 年度甲府市屋外広告物講習会の講習を受けたいので、甲府市屋外広告物条例施行規則第28条第2項の規定により申し込みます。

受講課目

1. 全 科 目 2. 二 科 目

※1又は2のどちらかに○印を付けてください。

注 屋外広告物の施工に関する事項の講習の免除を受けようとする者は、甲府市屋外広告物条例施行規則第30条第1項各号のいずれかに該当することを証する書面（建築士免許証、電気工事士資格証、電気主任技術者免状などの写し）を添付すること。

第 18 号様式 (第 31 条関係)

第 一 号

修了証書

住 所
氏 名
生年月日

上記の者は甲府市屋外広告物条例第 39 条第 1 項の規定による講習会において
所定の過程を修了したことを証する。

年 月 日

甲府市長



第 19 号様式 (第 33 条関係)

↑ 35センチメートル以上 ↓	屋外広告業者登録票	
	商号、名称又は氏名	
	代表者の氏名	
	登録番号	甲府市屋外広告業登録第 号
	登録の年月日	年 月 日
	営業所の名称	
	業務主任者の氏名	
← 40センチメートル以上 →		

第20号様式（第34条関係）

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所			
表示又は設置の場所			
広告物等の名称又は種類		数量	
表示又は設置の年月日	年	月	日
請負金額			円

第 2 1 号様式（第 3 6 条関係）

年 月 日

（あて先）甲府市長

申請者 住所
氏名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

広告物等表示（設置）許可申請等手数料減免申請書
次のとおり広告物等の表示（設置）の許可申請（更新申請）手数料の
（減額・免除）を受けたいので、甲府市屋外広告物条例施行規則第 3 6 条
の規定により申請します。

広告物の種類	
表示内容	
表示又は設置の場所 （移動するものはその 範囲）	
表示又は設置の期間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
手数料	
減額（免除）を受けよ うとする額	
申請の理由	
備考	

注 1 この申請書は、広告物等表示（設置）特例許可申請書と併せて提出
すること。

2 （減額・免除）いずれかを○で囲むこと。

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市規則第43号

甲府市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(甲府市事務分掌規則の一部改正)

第1条 甲府市事務分掌規則(平成8年3月規則第10号)の一部を次のように改正する。

目次中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

第2条第2項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 甲府市保健所設置条例(平成30年12月条例第33号)第1条の規定に基づき設置された保健所

第3条第1項の表以外の部分中「及び総室」を「、総室及び健康支援センター(保健所を含む。)」に改め、同項後段を次のように改める。

ただし、健康支援センター(保健所を含む。)に置く課及び係等は、福祉保健総室及び保健所に置かれた課及び係等とする。

第3条第1項の表市長直轄組織、市長室の項を次のように改める。

市長室	秘書課	秘書係
	シティプロモーション課	広報係、プロモーション推進係

第3条第1項の表市長直轄組織、都市戦略室の項を削り、同表総務部、総務総室、情報課の項を削り、同表総務部、人事管理室の項を次のように改める。

行政管理室	職員課	人事係、服務係、給与係、人材育成係、健康厚生係
	事務効率課	事務効率係、組織係
	情報政策課	情報政策係、情報推進係

第3条第1項の表総務部、契約管財室、管財課の項中「庁舎係、車両係」を

「管財係、庁舎車両係」に、同表企画部、企画総室、企画課の項中「広域行政係」を「南北振興係」に改め、同表企画部、企画総室の項中「地域振興課」を「国際交流課」に、「まちづくり係、南北振興係」を「国際交流係」に改め、同表企画部の項中「企画財政室」を「企画経営室」に、「行政改革課」を「行政経営課」に、「行政改革係」を「行政経営係」に改め、同表企画部、リニア交通室の項を削り、同表市民部、市民協働室、人権男女参画課の項中「女性活躍推進係」を「女性活躍係、男女参画係」に改め、同表福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室の項を次のように改める。

福祉保健総室	総務課	庶務係、計画係
	指導監査課	指導監査係

第3条第1項の表福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室の項の次に次のように加える。

健康支援センター（保健所を含む。）	健康政策課	庶務係、健康政策係
	健康増進課	保健係、食育係
	母子健康課	母子健康係
	医務感染症課	医務係、感染症係
	生活衛生薬務課	生活衛生薬務係

第3条第1項の表福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、介護保険課の項の次に次のように加える。

介護予防課	予防推進係、医療介護支援係
-------	---------------

第3条第1項の表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、総務課の項中「子ども政策係」を削り、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項中「予防係」を削り、同表環境部、廃棄物対策室の項中「収集課」を「収集衛生課」に、「処理課」を「廃棄物対策課」に、「施設係」を「廃棄物係」に改め、同表産業部、産業総室、産業立地課の項を削り、同表建設部の項を次のように改める。

まちづくり部	まちづくり総室	総務課	庶務係
		住宅課	住宅係、経理係
		空き家対策課	空き家対策係
		産業立地課	産業立地係

	まち整備室	都市計画課	計画係、指導係
		都市整備課	工事係、用地係
		建築指導課	審査係、指導係
		区画整理課	換地補償係、工事係
	まち保全室	公園緑地課	公園係、動物園整備係
		道路河川課	用地係、道路係、河川係
		建築営繕課	建築係、営繕係、設備係
		地籍調査課	地籍係
	リニア交通室	リニア政策課	リニア政策係
		交通政策課	交通政策係

第3条第3項中「総合的な都市戦略の推進を図るため総合戦略監を、」及び「、企画部にリニア中央新幹線及び交通政策の総合調整を図るためリニア交通政策監を」を削り、「税務統括監を」の次に「、まちづくり部にリニア中央新幹線及び交通政策の調整を図るためリニア交通政策監を」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、福祉保健部に置く課（健康支援センター（保健所を含む。）に置く課、長寿支援室介護保険課及び介護予防課を除く。）及び子ども未来部に置く課（子ども未来総室子ども支援課青少年係及び子ども未来総室母子保健課を除く。）は、福祉事務所に置かれた課及び係等とする。

第5条中「第10条の2」を「第7条」に改める。

第6条第3項中「総合戦略監、危機管理監、リニア交通政策監及び税務統括監」を「危機管理監、税務統括監及びリニア交通政策監」に改める。

第7条第1項中「室に」を「室又は健康支援センターに」に改め、同条に次の1項を加える。

5 保健所に保健所長を置き、健康支援センターの室長をもって充てる。

第8条第6項の表を次のように改める。

室等	担当課長	分掌事務
市長室	市民の声担当課長	市政への苦情処理に関すること。

危機管理室	危機管理担当課長	危機管理対策の調査及び研究に関すること。
契約管財室	指導検査担当課長	工事検査に係る指導検査等業務に関すること。
市民協働室	地域支援担当課長	多様な主体との連携による地域課題の解決に関すること。
健康支援センター	精神保健担当課長	精神保健に係る高度な専門的事項に関すること。
	感染症担当課長	感染症に係る高度な専門的事項に関すること。
子ども未来総室	子ども政策担当課長	子ども施策の調査研究に関すること。
まち整備室	立地適正化担当課長	立地適正化計画に関すること。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第19条第2項中「福祉保健部福祉保健総室健康増進課」を「福祉保健部健康支援センター健康増進課」に改める。

第19条の3及び第19条の4中「福祉保健部福祉保健総室健康政策課」を「福祉保健部健康支援センター健康政策課」に改める。

第20条中「福祉保健部福祉保健総室健康増進課」を「福祉保健部健康支援センター医務感染症課」に改める。

第26条の2第2項中「環境部廃棄物対策室処理課」を「環境部廃棄物対策室廃棄物対策課」に改める。

「第7款 建設部に属する機関」を「第7款 まちづくり部に属する機関」に改める。

第30条の2中「建設部まち保全室公園緑地課」を「まちづくり部まち保全室公園緑地課」に改める。

第31条第2項中「建設部まち保全室道路河川課」を「まちづくり部まち保全室道路河川課」に改める。

第36条第2項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同

項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号中「福祉保健部福祉保健総室健康増進課長」を「福祉保健部健康支援センター健康増進課長」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「福祉保健部福祉保健総室健康増進課予防係長」を「福祉保健部健康支援センター医務感染症課感染症係長」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号を同項第6号とし、同項第8号中「環境部廃棄物対策室処理課施設係長」を「環境部廃棄物対策室廃棄物対策課廃棄物係長」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とする。

第44条第2項中「建設部長」を「まちづくり部長」に改める。

別表第1市長直轄組織、市長室、秘書課の項第5号中「都市提携及び国際交流」を「姉妹都市、友好都市等」に改め、同表市長直轄組織、市長室の項に次のように加える。

シティプロモーション課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報に関すること。 (2) 広報刊行物の発行及び各種広報媒体の活用に関すること。 (3) 市勢情報の調整及び分析に関すること。 (4) 市の情報発信の調整に関すること。 (5) 報道機関との連絡調整に関すること。
-------------	--

別表第1市長直轄組織、都市戦略室の項を削り、同表市長直轄組織、危機管理室、危機管理課の項に次のように加える。

- (4) 市長直轄組織内の文書の総括指導に関すること。
- (5) 市長直轄組織内の庶務に関すること。

別表第1総務部、総務総室、情報課の項を削り、同表総務部、人事管理室の項を次のように改める。

行政管理室	職員課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免、分限及び賞罰に関すること。 (2) 職員の配置に関すること。 (3) 職員の勤務条件に関すること。 (4) 職員の服務に関すること。 (5) 職員団体に関すること。 (6) 職員の給与及び退職手当金に関すること。 (7) 特別職報酬等審議会に関すること。
-------	-----	---

		<ul style="list-style-type: none"> (8) 行政管理委員会人事・研修部会に関する事。 (9) 職員の研修に関する事。 (10) 研修誌の編集、発行に関する事。 (11) 職員の福利厚生事業に関する事。 (12) 職員福利厚生組合に関する事。 (13) 特別給与金に関する事。 (14) 職員の公務災害等の補償に関する事。 (15) 山梨県市町村職員共済組合に関する事。 (16) 職員の元気回復事業に関する事。 (17) 職員の健康管理に関する事。 (18) 職員の労働衛生に関する事。 (19) 職員の被服貸与に関する事。 (20) 退職者の福利厚生事業に関する事。 (21) 退職者の再就職の相談に関する事。
	事務効率課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務改善に関する事。 (2) 帳票の管理に関する事。 (3) 内部統制に関する事。 (4) 組織の総合管理並びに職員の定数管理に関する事。 (5) 市の委員会、委員に係る市長の権限に属する事務に関する事（組織に関するものに限る。）。 (6) 行政管理委員会（組織定数部会、事務管理部会を含む。）に関する事。 (7) 事務室の配置に関する事。
	情報政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 情報施策に係る企画及び調整に関する事。 (2) 情報システムの開発及び管理運営に関する事。 (3) 行政手続の電子化に係る共同処理に関する事。

別表第1 総務部、契約管財室、財産活用課の項第2号を削り、同項第3号中「利活用及び処分」を「利活用」に改め、同号を同項第2号とし、同項中第4号から第9号までを削り、同表総務部、契約管財室、管財課の項に次の7号を加える。

- (10) 公有財産の総括管理に関する事。
- (11) 普通財産の取得、管理及び処分に関する事。
- (12) 財産の保険契約に関する事（他の課等業務に属するものを除く。）。
- (13) 市有地の境界査定に関する事（市道を除く。）。
- (14) 財産価格審議会に関する事。
- (15) 市の行政区域の境界に関する事。
- (16) 町界及び町名に関する事。

別表第1 企画部、企画総室、総務課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同表企画部、企画総室、企画課の項第2号中「研究」を「研究並びに特命事項」に改め、同項第7号中「施行時特例市」を「中核市」に改め、同項に次の6号を加える。

- (10) 中心市街地活性化基本計画に関する事。
- (11) 南部及び北部中山間地域の振興に関する事。
- (12) リゾート計画に関する事。
- (13) 創作の森おびなの管理に関する事。
- (14) 過疎地域自立促進計画に関する事。
- (15) 編入合併地域に係るサービスの調整及び当該地域の振興に関する事。

別表第1 企画部、企画総室、地域振興課の項を削り、同表企画部、企画総室の項に次のように加える。

国際交流課	(1) 国際交流の推進に関する事。 (2) 東京オリンピック・パラリンピックに関する事。
-------	---

別表第1 企画部、企画財政室の項を次のように改める。

企画経営室	行政経営課	(1) 行政改革の推進に関する事。 (2) 委託方式の調査及び研究に関する事。 (3) 外部評価に関する事。 (4) 外部監査契約に関する事。
-------	-------	--

	財政課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 財政の運営、執行及び調整に関すること。 (2) 予算編成に関すること。 (3) 財政計画に関すること。 (4) 資金計画に関すること。 (5) 地方交付税に関すること。 (6) 一時借入金に関すること。 (7) 資金運用に関すること。 (8) 起債に関すること。 (9) 財務統計調査等に関すること。 (10) 上下水道局に係る市長の権限に属する事務に関すること（財政に関するものに限る。）。 (11) 総合計画に関すること。 (12) 実施計画に関すること。 (13) 総合調整及び部間調整に関すること。 (14) 行政評価（外部評価を除く。）に関すること。
--	-----	---

別表第1 市民部、市民協働室、消費生活課の項第2号中「建設部」を「まちづくり部」に改め、同項中第12号を削り、第13号を第12号とし、同表市民部、収納管理室、収納課の項第2号中「墓地使用料」を「墓地使用料、保育料」に改め、同表福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室、総務課の項第3号中「社会福祉法人」を「社会福祉審議会」に改め、同項第7号中「臨時福祉給付金」を「プレミアム付商品券事業」に改め、同項の次に次のように加える。

指導監査課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 社会福祉法人の設立の許可等に関すること。 (2) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関すること。 (3) 介護保険サービス事業者等の指導監査に関すること。 (4) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。 (5) 特定教育・保育施設等の指導監査に関すること。 (6) 許可外保育施設等の指導監査に関すること。 (7) 有料老人ホームの指導監査に関すること。
-------	--

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室の項中保健所設置課、健康政策課及び健康増進課の項を削り、同表福祉保健部（福祉事務所）、福祉保健総室の項の次に次のように加える。

健康支援センター（保健所）	健康政策課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健所及び保健センター業務の調整に関すること。 (2) 保健所運営協議会に関すること。 (3) 健康都市構想に関すること。 (4) 保健計画の策定に関すること。 (5) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。 (6) 保健師の現任教育に関すること。 (7) 健康の杜センターに関すること。 (8) いきいきプラザに関すること。 (9) 墓地及び埋火葬に関すること。 (10) 公衆衛生の普及及び向上に関すること。 (11) 継続看護の推進に関すること。 (12) 医師の臨床研修に関すること。 (13) 保健師の統括に係る支援に関すること。
	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 保健計画の推進に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。 (2) 食育推進計画に関すること。 (3) 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。 (4) 健康増進法（平成14年法律第103号）に関すること（母子保健課が所管するものを除く。）。 (5) 地域保健法（昭和22年法律第101号）による地域保健事業に関すること（母子保健課が

	<p>所管するものを除く。)</p> <p>(6) 健康づくり及びその推進に関すること（母子保健課が所管するものを除く。)</p> <p>(7) 保健センターに関すること。</p> <p>(8) 結核検診に関すること。</p> <p>(9) 難病及び特定疾病対策に関すること。</p> <p>(10) 精神保健に関すること。</p> <p>(11) 自殺対策に関すること。</p> <p>(12) 歯科保健に関すること。</p> <p>(13) 特定保健指導の支援に関すること。</p> <p>(14) 介護保険事業の技術援助に関すること。</p> <p>(15) 高齢者の虐待に関すること。</p> <p>(16) 栄養士及び看護師等実習の指導に関すること。</p> <p>(17) 地域担当保健師に関すること。</p>
母子健康課	<p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保健所の業務に関すること。</p> <p>(2) 母子保健事業に係る保健所の業務に関すること。</p>
医務感染症課	<p>(1) 地域医療支援に関すること（母子保健課が所管するものを除く。)</p> <p>(2) 地域医療センター管理に関すること。</p> <p>(3) 医療懇話会に関すること。</p> <p>(4) 救急医療に関すること。</p> <p>(5) 災害時医療に関すること。</p> <p>(6) 医療機関等の許認可及び届出並びに監視指導に関すること。</p> <p>(7) 登録衛生検査所に関すること。</p> <p>(8) 死体の解剖及び保存の許可等に関すること。</p> <p>(9) 移植医療に関すること。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (10) 医師、歯科医師その他の医療関係者に関する こと。 (11) 調理師及び製菓衛生師に関すること。 (12) 予防接種に関すること。 (13) 感染症に関すること。 (14) 感染症審査協議会に関すること。 (15) 斎場に関すること。
	生活衛生薬務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 食品衛生に関すること。 (2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する こと。 (3) 家庭用品の規制に関すること。 (4) 薬事に関すること。 (5) 毒物及び劇物の取締りに関すること。 (6) 狂犬病予防に関すること。 (7) 動物の愛護及び管理に関すること。 (8) 生活衛生関係営業に関すること。 (9) クリーニング師に関すること。 (10) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第 140号）に関すること。 (11) 建築物における衛生的環境の指導に関するこ と。 (12) プールの維持管理指導に関すること。 (13) 献血の推進に関すること。 (14) 衛生上の試験検査に関すること。 (15) と畜に関すること。 (16) 温泉の利用に関すること。 (17) 簡易水道等事業に関すること。

別表第1 福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、生活福祉課の項に次の3号を加える。

- (12) 保護施設に関すること。
- (13) 指定医療機関等に関すること。
- (14) 無料低額診療事業等に関すること。

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、介護保険課の項第3号中「地域密着型サービス」を「介護保健サービス」に改め、同項の次に次のように加える。

介護予防課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域包括ケア体制に関すること。 (2) 介護予防・生活支援体制の推進に関すること。 (3) 包括的支援事業に関すること。 (4) 地域包括支援センターの運営に関すること。 (5) 地域包括支援センター運営協議会に関すること。 (6) 在宅医療・介護連携に関すること。 (7) 認知症の高齢者に関すること。
-------	--

別表第1福祉保健部（福祉事務所）、長寿支援室、障がい福祉課の項第2号中「障害者施設の利用」を「障害福祉サービス」に改め、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、総務課の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同表子ども未来部（福祉事務所）、子ども未来総室、母子保健課の項第7号を削り、同項第8号中「健康政策課」を「医務感染症課」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号を同項第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (9) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関すること。

別表第1環境部、環境総室、総務課の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 環境センターの維持及び運営管理に関すること。

別表第1環境部、廃棄物対策室、減量課の項に次の3号を加える。

- (7) 多量排出業者の排出指導に関すること。
- (8) 使用済自動車の再資源化に関すること。
- (9) 有害使用済機器の保管等に関すること。

別表第1環境部、廃棄物対策室、収集課の項及び処理課の項を次のように改め

る。

収集衛生課	<ul style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物の収集業務に関する事。(2) 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び指導に関する事。(3) 一般廃棄物の排出指導に関する事。(4) すぐやる業務に関する事。(5) し尿処理問題研究協議会に関する事。(6) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に関する事。(7) そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関する事。(8) 環境美化に関する事。(9) 一般廃棄物の不法投棄に関する事。
廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none">(1) 一般廃棄物処理計画に関する事。(2) 災害廃棄物処理計画に関する事。(3) 衛生センターに関する事。(4) 笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関する事。(5) 汚泥処理手数料の収納整理に関する事。(6) 環境センター環境委員会に関する事。(7) 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関する事。(8) 甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の負担金に関する事。(9) 産業廃棄物の許可に関する事。(10) 一般廃棄物処理施設の許可に関する事。(11) 特定産業廃棄物特別措置法に関する事。(12) 産業廃棄物の不法投棄に関する事。(13) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する事。

別表第1 産業部、産業総室、産業立地課の項を削り、同表産業部、観光商工室、商工課の項に次の1号を加える。

(14) 遊休不動産のバンク事業に関すること。

別表第1 産業部、農林振興室、林政課の項に次の1号を加える。

(15) マウントピア黒平の管理に関すること。

別表第1 建設部の項を次のように改める。

まちづ くり部	まちづ くり総 室	総務課	(1) 水防本部の庶務に関すること。 (2) 部内の文書の総括指導に関すること。 (3) 部内の庶務に関すること。
		住宅課	(1) 市営住宅の入退去及び使用料に関すること。 (2) 市営住宅の建設計画に関すること。 (3) 住宅対策に関すること。 (4) 定住促進住宅に関すること。
		空き家 対策課	(1) 空き家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26年法律第127号）に関すること（各所管 に係る事項を除く。）。 (2) 甲府市空き家等対策計画の推進に関すること。 (3) 空き家バンク事業に関すること。
		産業立 地課	(1) 企業誘致に関すること。 (2) 大規模集客施設等に関すること。 (3) 工業立地法（昭和34年法律第24号）に関 すること。
	まち整 備室	都市計 画課	(1) 都市計画に関すること。 (2) 都市計画審議会に関すること。 (3) 都市計画関係諸団体に関すること。 (4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第 53条に基づく許可等に関すること。 (5) 風致地区に関すること。 (6) 地区計画に関すること。 (7) 景観計画に関すること。 (8) 駐車場法（昭和32年法律第106号）に基

づく路外駐車場設置に関すること。

- (9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づく特定路外駐車場の設置に関すること。
- (10) 国土利用計画法に基づく土地取引の届出の事務に関すること。
- (11) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に基づく業務に関すること。
- (12) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地先買制度に関すること。
- (13) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条に基づく許可業務に関すること。
- (14) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項に係る認可事務並びに同法第60条第1項並びに第66条第1項及び第8項の許可事務に関すること。
- (15) 中心市街地定住促進に係る住宅取得及び住宅改修の支援に関すること。
- (16) 街づくり研究会活動に関すること。
- (17) 刑務所跡地に関すること。
- (18) 都市計画法に基づく開発行為等の許可、認可、現地確認及び完了検査に関すること。
- (19) 開発審査会に関すること。
- (20) 甲府市宅地開発事業の基準に関すること。
- (21) その他開発行為に関すること。
- (22) 被災宅地危険度判定に関すること。
- (23) 市街地再開発事業の設立及び施行の指導並びに助成に関すること。

	<p>(24) 屋外広告物に関すること。</p> <p>(25) 公共団体施行の土地区画整理事業（甲府駅周辺土地区画整理事業を除く。）に関すること。</p> <p>(26) 組合及び個人等が施行する土地区画整理事業に関すること。</p>
都市整備課	<p>(1) 都市計画事業に係る道路及び公園の設計、工事の施工及び用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関すること。</p> <p>(2) 市道（地域整備事業を含む。）の新設、拡幅及び改良の事業に係る設計、工事の施工及び用地の取得並びにこれらに伴う物件等の補償に関すること。</p> <p>(3) 土地開発公社に関すること。</p> <p>(4) 教育財産（土地に限る。）の取得に関すること。</p>
建築指導課	<p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認処分及び建築統計に関すること。</p> <p>(2) 建築基準法に基づく許可、認定等に関すること。</p> <p>(3) 建築基準法に基づく指定確認検査機関の報告及び事務処理に関すること。</p> <p>(4) 建築基準法に基づく相談、指導、道路位置指定、定期報告、建築協定等に関すること。</p> <p>(5) 建築審査会に関すること。</p> <p>(6) 住宅金融支援機構からの受託業務に関すること。</p> <p>(7) 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に関すること。</p>

		<p>(8) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に基づく優良住宅新築及び優良宅地造成の認定に関すること。</p> <p>(9) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に関すること（都市計画課の業務に属するものを除く。）。</p> <p>(10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関すること。</p> <p>(11) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）に関すること。</p> <p>(12) 被災建築物応急危険度判定に関すること。</p> <p>(13) マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成14年法律第78号）に関すること。</p> <p>(14) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）に関すること。</p> <p>(15) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に関すること。</p> <p>(16) 住宅リフォームに関すること。</p>
	区画整理課	<p>(1) 甲府駅周辺土地区画整理事業に関すること。</p> <p>(2) 甲府駅周辺土地区画整理審議会に関すること。</p> <p>(3) 甲府駅周辺拠点形成事業に関すること。</p>
まち保全室	公園緑地課	<p>(1) 緑化の推進及び樹木等の保存に関すること。</p> <p>(2) 緑化推進協議会に関すること。</p> <p>(3) 緑化推進用苗木及び花きの購入契約並びに検収に関すること。</p> <p>(4) 病虫害駆除対策に関すること。</p> <p>(5) 都市公園の設置及び管理に関すること。</p>

	<p>(6) 公共緑化樹木の維持に関すること。</p> <p>(7) つつじが崎霊園の運営管理に関すること。</p>
道路河川課	<p>(1) 道路の維持、修繕に関すること。</p> <p>(2) 市道に係る承認、規制等に関すること。</p> <p>(3) 市道、橋りょう及び舗装補修工事に関すること。</p> <p>(4) 河川、生活関連水路に関すること。</p> <p>(5) 河川関係団体に関すること。</p> <p>(6) 工事に伴う補償に関すること。</p> <p>(7) 市道認定、廃止及び変更に関すること。</p> <p>(8) 市道台帳（図面を含む。）の整備及び保管に関すること。</p> <p>(9) 市道及び法定外公共物の境界査定に関すること。</p> <p>(10) 都市計画法の開発許可制度に基づく協議に関すること。</p> <p>(11) 市道（補助事業に係るものを除く。）用地の調査、測量、取得及び登記に関すること。</p> <p>(12) 市道及び法定外公共物の占用の許可並びに占用料の収納整理に関すること。</p> <p>(13) 法定外公共物に係る国有財産の譲与に関すること。</p> <p>(14) 法定外公共物の用途廃止、寄附受納及び交換に関すること。</p> <p>(15) 河川に係る国有水面の付け替え、廃止及び占用の副申に関すること。</p> <p>(16) 水防に関すること。</p>
建築営繕課	<p>(1) 学校建築工事及び敷地造成工事に関すること。</p>

		(2) 市有施設工事及び敷地造成工事に関すること。 (3) 市有施設の維持修繕に関すること。
	地籍調査課	(1) 地籍調査事業に関すること。 (2) 地籍調査推進委員会に関すること。 (3) 地籍図及び地籍簿の保管、閲覧及び修正に関すること。
	リニア交通室	リニア政策課
		(1) リニア中央新幹線を活かしたまちづくりに関すること。 (2) リニア中央新幹線事業に関すること。
		交通政策課
		(1) 公共交通体系基本構想に関すること。 (2) 赤字路線バス対策等に関すること。 (3) 総合交通体系に関すること。 (4) 鉄道対策に関すること。

(甲府市職員給与条例施行規則の一部改正)

第2条 甲府市職員給与条例施行規則（昭和27年3月規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「歯科医師」の次に「並びに保健所長たる医師」を加える。

別表第2中「第4条第1項」を「第7条第1項」に、「第4条第3項」を「第7条第3項」に改める。

第2号様式中「人事課長」を「職員課長」に改める。

(甲府市職員職名規則の一部改正)

第3条 甲府市職員職名規則（昭和28年12月規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 ^{事務職員}の項中「事務局長」の次に「、保健所長」を加える。
_{技術職員}

(甲府市職員旅費支給条例施行規則の一部改正)

第4条 甲府市職員旅費支給条例施行規則（昭和30年3月規則第6号）の一部を

次のように改正する。

別表行政職給料表の各級に相当する職務の表を次のように改める。

行政職給料表	医療職給料表(1)	医療職給料表(2)	医療職給料表(3)
8級	4級の職務		
7級	科長及び高度の技術又は経験を必要とする業務を行う医長を除く3級の職務		7級の職務
6級	科長の職務	6級の職務	6級の職務
5級	高度の技術又は経験を必要とする業務を行う医長の職務	5級の職務	5級の職務
4級	2級の職務	4級の職務	4級の職務
3級以下	1級の職務	3級以下の職務	3級以下の職務

(甲府市職員通勤手当支給規則の一部改正)

第5条 甲府市職員通勤手当支給規則(昭和33年10月規則第34号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「人事課長」を「職員課長」に改める。

(甲府市都市公園条例施行規則の一部改正)

第6条 甲府市都市公園条例施行規則(昭和35年11月規則第44号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「建設部まち保全室公園緑地課」を「まちづくり部まち保全室公園緑地課」に改める。

(甲府市臨時的任用職員に関する規則の一部改正)

第7条 甲府市臨時的任用職員に関する規則(昭和36年6月規則第20号)の一部を次のように改正する。

第3号様式中「人事課記入欄」を「職員課記入欄」に改める。

(甲府市職員初任給調整手当支給規則の一部改正)

第8条 甲府市職員初任給調整手当支給規則(昭和36年8月規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「受け、市立甲府病院において診療業務に従事する」を「受ける」に

改める。

(甲府市広報規則の一部改正)

第9条 甲府市広報規則(昭和37年9月規則第43号)の一部を次のように改正する。

第5条及び第6条第2項中「都市戦略室」を「市長室」に改める。

(甲府市役所庁中管理規則の一部改正)

第10条 甲府市役所庁中管理規則(昭和37年11月規則第50号)の一部を次のように改正する。

別表中「総務部人事管理室研修厚生課長」を「総務部行政管理室職員課長」に、「総務部総務総室情報課長」を「総務部行政管理室情報政策課長」に改める。

(甲府市職員管理職手当支給規則の一部改正)

第11条 甲府市職員管理職手当支給規則(昭和38年4月規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項中「事務局長」を「事務局長、保健所長」に改める。

(甲府市職員特殊勤務手当支給規則)

第12条 甲府市職員特殊勤務手当支給規則(昭和38年10月規則第49号)の一部を次のように改正する。

別表9の項を次のように改める。

9	防疫等作業 手当	保健所に勤務する職員が感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の看護等又は汚染の疑いのある物件若しくは場所の消毒その他の処理作業に従事したとき。	日 290
---	-------------	---	-------

別表21の項を次のように改める。

21	医師手当	市立甲府病院に勤務する医療職給料表(1)の適用職員	月 院長 300,000 副院長 200,000
----	------	---------------------------	--------------------------------------

			療部長・総合相談センター長・医療安全管理部長・医療総合研修センター長・経営改善対策部長 182,000 統括科部長・科部長・診療支援部長・放射線部長 160,000 科長・副放射線部長・室長 155,000 医長 40,000 副医長 30,000
		保健所に勤務する医療職給料表(1)の適用職員	月 保健所長 100,000

別表23の項を次のように改める。

23	狂犬病予防等作業手当	保健所に勤務する職員が狂犬病予防等のための犬等の捕獲、引取、処分、検診等の作業に従事したとき。	日 400
----	------------	---	-------

第1号様式及び第2号様式中「総務部人事課」を「総務部職員課」に改める。

(甲府市公印規則の一部改正)

第13条 甲府市公印規則（昭和44年8月規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1一般公印の表部長等印の項を次のように改める。

部長等印	13	てん書	方24	木	部長等名をもつてする文書	部等の庶務を担当する課長	部等の数
------	----	-----	-----	---	--------------	--------------	------

別表第1 一般公印の表福祉事務所長印の項の次に次のように加える。

保健所印	15の 2	同	方 21	同	保健所名を もってする 文書	福祉保健部健 康支援センタ ー健康政策課 長	1
保健所長 印	15の 3	同	同	同	保健所長名 をもつてす る文書	同	1

別表第1 一般公印の表保育所長印の項を次のように改める。

保育所長 印	17	てん 書	方 21	木	保育所長名 をもつてす る文書	子ども未来部 子ども未来総 室子ども保育 課長	保育 所数
-----------	----	---------	---------	---	-----------------------	----------------------------------	----------

別表第1 一般公印の表斎場管理者印の項管守者の欄中「福祉保健部福祉保健総室健康増進課長」を「福祉保健部健康支援センター医務感染症課長」に改め、同表つつじが崎霊園管理者印の項管守者の欄中「建設部まち保全室公園緑地課長」を「まちづくり部まち保全室公園緑地課長」に改め、同表甲府市建築主事印の項管守者の欄中「建設部まち開発室建築指導課長」を「まちづくり部まち整備室建築指導課長」に改め、同表開発審査会長印の項管守者の欄中「建設部まち開発室都市計画課長」を「まちづくり部まち整備室都市計画課長」に改め、同表に次のように加える。

感染症診 査協議会 委員長印	22の 9	同	同	同	感染症診査 協議会委員 長名をもつ てする文書	福祉保健部健 康支援センタ ー医務感染症 課長	1
----------------------	----------	---	---	---	----------------------------------	----------------------------------	---

別表第1 専用公印の表市印の項管守者の欄及び同表身分証明専用市印の項管守者の欄中「総務部人事管理室人事課長」を「総務部行政管理室職員課長」に改め、同表市役所印の項管守者の欄中「建設部まち保全室道路河川課長」を「まちづくり部まち保全室道路河川課長」に、「建設部まち開発室建築指導課長」を「まちづくり部まち整備室建築指導課長」に改め、同表建築審査会印の項管守者の欄中「建設部まち開発室建築指導課長」を「まちづくり部まち整備室建築指導課長」に改め、同表開発審査会印の項管守者の欄中「建設部まち開発室都市計画

課長」を「まちづくり部まち整備室都市計画課長」に改め、同表市長印の項用途の欄中「養育医療券の変更確認に使用する印」を「養育医療券、療育券及び小児慢性特定疾病医療受給者証の変更確認に使用する印」に改め、同表市長印の項中

「

27の5	同	方 6	ゴム (硬 質)	重度心身障害 者医療費助成 金受給者証に 使用する印	福祉保健部長寿支 援室障がい福祉課 長	3	を
------	---	--------	----------------	-------------------------------------	---------------------------	---	---

」

「

27の5	楷書	方 6	ゴム (硬 質)	特定医療費 (指定難病) 医療受給者証 の変更確認に 使用する印	福祉保健部健康支 援センター健康増 進課長	1	に
				重度心身障害 者医療費助成 金受給者証に 使用する印	福祉保健部長寿支 援室障がい福祉課 長	3	

」

改め、同表共済組合申請専用市長印の項管守者の欄中「総務部人事管理室研修厚生課長」を「総務部行政管理室職員課長」に改め、同表戸籍専用市長印の項中

「

30	同	を	30	てん書	に改め、同表中
----	---	---	----	-----	---------

」

「

予防接種証 明専用市長 印(番号 入)	31	同	方 21	同	予防接種に係る 証明文書	福祉保健部 福祉保健総 室健康増進 課長	3	を
------------------------------	----	---	---------	---	-----------------	-------------------------------	---	---

」

「

保健所専用 市長印	30 の2	同	方 21	同	休日等に緊急や むを得ず発する 必要がある許 可、取消、停止 等に関する文 書、保健所業務 の許可等に関す る諸証明	福祉保健部 健康支援セ ンター健康 政策課長	1
予防接種証 明専用市長 印（番号 入）	31	同	同	同	予防接種に係る 証明文書	福祉保健部 健康支援セ ンター医務 感染症課長	3

に

」

改め、同表道路水路占用専用市長印の項を次のように改める。

道路水路 占用専用 市長印	32	てん 書	方 21	木	道路水路 占用関係 文書	まちづくり部ま ち保全室道路河 川課長	1
---------------------	----	---------	---------	---	--------------------	---------------------------	---

別表第1専用公印の表建築確認等専用市長印の項管守者の欄中「建設部まち開発室建築指導課長」を「まちづくり部まち整備室建築指導課長」に改め、同表共済組合申請専用市長職務代理者印の項管守者の欄中「総務部人事管理室研修厚生課長」を「総務部行政管理室職員課長」に改め、同表戸籍専用市長職務代理者印の項中

「

方 18	木
------	---

」

「

方 18	同
------	---

」

を に改め、同表中

「

削除	39			
予防接種証 明専用市長 職務代理者	40	同	方 21	同

市長職務代理者が 執行する期間は、 市長印に準じ、通	3

を

印（番号入）				
--------	--	--	--	--

常は総務部総務総室総務課長において保管する。

保健所専用市長職務代理者印	38の2	同	方21	同
削除	39			
予防接種証明専用市長職務代理者印（番号入）	40	てん書	方21	木

福祉保健部健康支援センター健康政策課長	1
市長職務代理者が執行する期間は、市長印に準じ、通常は総務部総務総室総務課長において保管する。	3

に

改め、同表道路水路占用専用市長職務代理者印の項中

同	同	同
---	---	---

てん書	方21	木
-----	-----	---

を に改める。

別表第2中

15	所長之印	福祉事務	甲府市
----	------	------	-----

を

15	所長之印	福祉事務	甲府市
----	------	------	-----

15の2	之保所印	保健所	甲府市
------	------	-----	-----

15の3	長保所印	保健所	甲府市
------	------	-----	-----

に、

「 2 2 の 8 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">務代理者印</td> <td style="text-align: center;">審査会長職</td> <td style="text-align: center;">甲府市開発</td> </tr> </table>	務代理者印	審査会長職	甲府市開発	を	「 2 2 の 8 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">務代理者印</td> <td style="text-align: center;">審査会長職</td> <td style="text-align: center;">甲府市開発</td> </tr> </table>	務代理者印	審査会長職	甲府市開発	2 2 の 9 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">会委員長印</td> <td style="text-align: center;">症診査協議</td> <td style="text-align: center;">甲府市感染</td> </tr> </table>	会委員長印	症診査協議	甲府市感染	に、
務代理者印	審査会長職	甲府市開発											
務代理者印	審査会長職	甲府市開発											
会委員長印	症診査協議	甲府市感染											
」		」											
「 3 0 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">専 用</td> <td style="text-align: center;">甲府市長印</td> <td style="text-align: center;">戸 籍</td> </tr> </table>	専 用	甲府市長印	戸 籍	を	「 3 0 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">専 用</td> <td style="text-align: center;">甲府市長印</td> <td style="text-align: center;">戸 籍</td> </tr> </table>	専 用	甲府市長印	戸 籍	3 0 の 2 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">市 長 印</td> <td style="text-align: center;">保健所専用</td> <td style="text-align: center;">甲 府</td> </tr> </table>	市 長 印	保健所専用	甲 府	に、
専 用	甲府市長印	戸 籍											
専 用	甲府市長印	戸 籍											
市 長 印	保健所専用	甲 府											
」		」											
「 3 8 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">専 用</td> <td style="text-align: center;">職務代理者印 甲府市長</td> <td style="text-align: center;">戸 籍</td> </tr> </table>	専 用	職務代理者印 甲府市長	戸 籍	を	「 3 8 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">専 用</td> <td style="text-align: center;">職務代理者印 甲府市長</td> <td style="text-align: center;">戸 籍</td> </tr> </table>	専 用	職務代理者印 甲府市長	戸 籍	3 8 の 2 <table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">職務代理者印</td> <td style="text-align: center;">保健所専用</td> <td style="text-align: center;">甲府市長</td> </tr> </table>	職務代理者印	保健所専用	甲府市長	に改める。
専 用	職務代理者印 甲府市長	戸 籍											
専 用	職務代理者印 甲府市長	戸 籍											
職務代理者印	保健所専用	甲府市長											
」		」											

(甲府市職員被服貸与規則の一部改正)

第 1 4 条 甲府市職員被服貸与規則（昭和 4 9 年 7 月規則第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表 1 の項中

「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">事務服又は夏及び冬作業服（上下）</td> <td style="text-align: center;">3 年 3 夏 3 冬</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	事務服又は夏及び冬作業服（上下）	3 年 3 夏 3 冬	1	を
事務服又は夏及び冬作業服（上下）	3 年 3 夏 3 冬	1			
」					

「	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">夏作業服（上下）</td> <td style="text-align: center;">3 夏</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事務服又は冬作業服（上下）</td> <td style="text-align: center;">3 冬</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </table>	夏作業服（上下）	3 夏	1	事務服又は冬作業服（上下）	3 冬	1	に改め、
夏作業服（上下）	3 夏	1						
事務服又は冬作業服（上下）	3 冬	1						
」								

同表の表 3 の項中

防寒服（上）	4 冬	1
ゴム長靴	4 年	1

を

「

防寒服（上）	4 冬	1
雨衣（上下）	4 年	1
ゴム長靴	4 年	1

に、

」

「

夏作業服（上下）	3 夏	2	地籍調査課及び遊亀公園附属動物園に勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	3 冬	1	
ゴム長靴又は安全靴	4 年	1	
帽子	4 年	1	
防寒服（上）	4 冬	1	
雨衣（上下）	4 年	1	

を

「

夏作業服（上下）	3 夏	2	地籍調査課及び遊亀公園附属動物園に勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	3 冬	1	
ゴム長靴又は安全靴	4 年	1	
帽子	4 年	1	
防寒服（上）	4 冬	1	
雨衣（上下）	4 年	1	
夏作業服（上下）	3 夏	1	生活衛生業務課に勤務する職員に限る。
冬作業服（上下）	3 冬	1	
防寒服（上）	4 冬	1	
ゴム長靴	4 年	1	
帽子	4 年	1	

に

」

改め、同表 4 の項中「健康増進課予防係」を「医務感染症課感染症係」に改め、

同表の表5の項を次のように改める。

5	保育士	園服	3年	1	保育所に勤務する職員に限る。 事務服については、所長のみ選択することができる。
		夏保育用作業服（下）	3夏	1	
		冬保育用作業服（上下）	1冬	1	
		エプロン	1年	1	
		夏事務服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	
		冬事務服（上下）	3冬	1	

別表の1事務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表8の項中

「

事務服又は夏及び冬作業服（上下）	3年 3夏 3冬	1
------------------	----------------	---

を

」

「

夏作業服（上下）	3夏	1
事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1

に改める。

」

別表の2技術職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表を次のように改める。

種別	被貸与者	貸与品	貸与期間	貸与数	摘要
1	事務業務に従事する技術職員（男性）	夏作業服（上下）	3夏	1	
		事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1	
2	事務業務に従事する技術職員（女性）	夏事務服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	
		冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1	

3	一般技術職員	夏作業服（上下）	3夏	1	下記以外の一般技術職員に限る。	
		事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1		
		ゴム長靴又は安全靴	4年	1		
		帽子	3年	1		
		防寒服（上）	4冬	1		
		雨衣（上下）	4年	1		
		夏作業服（上下）	3夏	1	計量検査所に勤務する職員に限る。	
		事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1		
		ゴム長靴又は安全靴	4年	1		
		防寒服（上）	4冬	1		
		雨衣（上下）	4年	1		
		夏作業服（上下）	3夏	2		環境部に勤務する職員に限る。貸与数は、夏及び冬作業服のみを選択する場合はそれぞれ2、つなぎ服又は事務服を選択する場合は夏及び冬作業服をそれぞれ1とする。
		冬作業服（上下）	3冬	2		
		つなぎ服又は事務服	3年	1		
		ゴム長靴又は安全靴	4年	1		
		帽子	3年	1		
		防寒服（上）	4冬	1		
		雨衣（上下）	4年	1		
		夏作業服（上下）	3夏	1	森林保全係及び水源保全係に勤務する職員に限る。	
		事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1		
		ゴム長靴又は安全靴	4年	1		
		帽子	3年	1		
		防寒服（上）	4冬	1		
		雨衣（上下）	4年	1		
作業靴	4年	1				
夏作業服（上下）	3夏	1	地方卸売市場に勤務する職員に			
事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1				

		ゴム長靴	4年	1	限る。
		帽子	3年	1	
		防寒服（上）	4冬	1	
		雨衣（上下）	4年	1	
4	獣医師	夏作業服（上下）	2夏	2	下記以外の職員に限る。
		冬作業服（上下）又は事務服	2冬	2	
		ゴム長靴又は安全靴	2年	1	
		雨衣（上下）	3年	1	
		帽子	3年	1	
		防寒服（上）	4冬	1	
		防寒長靴	2冬	1	保健所に勤務する職員に限る。
		夏事務服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	
		冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1	
		ゴム長靴	4年	1	
		帽子	4年	1	
		防寒服（上）	4冬	1	
5	管理栄養士 ・栄養士・ 看護師・准 看護師	夏制服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	福祉保健部及び子ども未来部に勤務する職員に限る。 健康増進課に勤務する看護師及び准看護師については、予防衣の貸与期間は2年、貸与数は2とする。
		冬制服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1	
		予防衣	3年	1	

		夏事務服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	上記以外の職員に限る。	
		冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1		
		予防衣	3年	1		
6	保健師 （女性）	夏制服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	福祉保健部及び子ども未来部に勤務する職員に限る。	
		冬制服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1		
		予防衣又は運動衣	3年	1		
		防寒服（上）	4冬	1		
			夏事務服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1	上記以外の職員に限る。
			冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1	
			予防衣	3年	1	
7	保健師 （男性）	夏作業服（上下）	3夏	1	福祉保健部及び子ども未来部に勤務する職員に限る。	
		事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1		
		予防衣又は運動衣	3年	1		
		防寒服（上）	4冬	1		
			夏作業服（上下）	3夏	1	上記以外の職員に限る。
			事務服又は冬作業服（上下）	3冬	1	
			予防衣	3年	1	
8	医師	夏作業服（上下）	3夏	1		
		冬作業服（上下）	3冬	1		
		予防衣	3年	1		
9	薬剤師	夏事務服（上下）又は夏作業服（上下）	3夏	1		
		冬事務服（上下）又は冬作業服（上下）	3冬	1		

	ゴム長靴	4年	1
	帽子	4年	1
	防寒服（上）	4冬	1

別表の3技能労務職員（市立甲府病院に勤務する職員を除く。）の表1の項中「及び処理課（衛生センターを除く。）」を削り、「収集課」を「収集衛生課」に、「衛生センター」を「廃棄物対策課」に、

「

フード付きヤッケ	3年	1	を
----------	----	---	---

」

「

防寒服（上）	4冬	1	に改める。
--------	----	---	-------

」

（甲府市職員住居手当支給規則の一部改正）

第15条 甲府市職員住居手当支給規則（昭和49年12月規則第75号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「人事課長」を「職員課長」に改める。

（甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例施行規則の一部改正）

第16条 甲府市緑化の推進及び樹木の保存に関する条例施行規則（昭和53年3月規則第20号）の一部を次のように改正する。

第15条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

（甲府市地籍調査推進委員会設置規則の一部改正）

第17条 甲府市地籍調査推進委員会設置規則（昭和55年3月規則第22号）の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

（甲府市公有財産取扱規則の一部改正）

第18条 甲府市公有財産取扱規則（昭和59年3月規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項、第10条第1項及び第2項、第11条、第16条第1項、第18条第2項、第26条第1項、第30条並びに第32条第2項第4号中「建設部長」を「まちづくり部長」に改める。

(甲府市財務規則の一部改正)

第19条 甲府市財務規則(昭和62年1月規則第1号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「建設部長」を「まちづくり部長」に改める。

第71条第1項に次の1号を加える。

(㉞) 消費者の保護を目的として行う検査等のための物品の購入費

第92条第1項中「推せん」を「推薦」に改め、同条第2項の表中「収集課長」を「医務感染症課長、生活衛生薬務課長、収集衛生課長」に、「国民健康保険課滞納整理係」を「国民健康保険課経営係、国民健康保険課保険料係、国民健康保険課滞納整理係」に、「上九一色出張所住民係」を「上九一色出張所住民係、消費生活課交通安全係、消費生活課消費生活係」に、「介護保険課滞納整理係」を「介護保険課滞納整理係、医務感染症課医務係、生活衛生薬務課生活衛生薬務係」に、「収集課収集衛生係長」を「収集衛生課収集衛生係長」に改める。

第93条の表中「及び甲府商科専門学校事務長」を「、甲府商科専門学校事務長及び歴史文化財課長」に、「並びに甲府商科専門学校事務局庶務係」を「、甲府商科専門学校事務局庶務係並びに歴史文化財課に属する甲府市武田氏館跡歴史館」に改める。

第94条第2項中「収納課長」を「収納課長、医務感染症課長、生活衛生薬務課長」に改め、同項第1号中「健康増進課」を「医務感染症課」に改め、同項第3号中「収集課」を「収集衛生課」に改め、「、犬の登録手数料、犬の鑑札交付手数料、狂犬病予防注射済票の交付手数料、犬の鑑札の再交付手数料及び狂犬病予防注射済票の再交付手数料」を削り、同条第3項第1号中「前項第3号に規定する」を「生活衛生薬務課において収納する」に改め、同条第4項中「利用券を発行することにより」の次に「、甲府市武田氏館跡歴史館の観覧料を収納したときは、観覧券を発行することにより」を加える。

第125条第1項第1号イ中「土地区画整理事業用地先行取得事業費」を削り、同号イに次のように加える。

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

(甲府市職員安全衛生管理規則の一部改正)

第20条 甲府市職員安全衛生管理規則(平成3年3月規則第19号)の一部を次

のように改正する。

第7条中「総務部人事管理室研修厚生課長の職にある者を」を「総務部行政管理室職員課長の職にある者を、甲府市健康支援センター総括安全衛生管理者にあつては福祉保健部健康支援センター健康政策課長の職にある者を」に改める。

第19条第1項中「13名」を「13名以内」に改め、同項第3号中「安全管理者」の次に「、衛生管理者、安全衛生推進者」を加え、同項第4号中「安全」を「甲府市職員組合が推薦する安全」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項第4号の委員の数は、同項第2号、第3号及び第5号の委員の数の合計数以上とする。

第22条第3項中「総務部人事管理室研修厚生課」を「総務部行政管理室職員課、甲府市健康支援センター職員安全衛生委員会にあつては福祉保健部健康支援センター健康政策課」に改める。

別表第1下記を除いた事業場の項の次に次のように加える。

健康支援センター	甲府市健康支援センター総括安全衛生管理者	センター長
----------	----------------------	-------

別表第2中「収集課長」を「収集衛生課長」に、「処理課長」を「廃棄物対策課長」に改める。

別表第3を次のように改める。

衛生管理者

事業場	衛生管理者の数
下記を除いた事業場	4名以上
健康支援センター	1名以上
環境部	1名以上
市立甲府病院	3名以上

別表第4中保健センターの項を削る。

別表第5下記を除いた事業場の項の次に次のように加える。

健康支援センター	甲府市健康支援センター職員安全衛生委員会
----------	----------------------

(甲府市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第21条 甲府市職員の育児休業等に関する規則（平成4年3月規則第12号）の一部を次のように改正する。

第1号様式、第2号様式及び第4号様式中「人事課」を「職員課」に改める。

(職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第22条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(平成7年3月規則第4号)の一部を次のように改正する。

第3号様式から第7号様式まで及び第9号様式中「人事課」を「職員課」に改める。

(甲府市都市計画法施行細則の一部改正)

第23条 甲府市都市計画法施行細則(平成12年3月規則第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

(甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則の一部改正)

第24条 甲府市開発行為等の許可基準に関する条例施行規則(平成14年6月規則第28号)の一部を次のように改正する。

第3条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

(甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則の一部改正)

第25条 甲府市副市長の事務分担及び市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則(平成19年3月規則第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

(甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則の一部改正)

第26条 甲府市職員の自己啓発等休業に関する条例施行規則(平成20年3月規則第4号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「人事課」を「職員課」に改める。

(甲府市景観条例施行規則の一部改正)

第27条 甲府市景観条例施行規則(平成21年3月規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

(甲府市退職手当審査会規則の一部改正)

第28条 甲府市退職手当審査会規則(平成21年9月規則第33号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部人事管理室人事課」を「総務部行政管理室職員課」に改め

る。

(甲府市準用河川管理規則の一部改正)

第29条 甲府市準用河川管理規則(平成24年3月規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部」を「まちづくり部」に改める。

(甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則の一部改正)

第30条 甲府市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例施行規則(平成28年12月規則第52号)の一部を次のように改正する。

第9条第10項中「建設部建設総室空き家対策課」を「まちづくり部まちづくり総室空き家対策課」に改める。

附 則

- この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられていた課配属職員(課長を除く。)は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日をもって同表右欄に掲げる部・室・課に勤務を命ぜられたものとする。

市長直轄組織	都市戦略室	シティプロモーション課	市長直轄組織	市長室	シティプロモーション課
総務部	総務総室	情報課	総務部	行政管理室	情報政策課
企画部	企画財政室	行政改革課	企画部	企画経営室	行政経営課
		財政課			財政課
	リニア交通室	リニア政策課	まちづくり部	リニア交通室	リニア政策課
		交通政策課			交通政策課
福祉保健部	福祉保健総室	健康政策課	福祉保健部	健康支援センター	健康政策課
		健康増進課			健康増進課
環境部	廃棄物対策室	収集課	環境部	廃棄物対策室	収集衛生課
		処理課			廃棄物対策課
産業部	産業総室	産業立地課	まちづくり部	まちづくり総室	産業立地課
建設部	建設総室	総務課	まちづく	まちづくり	総務課

		住宅課	り部	総室	住宅課
		空き家対策課		総室	空き家対策課
まち開発室		都市計画課		まち整備室	都市計画課
		都市整備課			都市整備課
		建築指導課			建築指導課
		区画整理課			区画整理課
まち保全室		公園緑地課		まち保全室	公園緑地課
		道路河川課			道路河川課
		建築営繕課			建築営繕課
		地籍調査課			地籍調査課

規程

甲府市規程第1号

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

甲府市事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市事案決定規程(昭和48年4月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「総室長」の次に「及び保健所長」を加える。

別表第2市長直轄組織、市長室、秘書の表第5号中「都市提携、国際交流」を「姉妹都市、友好都市等」に改め、同表の次に次のように加える。

シティプロモーション 項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 市勢情報の調整及び分析に関する事項					
(1) 市勢情報の調整及び分析に関すること。			○		
2 広報活動に関する事項					
(1) 広報誌等刊行物の企画、編集及び発行に関すること。	重要		一般的	軽易	
(2) テレビ放送の企画制作に関するこ	同上		同上	同上	

と。					
(3) ラジオ放送原稿の作成に関する事 と。				○	
(4) 新聞広告の企画に関する事 と。	重要		一般的	輕易	
(5) ホームページの発信に関する事 と。				○	
(6) 広報連絡主任に関する事 と。				○	
3 市の情報発信の調整に関する事項					
(1) 市の情報発信の調整に関する事 と。				○	
(2) 報道機関との連絡調整に関する事 と。				○	

別表第2市長直轄組織、都市戦略室の表を削る。

別表第2総務部、総務総室、情報の表を削る。

別表第2総務部、人事管理室の表を次のように改める。

行政管理室

職員	項目	決定区分				備考
		副市長	部長等	室長	課長	
1	職員の任免に関する事項					
	(1) 臨時職員の雇用及び解雇に関する事 と。				○	
	(2) 非常勤の嘱託員の任免に関する事 と。				○	
	(3) 電気主任技術者等施設必置管理者の任免に関する事 と。			○		

と。					
(4) 出納員その他の会計職員の任免に関する事。				○	
(5) 行政管理委員会人事・研修部会の庶務に関する事。				○	
2 職員の服務に関する事項					
(1) 宿日直勤務命令に関する事。				○	
(2) 身分証明書、職員記章及び名札を交付する事。				○	
(3) 職務免除の承認に関する事。	部長等、院長、組合専従休暇及び例外的なもの	室長	課長	一般職員	
(4) 交通事故調査委員会の庶務に関する事。				○	
(5) 職員分限懲戒諮問会の庶務に関する事。				○	
(6) 職務日誌に関する事。			○		
3 休暇及び諸届に関する事項					
(1) 深夜勤務の制限、超過勤務の制限、傷病休暇、骨髄等提供休暇、ボランティア休暇、通院休暇、介護休暇、無給休暇及び				○	

育児休業の承認並びに産前産後の休暇の申出等の受理に関する事					
(2) 出勤停止の解除に関する事				○	
(3) 診断書等諸証明の届出受理に関する事				○	
(4) 深夜勤務及び超過勤務の制限の請求に関する事				○	
4 職員の給与等に関する事項					
(1) 職員手当等の認定に関する事				○	
(2) 給与の減額に関する事				○	
(3) 退職手当の裁定に関する事			○		
(4) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の各種の届出に関する事				○	
5 諸証明に関する事項					
(1) 職員の身分、給与在職その他職員に関する証明に関する事				○	
6 人事・研修制度に関する事項					
(1) 行政管理委員会人事・研修部会に関する事				○	
7 職員の研修に関する事項					
(1) 初級、中級職員				○	

及び監督者研修の実施に関する事 と。					
(2) 管理者研修の実 施に関する事 と。			○		
(3) 専門研修及び派 遣研修の実施に 関すること。				○	
(4) 自治大学校又は これに準ずる派遣 職員の推薦に 関すること。		○			
(5) 研修誌の編集、 発行に 関すること。				○	
8 職員の労働安全衛 生に関する事項					
(1) 衛生管理者を選 定すること。	○				
(2) 衛生委員及び労 働安全委員を選 定すること。		○			
(3) 職員の健康診断 等を行うこと。				○	
9 職員の公務災害等 の補償に関する事項					
(1) 職員の公務災害 等の認定の請求に 関すること。		○			
(2) 非常勤職員の公 務災害等を認定 すること。	○				
(3) 非常勤職員の公 務災害等の補償に 関すること。		○			
(4) 認定委員及び審 査委員の選定に 関すること。	○				

1 0 職員の福利厚生に関する事項					
(1) 山梨県市町村職員共済組合に関すること。				○	
(2) 休養室の管理に関すること。				○	
1 1 職員の被服貸与に関する事項					
(1) 職員の被服貸与に関すること。				○	
1 2 恩給に関する事項					
(1) 特別給与金の裁定に関すること。		○			
(2) 特別給与金の支給に関すること。				○	
(3) 恩給受給権の調査に関すること。				○	
1 3 退職者の福利厚生に関する事項					
(1) 退職者の福利厚生事業に関すること。		○			
(2) 退職者の再就職等の相談に関すること。		○			

事務効率		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 事務管理に関する事項						
(1) 事務改善に関すること。		重要	一般的	軽易		
(2) 事務量の測定に関すること。				○		
(3) 帳票の管理に関すること。				○		

すること。					
(4) 事務手順書の整理に関すること。				○	
2 提案制度に関する事項					
(1) 提案募集に関すること。		採否		収集	
(2) 提案審査委員会の庶務に関すること。				○	
3 組織管理に関する事項					
(1) 組織の総合調整に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 事務分掌に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 定員査定に関すること。		同上	同上	同上	
(4) 部間流動に関すること。		重要		定例的 軽易	
(5) 行政管理委員会（組織定数部会、事務管理部会を含む。）の庶務に関すること。				○	
(6) 事務室の配置に関すること。				○	

情報政策		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 情報化施策に関する事項						
(1) 情報化施策に関すること。		重要	一般的	軽易		
(2) 行政手続の電子化に係る共同処理に関すること。		同上	同上	同上		

2 情報システムに関する事項					
(1) 情報システムの開発等に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 情報システムの管理運営に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 情報システム適用業務の調査研究に関すること。		同上	同上	同上	
(4) 情報システムに係る記録情報の保護に関すること。		同上	同上	同上	

別表第2 総務部、契約管財室、財産活用の表中第1項に次の1号を加える。

(2) 公有地の利活用に関すること。		○			
--------------------	--	---	--	--	--

別表第2 総務部、契約管財室、財産活用の表第2項を削る。

別表第2 総務部、契約管財室、管財の表に次のように加える。

5 公有財産の管理に関する事項					
(1) 公有財産の境界確認に関すること。				○	普通財産の取得、処分、交換、貸付け及び借受け等については、別表第1の3の(4)の表に準ずる。
(2) 公有財産の所管換えの決定に関すること。		○			
(3) 普通財産の建物又は工作物の取りこわしの決定に関すること。		○			

(4) 公有財産の実態調査に関すること。				○	
(5) 公有財産台帳の管理に関すること。				○	
(6) 財産価格審議会の庶務に関すること。				○	
(7) 公有財産の登記に関すること。				○	
(8) 市の境界に関する調査事務の処理に関すること。				○	
(9) 町界及び町名に関すること。				○	

別表第2企画部、企画総室、企画の表第1項中「研究」を「研究並びに特命事項」に改め、同表に次のように加える。

5 人口減少対策に関する事項					
(1) 人口減少対策に関すること。		重要	一般的	軽易	
6 中心市街地活性化基本計画に関する事項					
(1) 計画の推進に関すること。		重要	一般的	軽易	
7 南部及び北部中山間地域の振興に関する事項					
(1) 北部山間地域振興協議会に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) リゾート計画の推進に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 創作の森おびな		同上	同上	同上	

の管理に関する こと。					
(4) その他南部及び 北部中山間地域の 振興に関するこ と。		同上	同上	同上	
8 過疎地域自立促進 計画に関する事項					
(1) 過疎地域自立促 進計画に関するこ と。		重要	一般的	軽易	
9 編入合併地域の振 興に関する事項					
(1) 編入合併地域の 振興に関するこ と。		重要	一般的	軽易	

別表第2企画部、企画総室、地域振興の表を次のように改める。

国際交流		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	国際交流の推進に 関する事項					
(1)	国際交流の推進 に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2)	東京オリンピック・ パラリンピック に関すること。		同上	同上	同上	

別表第2企画部、企画財政室の表を次のように改める。

企画経営室

行政経営		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	行政改革の推進に 関する事項					
(1)	行政改革の推進 に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2)	外部評価に関す ること。		○			

財政		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	予算編成に関する事項					
	(1) 当初予算及び補正予算編成に伴う調査検討に関すること。		○			
	(2) 議決予算（専決処分を含む。）及び配当予算を通知すること。				○	
2	予算の執行に関する事項					
	(1) 予算の流用及び配当替えに関すること。		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
	(2) 予備費の充用に関すること。		200万円以上	100万円以上200万円未満	100万円未満	
	(3) 継続費等予算繰越計算書を作成すること。				○	
	(4) 予算の執行状況の検査に関すること。				○	
3	資金計画に関する事項					
	(1) 年間資金需要計画をたてること。		○			
	(2) 各会計間の資金調整に関すること。		○			
4	起債に関する事項					
	(1) 起債の申請をすること。		○			

(2) 起債の借入及び償還をすること。				○	
(3) 公債台帳の管理に関すること。				○	
5 一時借入金に関する事項					
(1) 一時借入金の借入及び償還をすること。				○	
6 地方交付税に関する事項					
(1) 地方交付税の算定に要する基礎数値の調査及び報告に関すること。		○			
(2) 地方交付税に関する資料を作成すること。		○			
7 その他財政管理に関する事項					
(1) 財政事情の公表及び財政説明書の作成に関すること。		○			
(2) 財政状況等調査及び報告に関すること。		○			
(3) 財務統計資料の作成に関すること。				○	
(4) 財政調整基金及び土地開発基金の管理に関すること。		○			
8 企画調整に関する事項					
(1) 総合調整に関すること。		○			

9 行政評価（外部評価を除く。）に関する事項				
(1) 行政評価（外部評価を除く。）に関すること。		○		

別表第2企画部、リニア交通室の表を削る。

別表第2市民部、市民総室、協働推進の表第5項第1号中「一般」を「一般的」に改める。

別表第2福祉保健部、福祉保険総室、総務の表中第3項から第5項までを次のように改める。

3 社会福祉審議会に関する事項				
(1) 審議会の開催、運営に関すること。		重要	一般的	
(2) 地域福祉専門分科会の開催、運営に関すること。			○	
4 福祉諸計画に関する事項				
(1) 福祉諸計画の調整に関すること。			○	
5 地域福祉推進計画に関する事項				
(1) 地域福祉推進計画に関すること。			○	

別表第2福祉保健部、福祉保険総室、総務の表の次に次のように加える。

指導監査					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 指導監査に関する事項					

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導監査に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 介護保険サービス事業者等の指導監査に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 障害福祉サービス事業者等の指導監査に関すること。		同上	同上	同上	
(4) 特定教育・保育施設等の指導監査に関すること。		同上	同上	同上	
(5) 許可外保育施設等の指導監査に関すること。		同上	同上	同上	
(6) 有料老人ホームの指導監査に関すること。		同上	同上	同上	

健康支援センター

健康政策					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 保健所及び保健センター業務の調整に関する事項					
(1) 保健所及び保健センター業務の調整に関すること。		重要	一般的	軽易	
(2) 保健所運営協議会に関すること。		同上	同上	同上	
2 健康都市構想に関する事項					
(1) 健康都市構想に関すること。		重要	一般的	軽易	
3 人口動態統計その他地域保健に係る統					

計に関する事項					
(1) 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関すること。			○		
4 保健師の現任教育に関する事項					
(1) 保健師の現任教育に関すること。				○	
5 保健センター、健康の杜センター及びいきいきプラザに関する事項					
(1) 保健センター、健康の杜センター及びいきいきプラザの運営管理に関すること。				○	
6 墓地、納骨堂又は火葬場に関する事項					
(1) 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関すること。		○			
7 公衆衛生に関する事項					
(1) 公衆衛生の普及及び向上に関すること。			重要	一般的	
8 医師の臨床研修に関する事項					
(1) 医師の臨床研修に関すること。			○		
9 保健師の活動に関する事項					
(1) 保健師の統括に係る支援に関すること。		重要		一般的	

健康増進						
項目	決定区分				備考	
	副市長	部長等	室長	課長		
1 保健計画に関する事項						
(1) 保健計画の推進に関すること。		重要	一般的			
2 食育基本法（平成17年法律第63号）による地域の食育に関する事項						
(1) 食育推進計画の推進に関すること。		重要	一般的			
3 健康増進法（平成14年法律第103号）等による保健事業に関する事項						
(1) 成人保健に関すること。			重要	一般的		
(2) 地域介護予防事業に関すること。			同上	同上		
(3) 地域担当保健師に関すること。			同上	同上		
4 歯科保健事業に関する事項						
(1) 成人歯科健診及び保健指導に関すること。				○		
5 健康づくり及びその推進に関する事項						
(1) 健康づくり及びその推進に関すること。				○		
(2) 食生活改善推進員に関すること。				○		

(3) 調理実習材料の 購入契約及び検収 に関する事項。					総務部 契約管 財室契 約課の 決定区 分に準 ずる。
6 地域保健法（昭和 22年法律第101 号）による家庭訪問 指導に関する事項					
(1) 保健・栄養相談 指導に関する事 項。				○	
7 結核等の検診に関 する事項					
(1) 結核等の検診に 関する事項。				○	
8 難病及び特定疾病 対策に関する事項					
(1) 難病及び特定疾 病対策に関する事 項。				○	
9 精神保健に関する 事項					
(1) 精神保健に関す る事項。			重要	一般的	
10 自殺対策に関する 事項					
(1) 自殺対策に関す る事項。			重要	一般的	
11 高齢者の虐待に関 する事項					
(1) 高齢者の虐待に 関する事項。			○		
12 栄養士及び看護 師等実習の指導に関 する事項					

(1) 栄養士及び看護師等実習の指導に関すること。				○	
---------------------------	--	--	--	---	--

母子健康					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による保健所の業務に関する事項					
(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による保健所の業務に関すること。			重要	一般的	
2 母子保健事業に係る保健所の業務に関すること。					
(1) 母子保健事業に係る保健所の業務に関すること。			重要	一般的	

医務感染症					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 地域医療に関する事項					
(1) 地域医療センターの管理に関すること。			重要	一般的	
(2) 医療懇話会に関すること。			同上	同上	
(3) 救急医療に関すること。			同上	同上	
(4) 災害時医療に関すること。			同上	同上	

(5) 医療機関等の許認可及び届出並びに監視指導に関すること。			○		
(6) 登録衛生検査所に関すること。		重要	一般的		
(7) 死体の解剖及び保存の許可等に関すること。		同上	同上		
(8) 移植医療に関すること。			重要	一般的	
(9) 医師、歯科医師その他の医療関係者に関すること。			同上	同上	
(10) 調理師及び製菓衛生師に関すること。			同上	同上	
(11) 予防接種に関すること。				○	
2 感染症に関する事項					
(1) 感染症に関すること。			重要	一般的	
(2) 感染症審査協議会に関すること。			同上	同上	
3 斎場に関する事項					
(1) 斎場の管理運営に関すること。				○	
(2) 胞衣産汚物の処理に関すること。				○	

生活衛生業務					
項目	決定区分				備考
	副市長	部長等	室長	課長	
1 生活衛生に関する事項					
(1) 食品衛生に関すること。		重要	一般的	軽易	

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関すること。		同上	同上	同上	
(3) 家庭用品の規制に関すること。			○		
(4) 生活衛生関係営業に関すること。			○		
(5) クリーニング師に関すること。			○		
(6) 化製場等に関する法律（昭和23年法律第1140号）に関すること。		重要	一般的		
(7) 建築物における衛生的環境の指導に関すること。		同上	同上		
(8) プールの維持管理指導に関すること。				○	
(9) 衛生上の試験検査に関すること。		重要	一般的	軽易	
(10) 死亡獣畜取扱場以外における死亡獣畜に関すること。			○		
(11) と畜に関すること。		重要	一般的	軽易	
(12) 温泉の利用に関すること。		同上	同上	同上	
2 薬事に関する事項					
(1) 薬事に関すること。			重要	一般的	
(2) 毒物及び劇物の取締りに関すること。			同上	同上	
3 動物愛護及び管理に関する事項					

(1) 動物の愛護及び管理に関すること。			重要	一般的	
(2) 狂犬病予防に関すること。			同上	同上	
4 献血の推進に関する事項					
(1) 献血の推進に関すること。				○	

別表第2福祉保健部、福祉保険総室の表中、保健所設置、健康政策及び健康増進の表を削る。

別表第2福祉保健部、長寿支援室、生活福祉の表第7項を次のように改める。

7 生活困窮者自立支援に関する事項					
(1) 生活困窮者就労訓練事業の認定及び認定の取消しに関すること。		○			
(2) その他生活困窮者自立支援に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2福祉保健部、長寿支援室、生活福祉の表に次のように加える。

8 保護施設に関する事項					
(1) 保護施設の設置の認可に関すること。		○			
(2) 保護施設の改善及び停止の命令並びに認可の取消しに関すること。		○			
(3) その他保護施設に関すること。		重要	一般的	軽易	
9 指定医療機関等に関する事項					
(1) 指定医療機関等の指定に関するこ				○	

と。					
(2) 指定医療機関等の指定の取消しに関すること。		○			
(3) その他指定医療機関等に関すること。		重要	一般的	軽易	
10 無料低額診療事業等に関する事項					
(1) 無料低額診療事業等の開始、変更及び廃止の届出に関すること。				○	
(2) その他無料低額診療事業等に関すること。		重要	一般的	軽易	

別表第2福祉保健部、長寿支援室、介護保険の表第8項中「地域密着型サービス」を「介護保険サービス」に改める。

別表第2福祉保健部、長寿支援室、介護保険の表の次に次のように加える。

介護予防		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 地域支援事業に関する事項						
(1) 地域支援事業に関すること。		重要	一般的	軽易		
2 地域包括支援センター運営協議会に関する事項						
(1) 地域包括支援センター運営協議会の運営に関すること。		重要	一般的	軽易		

別表第2福祉保健部、長寿支援室、障がい福祉の表第1項第1号を次のように改める。

(1) 障害福祉サービスに関すること。		重要		一般的	
---------------------	--	----	--	-----	--

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、総務の表第2項を削る。

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、母子保健の表第7項を次のように改める。

7 地域医療支援に関する事項					
(1) 地域医療支援に関すること。			○		
(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費の支給及び療育の給付に関すること。			○		

別表第2子ども未来部、子ども未来総室、母子保健の表第8項を削る。

別表第2環境部、環境総室、総務の表に次のように加える。

4 環境センター（一般廃棄物処理施設を除く。）の維持管理に関する事項					
(1) 環境センター（一般廃棄物処理施設を除く。）の維持管理に関すること。				○	

別表第2環境部、環境総室、環境保全の表第1項に次の1号を加える。

(8) 環境の常時監視に関すること。				○	
--------------------	--	--	--	---	--

別表第2環境部、環境総室、環境保全の表に次のように加える。

7 生活排水対策に関する事項					
(1) 生活排水対策に関すること。		重要		軽易	
(2) 浄化槽保守点検業者の登録に関すること。		重要	軽易		

別表第2環境部、廃棄物対策室、減量の表第1項に次の1号を加える。

(10) 多量排出事業者 に関する事 こと。				○	
------------------------------	--	--	--	---	--

別表第2環境部、廃棄物対策室、減量の表に次のように加える。

3 使用済自動車の再 資源化等に関する事 項					
(1) 引取業者、フロ ン類回収業者、解 体業者、破碎業者 に対する引取り、 引渡し、再資源化 に必要な行為の実 施に関する指導及 び助言に関するこ と。				○	
(2) 引取業者、フロ ン類回収業者、解 体業者、破碎業者 に対する引取り、 引渡し、再資源化 に必要な行為の実 施に係る勧告に関 すること。				○	
(3) フロン類回収業 者に対する勧告に 関すること。				○	
(4) フロン類回収業 者に対する措置の 命令に関するこ と。			○		
(5) 引取業者の登録 及び更新に関する こと。				○	
(6) 引取業者の登録 の取消し及び事業 の停止の命令に関			○		

すること。					
(7) フロン類回収業者の登録及び更新に関すること。				○	
(8) フロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。			○		
(9) 解体業の許可及び更新に関すること。				○	
(10) 解体業（破砕業において準用する場合を含む。）の許可の取消し及び事業の停止の命令に関すること。			○		
(11) 破砕業の許可及び更新に関すること。				○	
(12) 破砕業の事業範囲の変更の許可に関すること。				○	
(13) 破砕業者に対する勧告に関すること。				○	
(14) 破砕業者に対する措置の命令に関すること。			○		
(15) 解体業等の許可及び処分に関する山梨県警察本部長等の意見聴取に関すること。				○	

(16) 解体事業者に対する報告徴収に関するすること。				○	
(17) 情報管理センターに対する報告徴収に関するすること。				○	
(18) 引取業者、フロン類回収業者、解体業者、破碎業者に対する立入検査に関するすること。			○		
4 有害使用済機器の保管等に関する事項					
(1) 有害使用済機器の保管等（変更を含む。）の届出に関するすること。				○	
(2) 有害使用済機器の保管等を業とする者に対する報告徴収に関するすること。				○	
(3) 有害使用済機器の保管等を業とする者に対する立入検査に関するすること。			○		
(4) 有害使用済機器保管等業者に対する改善命令に関するすること。			○		
(5) 有害使用済機器の保管等を業とする者に対する措置命令に関するすること。			○		
(6) 有害使用済機器保管等業者の事業				○	

の全部又は一部の 廃止の届出に關する こと。				
------------------------------	--	--	--	--

別表第2環境部、廃棄物対策室、収集の表及び処理の表を次のように改める。

収集衛生		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	廃棄物の収集に關する事項					
	(1) 一般廃棄物の収集に關すること。			○		
	(2) 一般廃棄物処理業、浄化槽清掃業等の許可及び取消しに關すること。			○		
	(3) 一般廃棄物の収集及び運搬手数料の決定に關すること。		重要		輕易	
	(4) 一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物の収集に關すること。				○	
	(5) し尿処理に關すること。				○	
	(6) 塵芥収集、浄化槽清掃業等の手数料徴収に關すること。				○	
2	特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に關する事項					
	(1) 特定家庭用機器再商品化法に關すること。				○	
3	そ族、昆虫の駆除等に關する事項					

(1) そ族の駆除に対する相談並びに昆虫の駆除及び消毒に関すること。				○	
4 環境美化に関する事項					
(1) 環境美化運動の推進に関すること。				○	
(2) 環境パトロール車の運用に関すること。				○	
(3) 消毒機等の貸与及び運用に関すること。				○	
(4) あき地に繁茂した雑草に係る措置の指導及び勧告に関すること。				○	
(5) あき地に繁茂した雑草の除去命令に関すること。			○		
(6) 不法投棄物の措置の指導及び勧告に関すること。				○	
(7) 不法投棄物の措置の命令に関すること。			○		
(8) 不法投棄物の措置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関すること。		○			
(9) 飲料販売業者に対する回収容器設置の指導及び勧告に関すること。				○	

(10) 飲料販売業者に対する回収容器設置の命令に関する こと。			○		
(11) 飲料販売業者に対する回収容器設置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関する こと。		○			
(12) 廃棄物が散乱している土地の措置の指導及び勧告に関する こと。				○	
(13) 廃棄物が散乱している土地の措置の命令に関する こと。			○		
(14) 廃棄物が散乱している土地の措置の命令に違反した者に対する氏名の公表及び過料に関する こと。		○			

廃棄物対策		決定区分				備考
項目	副市長	部長等	室長	課長		
1 廃棄物処理計画に関する事項						
(1) 一般廃棄物処理計画及び広域化計画に関する こと。		○				
(2) 災害廃棄物処理計画に関する こと。		○				
2 衛生センターに関する事項						

(1) 一般廃棄物（し尿及び汚泥）の処理に関する事項		○			
(2) 一般廃棄物（し尿及び汚泥）の処理手数料の認定及び徴収に関する事項				○	
3 笛吹市との一般廃棄物の共同処理に関する事項					
(1) 事務委託による共同処理に関する事項			○		
4 一般廃棄物処理施設の運営管理に関する事項					
(1) 一般廃棄物処理施設の維持及び運営管理に関する事項				○	
5 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関する事項					
(1) 一般廃棄物最終処分場の維持及び運営管理に関する事項				○	
6 産業廃棄物に関する事項					
(1) 産業廃棄物の処理に関する事項		重要		軽易	
(2) 産業廃棄物処理業等の許可及び取消しに関する事項		重要	軽易		

(3) 産業廃棄物管理票に関すること。				○	
(4) 廃棄物処理センターに関すること。		○			
(5) 廃棄物が地下にある土地の形質に関すること。		○			
(6) 報告の徴収に関すること。				○	
(7) 立入検査に関すること。			○		
(8) 環境衛生指導員に関すること。		○			
(9) 不法投棄物の措置の命令に関すること。			○		
(10) 関係機関への照会、協力要請等に関すること。				○	
7 廃棄物処理施設に関する事項					
(1) 廃棄物処理施設の許可及び取消し検査等に関すること。		○			
(2) 熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の認定に関すること。		○			
(3) 非常災害に係る一般廃棄物処理施設に関すること。		○			
(4) 報告の徴収に関すること。				○	
(5) 事故等に関すること。				○	

8	特定産業廃棄物特別措置法に関する事項				
(1)	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関すること。		○		
9	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する事項				
(1)	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等に関すること。		○		
(2)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分等に関すること。			○	
(3)	改善命令等に関すること。			○	

別表第2産業部、産業総室、産業立地の表を削る。

別表第2産業部、観光商工室、商工の表に次のように加える。

7	遊休不動産のバンク事業に関する事項				
(1)	遊休不動産のバンク事業に関すること。		重要	一般的	軽易

別表第2産業部、農林振興室、林政の表第4項に次の1号を加える。

(10)	マウントピア黒平の管理に関すること。		同上	同上	同上
------	--------------------	--	----	----	----

別表第2建設部の表中「建設部」を「まちづくり部」に改め、同表建設総室の表中「建設総室」を「まちづくり総室」に改める。

別表第2建設部、建設総室、空き家対策の表に次のように加える。

2	空き家バンク事業に関する事項				
---	----------------	--	--	--	--

(1) 空き家バンク事業に関すること。		重要	一般的	軽易	
---------------------	--	----	-----	----	--

別表第2建設部、建設総室、空き家対策の表の次に次のように加える。

産業立地		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	産業立地に関する事項					
(1)	企業誘致に関すること。		重要	一般的		
(2)	大規模集客施設等に関すること。		同上	同上		
(3)	工業立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。		同上	同上		

別表第2建設部、まち開発室の表中「まち開発室」を「まち整備室」に改める。

別表第2建設部、まち保全室、地籍調査の表の次に次のように加える。

リニア交通室

リニア政策		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	リニアに係る政策に関する事項					
(1)	リニアに係る政策に関すること。		重要	一般的	軽易	

交通政策		決定区分				備考
項目		副市長	部長等	室長	課長	
1	総合交通政策に関する事項					
(1)	総合交通政策に関すること。		重要	一般的	軽易	

(甲府市役所当直勤務規程の一部改正)

第2条 甲府市役所当直勤務規程（昭和24年2月庁達第1号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号及び第12条中「総務部人事管理室人事課長」を「総務部行政管理室職員課長」に改める。

第2号様式中「人事課長」を「職員課長」に改める。

（甲府市職員記章規程の一部改正）

第3条 甲府市職員記章規程（昭和25年10月訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第9条中「総務部人事管理室人事課長」を「総務部行政管理室職員課長」に改める。

（甲府市職員勤務評定実施規程の一部改正）

第4条 甲府市職員勤務評定実施規程（昭和28年11月庁達第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「人事課職員」を「職員課職員」に改める。

別表第1中「人事課長」を「職員課長」に改める。

別表第2勤務成績報告書第1号様式、第2号様式及び第3号様式中「人事課所見」を「職員課所見」に改める。

（甲府市文書取扱規程の一部改正）

第5条 甲府市文書取扱規程（昭和38年5月規程第4号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) まちづくり部 まち

第15条第1項中「総務部人事管理室人事課長」を「総務部行政管理室職員課長」に、「人事課長は」を「職員課長は」に改める。

（甲府市財産価格審議会規程の一部改正）

第6条 甲府市財産価格審議会規程（昭和33年9月規程第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「建設部長」を「まちづくり部長」に、「建設部建設総室長」を「まちづくり部まちづくり総室長」に、「総務部契約管財室財産活用課長」を

「総務部契約管財室管財課長」に、「企画部企画財政室財政課長」を「企画部企画経営室財政課長」に、「建設部まち開発室都市整備課長」を「まちづくり部まち整備室都市整備課長」に、「建設部まち保全室建築営繕課長」を「まちづくり部まち保全室建築営繕課長」に改める。

(甲府市帳票規程の一部改正)

第7条 甲府市帳票規程(昭和42年8月規程第10号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「企画部企画財政室行政改革課」を「総務部行政管理室事務効率課」に改める。

(甲府市職員名札はい用規程の一部改正)

第8条 甲府市職員名札はい用規程(昭和43年7月規程第10号)の一部を次のように改正する。

第8条中「総務部人事管理室人事課長」を「総務部行政管理室職員課長」に改める。

(甲府市事務手順書管理規程の一部改正)

第9条 甲府市事務手順書管理規程(昭和45年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項並びに第5条中「企画部長」を「総務部長」に改める。

第6条第2項中「企画部企画財政室行政改革課長」を「総務部行政管理室事務効率課長」に改める。

(甲府市庁舎防火管理規程の一部改正)

第10条 甲府市庁舎防火管理規程(昭和49年2月規程第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「自治研修センター」を「市役所南庁舎(旧自治研修センター)」に、「研修厚生課長」を「総務総室総務課統計係長」に、「健康増進課予防係長」を「医務感染症課感染症係長」に改める。

別表第2中「健康増進課長」を「健康政策課長」に、「自治研修センター」を「市役所南庁舎(旧自治研修センター)」に、「研修厚生課厚生係長」を「総務

総室総務課統計係長」に、「健康増進課予防係長」を「医務感染症課感染症係長」に改める。

別表第3中「庁舎係」を「庁舎車両係」に改める。

第11条 甲府市建築計画概要書等閲覧規程（昭和50年10月規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部事務室」を「まちづくり部事務室」に改める。

第12条 職員分限懲戒諮問会規程（昭和52年7月規程第5号）の一部を次のように改正する。

第10条中「総務部人事管理室人事課」を「総務部行政管理室職員課」に改める。

第13条 甲府市行政管理委員会規程（昭和60年6月規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「建設部長」を「まちづくり部長」に改める。

別表の組織定数部会の項事務局の欄中「総務部人事管理室人事課」を「総務部行政管理室事務効率課」に、人事・研修部会の項事務局の欄中「総務部人事管理室人事課」を「総務部行政管理室職員課」に、事務管理部会の項事務局の欄中「企画部企画財政室行政改革課」を「総務部行政管理室事務効率課」に改める。

第14条 甲府市地価公示に係る図書等の閲覧に関する規程（平成8年6月規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「建設部まち開発室都市計画課」を「まちづくり部まち整備室都市計画課」に改める。

第15条 甲府市住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程（平成15年8月規程第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「情報課長」を「情報政策課長」に改める。

第16条 甲府市情報システム管理規程（平成23年10月規程第2号）の一部を次のように改正する。

第6条中「情報課長」を「情報政策課長」に改める。

第17条 甲府市職員提案制度規程（平成25年10月規程第3号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画部企画財政室行政改革課長」を「総務部行政管理室事務効率課長」に、「行政改革課長」を「事務効率課長」に改める。

第7条第1項、第9条第1項から第3項までの規定、第12条第2項及び第13条第3項中「行政改革課長」を「事務効率課長」に改める。

別表第1中「企画部企画財政室長」を「企画部企画経営室長」に、「総務部人事管理室長」を「総務部行政管理室長」に、「企画部企画財政室行政改革課長」を「企画部企画経営室行政経営課長」に、「企画部企画財政室財政課長」を「企画部企画経営室財政課長」に、「総務部人事管理室人事課長」を「総務部行政管理室職員課長」に、「総務部人事管理室研修厚生課長」を「総務部行政管理室事務効率課長」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

告示

甲府市告示第91号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971601263 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスとりじん |
| 3 | 事業所の所在地 | 南アルプス市小笠原491番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 Wonderful Life
代表取締役 沢登 俊輔 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護 |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第92号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101646 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンターきぼう甲府中央事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市中央2丁目10-8 シマヅビル1階 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 ケー・アール・ジー
代表取締役 小山 明夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱(平成28年福第1号)第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--|
| 1 介護保険事業所番号 | 1990100701 |
| 2 事業所の名称 | 甲斐の郷 岩窪 |
| 3 事業所の所在地 | 甲府市岩窪町83-4 |
| 4 当該事業所の申請者 | 甲府市中央1丁目12番9号
株式会社 甲斐商会
代表取締役 若尾 美智子 |
| 5 サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 指定年月日 | 平成31年3月1日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------|
| (1) 入札番号 | (総長契) 第4号 |
| (2) 業務名称 | 本庁舎他自動扉保守点検業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

平成31・32年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者とする。

- (1) 自動ドア施行技能士の資格を有する者を保有しており、かつ、仕様書のとおり配置できる者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (5) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、その当該処分を受けた日から2年を経過していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (7) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成31年3月1日（金）～平成31年3月11日（月）

(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)

午前9時～午後5時

- (2) 配付場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/入札情報)から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
- ア 期間 平成31年3月1日(金)～平成31年3月11日(月)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市総務部総務総室総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎5階
電話055-237-5066

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年3月25日(月) 午後2時30分

(2) 場 所 甲府市役所入札室1

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎6階

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2入札参加資格に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則(昭和50年規則第66号)第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は、甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年条例第33号)に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10／100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に
国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする
契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約
を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は、免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は、行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書及び甲府市契約規則による。

甲府市告示第95号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970102388 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンターきぼう甲府西事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市池田1丁目10-11 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 ケー・アール・ジー
代表取締役 小山 明夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970801112 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンターきぼう昭和事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 中巨摩郡昭和町清水新居1655 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 ケー・アール・ジー
代表取締役 小山 明夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第97号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970200380 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンターきぼう山梨事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 山梨市上神内川1265-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 ケー・アール・ジー
代表取締役 小山 明夫 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100693 |
| 2 | 事業所の名称 | フィットネス デイサービス にここ |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市西油川町27-2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市青葉町20-17 エルフハット204
株式会社 General Enterprise K&H
代表取締役 佐々木 君子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年3月1日 |

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970101539
2	事業所の名称	有限会社 さわやか介護
3	事業所の所在地	甲府市和戸町29-1
4	当該事業所の申請者	甲府市和戸町29-1 有限会社 さわやか介護 代表取締役 佐藤 智子
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6	指定年月日	平成31年3月1日

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年3月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 契約番号 | (市民長契) 第1号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市南部市民センター附属施設（浴室）
管理業務委託 |
| (3) 履行期間 | 平成31年4月1日から平成34年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

平成31・32年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号に掲げる建築物清掃業若しくは同項第8号に掲げる建築物環境衛生総合管理業の登録を山梨県知事より受けている者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申

立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

(8) 市税等の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間 平成31年3月1日（金）～平成31年3月7日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時（締切日は午後3時まで）

(2) 配付場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294

(3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手する場合は、この限りでない。

(4) 申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成31年3月1日（金）～平成31年3月7日（木）
（この期間内の土曜日、日曜日を除く。）

午前9時～午後5時（締切日は午後3時まで）

イ 場所 甲府市市民部市民総室総務課
甲府市丸の内1丁目18番1号（甲府市役所本庁舎4階）
電話055-237-5294

4 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 平成31年3月22日（金） 午前10時

(2) 場 所 甲府市役所本庁舎4階 市民対話室
ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金：（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第101号

甲府農業振興地域整備計画を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定により当該農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成31年3月5日

甲府市長 樋口雄一

1 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

甲府市告示第102号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971801145 |
| 2 | 事業所の名称 | 陽だまりの家デイサービスセンター |
| 3 | 事業所の所在地 | 笛吹市春日居町鎮目573番地1号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 株式会社 アドヴァンス・アイ
代表取締役 中村 武之 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年2月28日 |

甲府市告示第103号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月6日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|---------------------------------|
| 1 書類名 | 平成30年度甲府市国民健康保険料納入通知書
兼決定通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市役所市民部市民総室国民健康保険課 |

甲府市告示第104号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年3月6日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | | |
|---|-----------|------------------|------------|
| 1 | 書類名 | 差押調書 | 市民発第15972号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) | |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 | |

甲府市告示第105号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、次のとおり閲覧に供する。

平成31年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第106号

次の国民健康保険被保険者証は、回収できないため、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

平成31年3月7日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号 別紙のとおり

甲府市告示第107号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101737 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービス 愛あふれる家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市富士見2-6-5 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 愛あふれる家
取締役 志村 敏子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第108号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月8日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101653 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンターこみやま |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市荒川1-8-21 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 こみやま型枠
代表取締役 小宮山 千枝子 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年2月28日 |

甲府市告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市国母七丁目489番2及び490番から492番まで
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡昭和町西条5154番地
ニューライフビル
株式会社 千昌
代表取締役 田中千恵子

甲府市告示第110号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成31年3月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 書類名 | 配当計算書 市民発第16288号
充当通知書 市民発第16289号 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室滞納整理課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成31年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成31年3月12日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成30年度甲府市一般会計補正予算（第6号）
- 2 平成30年度甲府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 平成30年度甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）
- 4 平成30年度甲府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成31年3月12日 原案可決

甲府市告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971700305
2	事業所の名称	デイサービスセンター げんき甲斐
3	事業所の所在地	甲斐市大下条956-1
4	当該事業所の申請者	医療法人 燦生会 理事長 安居 尚美
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成30年3月1日

甲府市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971601123
2	事業所の名称	リハビリ特化型デイサービス カラダラボ南アルプス
3	事業所の所在地	南アルプス市下宮地261番地
4	当該事業所の申請者	株式会社ウィルピース 代表取締役 谷戸 英則
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年3月31日

甲府市告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第79条の規定に基づく指定居宅介護支援事業者として次の者を指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成31年3月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105191 |
| 2 | 事業所の名称 | 居宅介護支援事業所 みんなの家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市青沼二丁目22番14号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市青沼二丁目22番14号
社会福祉法人 たくみ会
理事長 渡邊 隆 |
| 5 | サービスの種類 | 居宅介護支援 |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年3月20日 |

甲府市告示第115号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づき指定介護予防訪問介護相当サービス事業者として次の者を指定したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月14日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105159 |
| 2 | 事業所の名称 | ヘルパーステーションつゆき |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市中央四丁目1番9号 2F |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市中央一丁目5番6号
一般社団法人 晴
代表理事 露木 里恵 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年3月8日 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者の指定を更新したので、障害者総合支援法第51条の30第2項及び児童福祉法第24条の37の規定により公示します。

平成31年3月15日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定有効期間	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 友好福祉会 東京都小金井市 東町4-21-8	麦の家相談室 山梨県甲府市心 経寺町490-1	平成31年 4月1日 ～ 平成37年 3月31日	指定計画相 談支援	身体 障害者 知的 障害者 障害児	1930101298

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定有効期間	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
社会福祉法人 友好福祉会 東京都小金井市 東町4-21-8	麦の家相談室 山梨県甲府市心 経寺町490-1	平成31年 4月1日 ～ 平成37年 3月31日	指定障害児 相談支援	障害児	1970101281

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月15日

甲府市長 樋口雄一

1 開発区域に含まれる地域の名称

甲府市池田三丁目1095番4、1095番5、1102番1から1102番3まで、1105番2、1105番3、1107番1、1109番1、1111番1及び1111番2

以上11筆及び道・水

2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市建設部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神奈川県伊勢原市下粕屋164番地

東海教育産業株式会社

代表取締役 柳沢真一

甲府市告示第118号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月18日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 介護保険料 過誤納金還付・充当通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第119号

口頭による開示請求を行うことができる保有個人情報の告示（平成16年7月1日告示第214号）の一部を次のように改正する。

平成31年3月19日

甲府市長 樋口 雄一

口頭による開示請求を行うことができる場所について、「総務部人事課」を「総務部職員課」に改める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市告示第120号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年 3月19日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 書類名 | 平成30年度固定資産税第3期督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）第51条の17第1項第1号による指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号による指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者総合支援法第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1項第1号の規定により公示する。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

1 指定特定相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 仁 - JIN - 山梨県甲府市上曾根町212-6	相談支援事業所 結い 山梨県甲府市上小河原町1177-1 ベルリード甲府A棟	平成31年4月1日	指定計画 相談支援	特定 なし	1930102486

2 指定障害児相談支援事業者

事業者の名称及び所在地	事業所の名称及び所在地	指定年月日	指定した事業の種類	事業の主たる対象者	事業所番号
株式会社 仁 - JIN - 山梨県甲府市上曾根町212-6	相談支援事業所 結い 山梨県甲府市上小河原町1177-1 ベルリード甲府A棟	平成31年4月1日	指定障害児相談支援	特定 なし	1970102495

甲府市告示第122号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971601164
2	事業所の名称	郁の家 南アルプス
3	事業所の所在地	南アルプス市藤田2607-2
4	当該事業所の申請者	ありがとうの介護株式会社 代表取締役 小林 典子
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年3月31日

甲府市告示第123号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料 更正通知書兼特別徴収中止通知書
甲府市介護保険料 更正通知書
甲府市介護保険料 納付書 |
| 2 | 発送日 | 平成31年3月1日 |
| 3 | 項目 | 平成30年度介護保険料更正通知書兼特別徴収中止通知書
平成30年度介護保険料更正通知書
平成30年度介護保険料9期分 |
| 4 | 納付方法 | 年金からの特別徴収、普通徴収 |
| 5 | 納期限 | 平成31年4月1日（9期） |
| 6 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
ゆうちょ銀行
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市市民部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課
窓口センター |
| 7 | 送達を受けるべき者（省略） | |
| 8 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部長寿支援室介護保険課 |

甲府市告示第124号

甲府市民生委員定数条例（平成30年条例第31号）第2条の規定に基づき、民生委員の定数を次のとおり定める。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 民生委員の定数
447名
- 2 施行日
平成31年4月1日

甲府市告示第125号

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月20日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名
平成30年度（平成30年度分）介護保険料第3期分督促状
平成30年度（平成30年度分）介護保険料第4期分督促状
平成30年度（平成30年度分）介護保険料第5期分督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市市民部収納管理室収納課

甲府市告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成31年4月4日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月22日

甲府市長 樋口雄一

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 年月日
市道	上石田4号線	甲府市上石田一丁目 116番1地先から 甲府市上石田一丁目 834番1地先まで	142.2	平成31年 4月1日

甲府市告示第127号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するため、同条第3項の規定により公示する。

平成31年3月22日

甲府市長 樋口雄一

- 1 縦覧期間 平成31年4月1日から平成31年5月7日まで
（ただし、土・日曜日、祝日は除く。）
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 甲府市役所本庁舎3階 資産税課

甲府市告示第128号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 書類名 | 平成30年度後期高齢者医療保険料第5期分督促状
平成30年度後期高齢者医療保険料第6期分督促状
平成30年度後期高齢者医療保険料第7期分督促状 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

甲府市告示第129号

次の後期高齢者医療保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年8月17日法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月25日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|-------------------------|
| 1 書類名 | 後期高齢者医療保険料 過誤納金還付・充当通知書 |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市市民部収納管理室収納課 |

地方自治法第219条第2項の規定により、平成31年3月市議会定例会において議決を経た予算を、別紙のとおり公表する。

平成31年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成31年度 甲府市一般会計予算
- 2 平成31年度 甲府市国民健康保険事業特別会計予算
- 3 平成31年度 甲府市交通災害共済事業特別会計予算
- 4 平成31年度 甲府市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 5 平成31年度 甲府市介護保険事業特別会計予算
- 6 平成31年度 甲府市古関・梯町簡易水道事業特別会計予算
- 7 平成31年度 甲府市農業集落排水事業特別会計予算
- 8 平成31年度 甲府市簡易水道等事業特別会計予算
- 9 平成31年度 甲府市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 10 平成31年度 甲府市浄化槽事業特別会計予算
- 11 平成31年度 甲府市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 12 平成31年度 甲府市地方卸売市場事業会計予算
- 13 平成31年度 甲府市病院事業会計予算
- 14 平成31年度 甲府市下水道事業会計予算
- 15 平成31年度 甲府市水道事業会計予算

平成31年3月25日 原案可決

甲府市告示第131号

地方自治法第219条第2項の規定により、平成31年3月市議会定例会において議決を経た補正予算を、別紙のとおり公表する。

平成31年3月25日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 平成30年度甲府市一般会計補正予算（第7号）

平成31年3月25日 原案可決

甲府市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成31年3月26日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市上阿原町字塚腰768番4及び769番3から769番5まで
以上4筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市朝気二丁目1番30号
株式会社イピア
代表取締役 深澤雅和

甲府市告示第133号

平成30年11月27日甲府市告示第593号の一部を次のように改正する。

平成31年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

告示中「第158条の2第1項」の次に「、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第3項」を、「同令第158条第2項」の次に「、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第44条第1項」を、「住宅使用料」の次に「、保育所に係る利用者負担額（保育料）」を加える。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市告示第134号

平成30年9月21日告示第459号の指定代理納付者の指定の内容を次のとおり変更し、甲府市財務規則（昭和62年1月規則第1号）第51条第5項の規定により、告示する。

平成31年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定代理納付者の名称及び所在地
東京都千代田区紀尾井町1-3 ヤフー株式会社
- 2 変更の内容
指定代理納付者に納付させる歳入中「住宅使用料」の次に「、保育所に係る利用者負担額（保育料）」を加える。
- 3 変更日
平成31年4月1日

甲府市告示第135号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100719 |
| 2 | 事業所の名称 | リハビリ型デイサービス 森の子 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市宝2丁目22-6 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市屋形2-1-54 渡辺ハイツ1-A
一般社団法人 森の子
代表理事 渡辺 俊雄 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年4月1日 |

甲府市告示第136号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月27日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970101638 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンター 富士の見える家 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市羽黒町1555-2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 有限会社 アルファー・キッド
代表取締役 保坂 はるみ |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第137号

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月28日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
平成31年3月15日（金）
- 4 返還の申出場所
市民部市民協働室消費生活課
交通安全係 Tel 055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第138号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業
3・3・3号 太田町蓬沢線、3・4・33号 大手二丁目浅原橋線
及び3・5・2号 幸町伊勢四丁目線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起 点 山梨県甲府市伊勢一丁目216-1番地先
 - 終 点 山梨県甲府市太田町272番地先
 - 延 長 263m
 - 幅 員 16～23m
 - 車線の数 2～4車線
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成24年 1月16日
(平成31年 3月31日)
 - 至 平成37年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

甲府市告示第139号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業認可の図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 施行者の名称 山梨県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
甲府都市計画道路事業
3・4・33号 大手二丁目浅原橋線及び3・4・4号 城東三丁目穴切線
- 3 事業計画
 - イ 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 なし
 - ロ 設計の概要
 - 起 点 山梨県甲府市中央二丁目621番地先
 - 終 点 山梨県甲府市中央四丁目140番の1地先
 - 延 長 200m
 - 幅 員 16～18m
 - 車線の数 2車線
 - ハ 事業施行期間
 - 自 平成21年 3月31日
(平成31年 3月31日)
 - 至 平成33年 3月31日
- 4 縦覧場所 甲府市建設部まち開発室都市計画課

農地中間管理事業の推進に係る法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により公表する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口雄一

区域の範囲	北部山付東部果樹地域	南部平坦地域
協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年3月25日	平成31年3月25日
今後の地域の中心となる経営体の状況	経営体数 法人 4経営体 個人 45経営体 集落営農 0経営体	経営体数 法人 1経営体 個人 38経営体 集落営農 0経営体
担い手が十分いるか	担い手は十分ではない	担い手は十分ではない
農地中間管理機構の活用方針	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。
地域農業の将来のあり方	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。
区域の範囲	中道上九一色地域	七覚地域
協議の結果を取りまとめた年月日	平成31年3月25日	平成31年3月25日
今後の地域の中心となる経営体の状況	経営体数 法人 3経営体 個人 38経営体 集落営農 0経営体	経営体数 法人 3経営体 個人 3経営体 集落営農 1経営体
担い手が十分いるか	担い手は十分ではない	担い手は十分ではない
農地中間管理機構の活用方針	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。	農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、農地中間管理機構の活用を図る。

<p>地域農業の将来のあり方</p>	<p>農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、中心経営体への農地の集積・集約化を図る。</p>	<p>農地の出し手・受け手双方の意向を把握しながら、集落営農組織等中心経営体への農地の集積・集約化を図る。</p>
--------------------	--	---

甲府市告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口雄一

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 880
- 3 路線名 飯田二丁目1号線
- 4 道路の区域

旧新の別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
旧	甲府市飯田二丁目47番2地先から 甲府市飯田二丁目46番2地先まで	5.0～ 5.8	23.0
新	甲府市飯田二丁目47番2地先から 甲府市飯田二丁目46番2地先まで	7.4～ 8.5	23.0

甲府市告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、別紙のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、別紙のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、建設部まち保全室道路河川課において、この告示の日から平成31年4月11日まで一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口雄一

甲府市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100727 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンターきぼう
甲府中央事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市中央2-10-8 シマヅビル1階 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県笛吹市石和町四日市場2031
医療法人 銀門会
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
（介護予防通所介護相当サービス） |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年4月1日 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990100735 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンターきぼう
甲府西事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市池田1-10-11 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県笛吹市石和町四日市場2031
医療法人 銀門会
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年4月1日 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990800052 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンターきぼう昭和事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居1655 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県笛吹市石和町四日市場2031
医療法人 銀門会
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年4月1日 |

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第3の規定に基づく指定地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条の11の規定及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1990200105 |
| 2 | 事業所の名称 | 甲州デイサービスセンターきぼう山梨事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 山梨県山梨市上神内川1265-1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 山梨県笛吹市石和町四日市場2031
医療法人 銀門会
理事長 中島 育昌 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 平成31年4月1日 |

甲府市告示第148号

次の市税にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------|
| 1 | 書類名 | 市たばこ税更正通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 3 | 保管場所 | 甲府市 市民部 課税管理室 市民税課 |

甲府市告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970103089 |
| 2 | 事業所の名称 | あい山城 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市上今井町571番地4 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104699 |
| 2 | 事業所の名称 | あい上町 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市小瀬町772番地2 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第151号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11及び同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970104491 |
| 2 | 事業所の名称 | あい小瀬泉 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市小瀬町777番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 新日本通産株式会社
代表取締役 三村 修 |
| 5 | サービスの種類 | 地域密着型通所介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防通所介護相当サービス) |
| 6 | 廃止年月日 | 平成31年3月31日 |

甲府市告示第152号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970801096
2	事業所の名称	あい常永
3	事業所の所在地	中巨摩郡昭和町河西1615番地2
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年3月31日

甲府市告示第153号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971700586
2	事業所の名称	あい下今井
3	事業所の所在地	甲斐市下今井2689番地3
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年3月31日

甲府市告示第154号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971700594
2	事業所の名称	あい響が丘
3	事業所の所在地	甲斐市龍地3066番地1
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年3月31日

甲府市告示第155号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の11の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1971700735
2	事業所の名称	あい竜王丘
3	事業所の所在地	甲斐市西八幡869番地
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	地域密着型通所介護
6	廃止年月日	平成31年3月31日

甲府市告示第156号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

平成31年3月29日

甲府市長 樋口 雄一

1	介護保険事業所番号	1970103105
2	事業所の名称	ケアステーション新日本
3	事業所の所在地	甲府市落合町568番地5
4	当該事業所の申請者	新日本通産株式会社 代表取締役 三村 修
5	サービスの種類	介護予防・日常生活支援総合事業 (介護予防訪問介護相当サービス)
6	廃止年月日	平成31年3月31日

次の公印を廃止したので、甲府市公印規則第14条の規定により、これを告示する。

平成31年3月31日

甲府市長 樋口 雄一

1 廃止した公印

- (1) 種別 一般公印
- (2) 名称 部長等印
- (3) ひな形 13
- (4) 書体 てん書
- (5) 寸法 方24mm
- (6) 印材 木
- (7) 用途 部長等名をもってする文書
- (8) 個数 1個



(建設部)

2 公印の廃止日 平成31年3月31日

教育委員会

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則をここに公布する。

平成31年3月19日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第3号

甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、甲府市武田氏館跡歴史館条例（平成30年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(観覧料の納入)

第2条 観覧料の納入は、現金をもって行うものとする。ただし、甲府市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が特別の理由があると認めるときは、観覧後の指定した日までに納付させることができる。

(観覧料の減免)

第3条 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の教育課程に基づく活動として引率する者が、あらかじめ観覧料減額・免除申請書（第1号様式）を教育委員会に提出し、承認を受けて観覧するときは、免除する。

2 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者及び当該障害者が観覧するために介護が必要と認められる場合にあつてはその介護を行う者が、当該障害者が同条に規定する障害者に該当することを証する書類を提示して観覧するときは、免除する。

3 教育委員会は、第1項の規定により減額又は免除を決定したときは、当該申請者に対し、観覧料減額・免除決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

4 第1項及び第2項に規定するもののほか、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、減額又は免除することができる。

(観覧料の還付)

第4条 条例第10条ただし書の特別の理由は、観覧料を納付した者の責に帰することのできない理由により観覧をすることができなくなったこととし、観覧料の全額を還付する。

2 前項の規定による観覧料の還付を受けようとする者は、観覧料還付申請書(第3号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月5日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

		受付番号	第	号
<p>観 覧 料 減 額 ・ 免 除 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>（あて先）甲府市教育委員会</p> <p style="text-align: right;">申請者</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 印</p> <p style="text-align: right;">連絡先</p> <p>次のとおり観覧料の（減額・免除）を受けたいので、甲府市武田氏館跡歴史館条例施行規則第3条第1項の規定により申請します。</p>				
申請の理由及び 利用内容				
観覧日	年 月 日			
人員				
減額又は免除を受 けようとする額				
摘 要				

様式第2号（第3条関係）

		受付番号	第	号
観 覧 料 減 額 ・ 免 除 決 定 通 知 書 年 月 日 様 甲府市教育委員会 印 年 月 日付で申請のあった観覧料の減額・免除について、 次のとおり決定したので通知します。				
承認の内容				
観覧日	年 月 日			
人員				
減額又は免除の額				
摘 要				

様式第3号（第4条関係）

		受付番号	第	号
観 覧 料 還 付 申 請 書				
年 月 日				
(あて先) 甲府市教育委員会				
申請者				
住 所				
氏 名				
印				
連絡先				
次のとおり観覧料の還付を受けたいので、甲府市武田氏館跡歴史館条例 施行規則第4条第2項の規定により申請します。				
申請の理由				
既納付額				
還付を受けよう とする額				
摘 要				

- 注 1 申請の理由の欄には、具体的な理由を記載してください。
- 2 この書類には、申請に係る観覧券を添付してください。

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市教育委員会

教育長 小林 仁

甲府市教育委員会規則第4号

甲府市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則

甲府市教育委員会事務分掌規則（平成8年3月教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表生涯学習室の項を次のように改める。

生涯学習室	生涯学習課	生涯学習係、芸術係
	歴史文化財課	文化財保護係、文化財活用係
	スポーツ課	スポーツ係、企画整備係

第12条の次に次の1条を加える。

（武田氏館跡歴史館）

第12条の2 武田氏館跡歴史館条例（平成30年9月条例第24号）第1条の規定に基づき設置された武田氏館跡歴史館は、歴史文化財課に属する機関とし、その分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 国史跡武田氏館跡に係る資料の収集、保存、展示等に関すること。
- (2) 国史跡武田氏館跡に係るガイダンスの実施及び学習の援助に関すること。
- (3) 武田氏館跡歴史館の管理運営に関すること。

第20条第1項の表を次のように改める。

機関名	職	
	課長	係長
図書館	館長	係長
公民館		館長
武田氏館跡歴史館		館長

別表生涯学習室、歴史文化財課の項に次の1号を加える。

(6) 武田氏館跡歴史館に関すること。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

平成31年3月19日

甲府市教育委員会
教育長 小林 仁

1 入札対象業務

- | | |
|------------|-----------------------------|
| (1) 入札番号 | (教長契) 第14号 |
| (2) 業務名称 | 甲府市立甲府商業高等学校高速フルカラープリンター賃貸借 |
| (3) 履行期間 | 平成31年5月1日から平成38年4月30日まで |
| (4) 履行場所 | 仕様書による |
| (5) 業務内容 | 仕様書による |
| (6) 予定価格 | 公表しない |
| (7) 最低制限価格 | 設けない |

2 入札参加資格

平成31・32年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店又は本社を有する者であること。
- (2) 甲府市における物品供給競争入札参加資格の申請において、第1希望の業種が「事務用品」で申請している者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。

- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

- (1) 配付期間 平成31年3月20日（水）～平成31年4月1日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入力する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び場所
ア 期間 平成31年3月20日（水）～平成31年4月1日（月）
（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）
午前9時～午後5時
イ 場所 甲府市教育委員会総務課
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎9階
電話 055-223-7320

4 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成31年4月17日（水） 午前10時
- (2) 場 所 甲府市役所本庁舎9階 会議室9-2

甲府市丸の内一丁目18番1号

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

5 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/108に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

7 落札者の決定方法

甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 長期継続契約

本入札は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算について減額又は削除があった場合は当該契約は解除する。

9 その他

(1) 入札保証金：免除

(2) 契約保証金（契約金額の10/100）：納付

ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会は行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第34号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成31年3月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 129人
2	1/3の数	52, 143人
3	1/6の数	26, 072人
4	選挙人名簿登録者数	156, 427人

甲府市選挙管理委員会告示第35号

平成31年1月27日執行の甲府市長選挙における各候補者の出納責任者から提出があった選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨を、公職選挙法第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成31年3月1日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成31年1月27日執行 甲府市長選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額
(法定選挙運動費用額) 15,789,100円
- 3 報告書の要旨

甲府市選挙管理委員会告示第36号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

平成31年3月28日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3, 129人
2	1/3の数	52, 136人
3	1/6の数	26, 068人
4	選挙人名簿登録者数	156, 408人

甲府市選挙管理委員会告示第37号

平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

平成31年3月28日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第38号

平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任した。

平成31年3月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第39号

平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

平成31年3月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第40号

平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

平成31年3月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第41号

平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

平成31年3月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内1丁目18番1号	平成31年3月30日から 平成31年4月 6日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼3丁目5番44号	平成31年3月30日から 平成31年4月 6日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村3丁目5番20号	平成31年4月 4日から 平成31年4月 6日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	平成31年4月 4日から 平成31年4月 6日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	平成31年4月 4日から 平成31年4月 6日まで

甲府市選挙管理委員会告示第42号

平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を、別紙のとおり定める。

平成31年3月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第43号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、平成31年4月7日執行の山梨県議会議員一般選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

平成31年3月29日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

公平委員会

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月29日

甲府市公平委員会

委員長 山口 一 男

甲府市公平委員会規則第1号

甲府市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

甲府市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年9月公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の部本庁の項中「、都市戦略係長、中核市推進係長」を削り、「給与係長」の次に「、事務効率係長」を加え、「庁舎係長」を「庁舎車両係長」に、「企画係長、広域行政係長、行政改革係長」を「企画課企画係長、南北振興係長、行政経営係長」に改め、「、リニア政策課計画係長、対策係長、交通政策係長」を削り、同部福祉事務所の項の次に次のように加える。

保健所	保健所長
-----	------

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

農業委員会

甲府市農業委員会告示第3号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会3月定例総会を、平成31年3月28日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

平成31年3月22日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく申請・届出等について
- 2 農地法第3条による農地の権利取得に係る下限面積の設定について
- 3 平成31年4月告示分農用地利用集積計画について
- 4 平成31年度甲府市農業委員会活動基本目標について
- 5 平成31年度甲府市農業委員会年間事業計画について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第2号

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程等の一部を改正する規程
(甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局会計規程等附属諸様式を定める規程(昭和28年11月管理規程第10号)の一部を次のように改正する。

別表会計規程附属諸様式第39号様式(その1)を次のように改める。

別表会計規程附属諸様式第61号様式の2を次のように改める。

第39号様式(その1)

第61号様式の2

甲府市上下水道局からのお知らせ(控)

お客様番号	整理番号	納付区分/用途		メーター番号	枚数	担当者
住所・氏名	様			メーター番号		
調定年月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	督促手数料(円)	合計金額(円)	備考	
発行日	お知らせ配布			年	月	日
電話番号	最終納入期限			年	月	日
送先	送先電話番号					

甲府市上下水道局からのお知らせ
甲府市上下水道局 電話番号055-228-3312(直通)

お客様番号	整理番号	納付区分/用途		メーター番号	枚数	
住所・氏名	様			メーター番号		
調定年月	水道料金(円)	下水道使用料(円)	督促手数料(円)	合計金額(円)	備考	
<p>すでに督促状にて納入をお願い致しましたが、上記の金額をいまだにお支払いいただいております。つきましては、最終納入期限までに別添納入通知書をご持参のうえ、金融機関・コンビニエンスストア等で至急お支払い下さい。</p> <p>なお、甲府市上下水道局では営業時間外の入金・お問い合わせ等には対応しておりませんのでご注意ください。</p> <p style="text-align: right;">最終納入期限 年 月 日</p> <p>※ 本書到着前にお支払いの場合は、事務上の行き違いですのでご了承ください。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>						
<p>営業時間：午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始は除きます。)※営業時間に変更になる場合がありますのでご了承ください。</p>						

別表会計規程附属諸様式第73号様式(その1)を次のように改める。

金融機関御中

申込日 年 月 日

ご契約者名	住所 (水道使用場所)	〒 —	検針日 【 】
	アパート・マンション名		
	フリガナ		
	氏名 (会社名)	印	
電話番号	[自宅・会社・携帯・その他()]		

《注意事項》
 ・お客様番号(通知書番号)は使用水量のお知らせや納入通知書などを見ながらお間違えのないように記入してください。
 ・口座欄の印は必ず通帳印を押印してください。
 ・口座名義人は省略せずに、通帳記載のとおりに入力してください。
 ・振替日は甲府市上下水道局が指定する日です。(金融機関休業日は翌営業日)

◎水道料金を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたい【解約(口座振替を停止)したい】ので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		本店(所) 支店(所) 出張所
	預金口座	金融機関コード	店コード	種別 1. 普通(総合口座) 2. 当座
	フリガナ			
	口座名義人	通帳印		

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード 166(新規) 176(廃止)	契約種別コード 別記のとおり	通帳記号 1 の	通帳番号(右つめで記入)
	フリガナ				
	口座名義人	通帳印			
	口座名義人 [住所(所在地)]	[住所、アパート・マンション名] 〒 —	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]		
受付通知書送付先：00420—8—960046		払込先加入者名：甲府市上下水道局		振込先口座番号：別記のとおり	

※「銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

申込種別	料金等種類	お客様番号(通知書番号)							振替開始希望月(期)	ゆうちょ銀行 振込先口座番号 契約種別コード	
新規・変更・解約 廃止	水道料金 下水道使用料	*	*	*	*	*	*	*	—	年 月から	00420—8—960046 (22)
新規・変更・解約 廃止	下水道使用料 (湧水)	*	*	*	*	*	*	*	—	年 月から	00420—8—960046 (22)
新規・変更・解約 廃止	水洗便所改造資金 貸付金償還金	*	*	*	*	*	*	*	—	年 月から	00480—4—960026 (30)
新規・変更・解約 廃止	下水道事業 受益者負担金								—	年度 期から	00480—4—960026 (30)

※ゆうちょ銀行は、新規又は廃止のどちらかに○をしてください。(変更の受付はしておりません。)

メモ(通信欄)	金融機関 使用欄	この依頼書に不備がありましたら不備理由に○印をつけて、直ちに上下水道局に返却してください。(到着後5日以内に返却してください。)	検印	金融機関受付印 (取扱店日附印)
		《不備理由》 1. 該当口座無 2. 印鑑相違 3. 記載事項相違 4. その他	印鑑照合	
		(その他理由)	受付	
金融機関				

回付ルート：甲府市上下水道局⇒金融機関(支店、事務センター)

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)
 甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

(2枚目)

≪甲府市上下水道局口座振替依頼書 兼 変更・解約届≫

[甲府市上下水道局自動払込受付通知書 兼 廃止届]

[甲府市上下水道局控]

甲府市上下水道局

申 込 日 年 月 日

ご契約者名	住 所 (水道使用場所)	〒 —	検針日 【 】
	アパート・マンション名		
	フリガナ		
	氏 名 (会社名)	印	
電 話 番 号	[自宅・会社・携帯・その他()]		

≪注意事項≫

- ・お客様番号(通知書番号)は使用水量のお知らせや納入通知書などを見ながらお間違えないように記入してください。
- ・口座欄の印は必ず通帳印を押印してください。
- ・口座名義人は省略せずに、通帳記載のとおりに入力してください。
- ・振替日は甲府市上下水道局が指定する日です。(金融機関休業日は翌営業日)

◎水道料金等を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたい[解約(口座振替を停止)したい]ので裏面の約定を締約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		本店(所) 支店(所) 出張所
	預金口座	金融機関コード	店コード	種 別 1. 普通(総合口座) 2. 当 座
	フリガナ	口座番号(右づめで記入)		
	口座名義人			

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード 166(新規) 176(廃止)	契約種別コード 別記のとおり	通 帳 記 号 1	の	0	通 帳 番 号(右づめで記入)
	フリガナ						
	口座名義人						
	口座名義人 [住所(所在地)]	[住所、アパート・マンション名] 〒 —			[電話番号: 自宅・会社・携帯・その他()]		
受付通知書送付先: 00420-8-960046		払込先加入者名: 甲 府 市 上 下 水 道 局			振込先口座番号: 別記のとおり		

※「銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。

(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

申 込 種 別	料金等種類	お 客 様 番 号(通知書番号)										振替開始希望月(期)	ゆうちょ銀行 振込先口座番号 契約種別コード		
新規・変更・解約 廃止	水道料金 下水道使用料	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	—	年 月 から	00420-8-960046 (22)
新規・変更・解約 廃止	下水道使用料 (湧水)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	—	年 月 から	00420-8-960046 (22)
新規・変更・解約 廃止	水洗便所改造資金 貸付金償還金	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	—	年 月 から	00480-4-960026 (30)
新規・変更・解約 廃止	下水道事業 受益者負担金												—	年度 期 から	00480-4-960026 (30)

※ゆうちょ銀行は、新規又は廃止のどちらかに○をしてください。(変更の受付はしていません。)

メモ(通信欄)

上下水道局 使用欄	受付年月日	
	受付番号	
	電算入力日	

金融機関確認印 (取扱店日附印)
甲府市上下水道局

回付ルート: 甲府市上下水道局⇒金融機関(支店、事務センター)⇒甲府市上下水道局

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)

甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

(3枚目)

《甲府市上下水道局口座振替依頼書 兼 変更・解約届》

[甲府市上下水道局自動払込利用申込書 兼 廃止届]

[お客様控]

金融機関 御中
甲府市上下水道局

申込日 年 月 日

ご契約者名	住所 (水道使用場所)	〒 —	検針日 【 】
	アパート・マンション名		
	フリガナ		
	氏名 (会社名)		
電話番号	[自宅・会社・携帯・その他()]		

《注意事項》

- ・口座振替手続きが完了するまでの間は、現金でお支払いいただくこととなります。
- ・口座振替で納めていただいた水道料金等は、預貯金通帳への記帳にてご確認いただけますよう、お願いいたします。
- ・甲府市内で下水道使用料を賦課されているお客様は、この依頼書で下水道使用料も自動的に口座振替となります。
- ・引越された場合は、「お客様番号」が変わりますので、再度口座振替の申込手続きが必要となります。

◎水道料金を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたい[解約(口座振替を停止)したい]ので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 組合・農協		本店(所) 支店(所) 出張所
	預金口座	金融機関コード	店コード	種別 口座番号(右づめで記入)
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当座		
	口座名義人			

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード 166(新規) 176(廃止)	契約種別コード 別記のとおり	通帳記号 1	通帳番号(右づめで記入) 0 の
	フリガナ				
	口座名義人				
	口座名義人 [住所(所在地)]	[住所、アパート・マンション名] 〒 —	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]		
受付通知書送付先：00420-8-960046		払込先加入者名：甲府市上下水道局		振込先口座番号：別記のとおり	

※「銀行等」または「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。

(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

申込種別	料金等種類	お客様番号(通知書番号)	振替開始希望月(期)	ゆうちょ銀行 振込先口座番号 契約種別コード
新規・変更・解約 廃止	水道料金 下水道使用料	* * * * *	年 月から	00420-8-960046 (22)
新規・変更・解約 廃止	下水道使用料 (湧水)	* * * * *	年 月から	00420-8-960046 (22)
新規・変更・解約 廃止	水洗便所改造資金 貸付金償還金	* * * * * * * * *	年 月から	00480-4-960026 (30)
新規・変更・解約 廃止	下水道事業 受益者負担金	— — — — —	年度 期から	00480-4-960026 (30)

※ゆうちょ銀行は、新規又は廃止のどちらかに○をしてください。(変更の受付はしておりません。)

<p>約 定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私が納めるべき水道料金等の口座振替請求書が、甲府市上下水道局から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を指定の預貯金口座から引き落としとして納めてください。 ・預貯金口座からの引き落としにあたっては、当座勘定・普通預金の規定等にかかわらず、小切手の振出または通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしません。 ・口座振替日は甲府市上下水道局が指定する日とします。 ・口座振替日に指定した預貯金口座の残高が請求書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく引き落としをせずに当該請求書を返却されても異議ありません。 ・口座振替契約を解約(特定の場所のみの解約はできません。)または変更する際は、貴金融機関等に解約または変更届を提出します。 ・この契約について貴金融機関が必要と認めた場合または連続して振替できなかった場合には解約されても異議ありません。 ・領収書または口座振替済のお知らせは、預貯金通帳への記帳により省略して差し支えありません。 ・水道料金等に還付金が生じた場合は当該預貯金口座に振り込んでください。 ・この契約による事務取扱によって争いが生じた場合、貴金融機関の責によるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。 	<p>金融機関受付印 (取扱店日附印)</p> <p>お客様</p>
--	--

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)

甲府市上下水道局

甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

別表会計規程附属諸様式第74号様式（その7）を次のように改める。

第74号様式(その7)

水道料金等口座再振替のお知らせ(甲府市上下水道局)

発行日:

お客様番号		
ご契約者名		
ご使用期間		
調定年月		
給水先住所 (水道使用場所)		
水道料金	下水道使用料	合計金額
円	円	円

※金額は税込金額です。

◎上記の水道料金等は、 年 月 日()に下記の理由によりご指定の口座から振替することができませんでした。

振替不能理由	
金融機関名 (ご指定口座)	
◎再度、振替させていただきますので、再振替日の前日までにご指定口座に入金をお願いいたします。	
再振替日	

◎再振替日に振替ができなかった場合、督促状を発送しますので督促状で納めてください。
※督促状で納める場合は督促手数料100円が加算されます。

◎口座振替で納めていただいた水道料金等は、預貯金通帳への記帳にてご確認いただけますようお願いいたします。

◎指定口座をご利用されていない(解約など)場合は、別の口座にするか、口座振替を中止するか、についてご検討いただき、「口座振替依頼書兼変更・解約届」を提出してください。
※給水区域内の金融機関には口座振替依頼書をご用意しておりますので、「使用水量のお知らせ」と「通帳印」をご持参のうえ窓口で手続きをお願いします。

◎水道料金は、水道をご使用されている場所ごとに管理していますので、お引越しされた場合などは新たに口座振替の申込手続きをする必要があります。

◎このお知らせで水道料金等を納めることはできません。

◎口座振替の指定日は、検針月の翌月10日です。
※金融機関が休業日の場合は翌営業日が指定日になります。

例：4月検針(偶数月) ⇒ 5月10日(奇数月)
5月検針(奇数月) ⇒ 6月10日(偶数月)
※現在、水道の検針は2ヶ月に1回となっております。

◎次回からは指定日に振替できるよう、お早めに残高の確認をお願いいたします。

別表会計規程附属諸様式第74号様式（その9）を次のように改める。

第74号様式(その9)

口座振替開始のお知らせ(甲府市上下水道局)

◎過日お申し込みいただきました、水道料金等の口座振替手続きが完了しましたのでお知らせいたします。

◎ 年 月(月 日振替)の水道料金等から口座振替させていただきます。

お客様番号	
給水先住所 (水道使用場所)	
ご契約者名	

◎ご指定された口座は次の金融機関となりますので、ご確認をお願いいたします。

金融機関名 (ご指定口座)	
------------------	--

※個人情報保護のため、口座番号などは記載しておりません。
※また、電話でのお問い合わせについても口座番号などはお答えしておりませんのでご了承ください。

発行日:

◎水道料金等は2ヶ月(隔月検針)ごとに請求させていただきます。

◎口座振替の指定日は、検針月の翌月10日(金融機関休業日の場合は翌営業日)です。

◎10日に残高不足により振替不能となった場合、同月26日に再振替をいたしますので、前日までにご入金をお願いいたします。

※残高不足の場合「水道料金等口座再振替のお知らせ」を発送いたします。
※10日と26日が金融機関休業日の場合は翌営業日が指定日です。

◎口座振替で納めていただいた水道料金等は、預貯金通帳への記帳にてご確認いただけますようお願いいたします。

《 お願い 》

◎次の場合は新たに口座振替申込手続きが必要となります。

- ・ご指定口座を変更する場合
※口座振替の申込手続きは金融機関窓口にて受付しております。
- ・口座名義人(口座継承や結婚など)が変わった場合
- ・お引越して水道使用場所が変わった場合
※転居等で水道をご使用しなくなる場合は、必ず事前に営業課(055-228-3867)にご連絡ください。

◎お問い合わせの際は「お客様番号」をお知らせください。

別表会計規程附属諸様式第86号様式を次のように改める。

第86号様式

(1枚目)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(2枚目)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(3枚目)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏名 様
年度 水洗便所改造資金 預金口座振替
貸付金償還金 納付書

通知書番号	
金融機関コード	
預金の種類	
口座番号	
償還金額	
償還月	
口座名義人	

振替不能理由 上記のとおり納付してください。
1 残高不足 年 月 日
2 解約 甲府市上下水道事業管理者
3 その他

氏名 様
年度 水洗便所改造資金 預金口座振替
貸付金償還金 納付領収済通知書

通知書番号	
金融機関コード	
預金の種類	
口座番号	
償還金額	
償還月	
口座名義人	

上記のとおり領収致しましたので通
知します。
(あて先)甲府市上下水道企業出納員

領収目付印	
-------	--

氏名 様
年度 水洗便所改造資金 預金口座振替
貸付金償還金 納付領収書

通知書番号	
金融機関コード	
預金の種類	
口座番号	
償還金額	
償還月	
口座名義人	

上記のとおり領収致しました。

領収目付印	
-------	--

別表会計規程附属諸様式第87号様式を次のように改める。

第87号様式

甲府市上下水道局収納金払込書兼領収書

甲府市上下水道局企業出納員あて

年 月 日

科 目	件 数	金 額								
		億	千	百	十	万	千	百	十	円
水道事業会計 (水道料金など)	件									
下水道事業会計 (下水道受益者負担金など)	件									
	件									
	件									
合 計	件									
—通信欄—	受領窓口印				金融機関日付印					
										

(甲府市上下水道局)

[受領窓口(作成)⇒金融機関(受領印)⇒受領窓口(保管)]

第87号様式

別表会計規程附属諸様式第 8 8 号様式を次のように改める。

第88号様式(第23条関係)

領収印影届出書(新規・変更)

年 月 日

甲府市上下水道局 様

金融機関



甲府市上下水道会計規程第23条第2項に規定する「水道料金等の収納業務に使用する領収印」の印影を次のとおり届けます。

<u>◎水道料金・下水道使用料</u>	<u>◎下水道事業受益者負担金</u>
<u>◎下水道使用料(未賦課)</u>	<u>◎その他()</u>

《問い合わせ先》

部署名： _____ 担当者： _____ 連絡先： _____

(甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程の一部改正)

第 2 条 甲府市上下水道局庁用自動車等管理規程（昭和 4 6 年 1 1 月管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 号様式を次のように改める。

第4号様式(第17条関係)

自動車運転日誌													
年 月分			車両番号			車両担当者							
日	使用目的		運転時間			メーター	走行距離	走行経路	ガソリン		運転者氏名	確認	
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
日	曜日		自	時	分	出発			補給				
			至	時	分	帰庁			残量				
月間走行距離													

- ※ 1回の運転(出発～帰庁)ごとに記入して下さい。
- ※ ガソリン残量は、○/4で記入して下さい。
- ※ 長期貸付車の確認欄は、各運行管理者が押印して下さい。

(甲府市上下水道局庁舎管理規程の一部改正)

第3条 甲府市上下水道局庁舎管理規程（昭和55年3月管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第5号様式を次のように改める。

庁舎等一時使用許可書

住所

氏名

年 月 日付けで申請のあった甲府市上下水道局庁舎等内の一時使用について、次のとおり許可する。

年 月 日

甲府市上下水道局庁舎管理責任者

印

許可行為等の概要	使用場所	
	使用日時	
	使用目的	
	使用方法	

※ 注意事項

- (1) 関係職員の指示に従い、甲府市上下水道局庁舎管理規程を遵守すること。
- (2) 許可された場所、期間及び時間を厳守すること。
- (3) 局職員の業務の妨げになる行為をしないこと。
- (4) 上下水道局内における事故等については、申請者が一切の責を負うこと。

(甲府市水道事業給水条例施行規程の一部改正)

第4条 甲府市水道事業給水条例施行規程(平成10年2月管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第9号様式(その2)を次のように改める。

第9号様式その2(第10条、第14条関係)

給水装置使用申込書兼使用中止・廃止・変更届出書

作成者

開閉栓状態	甲府市上下水道事業管理者殿	窓 口	申請者	受付日	第 号
下水使用状態		電 話		年 月 日	
		その他		年 月 日	

給水開始届 給水中止届 所有権変更届 使用者変更届 その他()を申込み(届)します。

お客様番号	整理番号	連合戸数	受水槽	使用者変更日	開・止期日	メータ位置	用途					
	新 旧			年 月 日	年 月 日	玄関前 玄関前						
使用場所 住所 方書 フリガナ 氏名	TEL				口径	メータ番号	メータ取付日	開始指針	検満年月			
					年 月 日	年 月 日	年 月	年 月				
使用者 住所 方書 フリガナ 氏名	TEL				収納名又は金融機関名				納付コード	支店	種別	
					口座番号	口座名義人		適用開始年月				
所有者 住所 方書 フリガナ 氏名	TEL		(自宅)		未	測定年月	使用水量	水道料金(円)	下水道使用料(円)	督促料(円)	合計料金(円)	うち消費税等相当額
					納							
管理会社 住所 方書 フリガナ 氏名	TEL				分							
送付先 住所 方書 フリガナ 氏名	TEL				精算方法 <input type="checkbox"/> 口座 <input type="checkbox"/> 納付 <input type="checkbox"/> 現地 <input type="checkbox"/> その他				<input type="checkbox"/> 領収 <input type="checkbox"/> 未収			
使用者 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理会社 <input type="checkbox"/> 送付先 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 転居先不明				前回検針日	上水期間	か月	備考				
郵便番号 □□□-□□□□	<input type="checkbox"/> 以前の口座振替利用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				今回検針日	下水期間	か月					
住 所 _____					今回指針	水道料金	円					
方 書 _____					前回指針	下水道使用料	円					
(フリガナ) _____					使用水量	m ³	合計料金					円
氏 名 _____					検満水量	m ³	うち消費税等相当額					円
電 話 番 号 () - _____					測定前減水量	m ³						
					合計水量	m ³	住宅地図					

第9号様式（その3）を次のように改める。

第9号様式その3(第10条関係)

1枚目

第9号様式その3

甲府市上下水道局 水道使用申込書

申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入をお願いします。		お客様番号		【金融機関用】	
使用開始日	年 月 日	※各種お支払い関係の書類を水道使用場所以外の場所に郵送をご希望される場合はご記入ください。			
ご契約者	住所 (水道使用場所)	〒		—	
	アパート マンション名	送付先 住所			
	フリガナ	フリガナ			
	氏名 (会社名)	氏名			
電話番号	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()				
メーター口径	メーター番号	指定工事業者名	管理会社・家主	電話番号	
ミリ				[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()	

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの○に選択がない場合、納入通知書でのお支払いとなります。

<input type="radio"/>	納入通知書	金融機関窓口・コンビニエンスストア・ キャッシュアプリ でお支払い いただく方法です。	《注意事項》 ※クレジットカード払い又は口座振替を選択された場合、 手続完了まで3ヶ月程度かかる場合がありますので、そ の間は納入通知書でお支払いをお願いします。	
<input type="radio"/>	クレジットカード払い	水道使用開始の登録完了後に「クレジットカード払い申込書」を お送りいたします。	振替指定日 (払込日)	
<input type="radio"/>	口座振替	ご指定の口座から振替させていただきます。 ※下記の口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の記入をお願いし ます。	甲府市上下水道局の指定する日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)	

※口座振替を希望するお客様は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に下記へ記入をお願いします。

金融機関御中

水道料金等 口座振替依頼書 (自動払込利用申込書)

◎水道料金等を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたいので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 総合・農協		本店(所)・支店(所) 出張所	
	預金口座	金融機関コード	店コード	種別	口座番号(右づめで記入)
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当座			
	口座名義人	通帳印			

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)
	フリガナ	166(新規)	22	1 0 の	通帳印
	口座名義人	通帳印			
	口座名義人 [住所(所在地)]	[住所、アパート・マンション名] 〒		— [電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]	
振込先口座番号：00420-8-960046		振込先加入者名：甲府市上下水道局		開始希望月： 年 月	

注意)「銀行等」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

メモ(通信欄)	金融機関 使用欄	この依頼書に不備がありましたら不備理由に○印をつけて、直ちに上下水道局に返却してください。(到着後5日以内に返却してください。)	検印	金融機関受付印 (取扱店日附印)
		《不備理由》 1. 該当口座無 2. 印鑑相違 3. 記載事項相違 4. その他	印鑑照合	
			受付	

回付ルート：甲府市上下水道局 ⇒ 金融機関(支店・事務センター)

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)

甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

2枚目

第9号様式その3

甲府市上下水道局 水道使用申込書

申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入をお願いします。

お客様番号

【甲府市上下水道局】

使用開始日	年 月 日
ご契約者	住所 (水道使用場所)
	アパート マンション名
	フリガナ
	氏名 (会社名) 
電話番号	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの○に選択がない場合、納入通知書でのお支払いとなります。

<input type="radio"/>	納入通知書	金融機関窓口・コンビニエンスストア・ヤフーアプリでお支払い いただく方法です。	《注意事項》 ※クレジットカード払い又は口座振替を選択された場合、 手続完了まで3ヶ月程度かかる場合がありますので、そ の間は納入通知書でお支払いをお願いします。	
<input type="radio"/>	クレジットカード払い	水道使用開始の登録完了後に「クレジットカード払い申込書」を お送りいたします。		
<input type="radio"/>	口座振替	ご指定の口座から振替させていただきます。 ※下記の口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の記入をお願いします。		
			振替指定日 (払込日)	甲府市上下水道局の指定する日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

甲府市上下水道局御中

水道料金等口座振替申込書(自動払込受付通知書)

◎水道料金を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたいので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 総合・農協		本店(所)・支店(所) 出張所	
	預金口座	金融機関コード	店コード	種別	口座番号(右づめで記入)
	フリガナ			1. 普通(総合口座) 2. 当座	
	口座名義人				

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード	契約種別コード	通帳記号		通帳番号(右づめで記入)	
	フリガナ	166(新規)	22	1		0	の
	口座名義人						
	口座名義人 [住所(所在地)]	[住所、アパート・マンション名] 〒 —			[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]		
	振込先口座番号：00420-8-960046		振込先加入者名：甲府市上下水道局		開始希望月： 年 月		

注意)「銀行等」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。

(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

メモ(通信欄)	上下水道局 使用欄	受領年月日		金融機関確認印 (取扱店日附印)
		受付番号		
		電算入力日		
				甲府市上下水道局

回付ルート：甲府市上下水道局 ⇒ 金融機関(支店・事務センター) ⇒ 甲府市上下水道局

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)

甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

3枚目

第9号様式その3

甲府市上下水道局 水道使用申込書

申込日 年 月 日

お客様番号

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入をお願いします。

【水道使用入力用】

使用開始日		年 月 日		※各種お支払い関係の書類を水道使用場所以外の場所に郵送をご希望される場合はご記入ください。	
ご契約者	住所 (水道使用場所)			送付先住所	〒
	アパート マンション名				
	フリガナ				
	氏名 (会社名)	2枚目以降も必ず押印してください。		フリガナ	
電話番号	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()		宛名		
メーター口径	メーター番号	指定工事業者名	管理会社・家主	電話番号	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()
ミリ					

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの○に選択がない場合、納入通知書でのお支払いとなります。

<input type="radio"/>	納入通知書	金融機関窓口・コンビニエンスストア・ ヤフーアプリ でお支払い いただく方法です。	《注意事項》 ※クレジットカード払い又は口座振替を選択された場合、 手続完了まで3ヶ月程度かかる場合がありますので、そ の間は納入通知書でお支払いをお願いします。	
<input type="radio"/>	クレジットカード払い	水道使用開始の登録完了後に「クレジットカード払い申込書」を お送りいたします。		
<input type="radio"/>	口座振替	ご指定の口座から振替させていただきます。 ※下記の口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の記入をお願いします。	振替指定日 (払込日)	甲府市上下水道局の指定する日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

甲府市上下水道局御中

水道料金等口座振替申込書(自動払込受付通知書)

◎水道料金等を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたいので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 総合・農協		本店(所)・支店(所) 出張所	
	預金口座	金融機関コード	店コード	種別	口座番号(右づめで記入)
	フリガナ	1. 普通(総合口座) 2. 当座			
	口座名義人				

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード	契約種別コード	通帳記号			通帳番号(右づめで記入)			
	フリガナ	166(新規)	22	1			0	の		
	口座名義人	[住所、アパート・マンション名] 〒				[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]				
	口座名義人 [住所(所在地)]	振込先口座番号：00420-8-960046		振込先加入者名：甲府市上下水道局			開始希望月： 年 月			

注意)「銀行等」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

メモ(通信欄)	上下水道局 使用欄	受領年月日	
		電算入力者	
		最終確認者	

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)
甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

4枚目

第9号様式その3

甲府市上下水道局 水道使用申込書

申込日 年 月 日

別添の記入例を参考に、赤枠欄にご記入をお願いします。

お客様番号

【お客様用】

使用開始日	年 月 日			※各種お支払い関係の書類を水道使用場所以外の場所に郵送をご希望される場合はご記入ください。	
ご契約者	住所 (水道使用場所)			送付先住所	〒
	アパート マンション名				
	フリガナ				
	氏名 (会社名)			フリガナ	
電話番号	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()			宛名	
メーター口径	メーター番号	指定工事業者名	管理会社・家主	電話番号	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()] ()
ミリ					

水道料金・下水道使用料のお支払い方法を選んでください。 ※いずれかの○に選択がない場合、納入通知書でのお支払いとなります。

<input type="radio"/>	納入通知書	金融機関窓口・コンビニエンスストア・ ヤフーアプリ でお支払いいただく方法です。	《注意事項》 ※クレジットカード払い又は口座振替を選択された場合、 手続完了まで3ヶ月程度かかる場合がありますので、その間は納入通知書でお支払いをお願いします。	
<input type="radio"/>	クレジットカード払い	水道使用開始の登録完了後に「クレジットカード払い申込書」をお送りいたします。		
<input type="radio"/>	口座振替	ご指定の口座から振替させていただきます。 ※下記の口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の記入をお願いします。	振替指定日 (払込日)	甲府市上下水道局の指定する日 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

※口座振替を希望するお客様は、裏面の「甲府市上下水道局指定金融機関」を参考に下記へ記入をお願いします。

金融機関

御中

甲府市上下水道局

水道料金等 口座振替依頼書 (自動払込利用申込書)

◎水道料金等を私名義の下記預貯金口座から口座振替の方法にて納めたいので裏面の約定を確約のうえ依頼いたします。

銀行等	金融機関名	銀行・金庫 総合・農協		本店(所)・支店(所) 出張所
	預金口座	金融機関コード	店コード	種別
				1. 普通(総合口座) 2. 当座
	フリガナ			
口座名義人	口座番号(右づめで記入)			

ゆうちょ銀行	通帳記号番号	種目コード	契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右づめで記入)
	フリガナ	166(新規)	22	1 の	
	口座名義人				
	口座名義人 [住所(所在地)]	[住所、アパート・マンション名]	〒	—	[電話番号：自宅・会社・携帯・その他()]
振込先口座番号：00420-8-960046		振込先加入者名：甲府市上下水道局		開始希望月： 年 月	

注意)「銀行等」又は「ゆうちょ銀行」のどちらかにご記入ください。(株)ゆうちょ銀行を指定した場合は自動払込規定が適用されます。

お客様へ	
◆ 口座振替、クレジットカード払いの手続きが完了するまでの間は、「納入通知書」を発送しますので最寄りの金融機関又はコンビニエンスストア・ ヤフーアプリ でお支払いください。	
◆ 口座振替日は、検針時にお届けする「使用水量のお知らせ」に記載してある日です。	
◆ 口座振替で納めていただいた水道料金等は、預貯金通帳への記帳にて確認をお願いいたします。	
◆ 水道料金等のクレジットカード払いの対象は、1回のご請求額が“3万円まで”とさせていただきます。	
◆ クレジットカード払いで納めていただいた水道料金等の領収書又は領収済のお知らせは発行いたしませんので、クレジットカード会社の利用明細書で確認してください。	
◆ 甲府市上下水道局の給水区域内で公共下水道が接続されている地区のお客様におかれましては、この使用申込書で下水道の使用開始も申込みされたこととなります。	
◆ 甲府市上下水道局の給水区域内での転入があっても、水道使用申込書の提出は必要となります。また、「お客様番号」が変わりますので、新たに口座振替(自動払込利用)、もしくはクレジットカード払いの申込手続きが必要となります。	

〒400-0046 甲府市下石田二丁目23番1号 電話055-228-3311(代表)
甲府市上下水道局ホームページアドレス <https://www.water.kofu.yamanashi.jp/>

甲府市上下水道局

1枚目と2枚目の裏

甲府市上下水道局指定金融機関

銀 行	みずほ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・山梨中央銀行・三井住友信託銀行
金 庫	甲府信用金庫・山梨信用金庫・商工組合中央金庫・中央労働金庫
信 用 組 合	山梨県民信用組合
農 協	山梨県信用農業協同組合連合会・笛吹農業協同組合・山梨みらい農業協同組合
ゆうちょ銀行	全国のゆうちょ銀行・郵便局

※ 金融機関の合併や統合による名称変更などがありますので確認をお願いします。

約定

<ul style="list-style-type: none">◆ 私が納めるべき水道料金等の口座振替請求書が、甲府市上下水道局から貴金融機関に送付されたときは、私に通知することなく請求書に記載された金額を指定の預貯金口座から引き落として納めてください。◆ 預貯金口座からの引き落としにあたっては、当座勘定・普通預金の規定等にかかわらず、小切手の振出または通帳及び預貯金払戻請求書等の提出はいたしません。◆ 口座振替日は甲府市上下水道局が指定する日とします。◆ 口座振替日に指定した預貯金口座の残高が請求書に記載された金額に満たないときは、私に通知することなく引き落としをせずに当該請求書を返却されても異議ありません。◆ 口座振替契約を解約(特定の場所のみの解約はできません。)または変更する際は、貴金融機関等に解約または変更届を提出します。◆ この契約について、貴金融機関が必要と認めた場合または連続して振替できなかった場合には解約されても異議ありません。◆ 領収書または口座振替済のお知らせは、預貯金通帳への記帳により省略して差し支えありません。◆ 水道料金等に還付金が生じた場合は、当該預貯金口座に振り込んでください。◆ この契約による事務取扱によって争いが生じた場合、貴金融機関の責によるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。
--

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

甲府市上下水道局管理規程第3号

甲府市上下水道局事案決定規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

甲府市上下水道局事案決定規程等の一部を改正する規程

(甲府市上下水道局事案決定規程の一部改正)

第1条 甲府市上下水道局事案決定規程(昭和48年8月管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1(第4条の表)3財務に関する事項、(2)収入及び支出に関する事項の表中

「

(9) 返納命令に関すること。		同上	同上	同上	
-----------------	--	----	----	----	--

」を

「

(9) 支出命令に関すること。				○	
(10) 返納命令に関すること。		500 万円 以上	200 万円 以上	200 万円 未満	

」に

改める。

別表第2(第4条の表)業務部、業務総室、経営企画課の表中

「

(2) 経営計画の推進に関する こと。		○		
------------------------	--	---	--	--

」を

「

(2) 経営戦略の推進に関する こと。		○		
------------------------	--	---	--	--

」

に、

「

(4) 支出負担行為の支出命令に 関すること返納命令に関する こと。			○	
(5) 起債に関すること。			○	
(6) 基金の総括管理に関するこ と。			○	
(7) 財務諸表の作成に関するこ と。			○	

」を

「

(4) 起債に関すること。			○	
(5) 基金の総括管理に関するこ と。			○	
(6) 財務諸表の作成に関するこ と。			○	

」に

改める。

(甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程の一部改正)

第2条 甲府市上下水道局組織及び業務分掌規程（平成17年3月管理規程3号）

の一部を次のように改正する。

別表（第3条の表）業務部の部業務総室の款経営企画課の項業務分掌の内容の欄中第2号を次のように次のように改める。

2 経営戦略の推進に関すること。

（甲府市上下水道局文書取扱規程の一部改正）

第3条 甲府市上下水道局文書取扱規程（平成19年4月管理規程第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号を削る。

第17条中「甲府市水道局当直員勤務規程」を「甲府市上下水道局当直員勤務規程」に改める。

第19条の2を削る。

第33条第1項中「甲府市水道局公印管守規程」を「甲府市上下水道局公印管守規程」に改める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局管理規程第4号

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成31年3月29日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

甲府市上下水道企業職員給与規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道企業職員給与規程（昭和33年12月管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「前条第1項第1号に該当する扶養親族については1万円」を「前条第1項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については、1人につき6,500円」に改め、「、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」を削る。

第12条第1項中「（新に職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む）」を削り、同項第3号及び第4号を削る。

第14条第1項中「、第3号及び第4号」を削り、「これらの」を「その」に改める。

第16条の6第1項第1号中「100分の115以上100分の190」を「100分の112.5以上100分の185」に、「100分の139以上100分の230」を「100分の136.5以上100分の225」に改め、同項第2号中「100分の103.5以上100分の115」を「100分の101以上100分の112.5」に、「100分の124.5以上100分の139」を「100分の122以上100分の136.5」に改め、同項第3号中「100分の92」を「100分の89.5」に、「100分の112」を「100分の

109.5」に改め、同項第4号中「100分の92」を「100分の89.5」に、「100分の112」を「100分の109.5」に改める。

第16条の7第1項第1号中「100分の49.5」を「100分の47」に、「100分の59.5」を「100分の57」に改め、同項第2号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の56」を「100分の53.5」に改め、同項第3号中「100分の46」を「100分の43.5」に、「100分の56」を「100分の53.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(勤勉手当の成績率の経過措置)

2 当分の間、改正後の甲府市上下水道企業職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第16条の6及び第16条の7の規定による勤勉手当の成績率については、これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、管理者が定めるものとする。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 100分の185
（改正後の規程第15条の5に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、100分の225）

(1) 再任用職員 100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）
（その他）

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

甲府市上下水道局管理規程第 5 号

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 9 日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

甲府市上下水道局会計規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局会計規程（昭和 4 5 年 4 月管理規程第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 支出負担行為の整理区分は、別表第 7 の支出負担行為整理区分表の定めるところによる。

別表第 6 の次に次の 1 表を加える。

別表第 7（第 2 8 条関係）

支出負担行為整理区分表

区 分	支出負担行為として整理する時期	支出負担行為の範囲	支出負担行為に必要な書類	備 考
給料・手当 ・報酬	支出決定のとき	支出しようとする額	給与支給調書 ・報酬支給調書	
賞与引当金 等繰入額	〃	〃	支出調書	
法定福利費	〃	〃	〃	

賃金	〃	〃	賃金支給調書 ・就労を確認 できる書類	第1回は 雇用決定 書
旅費	〃	〃	旅行命令書・ 請求書	
退職給付費	〃	〃	支出調書	
報償費	〃	〃	支出調書	審議会の 委員に対 するもの
被服費	契約締結のと き	契約金額	契約書	単価契約 は、下段 適用
	支出決定のと き	請求のあった 額	請求書・納品 書	
備用品費	契約締結のと き	契約金額	見積書	
燃料費	支出決定のと き	請求のあった 額	請求書・納品 書	
光熱水費	〃	〃	〃	
印刷製本費	契約締結のと き	契約金額	契約書	
通信運搬費	支出決定のと き	請求のあった 額	請求書・納品 書	
広告料	契約締結のと き	契約金額	契約書	
委託料	〃	〃	〃	
手数料	支出決定のと き	請求のあった 額	請求書・納品 書	

賃借料	契約締結のとき	契約金額	契約書	コピー機 賃借等は、 下段適用
	支出決定のとき	請求のあった額	内容を明らかにする書類	
修繕費	契約締結のとき	契約金額	契約書・見積書	
修繕引当金 繰入額	支出決定のとき	支出しようとする額	支出調書	
特別修繕引 当金繰入額	〃	〃	〃	
路面復旧費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
動力費	支出決定のとき	請求のあった額	請求書	
薬品費	契約締結のとき	契約金額	契約書	単価契約 は、下段 適用
	支出決定のとき	請求のあった額	請求書・納品書	
材料費	〃	〃	〃	〃
工事請負費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
補償金	〃	〃	〃	
研修費	支出決定のとき	支出しようとする額	内容を明らかにする書類	
食糧費	〃	請求のあった額	〃	
交際費	〃	支出しようとする額	〃	

		する額		
厚生費	〃	〃	〃	
負担金	負担金の決定をするとき	負担をしようとする額	〃	
会費負担金	負担金の決定をするとき	負担をしようとする額	〃	
補助交付金	交付の決定をするとき	交付しようとする額	〃	
貸付金	貸付決定をするとき	貸付しようとする額	〃	
保険料	支出決定のとき	支出しようとする額	〃	
公課費	〃	〃	請求書	
受水費	〃	〃	内容を明らかにする書類	
ダム管理費	管理費の決定をするとき	管理費の額	〃	
調査費	調査費の決定をするとき	調査費の額	〃	
基金事業	支出決定のとき	支出しようとする額	〃	
貸倒引当金 繰入額	〃	〃	支出調書	
雑費	〃	〃	請求書・支出調書等	
減価償却費	〃	〃	調書等	

資産減耗費	〃	〃	〃	
その他営業費用	〃	〃	請求書・支出調書等	
支払利息	〃	〃	納入通知書	
雑支出	〃	〃	請求書・支出調書等	
特別損失	〃	〃	内容を明らかにする書類	
予備費	〃	〃	〃	
固定資産購入費	契約締結のとき	契約金額	契約書	
企業債償還金	支出決定のとき	支出しようとする額	納入通知書	
基金	基金の決定をするとき	基金の額	内容を明らかにする書類	
開発費	開発費の決定をするとき	開発費の額	〃	
他会計償還金	支出決定のとき	支出しようとする額	納入通知書	
貯蔵品費たな卸資産購入費	契約締結のとき	契約額	契約書	
投資	支出決定のとき	支出しようとする額	投資決定書	
短期貸付金	〃	〃	貸付金決定書	

前払費用	前払いの交付をしようとするとき	前払費用の額	内容を明らかにする書類	
前払金	〃	前払金の額	〃	
預り金・前受金	支出決定のとき	支出しようとする額	調書等	

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

甲府市上下水道局告示第17号

甲府市下水道条例（昭和37年7月条例第33号）第6条にかかわる甲府市下水道工事指定店として、工事施工業者を指定したので、甲府市下水道工事指定店規程（平成19年4月規程第30号）第11条の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月18日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 野村 建幸

- | | | |
|---|-------|---------------|
| 1 | 指定年月日 | 平成31年3月18日 |
| 2 | 指定番号 | 第267号 |
| 3 | 指定店名 | YS工業 |
| 4 | 所在地 | 笛吹市石和町井戸377-8 |
| 5 | 代表者氏名 | 山形 修身 |

任免辞令

(市長事務部局)

市長直轄組織 危機管理室危機管理担当 課長 進藤 明
退職を承認する
以上 発令日 平成31年 3月19日

丹羽 保明

事務職員に採用する
行政事務職を命ずる
市長直轄組織危機管理室危機管理担当課長を命ずる
以上 発令日 平成31年 3月20日

甲府市固定資産評価審査委員会委員 清水 孝貢
甲府市固定資産評価審査委員会委員に選任する
以上 発令日 平成31年 3月24日

甲府市代表監査委員 萩原 泰
退職を承認する
以上 発令日 平成31年 3月31日

市立甲府病院 院長 藤井 秀樹
甲府市職員の定年等に関する条例第4条の
規定による期限の到来により平成31年3月31日限り退職とする
以上 発令日 平成31年 3月31日

市長直轄組織	危機管理監	部長	田中 元
総務部		部長	早川 守
総務部	総務総室	室長	塩澤 浩
総務部	契約管財室指導検査担当課長	課長	菅原 茂
総務部	契約管財室指導検査課	課長	宮澤 正樹
企画部		部長	中村 好伸
企画部	企画総室地域振興課	主幹	柏木 秀明
市民部	中道支所長	課長	望月 祐仁
市民部	中道支所	主幹	向井 公彦
市民部	市民協働室協働推進課	課長補佐	饗場 賢昭
市民部	収納管理室滞納整理課	係長	横瀬 順寿

福祉保健部		部長	相良 治彦
福祉保健部	長寿支援室生活福祉課	課長補佐	七沢 憲一
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	作業主任	済藤 晴美
環境部	廃棄物対策室減量課	統括主任	永田 聡
環境部	廃棄物対策室収集課	技能主任	松土 伸二
環境部	廃棄物対策室処理課	課長	小田切 英雄
産業部		部長	小林 和生
建設部	まち開発室都市整備課	課長補佐	清水 祐紀
建設部	まち開発室都市整備課	課長補佐	金山 達也
建設部	まち保全室公園緑地課	統括主任	三井 一夫
建設部	まち保全室地籍調査課	課長	山中 勉
会計室		室長	上野 英男
市立甲府病院		副院長	青山 香喜
市立甲府病院	診療部	科部長	藤井 英治
市立甲府病院	薬剤部	薬剤部長	細田 昭仁
市立甲府病院	薬剤部	薬剤部長補佐	鈴木 孝子
市立甲府病院	看護部	看護師長	小田切 好美
市立甲府病院	看護部	准看護師	保坂 富子
市立甲府病院事務局		部長	中澤 義明

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成31年 3月31日

市民部	市民総室総務課	係長	石原 真佐紀
市民部	市民協働室消費生活課	技能主任	亀田 浩子
市民部	収納管理室滞納整理課	主任	中澤 博之
福祉保健部	福祉保健総室健康増進課	課長	小川 忍
福祉保健部	福祉保健総室健康増進課	主任	羽田 理沙
福祉保健部	福祉保健総室健康増進課	主任	西岡 晴夏
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	齋藤 保奈美
子ども未来部	子ども未来総室子ども保育課	主事	東江 明日香
産業部	観光商工室商工課	主事	藤本 瞳
産業部	農林振興室農政課	技師	窪田 慎也
建設部	まち開発室都市整備課	技師	小俣 純也
建設部	まち保全室地籍調査課	主任	西海 裕子
市立甲府病院	診療部	医師	増田 和記
市立甲府病院	診療部	医師	島村 成樹
市立甲府病院	診療部	医師	今川 直人

市立甲府病院	診療部	医師	甲斐 貴彦
市立甲府病院	診療部	医長	安藤 美那子
市立甲府病院	診療部	医師	原井 望
市立甲府病院	診療部	医師	車 健太
市立甲府病院	診療部	科部長	國友 和善
市立甲府病院	診療部	医長	檜本 健太郎
市立甲府病院	診療部	科長	三谷 茂樹
市立甲府病院	診療部	医長	中村 亮介
市立甲府病院	診療部	科部長	小林 薫
市立甲府病院	看護部	主任	松野 美香
市立甲府病院	看護部	主任	神田 奈津希
市立甲府病院	看護部	主任	小林 芙佐子
市立甲府病院	看護部	主任	山川 美香
市立甲府病院	看護部	主任	中園 紗恵子
市立甲府病院	看護部	主任	幡野 三怜

(各通)

退職を承認する

以 上 発 令 日 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

企画部 部長 森澤 淳

甲府地区広域行政事務組合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

福祉保健部 課長 芦澤 文男

山梨県後期高齢者医療広域連合への派遣を解く

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(議会事務局)

議会事務局 部長 飯田 正俊

甲府市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により定年退職とする

以 上 発 令 日 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(教育委員会)

教育部 小学校 作業主任 雨宮 節子

教育部 小学校 技能主任 佐美 美智子

教育部	小学校	作業主任	横内 時江
教育部	教育総室甲府商業高等学校	校長	油井 壮介
教育部	教育総室甲府商業高等学校事務局	課長補佐	長田 功二
教育部	生涯学習室生涯学習課	課長補佐	志村 昭文
教育部	生涯学習室生涯学習課	課長補佐	中川 隆
教育部	生涯学習室生涯学習課	課長補佐	石井 丈司
教育部	生涯学習室生涯学習課	主任	皆川 和子

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 平成31年 3月31日

教育部	教育総室学校教育課	課長	松田 昌樹
教育部	教育総室学校教育課	課長補佐	伊藤 宏紀
教育部	教育総室学事課	係長	樋口 由実子

(各通)

退職を承認する

以上 発令日 平成31年 3月31日

(監査委員事務局)

監査委員事務局	主幹	京ヶ島 誠
---------	----	-------

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 平成31年 3月31日

(農業委員会事務局)

農業委員会事務局	係長	岡 正己
----------	----	------

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

以上 発令日 平成31年 3月31日

(上下水道局)

業務部		部長	野村 建幸
工務部	工務総室	室長	中川 裕一
工務部	下水道管理室	室長	前嶋 達郎
工務部	水道管理室	水道課 主幹	内藤 忠夫
工務部	下水道管理室	浄化センター 係長	山本 和彦

(各通)

甲府市職員の定年等に関する条例第2条の規定により定年退職とする

業務部 業務総室
退職を承認する

総務課

係長

加賀爪 小百合

以 上

発 令 日

平成31年 3月31日